

会 議 録

第 1 日

(平成7年9月5日)

○議 事 日 程 第 1 号

平成 7 年 9 月 5 日 (火) 午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 88 号ないし議案第 111 号 …………… 説 明

議案第 88 号 平成 6 年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 89 号 平成 6 年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 90 号 平成 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 91 号 平成 7 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 92 号 平成 7 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 93 号 平成 7 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 94 号 四日市市職員賞じゆつ金条例の一部改正について

議案第 95 号 四日市市消防団員賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部改正について

議案第 96 号 四日市市公共下水道条例の一部改正について

議案第 97 号 市道路線の認定について

議案第 98 号 工事請負契約の締結について
—小牧地区コミュニティ・プラント建設工事—

議案第 99 号 工事請負契約の締結について
—長太雨水 1 号幹線築造工事—

議案第 100 号 工事請負契約の締結について
—阿倉川汚水 1 号幹線管渠布設工事 (その 2) —

議案第 101 号 工事請負契約の締結について

- 議案第 102号 工事請負契約の締結について
 ー河原田東污水1号幹線管渠布設工事ー
- 議案第 103号 工事請負契約の締結について
 ー桜污水1号幹線管渠布設工事(その3)ー
- 議案第 104号 工事請負契約の締結について
 ー朝明ポンプ場下部土木(ポンプ井)築造工事ー
- 議案第 105号 工事請負契約の締結について
 ー日永浄化センター2系終沈汚泥掻寄機設備工事ー
- 議案第 106号 工事請負契約の締結について
 ー午起ポンプ場電気設備工事ー
- 議案第 107号 工事請負契約の締結について
 ー常磐ポンプ場電気設備工事ー
- 議案第 108号 委託協定の締結について
 ー日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事ー
- 議案第 109号 公有水面の埋立てに係る意見について
- 議案第 110号 字の区域の変更について
- 議案第 111号 快適環境都市宣言について

伊藤 修 一
 伊藤 正 数
 伊藤 雅 敏
 伊藤 正 巳
 宇野 長 好
 大谷 茂 生
 葛山 久 人
 川口 洋 二
 川村 幸 康
 久保 博 正
 桑原 勇
 小林 博 次
 笹岡 秀太郎
 佐藤 晃 久
 佐野 光 信
 瀬川 憲 生
 田中 武
 田中 俊 行
 谷口 廣 睦
 土井 数 馬
 豊田 忠 正
 中森 慎 二
 南部 忠 夫
 野崎 洋
 橋本 茂
 長谷川 昭 雄
 濱口 善 元

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

小井 道 夫
 石川 勝 彦
 市川 悦 子
 市川 正 徳

日置記平
藤井浩治
藤岡アンリ
藤原まゆみ
古市元一
益田力
水野幹郎
毛利彰男
森真寿朗

○欠席議員（1名）

小川政人

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	加藤宣雄
助役	奥山武助
収入役	栗本春樹
港湾審議監	梅木勇二
調整監	須原賢治
市長公室長	佐々木龍夫
計画推進部長	川畑義之
総務部長	小畑廣次
財政部長	野呂修
市民部長	南部和雄
保健福祉部長	服部美次
商工部長	米津正夫
農林水産部長	赤塚宗信

環境部長 玉置泰生
都市計画部長 西田喜大
建設部長 矢田楨雄
下水道部長 馬淵貞夫
消防長 島村隆
病院事務長 谷口淳一
水道事業管理者 鎌田悟

教 育 長 丹羽 武

代表監査委員 長谷川昭彦

○出席事務局職員

事務局長 有竹正宏
次長兼議事課長 伊藤千秋
議事係長 井上紀久夫
主 事 濱田信二
主 事 芝田敏樹

午前10時1分開会

○議長（野崎 洋君） おはようございます。

ただいまから平成7年9月4日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は40名であります。

今定例会の議事説明者は、市長初め23名であります。

表彰状の伝達

○議長（野崎 洋君） 会議に先立ちまして、去る6月28日、東京都にお

いて開催されました第71回全国市議会議長会定期総会において、20年以上の永年勤続議員として古市元一君が表彰されましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

古市元一君は、議場中央にお進み願います。

〔古市元一君議場中央に進む〕

○議長（野崎 洋君）

表 彰 状

四日市市 古市元一殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第71回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成7年6月28日

全国市議会議長会 会長 嶋村勝夫

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（野崎 洋君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野崎 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、田中俊行君及び土井数馬君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（野崎 洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間と決定いたしました。

日程第3 議案第88号 平成6年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第111号 快適環境都市宣言について

○議長（野崎 洋君） 日程第3、議案第88号平成6年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第111号快適環境都市宣言についての24件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案の説明に先立ちまして、一言おわびとお礼を申し上げます。病気療養のため、長期間にわたり入院をいたしまして、市政の運営に多大のご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げますとともに、この間、議長を初め議員の皆様方からは心からのお見舞い、ご激励をいただき、大変ご心配をおかけしましたことをこの場をおかりいたしまして、厚く御礼申し上げます。まだ十分体力が回復したとは申せませんが、入院中におきましても、将来の四日市港のあり方や市政において緊迫の度を増してきております財政問題等取り組むべき諸問題について、思案をめぐらしておまして、今後とも積極的に公務に精励してまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案についてご説明申し上げます。

議案第88号は、平成6年度市立四日市病院事業決算認定についてであり

ます。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、124億9,581万3,338円、収益的支出の決算額は、128億9,495万3,149円となりました。

資本的収入の決算額は、6億4,072万700円、資本的支出の決算額は、9億5,636万3,662円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億1,564万2,962円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益124億8,584万1,322円、費用128億8,532万5,267円となり、差引3億9,948万3,945円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書の欠損金につきましては、繰越欠損金年度末残高5億3,425万3,743円に当年度純損失3億9,948万3,945円を加えた結果、当年度未処理欠損金は9億3,373万7,688円となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高8億313万633円、当年度発生額3,582万3,155円、翌年度繰越資本剰余金8億3,895万3,788円となりました。

欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金9億3,373万7,688円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額128億7,030万8,891円、負債総額14億9,223万2,460円、資本総額113億7,807万6,431円となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。

公的医療機関として常に市民の福祉の増進を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努力してまいりましたが、当年度の収益的収支は総費用が総収益を上回ったため、純損失を生じました。病院経営を取り巻く環境は、全国的にも年々厳しさを増している状況にありますが、本院におきましても今後、人件費を初めとする義務的経費の増大、高度医療機器の導入等の近代的施設の整備を迫られていることから、さらに経費の増高が予想され、引き続き厳しい病院運営を余儀なくされるものと考えられます。

こうした状況のもと、経営の健全化に向け、経営基盤の確立を図るべく企業努力を行い、市民の健康を守る中核病院として、さらに良質な高度医療が提供できるよう、一層の努力を傾注してまいる所存であります。

議案第89号は、平成6年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、82億5,278万1,974円、収益的支出の決算額は、74億3,512万5,883円となりました。

資本的収入の決算額は、20億3,330万4,087円、資本的支出の決算額は、32億6,015万2,573円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、12億2,684万8,486円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益80億3,354万1,314円、費用72億8,645万6,589円となり、差引7億4,708万4,725円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書の利益剰余金につきましては、当年度純利益で繰越欠損金年度末残高1億2,404万9,890円を埋め、なお残額6億2,303万4,835円を当年度未処分利益剰余金といたしました。

また、資本剰余金は、前年度末残高55億4,265万2,301円、当年度発生高3億5,059万4,454円、当年度処分額173万3,151円で、翌年度繰越資本剰余金は58億9,151万3,604円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金6億2,303万4,835円のうち、4億7,900万円を減債積立金に積み立て、利益剰余金を処分した残額1億4,403万4,835円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額293億6,142万9,590円、負債総額14億8,361万6,114円、資本総額278億7,781万3,476円となりました。

以上が水道事業の決算概要であります。

水道事業経営につきましては、地方公営企業として効率的な経営を図りながら、安全でおいしい水を安定的に供給することに努めてまいりました。

が、事業収益の大宗を占める水道料金収入におきまして、給水戸数の伸びと本年度から実施いたしました料金改定により、前年度を上回る収益を生じましたが、配水量は昨夏の異常渇水と景気の低迷等の影響を受け、微増にとどまりました。

今後の水需要につきましては、当初計画の水需要確保が難しいことも予想され、さらに厳しい財政状況が予測されます。

こうした状況のもと、今後の水道事業の経営につきましては、公営企業としての使命を果たすために、財政収支を見きわめながら、第四期拡張事業の推進や国が策定した「21世紀に向けた水道整備の長期目標」の達成に必要な諸施策を着実に推進し、効率的な経営と市民サービスの向上を図るなど、一層の企業努力を傾注していく所存であります。

議案第90号は、本市一般会計補正予算第2号案であります。

今回の補正の主な内容は、「緊急円高・経済対策」に基づく公共投資等の拡大、災害に強いまちづくりを推進していくための地震対策事業費、四日市大学の新学部設置に対する補助金、国・県から補助割り当てのあった公共事業費、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るための中小企業振興資金貸付金の追加補正のほか、去る5月の集中豪雨により被災した公共土木施設等に係る災害復旧事業費等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は、50億4,363万8,000円で、補正後の予算額は970億1,654万5,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、防災まちづくり基本方針の策定、防災倉庫施設の充実等を図るための地震対策事業費及び交通安全施設等整備事業費の追加計上であります。

第3款民生費は、社会福祉法人「四日市福祉会」が設置した精神薄弱者更生施設建設費補助金の計上のほか、児童育成基盤整備等推進事業費の計

上であります。

第4款衛生費は、(仮称)三重北勢健康増進センター整備事業費の計上及び南部埋立処分場容量拡大事業費の追加計上であります。

第6款農林水産業費は、県から補助割り当てのあった農地銀行特別事業費の追加計上のほか、三重の米生産条件整備事業費補助金、地域特産物新需要産地形成事業費補助金の計上であります。

第7款商工費は、中小企業振興資金貸付金の追加計上及び輸出関連等円高対策資金保証料補給金の計上であります。

第8款土木費は、国庫補助内示に合わせた道路、橋梁、河川、街路、都市下水路、公園事業費、単独事業費として道路、街路、公園事業費、四日市港管理組合負担金並びに公共下水道特別会計繰出金の追加計上及び小牧町公営住宅建設事業費の計上であります。

第9款消防費は、入札差金による消防本部指令装置改修工事費の減額のほか、消防ポンプ付給水車の購入費及び消防活動用機器整備費の追加計上であります。

第10款教育費は、四日市大学新学部設置費補助金及び移動天文車車庫整備費の計上であります。

第14款災害復旧費は、5月の集中豪雨による農林及び土木施設に係る災害復旧費の計上であります。

以上、概要をご説明いたしました。歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第91号から議案第93号までは、各特別会計の補正予算案であります。

国民健康保険特別会計は、6年度に交付を受けた療養給付費交付金等が医療費に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

公共下水道特別会計は、国庫補助内示に合わせた管渠布設費、ポンプ場

築造費の増額及び浄化センター築造費の減額補正のほか、単独事業費として各処理区の面的整備を図るための管渠布設費及びポンプ場築造費の追加計上と債務負担行為の変更を行いました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金、繰越金を追加計上いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、補助割り当てのあった末永・本郷土地区画整理事業費及び単独事業費の追加と西橋北土地区画整理事業調査委託費の計上を行いました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金を追加計上いたしました。

続きまして、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第94号職員賞じゅつ金条例の一部改正及び議案第95号消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正につきましては、国の消防表彰規程が本年4月に改正され、賞じゅつ金の基準額が引き上げられたことに伴い、市職員及び消防団員に支給する賞じゅつ金の額を引き上げようとするものであります。

議案第96号公共下水道条例の一部改正につきましては、公共下水道使用料について、負担の適正化を図ろうとするものであります。

議案第97号は、道路法に基づく市道路線の認定案でありまして、川島園内に設けられた道路等40路線を市道として認定しようとするもので、所在はそれぞれお手元の図に示すとおりであります。

議案第98号から議案第107号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、小牧地区コミュニティ・プラント建設工事、阿倉川汚水1号幹線管渠布設工事その2、消防緊急通信指令施設設置工事外7件につきまして、指名競争入札及び一般競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第108号は、日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事につきまして、日本下水道事業団にその工事施工を委託しようとするものであります。

議案第109号につきましては、運輸省第五港湾建設局が本市霞二丁目の地先の公有水面をふ頭用地として埋め立てるに当たり、港湾管理者の長から意見を求められましたので、異議のない旨申し述べようとするものであります。

議案第110号は、土地改良事業の施行に伴い、本市北小松町地内の字の区域の一部を変更しようとするものであります。

議案第111号は、地球的な視野に立ち、良好な環境の保全と創造を図るため、本市を快適環境都市とすることを宣言するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（野崎 洋君） この際、報告いたします。

専決処分報告及び監査結果報告が参っております。既にお手元に送付をいたしておりますので、ご了承を願います。

○議長（野崎 洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、9月11日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分散会

会 議 録

第 2 日

(平成7年9月11日)

○議事日程第2号

平成7年9月11日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(41名)

小井道夫
石川勝彦
市川悦子
市川正徳
伊藤修一
伊藤正数
伊藤雅敏
伊藤正巳
宇野長好
大谷茂生
小川政人
葛山久人
川口洋二
川村幸康
久保博正
桑原 勇
小林博次
笹岡秀太郎
佐藤晃久

佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アヅリ
 藤原まゆみ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

収 入 役 栗 本 春 樹
 港 湾 審 議 監 梅 木 勇 二
 調 整 監 須 原 賢 治
 市 長 公 室 長 佐々木 龍 夫
 計 画 推 進 部 長 川 畑 義 之
 総 務 部 長 小 畑 廣 次
 財 政 部 長 野 呂 修
 市 民 部 長 南 部 和 雄
 保 健 福 祉 部 長 服 部 美 次
 商 工 部 長 米 津 正 夫
 農 林 水 産 部 長 赤 塚 宗 信
 環 境 部 長 玉 置 泰 生
 都 市 計 画 部 長 西 田 喜 大
 建 設 部 長 矢 田 禎 雄
 下 水 道 部 長 馬 淵 貞 夫
 消 防 長 島 村 隆
 病 院 事 務 長 谷 口 淳 一
 水 道 事 業 管 理 者 鎌 田 悟
 教 育 長 丹 羽 武
 代 表 監 査 委 員 長 谷 川 昭 彦

○出席議事説明者

市 長 加 藤 寛 嗣
 助 役 加 藤 宣 雄
 助 役 奥 山 武 助

○出席事務局職員

事 務 局 長 有 竹 正 宏
 次 長 兼 議 事 課 長 伊 藤 千 秋
 議 事 係 長 井 上 紀 久 夫

主 事 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○議長（野崎 洋君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事は一般質問でございます。

日程第1 一般質問

○議長（野崎 洋君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 おはようございます。

長く議員をさせていただいておりますけれども、一般質問のトップバッターというのは初めてかと思っておりますので、少し緊張をいたしております。よろしくお伺いをいたしたいと思っております。

通告に従いまして質問をさせていただきますが、今回の質問は端的に申し上げますので、答弁の方も簡単明瞭にお伺いを申し上げておきたいと思っております。

まず、第1点目の市長のマスコミ報道に関連してお伺いをいたします。

幸いにしてお元気で登庁され、執務を従来どおり続けられているということで安心をし、喜んでおりましたところ、突然の記者会見でこの9月2日に各紙に報道され、驚き、正直、私も一抹の寂しさを感じたわけですが、市長の公式の記者会見であり、信じざるを得ません。来年12月23日任期満了に関して、これ以上やるのはいかがなものかと次期への体力

や年齢面での不安を語り、個人的にはどなたかいい人に出てほしいと発言されたようですが、私初め多くの市民の方々も心配し、私のところにも何度か問い合わせが参っておるところでございます。それに関連して、4点ほどお伺いをいたします。

マスコミのこの報道の真相とその経緯について。現在多くの皆さんが心配されております健康状態について。3点目には、再出馬について、なかなか時期については難しいと思っておりますけれども、市制100年の中のこの5期20年という重みを持って、やはり明快にするべきではないか。そして、市長の意中の人、こんなものも心の中ではあり、こんな時期に会見をしたのではないかと察するところでございますので、よろしくお伺いを申し上げたいと存じます。

2点目の本市の官官接待と食糧費についてお伺いをいたします。

最近、連日のようにオウム事件とこの問題がマスコミを騒がせております。本市市民も関心を持ち、行政不信を引き起こす原因になりはしないかと私どもも心配をしておるやさき、先日朝日新聞で、東海3県の自治体の食糧費分析結果が報道されました。今年度の予算分析によりますと、名古屋市を除きますと、鈴鹿市がトップの5,900万円余りで、本市は2,300万円余りでございます。1人当たりの負担額は本市は85円と最少となっておりますけれども、ここに朝日新聞の記事を見ますと、いろいろと東海230自治体の今年度予算分の調査と、こういうことで、県を接待する、これが慣例化しておるとか、あるいは四日市市は2日間で花代7万円とか、芸者呼び料亭懇談、こういうふうに記載をされておりますと、市民の不信は高まるばかりでございますので、少ないからといって、このまま放置することなく、市民に理解を求めて、そして行政の健全化を図らなくてはならないと思っております。

そこで、本市の将来的な考え方、それから来年度のこういった予算措置についてお伺いをいたしたいと存じます。

3点目は、市営住宅の入居基準見直しを建設省で抜本改正をすると、このことをございます。これについてお伺いをいたします。

建設省は、来年度から、低所得者層の住宅施策の柱の一つである県営、市営などの公営住宅のあり方を抜本的に改正をする。現在の全国一律の入居基準を廃止し、地方自治体が独自に入居基準を決めるようにするほか、入居者の収入に応じて家賃を変える応能家賃制度を新規導入し、自治体独自判断で、お年寄りなど必要に応じて公営住宅を提供できるようにし、基準を上回る高額入居者層に対しては民間並みの家賃にする改正案を通常国会に提出するようございます。そこでお伺いをいたします。

この抜本改正について、本市は検討をしているのか。そうして、この考え方についてどうお考えか、お伺いをいたします。関連して、基準を上回る勤労者の入居対策について、本会議でも絶えず問題になっております、この第一線で働く皆さん方の入居問題についてお伺いをいたします。

次に、河川と水路のネットワーク事業の導入についてお伺いをいたします。

建設省は来年度から、水量が豊富な大きな川から水を農業用水路を使って汚れた川に流し、浄化する河川水路のネットワーク事業を始める方針を固めたようです。川の水を別の河川に流すことは可能で、今日までありますけれども、私権がある農業用水路や下水路でその間をつなぐことはできなかったわけございますけれども、今回、建設省と農水省が調整を進め、来年度からモデル河川を数カ所選び、実施したい考え方のようです。既に、新湊市では、6本の農業用水路を河川に変更し、進めているようです。また、緑化など環境関連事業と組み合わせて川の周辺を総合的に整備し、環境保全にも力を入れる方針だと伺っております。建設省は、このことを各自治体に希望を調査するとのことでもあります。

そこで質問をいたします。

本市はこの計画を、情報を得て検討しているのかどうか。また、検討中

であれば、どう計画し、進めていこうとしておるのか。そうして、ぜひこういった方策を積極的に取り入れて市政の推進を図っていくのが最も必要ではなかろうかと思ひます。この建設省の希望調査に入った段階で、本市はどう結論を出して推進をしていこうとしているのか、お伺いをいたします。

5点目は、高齢者人材バンク設立についてお伺いをいたします。

農山漁村の高齢化問題に取り組む農水省の農山漁村の高齢者に関する長期ビジョン懇談会は、本年7月、高齢者の技術を生かす人材バンク設立などを内容とする提言をもとに、農水省ではその提言を受け、来年度予算から政策の具体化を図るとのことです。内容は、若年人口が流出し、高齢化のテンポがこういった農山村には20年ほど先行して進んでいると、伺っております。そのための農村の高齢化対策の試金石と位置づけ、高齢者が生きがいを持てる地域社会をつくるため、福祉や医療の充実とあわせ、地域社会に参加する機会の必要性を指摘、農村漁業の技術、能力を生かし、意欲に応じた活躍の場を見つけられるような内容とし、市町村には農協、漁協などと連携し、その母体や構想づくりを推進するよう求められているようですが、本市についてはどう取り組んでおられるか、2点ほどお伺いをいたします。

来年度から予算化するようですが、本市として、どうこういういい施策を取り組んでいこうと考えておられるか、また、取り組んだ内容についてもお聞かせをいただきたいと存じます。

2点目は、現在のシルバー人材センターとは別に農協、漁協と連携し、構想づくりを求められているようですが、本市の取り組みは、そういったところと話し合い、あるいは協議をされたかについてお伺いをいたします。

そして加えて、この問題はいろいろこれから農業関係にも後継者がなく、受委託等の作業が必要と、欠くべからざるものとなってまいりますので、この点についても真剣に取り組むべきでなかろうかと思うところござい

ますので、質問をさせていただきました。

次、6点目の鈴鹿山麓レジャー施設計画に関連して、四、五点お伺いをいたします。

まず、農村公園、あるいは地域によっては農林公園というおりましたこの建設についてであります。最近、全国各地で農村の活性化、高齢化対策、農村後継者対策、市民の余暇対策等幅広い対策として多くの自治体が推進をしております。そうして成果も上げているようであります。本市にも早急に実現の必要性を感じますが、その計画等についてお伺いをいたします。

次、2点目は観光道路、レジャー道路についてでございますが、第2名神自動車道建設にあわせて行うことがこの事業を進めるのに最も有利ではなかろうかと思ひ、この時期がチャンスではないかと私は思うところでございます。第2名神自動車道に側道を完備し、鈴鹿国定公園、鈴鹿マウンテンの発展のために、この際、鈴鹿山麓観光レジャー道路、あるいは施設の整備と回遊性を確立するため、少なくとも近隣市町村の菰野町、鈴鹿市、亀山市、関町と本市がそのための組織づくり、これがぜひ必要ではないかと思ひますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

また、東海自然歩道とアクセス道路の整備についてでございますが、東海自然歩道は、東京の明治の森から大阪の箕面市まで延長1,343km、これを各都府県が担当し、整備をしているようでございます。最近、人にやさしい道づくり、あるいはふるさとの道事業等々各県で着手しているようですが、本市では今日まで、看板さえも満足なものではなく、道路整備は皆無であります。

そこで、本市もこの東海自然歩道の整備を県に強く要望すべきであると思ひますが、いかがでしょうか。現在までも要望してきたのか、これもお伺いをいたします。

次に、鈴鹿山麓レジャー施設計画内の温泉計画でございますが、この質

問も再度いたしたいと思ひます。

この計画立案後、掘削調査が行われたようですが、市民に最も喜ばれる場所に、観光、レジャーとあわせて高齢者、障害者福祉の面から、四日市港が見える温泉を早急に実現してはどうかと提案をするものでございます。費用については、私もお聞きしたところ、河口湖町ではヒット・アンド・ペイ方式、こういう方式で、温泉の温度と湯量に応じて掘削費用を支払う方式だそうでございます。出なかったときは最低価格3,000万円とし、この河口湖町では、話し合いの結果ただになったようでございます。業者もそれなりに、温泉が出なければ仕事にならないので、一生懸命取り組んでいると、自治体挙げて期待を寄せているということでございます。この点についてもどうか積極的なご答弁をいただきますようお願いを申し上げ、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点目について、私からお答えを申し上げます。

ご承知のように、私は去る3月20日、腹部動脈瘤の手術ということで入院加療に入ったわけですが、一時は4月の初めに退院をいたしました。ならし運転に入ったのでございますけれども、どうも調子が悪いということで、再度入院をいたしまして、去る8月25日に正式に退院をいたしますまで、約5カ月という長い期間入院加療をいたしておりました。最近、ようやく少しずつ元気が出てきたようでございます。そんなときの記者会見、退院前の記者会見でありますから、私自身、体力的に余り自信がなかったというのが実情でございまして、あのような記者会見での答弁になったと、自分ではそう思っております。

正直申し上げます、私は、自分の年齢、あるいは体力等を考えて、ああいうふうに考えるのが常識的かなと、深い考えがあったわけではございませんが、そういうことでああいう答弁になったことは事実でございます。

ただ、その後、わずかの期間ではありますが、正式に退院をいたしましてから今日まで勤務をいたしております。ほとんどフルの勤務であります。今日まで余り大きな変化はないというのが実情でございます、まあまあどうやら回復をしてきつつあるのかなというふうに今日では考えておるわけです。

そこで、記者の方から次期について当時ご質問がありまして、あのような答弁になったわけです。私は、そういった状況下での気持ちを申し上げたのでございまして、全く個人的な見解を申し上げました。ただ、私の今日あるにつきましては、それなりに相談を申し上げなければならない方々もあるわけですから、そういったきちとした手続を踏まえて答弁をしたわけではないというふうにご承知おきを賜りたいというふうに思います。

そこで、実は次期をどうするか。6選というのは、やはり多選の傾向はあると思いますし、そのことに対するご批判をいただくことは当然かというふうに思っております。したがって私は、今直ちにどうこうするということを申し上げるのではなくて、いまして時間をおかしをいただきまして、ことしの暮れないし来年の初めまでには最終的な結論を出しまして、皆さん方にお諮りを申し上げたいというふうに思っておりますので、いまして時間をおかしをいただきたい。

なお、私は入院中に職務代理者も置かずに、決裁は自分でやっておりましたし、大きな問題につきましては、今日四日市が抱えております大きな問題につきましては担当者の方々に来てもらい、三役にも来てもらって、寄り寄り相談をしながら対処をまいりました。幾ら病気とは申せ、これらの大きな課題をいかげんに過ごすわけにはまいりませんので、そういう形でやりましたので、今日もなおそういう方向で、今度は退院をして出勤しておりますので、もっとやりやすい状況にあるというふうに思いますので、ことしの年末ぐらいまでにはそういうことをきちとや

りながら、今日抱えている問題の解決に向かって努力をしまいたい、かように考えておりますので、先ほど申しましたように、いましてお時間をちょうだいいたしたいというふうに思います。

第2点目でございますが、官官接待の問題につきましては後で詳しく市長公室長の方からご答弁を申し上げますが、この接待の中身というのは、実は私どものやり方は、秘書課で一括処理をいたしております、これに対しましては、私も全く口を差し挟むということはやっておりません。常識的に考えてやむを得ないと思う程度のことしか私はできないというふうに思っておりますし、それで十分であるというふうにも思っておりますので、今後皆さん方のご指摘もありますので、世間から非難を受けることのないように、より一層引き締めてやっていくつもりでございますので、ご理解を賜っておきたいというふうに思います。

他の点につきましては、それぞれ担当部局の方からご答弁させていただきます。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 官官接待に関しますご質問につきましてご答弁申し上げます。

今、市長の方からも申し上げましたように、最近、この件につきましてはマスコミ等で、特に四日市市も大きく取り上げられたりしたところでございます。

この官官接待は、現行制度の中で考えますと、今あります行政運営をできるだけ円滑に進めていこうと、こういうことをした場合には、どうしても国あるいは県等との十分な意思の疎通を深めていかなければならない、こういう事情がございます。できるだけ地域の実情をそういった県あるいは国の方々によく理解をしていただいて、適切な行政上の措置を援助していただく、こういうことが非常に重要になっておるわけございまして、

これは現行制度の枠組みの中で、そういうことはどうしても必要になってくる一つの過程でございます。

したがって、そういうことをよりよくご理解をいただくと、こういうことのためには、必要最小限の範囲内で、ある程度一つのプロセスとして必要になってくることであろうかと、そんなふうに理解しておるわけでございます。

しかしながら、それが当然のこととして日常茶飯事行われるということは、全く必要もないことでありますし、また経費効率の面から考えても、十分に厳正に行われる必要があるのは当然のことです。したがって、こういったことは、これまでもそのようにやってまいりましたが、これからもより以上に厳正に行っていく必要があるだろうと、しなければならぬと、そんなふうに考えておるところでございます。

来年度の予算措置の問題でございますが、この件も含めまして、去る8月15日に、自治事務次官の通達という格好で出されております文書がございますが、それをちょっとご紹介いたしますと、表題は「地方公共団体の行政運営及び予算執行の適正化について」と、こういうふうなタイトルでございます。それに基づきます内容といたしますのは、まず第1に、簡素・公正を旨とした行政運営を確保しと。それから2番目に、適正な予算執行の徹底を要請すると、こういうことございまして、特に食糧費等につきましては、社会的な批判を招くことのないよう、厳に節度のある対応を図って、その執行に厳正を期すように。こういうことございまして、この通達が出されたということはそれなりに意味のあるところでございまして、現在の経済情勢ですとか、あるいは税収の大変多難な時代、それから、それに合わせました予算執行の厳正さが求められなければならない、こういうふうな背景を受けてのことでございますので、当然に私どもも、来年度の予算案につきましては、十分にその意を受けた編成なり、あるいは執行なりを行っていかなければならないと、そのように考えておるとこ

ろでございます。

具体的にその交際費の扱いにつきましては、先ほど市長の方からも申しましたように、秘書課の方で集中的な管理をやっておりまして、この秘書課の方で集中管理を行うということにした理由といたしますのは、原課の方でそれぞれ予算を組んで執行をしておるような自治体もあるわけですが、それですと統一的な基準の運営がなかなか、趣旨がなかなか徹底しないと、こういうふうなところもございまして、かなり長い期間、この秘書課での集中管理方式というのをとっておりまして、それはそれなりに効果を上げておると、そういうふうに考えておるところでございます。

とにかく、この交際費あるいは食糧費等の執行につきましては、これまでもそう甘い姿勢で執行したということはございませんが、これまで以上に十分厳正厳格に運用を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 私の方から、第3番目の住宅関係並びに河川関係についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、市営住宅の建設省入居基準見直しに伴う本市の住宅政策ということについてお答え申し上げます。

平成5年9月に、実は建設大臣から住宅地審議会に対し諮問がなされたところでございます。この諮問は、国や地方公共団体などの公的主体による直接供給、公的支援を中心としたこれまでの住宅政策からさらに視野を広げた新しい体系へ再編していくことの必要性が求められたということで、本年6月に住宅地審議会より「21世紀に向けた住宅地政策の基本的体系について」というような答申が国に出されたわけでございます。

この内容につきましては、森議員からもご提言がございましたように、弾力的な家賃設定がしにくい現在の1種、2種の区分を撤廃し、制度を一

本化することや、所得に応じた家賃体系を導入することなどが盛り込まれておるところでございます。

議員ご指摘の入居基準の見直しを含めた公営住宅法の改正に組み込まれており、私どもといたしましては、現在の段階では具体化までにはいっておりませんので、今後具体的な内容を十分把握いたしまして、国の法改正に準じて本市も対応してまいりたいと、かように考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また一方で、高額所得者ということで、勤労者住宅向けの供給についてでございますが、本市では三重県労働金庫との協調融資による勤労者持ち家促進事業、あるいは勤労者住宅取得資金等の貸付制度を実施しております。本年度からは貸付額をそれぞれ300万円から400万円にアップし、中堅の勤労者の持ち家の促進に努めているところでございます。

一方、市営住宅の収入基準を超える、いわゆる中間所得層に対する住宅供給対策として、民間土地所有者等が一定の条件の中で建設する良質な賃貸住宅について、国、県、市が建設費の補助や家賃の一部補助などの公的助成を講ずることによりまして、入居者の家賃負担が低減できる特定優良賃貸住宅の制度の運用をしてまいりまして、私ども市といたしましても本年度から取り組んでまいるところでございます。

今後も、勤労者への住宅供給の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、河川でございますが、河川と水路のネットワーク事業についてでございますが、河川の良好な水質保全のためには、河川浄化は不可欠なものでございます。このような観点から、建設省では来年度から、農業用水路や都市下水路を使って水量の豊富な大きな川の水を都市部の汚れた川に流し、浄化する河川水路のネットワーク事業に取り組めるよう、建設省の河川局と、あるいは関係する都市局、あるいは農林水産省で現在調整を進めておる段階と聞き及んでおります。

現在のところでは、この具体的な事業内容につきましてはまだ県からの詳細も来てございませんが、今後具体的な内容を十分調査いたしまして、制度化された暁には関係機関とも十分協議し、すなわち水路管理者とか河川管理者とかあるわけございまして、そういう関係機関とも十分協議しながら、一つの大きな手法であるというふうに認識をいたしておりますので、本市への導入についても十分ご提言を踏まえて検討してまいりたいと、かように考えるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（赤塚宗信君）登壇〕

○農林水産部長（赤塚宗信君） ご質問5点目の高齢者人材バンク設立についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問にありました農山漁村高齢者ビジョンについてでございますが、これは農林漁業、農山漁村の特質を生かしつつ、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられることを理念として、全国の農山漁村において高齢者問題に取り組む際の視点、対応方策を示すため、農林水産省の依頼を受けて、農山漁村の高齢者に関する中長期ビジョン懇談会が平成7年6月に公にした報告でございます。

農林漁業生産活動や地域社会活動において高齢者に期待される活動の場を提供することにより、農林漁業の振興及び農山漁村の地域社会の活性化を図り、来るべき高齢化社会のモデルとしようとするものでございます。

この報告を受けまして、農林水産省は、農山漁村高齢者ビジョン推進実践事業を平成8年度からの6カ年事業として計画し、平成8年度分として2億7,000万円の概算要求を行っておる段階でございます。

三重県におきましては、この事業の前倒しの実施によりまして、三重県農山漁村高齢者ビジョンの策定に取りかかり、三重県下で藤原町、白山町、大内山村の3町村におきまして、モデル事業として平成7年度から9年度

までの3カ年事業として検討を始めているところでございますが、その方策の一つとしまして、ご質問にございました高齢者人材バンクの設置によりまして、高齢者の活用を図ろうということが検討されておるところでございます。

本市におきましては、既に保健福祉部所管でシルバー人材センターが設置されておりまして、この中で農林・水産の作業につきましてもの会員登録等も制度化されているところでございますが、現実的には農林水産分野におきましての利用あるいは活用は、必ずしも十分とは言えない状況でございます。

本市農林水産業の振興においても、農山漁村地域における従事者の高齢化、後継者の育成等の課題を抱える中、県段階でのビジョンの策定をまちまして、農協あるいは漁協等の関係機関、あるいは関係部課との調整を行いながら、農林漁業を対象とした高齢者人材バンクの設置の必要性を含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

続きまして、鈴鹿山麓レジャー施設計画に関連しまして、農村あるいは農業公園の計画につきましてご答弁申し上げます。

まず、農業農村は、単に食糧生産だけではなく、その生産の場は緑豊かな自然空間として市民に潤いのある場を提供し、また、情操教育の場として重要な意味を持っております。

しかし、農産物の輸入自由化、農家の後継者不足、農業者の高齢化、農業就業人口の減少など、農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。そういった状況下におきまして、農業・農村に対する理解を高めるために、また都市住民と農村の交流を深め、農村の活性化を図る一つの方法として、農業公園の開設が重要な役割を持っております。

本市におきましては、ふれあい農業の一環として既に市民菜園を設置し、水沢地区におきましては茶業振興センターを開設し、さらに少年自然の家

近くにふれあい牧場の整備を進めております。大規模な農業公園につきましては、第6次基本計画の中において農業公園の基本構想の策定を計画しており、今後とも地域の特色を生かしながら、農業公園の実現について研究、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 6番目の鈴鹿山麓レジャー施設計画に関連いたしまして3点ほどご質問をいただいたわけでございます。

まず、第1点目の観光道路の構想に係る広域推進体制についてであります。

本市が平成6年に策定いたしました鈴鹿山麓レジャー・レクリエーションエリア開発基本計画におきましても提案をされておるところでございますが、ご指摘のとおり、市内の観光施設を結ぶ道路整備はもとより、近隣市町村との連携した観光道路の整備に向けての取り組みが大変重要であると考えておるところでございます。

現在、三重県が所管いたします遊ロード三重キャンペーン推進協議会が県下に六つの観光ルートを設定いたしまして、ルート内の観光地のPRとか、魅力あるコースプランの紹介、誘客イベントの実施等が行われておるところでございます。本市も「いで湯と味の昔町」のキャッチフレーズで、鈴鹿市、桑名市及び菰野町ほか周辺の11町とともに、そのルートの一つに含まれておるところでございます。

今後は、この協議会での会議、あるいは研修会等情報交流の場を通して、関係団体が連携して広域的な観光道路ネットワークづくりを推進できるように努めてまいりますとともに、庁内関係部局との連携をより一層強化してまいりたいと考えておるところでございます。

また、第2名神自動車道等の建設については、これらの整備促進に向け

た働きかけや連絡調整等を図るため、三重県北勢地域幹線道路事業促進協議会が設立されておるところでございます。今後こういった場の中でも観光の回廊性を考慮した道路計画について、関係市町との連携を密にし、検討をしまっている所存でございます。

続きまして、第2点目の東海自然歩道の整備についてでございますが、本市の管内におきましては、三重郡菰野町に接する雲母橋から内部川に至る約1.9kmが該当し、三重県から委託を受けまして設置されたトイレ、ベンチ、案内板、標識等の補修など維持管理に努めておるところでございますが、ご指摘のとおり、高齢者や子供に親しまれる、人にやさしい道路づくりは大切なことであろうと考えております。

東海自然歩道につきましては、歩道が通過する市町村、都府県及び観光協会等で構成をいたします全国的な東海自然歩道連絡協議会が組織され、三重県におきましても、四日市市を初めといたしまして14の自治体、観光協会が加入をしており、関係省庁への整備促進に対する協力要請、会員相互の情報交換を行っておりますが、今後とも県及び関係機関と協議しながら、より一層の整備に努力をしまいたいと考えておるところでございます。

次に、第3点目の温泉計画についてでございますが、観光はもとより、健康面から、高齢者とか障害者福祉に対しまして温泉の持つ利点は大きいものがあると存じております。

ご指摘をいただきました温泉掘削における河口湖方式であります。これは業者が受注して温泉掘削に失敗した場合は、注文主はその費用負担を免れるという、ご指摘のとおりヒット・アンド・ペイ、いわゆる成功報酬方式によるものでございまして、山梨県河口湖町の場合は、町有地を業者に貸与いたしまして、掘削に要する経費は業者がすべて負担するもので、温泉が湧出した場合には温泉くみ上げに要した掘削費用とか、あるいはポンプ等の機材を一定期間の後に町が買い上げるという方式でございまして、

本年6月上旬から掘削を開始されたわけでございます。8月中旬に約40度のお湯が湧出し、湯量とか泉質等の調査が現在進められていると聞いておるところでございます。当然、業者が受注する際に背負うリスクは相当なものとなるようであります。

なお、温泉の掘削につきましては、宮妻峡一帯におきましては温泉の湧出する可能性は、専門業者の話によりますと、地質的な条件からも非常に難しいと聞いておりますけれども、今後、河口湖方式を含め研究をしまっている所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 森 真寿朗君。

○森 真寿朗君 明快な答弁をいただきましたので、あとそれぞれ要望なり意見をさせていただきたいと思っております。

市長の報道に関連して、こういう質問をさせていただいたわけですが、市長の答弁をお聞きいたしまして、全く気持ちはそうでなかろうかと理解をいたしました。

そこで、お願いをしておきたいのは、先ほども申し上げましたように、市制100年のうちの20年間を市長としてお務めになられるわけですから、この四日市市がさらに発展するための、やっぱり考え方をきちっと持って、そうしてあと残されたところを頑張っていたきたい。もちろん、大変病後でご苦勞をいただくわけでございますので、十分健康に留意され、在任期間頑張っていたきますように激励を申し上げておきたいと思っております。

次に、官官接待については、私も実は制度を変えなければ大変難しい問題だなと、こう理解をいたしておりますけれども、やはりなかなかそういった面について多くの市民の皆さんは理解をしていただけないと、こう思いますので、こういった点についていろいろと今後理解が求められるような方策等考えて取り組んでいただきたい、こうご要請を申し上げておきたいと思っております。

次に、実はこの河川と水路のネットワーク事業についてでありますけれども、この問題は、今日まで河川行政あるいは農林行政の中で、なかなか市単あるいは県単では進められない、こう多くの問題が実はあるわけでございます。したがって、ぜひとも積極的に受け入れて、そして進めていただきたい。先ほど農林水産部長から、重要と認識をしておると、こういう答弁がございました。文字どおり重要でございますので、私の方からも積極的な受け入れをご要請申し上げておきたいと思っております。

次に、鈴鹿山麓のレジャー施設計画について、商工部長の方からご答弁をいただきました。東海自然歩道にしろ、観光協会にしろ、今日までいろいろな協議体があり、協議を例年進められておるといのは承知をいたしておりますが、それなりの分担金、負担金を納入しておるにもかかわらず、なかなかその成果が出てこないというのが実態でございます。したがって、これこそ市長にひとつ決断をしていただきたいと思っておりますが、実は市長先頭に立ってこういった組織を、再度組織を改革、あるいは立て直して、積極的な推進を進めると、こういう答弁をいただきたいと存じます。

それから、温泉の関係で、少し、この前もお話を申し上げたと思っておりますけれども、業者に掘削の調査を依頼したところ、宮妻峡周辺は非常に可能性が薄いと、こういう答弁でございます。しかし、この答弁は、私は部長が現地の山に入って歩いてみたことがない、このことがこの答弁で出てくるのではなかろうかと思っております。私どもが中を歩いておると、実は硫黄の吹き出したような跡がある、こんな地点もあるわけでございますから、私はこのことに積極的に取り組むならば、こんな答弁じゃないと思っておりますが、再度十分な調査をして、市民のためになる温泉を実現するようにお願いを申し上げ、質問を終わりたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 実は、最近の日本の国内におきます社会情勢というのは、随分大きく変わりつつございます。従来、観光とか、あるいは

文化とかそういうものは、何かそれ自体が日本の経済にどう影響してきているかということについて、余り関心がなかったというふうに思います。最近では、やはり製造工業だけでなしに、そういった面についての日本の経済に与える影響というものが非常に大きいものがあるというふうに言われておりました、私もそのとおりだというふうに考えております。

実はこの間、知事が北勢のそれぞれの市町村長を集めまして、村はないんですけども、市長や町長を集めて懇談を2時間ばかりいたしました。その中で、真っ先に私に質問がございまして、四日市の市長、何か感想を言ってくれと、こういうことでございました。私はそのときに申し上げたのは、具体的なことは余り申し上げなかったんですが、いろんな計画をそれぞれの市や町でする場合に、すべてそれが広域的に考えて、他の市町村も含めて、どう影響があるかということをよく考えて、広域的な取り組みをやっていくべきだろうと、この面について知事も応援をしてくださいと、こういうことを申し上げておいたわけですが、先ほどお話のありました、四日市の北の方、北といいますが、西ですかね、この問題は実は多度から出されておりました、多度が多度を含めて山上公園というのをつくったらどうか、その中の一環だろうと私は考えておりました。

そういった意味合いにおきまして、ただいま森議員からご指摘のありましたご意見というのは、私はまさに時宜を得たご意見だろうというふうに思いますので、今後、私自身もそういった観点から、もう一遍この北勢地域全体のプロジェクトとして取り上げてもらえるように、県の方に働きかけてまいりたいというふうに思っておりますので、この上ともご支援のほどをお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩をいたします。

午前11時1分休憩

午前11時12分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桑原 勇君。

〔桑原 勇君登壇〕

○桑原 勇君 通告に従いまして、ご質問をいたします。

まず、地区割りの見直しについてお伺いをいたします。

市長は、就任以来、地域社会づくりを重点の一つとして推進され、着実にその成果があらわれていることは高く評価しているところであります。しかし、地域社会づくりを進める中で、いろいろなことが障害となっております。

日ごろ感じていることは、地域社会づくりをしていく区域であります。地域社会づくりを進めていく範囲は、小学校区という基本的な本市の方針がある中で、小学校区に応じた地域社会づくりの体制ができていないことであります。例えば、大きな地区、中部地区、四郷地区、三重地区においては、地域社会づくりのネックになっていると感じております。少なくとも一つの地区の中に四つも小学校を持っている地区は、何かの対応が必要であると思います。私は、地元地区のことでまことに恐縮に思っておりますが、大谷台小学校の校区について申し上げたいと思います。過去にも同じような質問をいたしました。再度ご質問をいたします。

この件につきましては、市長は十分ご承知のことと思いますが、大谷台校区は、三重、大矢知、海蔵の3地区の一部ずつを切ってつくられた3行政区の小学校であります。この小学校区で、PTA活動はもちろんのこと、自治会、社会福祉協議会、子供会活動など、日常的な地域の活動が行われております。しかし、校区として積極的な活動が行われているから問題がないわけではありません。大谷台校区にそれぞれ三つの地区から分断された各町は、三重、大矢知、海蔵という母屋の地区が歴然としてあります。したがって、母屋の地区から完全に独立しないまま3地区の部分的な集まりで大谷台校区の諸活動をしておりますが、どうもいまひとつすっきりせ

ず、中途半端になっているような気がしてなりません。

大谷台校区の住民は、地区市民センターに用事があれば、それぞれ3地区の異なった市民センターへ行くことになり、また、母屋の地区でもいろいろな行事があります。これもまたそれぞれの地区へ参加しなければならないのが現状であります。大谷台小学校が開校してから20年以上も経過した今日、大谷台小学校としてのまとめやいろいろな行事も地についてきたと思います。しかし、母屋の地区との縁は、特に昔からの旧町の住民の方々にとっては、とても切れるものではありません。このような二重の構造の中にあるのが大谷台校区であります。

校区全体がどこかの地区に編入すれば解決できるではないか。大谷台小学校を住民のために開放しているのでそれを使えばよいとか、いろいろと行政側からご配慮や助言もいただきました。理事者側のご配慮には感謝いたしておりますが、この状態では根本的な解決にはなりません。校区住民の本当の連帯感を築いていくには、母屋意識を取り除き、独立した行政区にしなければ、大谷台校区の住民としての一体感が出てこない、本当の地域社会づくりは難しいと強く感じております。

そこで、本市も平成9年には市制施行100周年を迎える節目でもあり、21世紀に飛躍するこの記念すべき年に、行政も従来の23地区のような固定的な考え方を改め、大谷台校区のような特異な校区や複数の小学校を持つ大きな地区については新しく行政区をつくり、区割りをしてよりよい地域社会づくりが推進できるよう、発想の転換を強く要望するものであります。このことが四日市市全体の発展につながるものと確信をいたしております。いま一度市全体を見渡し、先ほど申し上げました四つの小学校区を持つ大きな地区については地区割りの見直しを行い、よりよい地域社会づくりをしていく考え方はないものか、お伺いをいたします。

次に、防災訓練と対策についてお伺いをいたします。

平成7年度四日市市市民総ぐるみ総合防災訓練が8月27日に実施されま

した。今回の目的は、さきに発生した阪神・淡路大震災を教訓といたしまして、本市に同程度の地震が発生した場合に備え、各防災計画に基づき、実際的な災害対策、諸訓練を実施されましたが、満足する成果であったかどうか、また今後の課題はないか、まずお伺いをいたします。

次に、地区市民センターを中心とした行政と消防団、自主防災隊、自治会、婦人会等地域住民の組織の協力で各地区でも訓練が実施されたわけですが、今後の防災対策として検討していただきたい課題があります。

今回の訓練には、自主防災隊の方々大変ご協力をいただいたわけですが、自主防災隊の組織が設置されていない町がたくさんあると聞いております。設置されていない町には、防災意識の高揚のためにも、自主防災隊組織設置推進要綱の目的を十分に説明し、ご理解をいただき、防災隊組織の設置を進めていただきたい。

また、既存の自主防災隊組織の協力体制の強化が必要であると思います。防災隊組織は日ごろから防災に心がけ、いつでも災害に対処できるよう、防災組織、防災計画、実情に応じた防災知識、また家庭における防災上の留意事項など、防災に関する正しい知識の普及、また、災害時には一致協力して災害応急活動をしなければなりません。町によっては真剣に取り組んで、年に3～4回実施しているというところもありますが、名前だけの組織で、年1回の市の総合訓練に参加している防災隊もあるようがあります。自分の家は自分で守る、町内は町内で守るという防災に対する知識と強化が必要であると思われます。これには関係機関の協力、助成が必要ですが、どのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、最終避難地は学校、また公園であります。飲み水の対策はどうであったか。今回は阪神大震災を教訓として実施された訓練でありますから、飲み水は水道管から出てこないことを想定しなければなりません。しかし、今回の訓練はそれを利用しておりましたが、給水がとまったことを想定して最終避難地に上水槽の設置も必要かと思いますが、この点何かよ

い対策があればお答え願いたいと思います。

最後に、最終避難地へ地元市職員の協力が必要であると思われませんが、協力体制についてお考えがあればお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。ご答弁の方、どうかよろしくお伺いをいたします。

○議長（野崎 洋君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 第1点目の地区割りの見直しについてのご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

市制100周年を契機にして将来を見越した行政区の見直しを検討してはどうかというご質問でございましたが、これにつきましてはの考え方でございます。

地域行政を実施するための地域の範囲に関する考え方につきましては、本市では既に昭和53年に地域問題調査会からの答申がございました「地域社会に対する行政の対応について」によって明確に示されておりまして、現在までそれに基づいて地域社会づくりを推進してきたところでございます。すなわち、地域社会づくりの基本的な範囲は小学校区でございまして、それを単位として、地区市民センターには校区数に応じた職員配置や施設整備を行い、地域に対するさまざまな行政施策の適応と住民によるコミュニティ活動の促進を図ってまいりました。

その結果、多くの地域におきまして、校区単位に自治会や地区社会福祉協議会などのコミュニティ組織が形成されており、各地区の中で各組織による調和のとれた活動が見られるようになっております。

ご質問の地区の分割についてでございますが、地区には歴史的な経緯、文化あるいは住民感情など合理的理由によっては整理がつけがたい問題がございまして、行政主導でこれを推し進めることは難しいように考えております。

21世紀を目前に控えまして、防災問題、環境問題、高齢化問題など住民組織が日常生活圏域の中で主体的に取り組みをしていただく必要のある地域課題がさらに拡大することが予想されます。今後とも、従来からの方針に従って地域社会づくりの一層の促進に努めてまいりますとともに、その取り組みの中で地区市民センターの機能状況や地域社会づくりの成果等を十分に見きわめながら、長期的に考えてまいりたいというふうに思っております。

一方、ただいまご指摘ございました大谷台小学校区のように複数の行政区から構成されております地域では、主にコミュニティー活動の面において地域住民の一体化が図りたい点、地区市民センターとの連携が難しい点などの問題点が認められております。これらの問題を軽減あるいは解消するために、市といたしましても、当地域を所管いたします地区市民センターが相互に連携を密にすることにより、コミュニティー活動に対する支援が欠落することのないように努めているところでございます。

しかしながら、現状においてこの問題の抜本的な解決を図るためには、第一義的にその校区の中でそれぞれの地区の統合化を図り、いずれかのセンター区域に属する可能性がないか、これを検討いたしておるところでございます。この点につきましては、住民の皆さんの属してきた地区への愛着、旧来からの地縁的なつながりの存在等、住民感情から実現を見ずに至っておりますが、今後、住民の皆様が地域の中で十分に議論を続けていただくことが最も大切であろうかと存じます。

市といたしましても、地区市民センターを通じまして、地域の問題、住民の皆様のご要望等を十分に把握しながらこの問題に対処してまいりたいと存じております。

○議長（野崎 洋君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 2点目の防災訓練と対策についてお答えをい

たします。

この中で4点ほど質問があったわけでございますが、私の方からは1点目の防災訓練の成果と反省点、さらに4点目の市職員の配備体制についてお答えを申し上げたいと思います。

8月27日の防災訓練につきましては、議員がご指摘のように、阪神・淡路大震災を教訓にいたしまして、四日市地域に同程度の地震が発生した場合を想定いたしまして、地域訓練と特別訓練、特にこの特別訓練につきましては、都市型防災訓練、さらに石油コンビナート訓練、3点目が海上訓練ということで、地域と特別訓練を一体化し、防災関係機関による初動体制を初めとして、各地区市民センターを防災の拠点としての住民の避難活動及び各種の応急対策訓練を実施してきたところでございますし、また、さらにこの四日市市災害対策本部と各地区の間における情報伝達訓練も、さらに食糧等救援物資の搬送訓練も行ってきたところでございまして、従来に増して自治会、消防分団、自主防災組織、婦人会等の多くの参加を得まして、約8万人を超える市民の参加を得て、私は、真に市民ぐるみの総合防災訓練であったと考えているところでございます。

先ほど申し上げました特別訓練におきましても、今回は国、県に応援を求め、特に自衛隊、海上保安部、さらには三重県の防災航空隊、また楠町等の近隣の町村の参加を得て行ってきたところでございます。

この防災訓練の主な内容につきましては、先ほど申し上げましたことと若干重複しますが、6点ほどございます。

その1点は、各自治会単位における避難、情報収集の伝達訓練が災害本部とうまく連携をしているかという情報伝達訓練でございます。二つ目は、自衛隊及び三重県防災航空隊と近隣市町村への応援要請訓練でございます。3点目は、防災関係機関及び自衛隊、国、県の各機関による四日市における合同対策本部の設置運用でございます。4番目が、自衛隊、三重県航空防災隊による上空からの救援活動あるいは空中消火活動でございます。さ

らに5点目は、海上保安部による磯津港への救援物資の陸揚げ訓練及び海上からの消火訓練でございます。6点目は、自衛隊による橋の落下による仮橋の設置をしたところでございまして、これらは多くの成果があったのではないかと考えております。

さらにまた本年度は、ご承知のように9月1日が防災の日でありますから、二つ目の大きな訓練といたしまして、国土庁を中心いたしました地震防災対策強化地域及び周辺対策といたしまして、大規模災害が発生した情報伝達訓練を9月1日に実施したところでございまして、地域住民及び関係機関並びに市関係部局への地震予知情報訓練、伝達訓練を防災行政無線等を利用して行ってきたところでございまして、これも非常に的確に処理をされたと思っております。

したがって、今回の訓練は、第1に、従来のライフライン等関係機関の訓練に加えて、自衛隊等国、県の機関も総合的に訓練に参加をしたということで、今後の有事の際に大いに役立つと考えているところでございます。

二つ目は、地域防災拠点としての地区市民センターと災害対策本部との間の情報伝達訓練が非常にうまくいった、こういうことで、今後の情報収集のあり方についても非常に参考になったと思っております。

3点目は、この地区訓練におきまして、単位自治会ごとの訓練の実施のため、市民の地震に対する認識を再確認するとともに、きめの細かい初動体制が行われたということで、そういうことを3点ほど大きな成果として考えているところでございます。

ただ、課題といたしましては、特別訓練において、防災関係機関の積極的な参加を得たわけでございますが、住民との連携のもとをさらに充実させていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

さらに、地区訓練におきましては、単位自治会の訓練におきまして、避難情報収集のための初期消火訓練にとどまったわけでございますが、住民

みずからが危機管理のもとに災害弱者の避難、あるいは倒壊家屋からの救出、救助訓練、あるいはボランティアの支援を考慮した訓練を今後は取り入れていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

次に、これが1点目のいわば成果と課題の点でございますが、4点目の職員の配置の問題でございますが、地震等災害における市職員の配備計画につきましては、本市では既に地域防災計画の中で各地区に避難誘導班という形で各センターに位置づけているところでございますが、これは特に台風等自然災害に対処しておりましたが、今回の直下型地震の大規模災害に含めて対応していかなければいけないと、こう考えているところでございまして、初動体制の見直しにつきましては、現在、各地区市民センターに五、六名の配置であります。それをさらに10倍ほどに上げなければいけないのではないかなどと考えておまして、現在この中で、特に学校あるいは地区市民センターへの職員の配備計画については、今具体的に作業を進めているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） ご質問の自主防災隊の問題についてお答えを申し上げます。

まず、現在の自主防災隊の結成状況につきましては、本年4月以降、五つの隊、5隊の結成を見ましたので、平成7年8月末現在では463の自主防災隊が結成されております。まだまだ結成を進めていかなければならないというふうに考えておりますが、ちなみに、県下の結成率は、本年4月現在で43%であります。

自主防災隊につきましては、昭和53年以降その結成を進めてまいりましたが、最近においては年々組織化の進みが遅くなってきております。しかし、このたびの阪神・淡路大震災の教訓を受けて、市内全域に、自分たち

の町は自分たちで守るという機運も高まってきておるやに伺っておりますので、この機会になお一層精力的に未組織の自治会に働きかけ、組織化を進めてまいりたいと考えております。

また、既に結成をされた自主防災隊の活動状況についてであります、ご指摘のように、積極的であるところもあれば低調なところもありまして、相当の格差があるのが現状でございます。今後、自主防災隊の活動をさらに活発化させていくため、本年度の防災訓練にも参加をいただいておりますが、今後もさらにこういった防災訓練などに積極的な参加を求めながら、また、地区独自の実践的な訓練の場を設定するなど、いろいろな場を通じてその育成を図ってまいりたいと考えております。

一方、そのためには、具体的に活動できる体制であるとか、必要な装備の充実についても行政として積極的にお手伝いをしなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、阪神・淡路大震災の発生の際に経験しましたように、災害の被害が大きくなり、また災害区域が広くなればなるほど、行政機関の手が行き届かないのは必至でありまして、これに比例して地域住民の皆さんによる災害発生時における初期段階での活動が極めて重要になってまいります。その意味からも、自主防災隊の育成強化ということは大変重要な当面の課題であると考えておりますので、関係部局や自治会などと十分に連携をとり、また、ご協力をいただきながら一層強固なものにしてまいりたいと考えております。ご理解とご支援を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（鎌田 悟君）登壇〕

○水道事業管理者（鎌田 悟君） 防災訓練と対策の中で、震災時に避難所となります学校等での飲料水の確保の点についてお尋ねがございました。お答えをさせていただきたいと存じます。

申し上げるまでもなく、飲料水は日常生活におきまして1日として欠く

ことのできない命綱、いわゆるライフラインとして極めて重要なものであることから、水道局といたしましては、飲料用応急給水拠点確保の観点に立ちまして、多くの被害が想定されます地域に耐震型緊急用貯水槽を10基、容量にいたしまして942 tでございますが、これの確保をいたします一方、地盤の良好な地域に設置いたしております配水池には緊急遮断弁6基を設置いたしまして、2万2,000 tの飲料水を確保することにいたしております。この貯水槽と配水池を拠点にいたしまして、震災時には避難所となります学校等への飲料水の応急給水を行うことといたしておるところでございます。これらの施設づくりにつきましては、10カ年計画で進めてまいったところございまして、既に平成6年度に計画目標を達成しておるところでございます。これに即対応できるような状況になっておるところでございます。

各避難所におきます飲料水の確保がいかに重要なものであるかにつきましては、阪神・淡路大震災の発生に際しまして、神戸市あるいは西宮市への給水支援活動を通じまして十分に認識をいたしたところでございます。こうしたことから、市全体の防災計画の見直しの中で、学校の受水槽や高架水槽、またプールの水を飲料用水として活用するにつきましても、技術上の問題、あるいは管理手法について検討する必要もあると、こういうふうに考えておるわけでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 桑原 勇君。

○桑原 勇君 ご答弁ありがとうございます。

まず、地区割りの見直しについてであります、前回よりは少しは前向きなご答弁をいただいたかなと、このように思います。今後なお一層関係地区との話し合いをして進めていきたいというご答弁をいただきましたので、どうか区割りにつきましては、各関係地区でよく話し合い、検討して、速やかによりよい地域社会が推進されるようなご努力を強く要望しておきます。

次に、防災訓練についてであります。いろいろとご説明があった中で、よい成果であるというようなご回答をいただいたわけでございます。大変私も喜んでおるところでございますが、いろんな面で最悪の場合を想定して訓練を実施するわけでございますので、ここまでやったから十分だとか、これでよいのだというのやなくして、万全だとは言えなくても、できるだけそういった訓練を続けていくのが重要であると、このように思いますので、今後なお一層万全を期して訓練をしていただきたい、このようにお願いをしておきます。

次に、防災隊の組織についてであります。積極的に隊をつくっていただくということでございます。ぜひともご努力をお願いしたい、このように思います。

また、防災隊の強化についてでございますが、いろいろと問題点もあらうかと思いますが、ぜひともいろいろと検討いたして、いろいろと各町の防災隊の協力できるような体制というのか、ぜひともご協力をお願いしたい、このように要望しておきます。

それから、最終避難地での市の職員の協力体制でございますが、既に協力体制がある程度できておるということでございますが、ただ、それが火災とか水防という形のというご答弁でございましたので、ぜひとも大きな大震災のときに対応できるような体制をぜひ見直してつくっていただきたい、このようにお願いをしておきます。

最後に、水の問題でございますが、市といたしましても、いろいろと大きな上水槽を設置されておりますが、それで実際いいのだろうかというふうに感じます。例えば、さきの阪神大震災のような規模でありますと、実際給水車がそういう避難地に行けるだろうかというのを考えますと、最終避難地である学校とか公園にも、やっぱり飲み水というものは確保しなければまずいのではないかと、このように思います。

どこやらでちょっと聞いたというのか、見た覚えがありますが、阪神大

震災のときにプールの水を飲料水に変えるというような機械を用意したというような話も聞いております。そういうような形でも結構ですので、どうか避難者が飲む水がないというような形じゃなくして、水はたくさんあるんだというような形の安心感を与えるのも一つの方法かと思っておりますので、どうかつまる所、よく検討していただきましてやっていただきたい、このように要望しておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩をいたします。

午前11時47分休憩

午後1時1分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 久しぶりの質問でございますので、多少緊張しております。港の問題も取り上げておりますので、四日市港管理組合もありますし、多少ルールからはみ出すかわかりませんが、その点はひとつお目こぼしのほどをまずお願いいたしまして、あわせて、きょうは大分傍聴にも来てもらっております。傍聴人の方々にもよくわかるようにご答弁いただきますことをまずお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

四日市港の整備、管理運営は四日市港管理組合で行っているところですが、母都市としての四日市市の立場から、四日市港の振興にどのように取り組むつもりなのか、お聞きいたします。

まず、四日市は港とともに生き、港とともに栄えてきた町であります。その港は、稲葉三右衛門さんの献身的な努力によって築き上げられた港をもとにして、今日の四日市港があることは周知のことと思います。私が若いころ、四日市が港とともに栄えてきたことを証明する話を聞かされたこ

とがあります。その内容を紹介しますと、四日市を二分するように国鉄、現在のJRが南北に走っていて、昔は国鉄線より西を高、高いという字ですね、東を浜と呼んでいたのだそうでございます。浜とは、もちろん港に近いところですが。当時四日市には銀行が5行あって、その5行が全部浜に集中していたそうです。それだけでなく、郵便局の本局も浜にあったし、そのほか肥料問屋や料亭、大商店が軒を並べており、遊郭まであったということです。そう言われれば、昔の名残を残す蔵町とか納屋という地名を見ても、当時の四日市が港を中心に栄えていたことだろうとかがえます。

四日市港は、伊勢湾で最初の開港場として指定された日本でも有数の良港であります。明治の中ごろまでは名古屋でさえも、港といえば四日市港と言われていたそうでございます。名古屋港は遠浅で大型船の入港が困難な上に、木曾、揖斐、長良の3大河川からの土砂が絶えず流れ込み、港の入り口をふさいでいるという状態でした。それに対し四日市港は、水深が深く、大型船が楽々と入港でき、アメリカ、欧州、豪州の船が次々と寄港するようになり、華々しい繁栄を誇っていました。

ところが、常に名古屋港をライバル視し、優越感を抱いていた四日市港が、大正10年、貿易高で名古屋港に追い越されてしまったのです。それから後は名古屋港はますます栄え、四日市港は低落の一途をたどり、名古屋港に大きく引き離されることとなったのでございます。名古屋港は、自然の悪条件を人力で克服し、天然の良港である四日市港に勝ったというわけでございます。このことは本市の発展にも大きな影響を与えたものと考えております。

港を発展させるには幾つかの要素があると思います。その一つは、港湾機能の整備充実であります。明治から大正中期にかけての港は沖取りの荷役でしたので、当時の四日市港は港として適していたのですが、近代化が進む中、良港に甘んじて機能の改善に力を注がなかったのではなかろうか。その反面、名古屋港は、さきにも述べたとおり、遠浅という悪条件である

がゆえに、明治29年から築港工事にかかり、築港工事は遠浅の海をしゅんせつし、その土砂を盛って土地の造成をし、この埋立地を利用して港湾施設を着実に整備してまいりました。現在の埠頭整備の根幹になる部分がつくられていったわけでございます。

一方、我が四日市港は、その時代には千歳地区、現在の第1埠頭部分だけが整備されていたにすぎません。既にここで名古屋港に大きくおくれをとっていたと言えます。いかに港湾整備が重要であるかがおわかりかと思えます。

そこで、冒頭申し上げましたように、港の整備を初め、港の振興を図るために、市としてどのように取り組むつもりなのか、お聞かせください。

次に、四日市港の将来像についてお尋ねします。

私の子供時代は、港には大きな船が岸壁に着けられ、セーラー服を着た外国の船員さんがたくさん行き来していました。本当に、海は広いな大きいな、と夢膨らむ思いがしたものです。また、夏には午起海岸や霞ヶ浦の海岸で海水浴を楽しんだ思い出もあります。ところが、今では国道23号で分断され、海岸線は工場群でいっぱいとなり、港へ寄りつきがたい状態になっています。四日市港を市民に親しまれる港にしてほしいと、この議会でも再三提起されております。この親しまれる港づくりについては、管理組合としていろいろの施策を講じられているようですが、それに関連して市として取り組んでいることがあれば、お聞かせ願いたい。

将来像の二つ目ですが、さきの国の第7次空港整備5カ年計画の中で、中部新国際空港を成田、関西空港に並ぶ国際ハブ空港として整備するという方針が打ち出されたことは周知のとおりでございます。そこで、中部新国際空港圏海上アクセス検討委員会が、新空港への三重県内のアクセス港としては、県北部、中部、南部にそれぞれ1港ずつ設けることが望ましいと知事に答申。県は平成8年度前半に二、三港を選定することになっていますが、四日市市の見通しはどうなっているのか、お尋ねします。

確かに四日市港は、他の候補地と目される白子、津、松阪、伊勢、鳥羽等の港よりは、規模、整備ともに一步先んじていると思いますが、この海上アクセス港は四日市港の発展には欠かせない要件ですので、絶対に逃すわけにはいきません。港の沿革でも触れたとおり、我が四日市港は特定重要港湾だからといってたかをくくっていると、とんでもないことが生じるやもしれません。近隣都市の理解と協力を得られるよう働きかけ、真剣に取り組むことを強く要請します。

あわせてお尋ねしますが、もし四日市港がアクセス港に決まったときは、海上アクセス拠点構想は平成4年にいただいた資料のとおり、千歳地区C A T整備構想に基づいて行われますのか、お聞きいたします。

次に、四日市港の振興に欠かせない要件は、陸上のアクセスだと思いません。かつて名古屋港が四日市港を追い越した要因の一つとして挙げなければならないのは、陸上交通の整備、すなわち東海道線の開通であります。いわゆる東海道の本筋を通らず、岐阜を通して大津、京都へ結ばれたことで四日市が東海道線から外れ、そのことが四日市港の発展にとって致命的な打撃になったのだと思います。当時は鉄道輸送が中心であったので、その影響は非常に大きかったのです。

21世紀は道路交通の時代だと思えます。幸いにして四日市地域を取り巻く広域的高規格道路網が数本、事業段階あるいは計画段階にあります。これらを四日市港のアクセスとして早期に進展させるべきであります。中でも国道477号は、岐阜県、滋賀県、そして北陸地域における物流面の効率性、利便性の向上のため、特に早急な整備が望まれる道路の一つであると思えます。四日市市の都市計画図によりますと、四日市土山線バイパスとして東名阪自動車道で切れておりますが、それから西の方への計画はないのか、お尋ねします。

また、現在の鈴鹿スカイラインは、冬季は通行どめとなり、非常に不便を感じております。その上有料道路なので、利用者も少ないようです。唯

一の滋賀県へのバイパス道路でありますので、無料にならないのかとお尋ねいたします。せっかく国道477号に昇格したのですから、鈴鹿山脈をトンネルで滋賀県と結ぶよう進めるべきだと思うのですが、その構想はどうなっているのか、お聞かせください。

準備を急がなければならない2本目の道路は、四日市中央線の千歳地区への延長であると思うのですが、その計画はどうなっているのですか。また、その前提として、JR四日市駅連続立体工事が進められておりますが、貨物ヤードの移転工事等を含めての見通しをお聞かせください。

続いて3本目の道路として、北勢バイパスの進捗状況についてお尋ねします。

この道路は、言うまでもなく四日市港への交通アクセスとして、また内陸部の地域開発を促すためにも欠かすことのできない重要な道路であります。平成2年12月25日、川越町南福崎の国道23号を起点として、朝日町、四日市市を経て鈴鹿市稲生町に至るまでの28.4kmを構築するよう都市計画決定されて5年が経過いたしました。が、一向に成果が見えてきません。工事の進捗状況はどうなっているのか、そして今後の見通しとあわせてご説明をお願いいたします。

質問の二つ目は、亀山製絲室山工場の保存についてであります。

少し時代がさかのぼりますが、時は明治5年10月24日、群馬県北甘楽郡富岡村に我が国初めての赤れんがの大工場が開業しました。明治維新政府は、列国に並ぶ一人前の国になるため、具体的には軍隊を持つための武器の購入や鉄道、電信設備の整備のために産業資材をたくさん輸入しなければなりません。輸入をするには、当然資金が必要です。当時の日本で輸出できる産物といえば、農産物の生糸やお茶ぐらいしかなかったのです。

しかし、その当時の農業は技術も低く、蚕糸業といっても、昔ながらの家内工業であったので品質が悪く、とても輸出することはできませんし

た。フランスやイタリアでは既に産業革命が起こり、近代産業が栄え、養蚕製糸の技術も高かったので、日本の製糸製品はどうしても品質向上が必要だったのでございます。

そこで、日本の産業の基礎づくりのために、各地の製糸工場の近代化を促す目的を持って、模範工場であり技術指導者の養成工場として、富岡村に官営の製糸工場が建設されたわけでございます。まさに日本の近代産業の夜明けであり、日本の近代化産業立国は蚕糸業によって始まったと言えます。

当時、5世伊藤小左衛門は、4人の兄弟とともに四郷村の室山町にあって、稼業のみそ、しょうゆの醸造を営んでいました。安政6年、横浜港が開港されると、いち早く茶、絹糸の将来性を予測して、山を開墾して茶畑を開き、文久2年には桑畑をつくって製糸業を始めます。その後、富岡製糸工場が開かれると早速見学し、富岡製糸工場に倣って手繰り製糸を機械製糸に転換し、事業を拡張していきます。また、3人のめいを研修生として富岡工場に送り込み、技術を習わせて、品質向上に力を注ぎました。その後も蒸気機関を取り入れるなど、絶えず製糸機械の改良に力を注ぎ、品質の向上に努力をしてきました。そのかいがあって、富岡工場に劣らぬ製品をつくるようになり、明治10年の国内勸業博覧会や三重県の物産博覧会で賞を受け、明治34年のパリ万国博覧会においては金賞を受賞するに至ったのでございます。

この年に現存する新工場を起こし、4月に落成しております。そして官営の富岡に民営の伊藤製糸と言われ、日本全国にその名も知られる優秀な工場として発展していったのです。折しも明治43年11月、当時皇太子であった大正天皇が伊勢神宮ご参詣の途上、伊藤製糸に行啓されております。

時は流れて昭和初期、経済大恐慌に見舞われ、経営に打撃を受けた伊藤製糸は、昭和16年、ついに亀山製糸株式会社に身売りすることになりました。その亀山製糸室山工場も、最近の国内産製糸が中国、ブラジル等の外

国ものに押され、採算がとれなくなり、やむなくことしの7月31日をもって操業を停止することになりました。

長々と亀山製糸室山工場の由来をお話ししましたが、建物自体ヨーロッパ風の非常に立派な建物で、文化財としての歴史的価値のあるものであります。それとともに、日本の国是を語るあかしとして大切な建物であると信じております。伊藤小左衛門は何度となく苦境に見舞われ、経営困難に陥りました。そのたびに、利益ばかりを追求するのではなく、国のための事業なのだからと兄弟に言い聞かせて頑張ってきたのだということでございます。いかに小左衛門が進取の気性に燃えていたか、その人柄がうかがえます。伊藤製糸は、機械や艦船を輸入するための外貨稼ぎとして、当時の日本産業の重要施策だったのです。この建物は、その意義を持って、日本の近代産業の発祥の地として末長く保存されるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いします。

さらに、建物を残すだけでなく、内部には歴史的価値のある機械を選別整理し、市内に残るいろいろの産業遺産とともに展示して、(仮称)産業博物館として活用すべきだと提案しますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長(野崎 洋君) 港湾審議監。

〔港湾審議監(梅木勇二君)登壇〕

○港湾審議監(梅木勇二君) それでは、私からは市として港の振興にどう取り組むつもりか、あるいは将来像に関連するご質問につきましてお答えをいたします。

議員のご発言にありましたように、本市がこれまで港とともに発展してまいりましたことはご承知のとおりでございます。今後、本市の発展にとりまして、港におきまして、一つは国内外との貨物の多様化やコンテナ化等に対応しました高度な物流機能、二つ目は人々が行き交う憩いの場、あるいは生活レクリエーションの場としての生活機能、三つ目に臨海部産業

に代表されます生産機能、これら三つの機能のバランスのとれました整備充実を通じまして、港の活性化を図っていくということが極めて重要な課題であると認識をしておるところでございます。

四日市港は、先ほどご発言のありましたことも含めまして、さまざまな経緯をたどりながら、特に昭和30年代以降におきましては工業港として発展し、今日に至っておるところでございます。

近年、本市周辺におきまして、第2名神自動車道等の高規格幹線道路網の整備計画が進められております。また、中部新国際空港も計画されるなど、四日市港、当地区を取り巻く環境は、大きく変貌しようとしております。

こうした中で、四日市港管理組合におきましては、霞ヶ浦地区における物流機能の充実強化を初めといたします各種施策を推進しているところでありまして、本市といたしましては、これらを強力に支援してまいりますとともに、背後産業の活性化、港から第2名神自動車道等の高規格幹線道路網へのアクセス改善を初めとします道路網の整備、さらには輸入促進地域の指定に向け、積極的に取り組んでいるところであります。

また、都市機能と港湾機能が調和しました良好なまちづくりを進めるという観点から、中央通りの港に向けての延伸やJR四日市駅周辺都市拠点総合整備事業等に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、親しまれる港づくりの観点からは、管理組合と連携をとりながら、稲葉翁記念公園、あるいは相生橋の整備を進めているところでございます。

次に、中部新国際空港につきまして、平成8年度を初年度といたします第7次空港整備5カ年計画に関しまして、航空審議会の中間取りまとめがことし8月に公表されました。その中に中部新国際空港の計画期間内での事業着手が盛り込まれたところございまして、いよいよ空港本体が実現化に向けて動き出すこととなっております。

本市といたしましては、先ほどご発言がありましたように、平成4年の

2月に、四日市港2号地、いわゆる千歳地区でございますが、ここに旅客拠点（CAT）を、霞ヶ浦地区に貨物拠点（ACCT）を設けるという四日市港海上アクセス拠点整備構想を発表したところでございます。その後、平成5年8月には、本市及び三重郡の広域圏から成ります四日市地域中部新国際空港海上アクセス促進協議会を設立いたしまして、この協議会を中心に取り組んできているところであります。具体的には、関係機関への要望活動を初め、講演会の開催等によりまして、当地域の優位性をアピールいたしますとともに、昨年度から、旅客拠点につきましては四日市港2号地における港湾再開発と連携しました構想の具体化について検討をいたしまして、去る7月に調査の結果を取りまとめたところでございます。貨物拠点に関しましても、現在、種々の検討を進めているところでございます。

今後とも、空港本体の動向や周辺地域でのプロジェクトの進捗状況をにらみつつ、促進協議会を中心といたしまして、四日市港への海上アクセス拠点の立地に向けまして引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） 陸上交通アクセスにつきまして、道路整備の面からご答弁を申し上げます。

まず、国道477号でございますが、当路線は本市を起点といたしまして、鈴鹿スカイラインを經由し、大阪府池田市に至る延長195kmの道路で、平成5年4月1日に国道昇格したものでございます。

久保田橋から東名阪自動車道四日市インターまでのバイパス整備が三重県におきまして事業化され、鋭意事業が進められているところであり、また東名阪自動車道以西につきましては、第2名神自動車道の（仮称）菰野インターまでのバイパス整備をするべく、現在、都市計画決定の手续中でございます。

一方、菰野以西については、ご指摘のとおり冬季通行どめとなる鈴鹿スカイライン経由となるわけで、通行どめとなった場合、滋賀県土山方面から国道1号へのルートとなり、かなりの迂回が強いられているところでございます。このため、トンネル化等の通年通行確保を行う必要があり、当面、事業化及び都市計画決定中の第2名神自動車道の(仮称)菰野インターから中心市街地、ひいては四日市港方面への整備が重要と考えており、この進捗状況を見きわめながら、菰野町を初め、滋賀県側の関係自治体と協力をして実現化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

なお、鈴鹿スカイラインの償還期限でございますが、予定では平成9年11月までとなっております、その後無料化になると聞き及んでおります。

また、477号の国道昇格後、四日市インターアクセス道路整備促進期成同盟会を発足させ、国、県に再三陳情を重ねたところでございますが、昨年12月に第2名神自動車道と四日市港とを結ぶ四日市インターアクセス道路が地域高規格道路の計画路線として指定され、このうち東名阪以西約9kmでございますが、本年8月に1ランク上がり、調査区間の指定を受けたところでございます。この四日市インターアクセス道路のうち、市中心市街地でのルート選定を行うため、現在、国、県、市一体となって検討を進めておるところであり、この地域高規格道路の実現により、四日市港の発展につながるものと考えております。

次に、北勢バイパスの進捗状況でございますが、当バイパスは、本市を中心とした北勢地域の環状道路として当地域の将来にわたる道路交通体系の確立を図るものでございます。平成4年度には建設省の直轄事業として川越町南福崎から本市采女町の間約21kmが事業採択され、このうち、川越町南福崎から本市大矢知地区において事業着手し、本年度末より用地交渉に入り、平成14年度には富田山城線までの区間が供用を開始するという予定となっております。

さらに、本市大矢知地区以南の区域につきましても、建設省に対し早期

事業化を図るよう、今後とも、本市はもとより、北勢バイパス促進期成同盟会ともども要望をしまいたる所存でございますので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、ご質問のJR四日市駅周辺の連続立体交差事業の見通しでございますが、まず事業の前提となる貨物駅の移転先の用地確保についてでございますが、現在、地権者の方々と鋭意協議を重ねているところでございます。また、連続立体交差事業につきましては、三重県からの委託により、鉄道事業者が測量実施中であり、引き続き近々基本設計の委託を進める予定でございます。

一方、連続立体交差事業の採択条件ともなっておりますJR四日市駅周辺のまちづくりにつきましては、本年度は土地区画整理事業の国庫補助調査事業として承認を受け、近く現況測量を初め、中央通りの延伸や駅前広場などの都市計画基盤の整備計画を策定する予定でございます。

ご存じのように、これらの事業を包含したまちづくりが都市拠点整備事業であり、実現に向けて着実に推進しておるものと存じております。

いずれにいたしましても、四日市港の振興を図るためには都心部と四日市港を直結することが重要であり、分断要素となっておりますJR関西本線の高架が必要不可欠であると認識しておりますので、議員の皆さん方におかれましても、同事業の推進について格段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(野崎 洋君) 教育長。

〔教育長(丹羽 武君) 登壇〕

○教育長(丹羽 武君) 亀山製絲室山工場にかかわりますただいまのご質問にお答えいたしたいと存じます。

同工場が去る7月末日をもちまして操業を停止し、同工場が閉鎖されることになったことにつきましては、新聞報道等により、既に議員の皆さん方ご承知のことかと存じます。

同工場の歴史的な意義とか経緯につきましては、ただいま議員から詳しく述べられたところでございますが、この室山の素封家であった5代目伊藤小左衛門氏によって1862年に手繰り製糸の作業場が設けられたことから始まりまして、今日まで幾多の変遷を経て、約130年間、途中火災に遭って焼失するという事故もございましたが、今日まで続けられ、受け継がれてきた貴重な遺産であるということにつきましては、現在も各方面から高い評価がなされているところでございます。

同工場の建造物につきましては、私ども教育委員会といたしましても、価値の高い文化遺産であるという認識のもとに、以前から何度か市の有形文化財指定を受けていただけるようお願いをしてきたところでございますが、会社側といたされましては、当時操業を継続しておられた都合もあったようで、残念ながら我々の要請を受け入れていただけず、現在、指定文化財とはなっていないのでございます。

今回、同工場の閉鎖という事態から、この生糸生産の同工場の敷地を含めまして、生産工程を明確に今日に残しておく、日本でも数少ない貴重な建物でございますので、これの保存確立をしていくことは急務であるというふうに考えております。

したがいまして、今後会社に強く働きかけ、まずは市の有形文化財としての指定が実現されますよう最大限の努力をいたしていきたいというふうに考えております。

また、会社側と今後同工場の敷地建物の所有の問題の協議も進めてまいりたいと存じておりますし、この文化遺産の今後の活用方法につきましても、国並びに県の指導を得る中で、ただいま議員のご発言がございましたような、四日市の近代産業遺産の展示であるとか、あるいは旧民家の保存等の方法等の構想も含めまして、今後鋭意検討してまいりたいというふうに存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 豊田忠正君。

○豊田忠正君 港の余り中へ入り込みますと、管理組合の運営等にも支障がありますので、先ほどのご答弁にもありましたように、いずれにしても四日市は港とともに栄えてきた都市でありますので、より機能を充実し努力していただくこと、それを強く期待して、港の件はこの程度にとどめておきますが、ただ、陸上アクセスとしていろいろご説明いただきましたが、今のご答弁によりますと、特に国道477号については、東名阪自動車道へまず第1段階、第2段階といたしましては第2名神高速道路が予定されておるところへと。私が申しておりますのは、まだ計画途上によってきておらぬかわかりませんが、それから西は一体、鈴鹿スカイラインを本当にトンネルぐらいでぶち抜く考えも持っておらぬのか、また、そういう構想を持って国、県に働きかけてもらいたいと思うわけでございますが、その辺お答えできましたら、ぜひともお願いしておきたい。

それから、北勢バイパスについては、確かに北の方からは順次進めておるように聞いておりますが、三滝台の方々と言って指名するとどうかと思えますけれども、一部いろいろな問題で裁判ざたにもなっております。それがゆえに先へ進まぬということも、実は心配しておるわけでございますが、距離が28kmもあるわけでございますので、北からでなければ順次進められないというふうには思いません。できたら、南からでも着手するような熱意を持つべきじゃないかな、そのように思うわけでございますが、北も、南からも工事を進めていただく、また進めていく気持ちはあるのかないのか、またその方向でひとつ働きかけてもらいたい。これも一言お聞きしておきたいと思えます。

JR貨物ヤードの移転等々は順次進めてもらっておりますし、いずれにしても相手さんのあることですので、こちらの計画どおりにはなかなか進まないのじゃないかなと思えますが、2005年には常滑地先へ空港ができると、こういう事実があるわけでございますので、ひとつそれに向かって最大の努力をしていくべきじゃないかな。相手が協力してくれぬでというこ

とじゃなしに、最大の努力をぜひ願って、そして70m通りですか、中央通りを、市長が唱えてみえますように、千歳地区へぜひとも延長してもらいたい。千歳地区へ延長する70m道路については、先ほどご答弁にちょっと触れてみえませんが、ただ延長するだけやなしに、当然港へのアクセスとして、四日市市民がより便利よく利用できるのには、現在、西浦地区でとまっているあの西に向いてのアクセスも考えていかなければならないのではないかな。例えば、70mで泊船線までは、早急には無理としても、何がしの形で、せめて国道477号に泊船線を使って、そして伊倉線ですか、それにのせて国道477号までの連絡は並行して当然進めていくべきだと、このように提案申し上げますが、ご当局のお考えがありましたら、ひとつお聞かせ願いたい。

二つ目の質問で、亀山製絲室山工場については、教育長が大変ご理解いただいて、聞くところによれば、文化庁からも、二、三度ですか、再三視察も来られ、一応教育委員会の努力は私どもも認めるわけでございますが、先ほども申しましたように、建物というのは使わないと傷みが急激に進んでいくことは、皆さんも御存じだと思います。家は、使っておれば、やっぱり使い方によっては、物によって100年でも200年ももちますが、空き家にしてとめておきますと、急激に傷んでいきます。先ほどもご紹介しましたように、四日市としましては唯一の宝物じゃないかなと、私はそう思っております。それを7月30日にとめられました。私も近くですので、二、三度、その後お邪魔しておりますが、1人の方が、残務整理はないんだが、火事とかそういうものを出しておるとあかぬでって留守番はなさっていますが、とてもあけ閉めなんかはできないと思います。そういうふうになりますと急激に傷んでくるんじゃないかなと。

先ほどのご答弁にもありましたけど、もともと亀山製絲の先代の田中社長さんですか、その遺産としては非常にご理解があり、認められてみえたように聞いております。私も2度会っております。ただ、現役でございま

したので、工場そのものが現役で使っておりましたので、せっかく市から文化財にというお誘いはありましたけれども、しばらくお待ちくださいというようなこともおっしゃってみえました。今はもう閉鎖されておりますので、先ほどの教育長のご熱意はよくわかりますが、他に転売されれば、おそらく建物は壊されると思います。そういう意味では、今、ひとつ四日市の熱意を持って、ぜひとも私が提案しておる産業博物館等々に活用していただければ大変ありがたいのかなと。

そういう意味では、教育長だけが頑張っておっても、これはどうにもなりません。金は市長が握っておるわけでございますので、ひとつこの点については一遍市長自身のご所見もお伺いいたしまして、先ほどの質問をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） 国道477号のトンネルの問題でございまして、まず国道昇格をしてから地域高規格道路にその後指定したと、この経緯を多少申し上げたいと思いますが、まず、建設省といたしましても、地域高規格道路は、四日市港が特定重要港湾と、こういうことであって、より一層港を振興して、奥地の関連を結んでいきたいと、こういうことで、特に滋賀県サイドのルートを重視して、そして承認をいただいたと、こういう経緯がございまして。大阪はもとより、滋賀県の方の滋賀空港もにらんだ形で、港をより一層発展させて、地域の交流を盛んにしていきたいと、こういうことから、第1次指定としてこの地域高規格に指定された区間が、（仮称）菰野インターから四日市インターと、こういう段階でございまして、これも整備段階がございまして、調査路線、次に整備路線とこういう段階でございまして、私の方は早速期成同盟会をつくって陳情した結果、調査区間ということでこの8月に承認されたわけでございまして、あと整備路線に格上げという問題残っておりますので、これに一生懸命やっていきたいと。

それから、この地域高規格の道路の性格からいたしまして、港へ直結するというのが第一の使命になっておりますので、これを中心部のどの路線で、どのように港まで直結していくかというのを、本年度、国、県、市でいろいろ考えていくわけでございます。そういうことで、その路線の順位としてはそういう形でいきたいと、このように思っております。

それで、現在のトンネル構想でございますが、あるのかないのかということでございますが、それらの問題につきましても、直接の話題にはなっておりませんが、ある区間についてはトンネルでいかなければ産業道路にならないというのはもう自明の理でございますので、そのような段階において積極的に対応していきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 亀山製絲の室山工場についてお答えをいたします。

私は、かねてからこの工場はぜひ文化財に指定をいたしまして、ずっと保存をしていきたいということで、私自身が直接働きかけを何回か過去にやっております。ようやく今日、亀山製絲さんご自身の方でもそういうお気持ちになられたようでございますから、ぜひ文化財に指定をお受けをいただきたいということで、今、一生懸命折衝を教育長の方でもらっておると。その結果によって、今後さらにこの建物を永久に保存をし、ただ建物を保存するだけでなく、私はこの中で行われておりました生糸の生産技術そのものも実は保存をしていきたいというふうに思っておる段階でございます。それは今後の問題として、私自身十分考えながら対処してまいる所存でございますので、ご理解とご支援を賜りたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 豊田忠正君。

○豊田忠正君 ありがとうございます。

いずれにしても、四日市は港とともに生きてきたわけでございますので、港の振興策については5年や10年で完成するものではありません。少なく

とも30年から50年、ひいては百年の計をもって構築していくべきじゃないかなと、私はそう思っております。名古屋港に追い越された要因は幾つかありますが、その要因を正しく検証して、四日市港の発展につなげるように心がけてもらうべきだと思います。四日市港をより発展させるチャンスは、言うまでもなく中部新国際空港の四日市港へのアクセス港として、まず我々の時代に確保していきたい、これが今四日市を支えておる、また四日市をより発展させるための大事な政策じゃないかなと、このように私は信じ、皆さんもそのことはご同感としますので、より努力していただくことをお願いいたします。

また、四日市は宿場町として栄えてきた都市だけに、城下町として栄えた都市に比べれば、由緒ある建造物は非常に少ないし、また立派な建造物があっても、個人の所有物が多いので、近代化を進める中で壊されていく場合が非常に多い。その例といたしまして、伊藤小左衛門の話をしましたけれども、伊藤小左衛門はみそ、しょうゆもつくっておりました。その大きな一角であるあのヤマコしょうゆ部でございますが、昨年壊されて、非常に立派な、非常に町並みがいい建物が壊されて、今はアパート群に変化しております。非常に殺風景な状況にさま変わりしつつあります。そういうことを私どもよく考え、これからはそのことを繰り返さぬように、四日市市は、基本構想にも掲げておる五つの都市像に、豊かな心をはぐくむ教育と文化のまちづくりを掲げておるゆえに、その名に恥じない文化財として価値のあると自他ともに認めておられるこの工場を、絶対に四日市からなくすることのないよう今後とも努力されることをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩をいたします。

午後1時52分休憩

午後2時8分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
笹岡秀太郎君。

〔笹岡秀太郎君登壇〕

○笹岡秀太郎君 政友クラブの笹岡秀太郎でございます。

私は、姉妹都市提携の現状と課題、そして中核市を目指して、この2項目を通告に従いまして質問をいたします。

経済成長を手放して謳歌できる時代は過ぎ去り、資源の有限性や環境の不可逆性を制約条件として持続的発展の道を探ることが必要な時代になってきたように思われます。経済的繁栄は人々の共通した利益ではありませんが、課題となるのは、むしろその発展した経済力を何のために使うかでありましょう。

そんな中で、地域の国際化も大切な課題となってまいると思われます。現在、四日市市は、昭和38年にアメリカ合衆国のロングビーチ市と姉妹都市提携を結び、中国の天津市と昭和55年に友好都市提携が結ばれております。儀礼的国際化から、今日では実質的なものとして機能され、交流窓口としての役割は大変注目されるところであります。また、四日市市第6次基本計画策定の基本姿勢の中の21世紀への潮流に対応したまちづくりの国際化のところでは、「今日の国際社会は、人、物、情報、産業技術など多方面にわたってさまざまな交流が行われ、国家間の相互依存の度合いが深まり、今や市民の生活分野まで国際化が進展して交流が日常化しつつある。このため、国際感覚豊かな人材の育成や国際化に的確に対応できる都市づくりを進め、幅広い相互交流を通して世界の平和を維持し、国際協力に努める」とうたわれております。

そこで、この現状にかんがみ、四日市市では新たな局面の中から新しい提携のお考えはいかかなものがあるのでしょうか、よろしくお答えを願います。

昭和43年には四日市港とオーストラリアのシドニー港が姉妹港提携を

行ったように、施設を媒体とした交流も考えられるところでありますが、その点もあわせてお考えがございましたら、お伺いをいたします。

また、海外の都市が国内の複数の都市と締結しているカズン都市の関係、例えばウラジオストック市が新潟市、秋田市、函館市の各市と提携しているような関係が全国では40ほどあり、交流の輪が徐々に広がりを見せておるように思われます。この交流は複合的であり、おもしろい交流が望めると思われますが、このあたりのお取り組みはいかかなものでありましょうか。

さきの阪神・淡路大震災におきましても、このカズン都市の関係で情報提供がなされたと聞き及びますが、そのあたりも含めてお伺いできたらと思います。

次に、今、政府では第4次の全国総合開発計画がフォローアップされ、第5次全国総合開発計画が着々と進んでおります。さまざまな規制緩和や県、市への権限移譲が論議され、できる限り住民に身近で行政を行い、地方公共団体がその実情に沿った個性味あふれる行政を実現するため、地方分権推進法が平成6年6月、国会で成立を見ました。

四日市市でも、本年7月に自治省へ「地方分権の推進並びに中核市制度について、平成8年度予算編成に係る要望書」が提出されております。その中で、本市の現状をかんがみ、中核市の指定要件について、分権推進の観点から、より弾力的な運用を賜りたいと要望がなされております。

今、生活者をめぐる環境変化が大きく三つの点であらわれているように思われます。まず、高齢化社会が急速に進展し、人口減少が予想されてまいりました。1993年の住民基本台帳によると、前年からの増加率は0.3%で、68年度の調査開始以来最低でありました。また、出生者数が死亡者数を下回る自然減は、92年までは高知県だけであったのが、93年には高知、秋田、島根、山口と各県への広がりを見せております。そんな中で出生率は、1965年には2.14人であったのが89年には1.57人、91年には1.5人まで

低下し、いまだに下げどまりにはなっておりません。

第2に、人々の価値観が多様化し、ライフスタイルが大きく変化をしてきたように思われます。高度経済成長期を経て基礎的な生活物資をある程度満たされたとき、自然との触れ合いや人々の生活にゆとりを求め、伝統的なものへの関心が高まりを見せる一方、行政の施設の利便性が生活の場を決める大きな要素になってまいりました。

3点目に、生活圈や行動圏の広域化が進んできたこととございます。遠距離通勤や通学の住環境が日常の生活様式に大きく影響を及ぼして生活圈が拡大し、つい10年ほど前に59%にすぎなかった乗用車の普及率が今や約80%になり、電気洗濯機、冷蔵庫、カラーテレビなどの普及率は約99%の拡大を見ております。これらの余暇活動に充てる時間が物理的に増加してきたことと思われます。

以上、これらの環境変化の中で、生活者から見てより高次で高質なニーズの対応が重要な課題となってくるででありましょう。これまでも何度か議会で論議されてきておりますが、自治省へ要望が提出された今、具体的な対応をお伺いしたく存じます。

以上、2項目の質問を申し上げまして、1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） ただいまご質問がありました都市提携の問題と中核市の指定に関する問題についてご答弁申し上げます。

お話のように、当四日市市は、アメリカはロングビーチ市と、それから中国は天津市と友好都市提携を結んでおりまして、ロングビーチ市とは1963年の10月に提携をいたしまして以来、教育、スポーツ等の幅広い分野で交流を進めておりますが、一昨年には姉妹都市提携30周年の記念事業といたしまして、公式訪米団を派遣したり、女子中学生バスケットボールチームの受け入れ等を実施いたしております。また、1965年からは、隔年相互

に高校生2名、教師1名を派遣し、ホームステイ、学校訪問等を通して市民相互の交流を行っておりますが、このほかにも、5年ほど前になります。が、萬古展を向こうで開催をしたと、こういうふうな経緯もございます。

また、中国天津市とは1980年に締結をしておりますが、本年は15周年の節目に当たると、こういうことで、いろいろな記念事業を行っているところでございまして、7月には天津市から友好訪日団を受け入れました。この訪日団によります天津投資セミナーを開催いたしたり、あるいはこちら側では中華屋台村ですとか、中国伝統芸能の楽器コンサート等開催をいたしたところでございます。また、つい先ごろ、少年サッカーチームを受け入れまして、本市からは中学生訪中団や女性訪中団が向こうへ出向くと、こういうふうなことで、交流試合ですとかホームステイ、ホームビジット等を通じまして、市民同士の交流を行って交流を深めておるところでございます。

特に、中国の方といたしましては、最近是非常に経済発展が、ご承知のように進んでおるといこともございまして、天津市の方におきましても、経済交流とか、むしろ実利性の高い交流を強く望んでいるところでありまして、本市といたしましてもそれにこたえるように、商工会議所の協力を得まして経済訪中団を派遣する等、従来の友好交流の枠を超えた、お互いに実益を重視するような交流を積極的に進めてまいりたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

それから、中国天津市とは神戸市、千葉市が同じように友好提携をしておるわけでございますが、したがって、神戸市、千葉市とは、今お話しがありましたような、いとこ同士のような関係になっておるわけでございます。これをカズンシティーと言うわけですが、その関係を持つことの意義と申しますか、そういった実例はという話もございましたが、日ごろから両市とは天津市に関することにつきましていろいろ情報交換は行っておるわけでございますが、特に先般の阪神大震災のときには、神戸市に

在住しております天津市の出身者の安否を、非常に本国の方からも気遣ってこられておりましたので、本市からは、電話ですとか、あるいは出向いで確認するなどのことを行いまして、天津市と神戸市の間に立ちまして、それなりの効果を上げたところでございます。

また、先ほど申し上げました、7月に開催をいたしました中華屋台村の開催に関しましては、神戸市の南京町商店街の仲介を依頼いたしまして、南京町からの出店が実現をしたと、こういう経緯もございます。

このように神戸市ですとか千葉市との関係も、天津市との交流を進める上で非常に重要な場面も出てまいっておりますので、今後とも連絡を密にしていきたいと思いますと考えております。

それから、港の関係では、シドニー港との姉妹港の関係があるわけでございまして、これは四日市港管理組合の方から直接的には交流を行っておられまして、特に視察団が毎年のように向こうに出かけておられるわけでございますが、特にオーストラリアサイドとしては、港の業務のみにとどまらない交流への展開を望んでおられるというようなことも仄聞をしておるところでございまして、四日市市にはオーストラリア記念館というメモリアル施設もございますので、そういったところの存在も意義あるように、今後交流を幅広く展開していけたらいいのではないかと、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、新たな都市提携についてでございますが、全国の都市提携の状況について少しご説明を申し上げますと、本年の4月1日現在で全国で海外の自治体と提携をしておりますところは、3,304自治体のうちの725自治体でございます。提携相手数は1,092ということになっております。このうち複数の自治体と提携をいたしておりますのは169自治体ございまして、そのうち一番多いのが8都市と提携をしております横浜、京都、大阪の各市、それから78の市、区、町が三つ以上の自治体と提携をしているところでございます。この近くでは岐阜市が5都市、名古屋市が4都市、岡崎市、

半田市が3都市と、こういうような状況になっております。

そこで、四日市市といたしましては、新たな都市提携を求める場合には、それなりの非常に大きな意義があるのが前提になるわけでございますが、例えば、今大きく経済発展をしておりますASEANを初めとする東南アジア地域ですとか、あるいは都市づくりにおいて古い歴史を持っておりますヨーロッパですとか、そういったところが今後非常に交流の意義があるということであれば、新たな都市提携を前提とした事前のさまざまな調査ですとか、いろいろな初期的な交流等を行いながら慎重に進めてまいることになるわけでございますが、何分にもこれには非常な費用もかかりますし、さまざまな手間暇のかかる事業をつくり上げていくということになりますので、新たな都市提携ということにつきましてはかなり慎重な姿勢で対応しなければならない、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、次の中核市についてでございますが、この中核市制度と申しますのは、地方分権の第一歩として、政令指定都市に準じた保健所業務でありますとか、都市計画業務、環境保全事務、そういった権限が都道府県から移譲されると、こういうことになるわけでございますが、その指定要件は、ご承知のように人口30万人以上、これは直近の国勢調査に基づく人口と、こういうことになっておりますが、そのほかに面積が100km²以上、それから人口が50万人未満では、昼夜間比率が100を超えていると、そういうことが前提となっております。前提といえますか、要件になるわけでございます。

それで、この要件を満たしている都市は、現在全国で27市ということになっておりますが、その中で、8月29日に金沢、静岡、浜松、岐阜、堺等の12市が内定を得たところでございます。

したがって、本市といたしましては、この人口要件だけが欠けていると、こういう状況になっているわけでございますが、とにかくこの中核

市というのは、ある一定地域の、文字どおり中核になるわけでございますが、それはこういった人口要件だけが満たされていると、こういうことではなくて、そこで住んでおられる方々が本当に中核市に向けて期待感なり、それから生活をする実感を感じるということではなければならないと、そういうふうに思うわけでございます。

したがしまして、住民本位の行政をまずそこで進めていなければならないと、こういうことがございまして、そういった点で、広域的な視点で、まずまちづくりに取り組んでいくということが大前提として重要なことでございまして、そういった観点から、我が四日市市では周辺4町を含めました四日市地域総合開発整備構想というものを数年前に策定をいたしました。このほかに、ことしの初めから北勢17市町の首長による、首長というのは市長、町長等でございますが、そういった方々の意見交換の場ということで、フューチャー21北勢というものを組織化していこうと、こういうことで現在取り組んでいるところでございます。

こうした動きは、一貫して同一生活圏の住民活動に即応した自治体行政の推進に向けての取り組みでございまして、先ほど申し上げましたような実態のあるまちづくりとしての中核市にふさわしいものにしていこうと、こういうことでございます。その中身といいますか、その要素というようなものを考えるならば、権限ですとか、あるいは財源ですとか、そこで生活をする人間ですとか、そういったものが重要になってくるわけでございますけれども、その中でも最も一番重要なのは、やはり人間でございます。それは、ただ人間が多うろうろいるということだけではだめでございまして、その地域で生活するにふさわしい人間、あるいはその地域の行政を行うのにふさわしい人間、そういったさまざまな面での人間づくり、こういうことが非常に重要ではないか、そういうふうに考えておるところでございます。

そこに、現実にその中核市に住む住民の方々が、なるほど中核市になっ

て生活するのが便利になったと、そういうことが実感できるような町になって、初めて文字通りの中核市になるんだらうと、そういうふうに考えているところでございます。

したがしまして、今後四日市市はどのようにこの中核市へ向けて進めていくかと、こういうことでございますが、合併の問題ですとか、住宅政策の問題ですとか、いろいろ議論があるところではございますけれども、ただ単に人口が増えればいいと、こういうことでもございませぬので、本当に四日市市が周辺の自治体の方々が、四日市はやはり中核市としてふさわしい町だなと、そういうふうに考えていけるような四日市市自体の活動が必要ではないか、そのように考えておるところでございます。

とりわけ2010年ごろには我が国の人口もピークに達するわけでございます。したがしまして、次の国勢調査の調査年というのは2000年になるわけでございますが、それまでの間、今申し上げましたようないろいろな施策の取り組みというのが非常に重要になってくるのではないかと、そういうふうに考えておるところでございます。

県においてはどうかと、こういうお話もございましたが、地方分権についての検討組織というのは既に県の方はつくっておられるわけでございますが、四日市市に県の権限を移譲するという中核市のためのさまざまな条件整備、そういうような点につきましては、具体的に県の方で特段の手だてをとっておられるということはちょっと聞いておりません。

○議長（野崎 洋君） 笹岡秀太郎君。

○笹岡秀太郎君 どうも大変ご答弁ありがとうございます。

2点ほどの質問でしたけれども、まず1点目ですが、社会システムの相互作用の中で多様性を創造していくということは、やはり地域の直接的な国際交流がそれ自体の地域の特性づくりにつながると、こう思われるわけでありますから、やはり対象国の特性が四日市の方の特性創出にもつながるという考えのもとで、消極的な、慎重な姿勢で姉妹都市提携を考えてい

くんじゃなくて、やはりもっとより高度な交流、連携の推進をやっていたいで、積極的にこういう取り組みはやっていかななくてはいけないと私は思いますが、その点1点改めてお伺いしたいと思います。

それから2点目ですが、市街化調整区域の宅地開発の促進とか、あるいは中心市街地の活性化方策というのを、中心地の再開発、あるいは生産緑地の宅地化が顕著な地域における土地区画整理事業とかいったことが大変必要なことにもなっているかと思うんですが、先ほどのお答えの中で、やはり人間が中心であるということと、それから住民本位の視点で考えていかななくてはならない。あるいは実態のあるまちづくりというあたりを視点として中核都市をお考えのようでございますけれども、やはりもっと積極的な仕掛けが行われていいんじゃないかなと、こう思いますが、いかがでしょうか。

それと1点、要望書の件についてお伺いしたいんですが、先般自治省へ提出されました要望書、地方自治法第252条の24の中核都市の指定に係る手続、1項目ですけれども、それに対するアプローチというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、やはり同じく地方自治法第252条の22にあります事務処理及び管理、先ほど県の方がかなりのところまで検討なさっておるということをおっしゃいましたけれども、じゃ、それにあわせてこの四日市市はシミュレーションを引かれているのでありましょうか、そのあたりを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず第1点の、国際交流のこれからの姿勢といいますか、従来と異なった姿勢はどうかと、こういう話でございますが、先ほど申し上げましたように、これまでの国際交流というのは、基本的には友好交流ということから発しまして、それが中心になってきたわけでございますが、これからは、一つとしては先ほど申し上げました、中

国との交流が非常に実務的な交流にシフトしていると、こういうことがあるわけでございますが、これは交流の基本というのは必然的にそういうふうなことになっていかなければ意味はないものであらうと、そういうふうにするわけでございます。

したがいまして、友好交流であれば、これは官だけの交流、極端な話で申し上げれば、官とか、あるいは市民の一部の交流で済んでいたわけでございますが、今お話のように積極的に、かつ高度な交流をやろうと、こういうことになると、とても官だけでは賄い切れないと、こういうことになりまして、当然市民の方々を巻き込んだ大きな交流にならなければならない。しかも、それがやっぱり本質的な交流であらうと思っておりますので、今後はそういう方向に私どもの方も積極的に進めていかなければならない、そういうふうと考えております。

それから、中核市への取り組みでございますが、今、さまざまな手続的な面もお話出しましたが、とにかく人口が30万にならなければこの中核市というものは実現しないわけでございます。

こんなことを申し上げますとちょっと語弊がありますが、この中核市の要件を満たしておる都市でも、都市としての中身から考えますと、私どもの方が若干都市らしいのではないかなと、こういうふうな都市もあるわけでございますが、それぐらいこの基準というのは非常に厳密に運用されているわけございまして、そういった点では、四日市市というのは30万をわずかに切るということだけで中核市になれないという地位に甘んじているわけでございますが、仮に中核市になりますとどういうことになるかといいますと、いろいろな権限が付与されるわけでございますが、今お話がございましたような都市計画等に関する事務は、開発行為の認可も含めまして、さまざまな権限が付与されることになっております。そのほか保健衛生に関するもの、民生行政に関するもの、それから環境保全に関するもの、そういったものがいろいろあるわけでございますけれども、そういっ

たものを処理するためには、やはり市の内部におきましてもそれなりの能力のある職員を養成しなければならないわけでございまして、これを養成するには一朝一夕にはできないと、こういうふうな状況にございます。

したがいまして、先行しております都市におきましては、そういった点では、これを受け入れるための準備室のようなものを設けまして、それなりの職員の養成を行っておると、こういうようなところでございます。そういったことを進めた後で、それぞれ具体の働きなり、現実の問題として中核市の指定を受けられるような積極的な動きを図っていかねばならないのではないかなと、そういうふうに思っておるわけでございます。

そのほか中核市になるための、指定を受けるための働きかけというのは、県に対しても国に対しても、それぞれ行わなければならないわけでございますが、まだ四日市の2万数千という、指定を受けるための基準までの不足の数字を満たすのには、あとしばらく時間がかかるだろうとは思いますが、できるだけそれを早く満たせることができるように、こちらの受け皿もそのようにしなければいけませんし、それから事務的な、県ですとか国への働きかけも行っていかなければならない、そういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくご協力の方もお願いしたいと思うわけでございます。

○議長（野崎 洋君） 笹岡秀太郎君。

○笹岡秀太郎君 ありがとうございます。

そうしますと、もう一度伺いますが、要望書の中の弾力的な運用を求めた項なんですが、明確に30万という、きちっとした方向がありながら、弾力的な運用を求めると要望なさっておる、この趣旨は何でしょうか。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） これは、この制度ができましたときには、かなり弾力的な運用もあり得るのではないかと、いいますのは、今申し上げましたような三つの基準で線引きされますと、それから外れた都市でも

それなりの能力のある市がございますし、その線に入ったところでも、ちょっと何といえますか、矮小なレベルの話になって恐縮でございますけれども、若干四日市の方がすぐれておるのではないかと、こういうふうな都市もあるわけでございまして、そういうふうな実情を我々は見まして、希望的に、弾力的な運用をしていただけるのではないかと、当初はそういうに思ってお願いをしてきたわけでございますが、現実の問題としましては、かなりそれが厳格に適用されるということになっておるわけでございます。

しかしながら、やはり実態から見ますと、我々としてはその人口問題だけで線が引かれるというのが非常につらいところがあるものですから、あえてそこをお願いをさせていただいたということでございますし、30万になっただけで中核市になってそれだけというわけにもまいりませんで、中核市になった暁には、いろいろまた国の方のご指導も受けなければならない面もあるわけでございますから、こういうレベルにある四日市市というところがありますよということをアピールしたいという気持ちも含めまして、あのような要望書を出したと、こういうことでございます。

○議長（野崎 洋君） 笹岡秀太郎君。

○笹岡秀太郎君 大変ありがとうございました。

四日市市民は十分中核都市の人間にふさわしい人の寄り集まりと、こう思っておりますので、どうかひとつ一日も早い、このご努力をしていただいて、頑張っておってやっていっていただきたい、こう思います。

それから、1点、2点通して、やはりこの点は、四日市の特性創出に非常に大切な課題であろうと、こう思いますので、どうぞ今後ともひとつ一生懸命頑張ってやっていっていただきたい、こう思うところでございます。

大変長らくありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩をいたします。

午後2時39分休憩

午後2時55分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日置記平君。

〔日置記平君登壇〕

○日置記平君 それでは、政友クラブの4番目として質問をさせていただきます。

このたびの質問は、道について行います。

従来、道といえば、人が歩く道、車が走る道を言うわけでございますけれども、これからの道はこの道だけではなく、空路、海路を考えた道でなければならぬと思うわけでございます。四日市は、将来に向けて、F A Zと中部新国際空港へのアクセスと、第2名神高速自動車道、つまり、陸・海・空を想定した長期都市総合基本構想と真剣に取り組み、ゆとり、潤いのある、真に魅力と活力に満ちた産業と文化のまちを創造しなければならない最重要施策がございます。

そこで私は、今般、総合的施策についてお尋ねをいたします。

その道施策の中の大きな項目を六つに分けさせていただきました。まず一つは、東名阪自動車道四日市インターから港へのアクセスでございます。二つ目に高速自動車道。三つ目に幹線道路。四つ目に道路一般、五つ目に行きどまり道路。最後に、駐車場ディア四日市、駐車場につきましては、道のないところに駐車場がありません。駐車場のあるところには必ず道があるという観点から、最後に駐車場についてご質問をいたします。

以上、大きな6項目でございますが、私の質問いたす道につきましては、私どもの会派2番目に質問をされました豊田議員の大きな項目の1の中に、四日市港振興について示された道で、アクセス港の見通し、あるいは国道477号、さらには北勢バイパス等について私と重複する点がございましたけれども、決して私どもの会派で調和のとれてないというふうなことは

ございません。豊田議員には豊田議員の道があり、私には私の歩むべきおのれの進路を求めてやまざる道がございますので、日置的道についてご質問をさせていただきますので、理事者の皆様方よろしくご答弁をお願い申し上げます。

それでは、まず一番最初の東名阪自動車道四日市インターから港へのアクセスでございますが、この施策についてはC A T構想を含め、来る中部新国際空港への総合的流通という重要基地づくりの布石でもございます。豊田議員のお話にもありましたが、今、県下でも鈴鹿市から始まり、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市に至るまで、アクセスへの積極的な展開をしておられるのが事実でございます。本市は他市におくればならない、負けてもならない。他市に比較して最短距離が四日市であり、特定重要港湾でもあり、将来F A Zへも期待をつなぐこともできるわけでございますので、最新で最高設備機能を持つ港へと設計計画することにより、人が港へ自然に集まる、そのためにも、東名阪インターから港へ、未来の第2名神（仮称）菟野インターから港へのアクセスを明確に早期に実行していく必要があるかと思えます。ご所見をお伺いいたします。

道2でございますが、高速自動車道。

第2名神高速自動車道と伊勢湾岸自動車道。第2名神については、さきの議員説明会におきまして、建設省と県とで路線の線引きについて我々に説明のあったところでございます。その後の進捗状況と、これに関連する伊勢湾岸道路との関係についてお伺いをいたします。

道3でございますが、幹線道路でございます。これにつきましては3本ほど挙げさせていただきます。ここもクロスする点がございますけれども、まず1番に、北勢バイパス、2番に環状1号線、3番に国道477号。

1番の北勢バイパスについては、区間が17.3km、道路幅が25m、計画決定が平成2年12月25日、2番目の環状1号線につきましては、区間が14.8km、道路幅が16m、計画決定が昭和37年1月24日、3番目に、国道477号

でございますが、区間が5.3km、ロード幅が25m、決定が平成2年12月25日でございますけれども、この中で、区間は5.3kmとありましたが、これはある部分の区間かもしれませんし、ひょっとしたら全行程が5.3kmなのかもしれません。数字については多少のところをひとつご理解をいただきたいと思ひます。

いずれにしても、この3線は2本が南北にかかる路線でありまして、1本が東西にかかる路線という構成になっております。将来の第2名神と総合性を持ち、四日市を中心とした三重県全域、あるいは中部産業圏からさらに関西商圏を直結する大動脈となるわけでございますので、早期実現に向けて本市の積極的な活動に期待するところでございます。これらの進捗状況についてお尋ねをいたします。

道4、一般道路でありますけれども、これも三つに分類をさせていただきました。一つは生活道路、二つ目に通学道路、三つ目に産業道路というふうに三つに分類をいたしまして、具体的に挙げさせていただきたいと思ひます。

まず生活道路についてでございますが、この道については大変広域でもございます。休憩中にも豊田議員とお話をしていたんですが、市内には600もの線があるというふうにお聞きしたところでもありますけれども、そういったふうに変本数が多うございます。そこで、具体的に東海道のみに絞ってお尋ねをいたします。

旧道は、北は富田から始まりまして、南は私どもの町、采女で終わるわけでございますが、この旧道は大変住宅が密集をしております。しかも、直線という部分が大変少のうございますし、通られた方はご存じのとおり、90度に曲がっているという、大変旧道らしい道があります。そういったところから、この東海道についての問題点を少し列記させていただきます。

先ほど申し上げましたように、道が大変狭うございます。住宅密集地でもありますから、拡幅の余地がない状況でありまして、当然、危険性は高く

なります。学童通学路、老人の歩行、自転車通行、町々によっては再舗装、再舗装、つまり重ね、重ね、重ねのような状態になっておりますから、いわゆるかまぼこ型道路というふうな状況になっているところがところどころでございます。

狭い道路間での交差点では、住宅と住宅の間をクロスしておりますから、左右の安全確認が大変困難でございますし、信号もありません。しかも、両サイドにはU字溝がありまして、ところによっては電柱が道路の方にはみ出してあります。大変道路幅を狭くしておるわけでございますが、こういった、森議員の中にもありましたけれども、人にやさしい道というのが一体どんな道なんだろうかという疑問も持つわけでございます。この点の定義もひとつご説明をいただきたい。

以上の諸問題を解決すべく対策について、ご答弁を賜りたいと思ひます。

次に、通学道路でございますが、市内の小・中・高合わせまして、小学校が39校、中学校が21校であるそうでございますけれども、これら学校へ家庭から通学する通学路であります。それぞれこの通学路の要望につきましては、各学校から、学級、PTA、自治会を通じて、それぞれ通学路に対する安全確保の要望については多数寄せられているものと思ひますが、これらの中から、私自身が日ごろ車で通行中に目に触れた危険場所の2カ所について具体的にご説明をさせていただきます。

一番北の方でありますけれども、伊坂の、正規な町名は長谷川議員の方がよくご存じだと思いますが、伊坂のダムのところから新しい団地ができました。それは、もっと詳しく申し上げれば、桑名へ抜ける道で、赤尾という桑名市の町に抜ける道に、ちょうど山の中腹から手前が四日市で、中腹から北が桑名市だというふう聞いております。あの道であります。私もあの道はよく通るもんですから、非常に危険性を感じております。特に、東名阪から手前500mぐらいの間、川がありまして、その川から団地に向けての道は非常に危険が高いというふうには思ひます。

それからもう1本は、私どもの内部であります、内部小学校の北側に内部川がありまして、その内部川に沿って内部中学へ通う中学生の通学路がございます。ちょうど采女町の下あたりになりましょうか、少しカーブになっております。あの分野の200mあたりが大変道が狭くなっておりまして、あそこは通学路ですから、当然通学時間帯は車は通ってはならない道であるべきなんです、大変その時間帯に車が通る量が多うございます。それから、梅雨になりますと、中学方向へ向いて左側、道を挟んで右側が、実はがけ縁になって山になっております。その山の木が道方向に覆いかぶさっているような状態でありまして、雨季になりますと大変水を土中に含んでおりまして、土砂崩れという危険性もあります。それから、中学生になりますとクラブ活動がありますから、クラブ活動で、特に積極的なブラスバンドとか野球部だとかで活動している子供たちは、冬場になりますと日没が早いですから、防犯上の問題も発生しておりまして、現実、昨年あたりからことしにかけて、そういった危険性を訴えられておられます。これは既に要望が出ているというふうに聞いておりますが、通学路につきましてはこの2本についてお尋ねをいたします。

それから、三つ目の産業道路でございますけれども、幹線道路を重点に、産業道路の基本は、高規格幹線道路のインターチェンジ周辺の適正な土地利用の誘導とともに、中心市街地とのアクセス道路整備を重点に置くこと。また、内陸部や四日市港を軸とした臨海部における整備開発も、四日市市、菰野町、楠町、朝日町、川越町、いわゆる1市4町のネットワーク化を対応すべく、それぞれの地域特性を生かしながら、日常生活道路とも調和のとれた自動車交通社会と人間環境工学的社会を考え、総合的基盤整備に取り組んでいただかなければならないと思うわけでございます。

特に、国道23号につきましては通過交通量が増加の一途をたどっており、これは、発想としてであります、北の方向は川越町から南は塩浜までのこの直線を立体化していく推進をしてはどうかというふうに思いますが、

あわせてご所見をお願いいたします。

それから大きな五つ目、行きどまり道路でございます。この点についても豊田議員のご発言があったこととクロスするところがございますけれども、行きどまり道路については5本の線を挙げさせていただきました。

一つは、ちょうどこの市役所の東側の南北の通り、金場新正線であります。二つ目は、この右側にあります中央通り、いわゆる70m道路です。JR四日市から安島までの。それから西浦通り、赤堀二丁目から西浦二丁目の堀木橋、この間。さらには堀木日永線。最後の5本目として塩浜波木線、この5線の行きどまりについて、いずれにしても四日市の顔でもありまして、先ほど申しましたいろんな観点から、重要なお役割を持つこの5本の行きどまり通りについて、私の質問いたしました1番と2番と3番にもいろんな相関関係がございますので、それぞれの起き得る問題点やら進捗状況についてお伺いをいたします。

最後になります、地下駐車場整備でございます。

ディア四日市でありますけれども、これについては、前回私の質問いたしましたこのディア四日市は、国道1号の駐車場の南北として東西の駐車場、前回、近鉄側からJRに向かって北側だけしか進入路がない。なぜ南側を機能的に設計をしなかったのかという問いなんです、この道についてはその後の対策についてどのような進捗があったのか、お尋ねをさせていただきます。

それからもう1点は、このディア四日市における1回目の株主の募集がございました。2回目もついせんだってあったようであります。1回目は当然として、2回目の状況についてご説明を賜りたい。

以上で私の道シリーズ6点について質問させていただきます。第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 道全般について、いろんな路線につきましてのご質問がございましたので、順次説明をさせていただきますが、若干豊田議員と重複する点がございまして、重複する答弁になるかと思いますが、お許しを賜りたいと、かように思うわけでございます。

まず第1点目の東名阪自動車道と四日市港のアクセスということでございますが、東名阪の四日市インターから中部新国際空港への海上アクセスとしての道路といたしましては、先ほどから申し上げましたように、四日市地域高規格道路の指定を受けた第2名神の（仮称）菰野インターから東名阪の四日市インター、さらには現道を既に事業を一部やっております国道477号、これが主体的なルートになりまして、それから中心市街地には、先ほどもご答弁させていただきましたように、現在、中心市街地のルートにつきましては、上位機関である国、県、市ともどもでルート選定をしておると、こういうことでございます。

その中でも、国道477号につきましては、皆様方ご承知と思いますが、久保田橋から桜の四日市インターまでは既に整備もされつつあり、一部供用も開始しておるような状況でございます。

それから2点目の高規格幹線道路であります第2名神自動車道でございますが、これは将来における一層の高速交通機能を確保するとともに、現東名・名神高速道路の適切な交通機能の分担と高い信頼性を確保し、我が国の産業、文化、社会経済活動の振興に寄与するものでございまして、平成元年の2月に愛知県の海部郡の飛島村から神戸市間の165kmが基本計画決定され、その後平成5年11月に飛島村から本市伊坂町までの東名阪間、延長にいたしまして19kmが、また一方、東名阪を南下しまして、亀山市内におきまして、東名阪、仮称の亀山東ジャンクションというわけでございますが、それと亀山本線でのジャンクション、この間を連絡路としてつけまして、さらにこの第2名神の亀山のジャンクション、伊勢県境まで、延長にしましてこの9km、19kmの四日市から東側と亀山から県境までの9km、

これが施行命令を出されたところでございます。

特に、施行区間のうち、蟹江のインターから伊坂町の東名阪までの間につきましては、既に日本道路公団名古屋建設局の四日市工事事務所が路線測量を終えまして、今後関係機関との協議調整をしながら、地元説明を行い、平成14年をめどに供用を開始していきたいと。また、亀山の方の区間につきましてもあわせてやっていこうと、こういうふうなお考えのもとに、鋭意整備を図っていただいております。

しかしながら、東名阪の伊坂から亀山に渡る区間につきましては、現在都計は打ってあるわけでございますが、現段階においては施行命令が出ないわけでございます。したがって、我々第2名神期成同盟会といたしましても、一日も早くこの区間も一体的に供用できるようにということで、国に対して強く要望をしておるわけでございます。

しかしながら、こういう施行命令というのは、国土幹線協議会ということで、国の大きな審議会がございまして、そこで審議をした上で施行命令が出されるということで、この審議会というのは四、五年に一度というふうなことでございますが、今後はこの幹線審議会に一日も早くこの区間を要望して、施行命令の出るように、今後とも一生懸命努力をしていきたいと、かように考えておるところでございます。

その次に、北勢バイパスにつきましてでございますが、今年度から既に一部用地買収を進めるべく、今、北勢国道工事事務所で一生懸命やっております。平成14年度には富田山城線までを供用開始するというので、第2名神の伊坂までと、それからこの北勢バイパスと重複するところから富田山城線を、おおむね両路線とも14年ごろに供用開始するというので、鋭意整備に当たっていただいております。

それからもう一つ、都市計画道路の環状1号線でございますが、この環状1号線というのは、本市の本当に唯一の環状でございまして、河原田の国道23号から北進しまして、富田の大矢知へ行きまして北勢バイパスに

タッチする間、これが四日市の環状1号線ということでございまして、この距離は14.8kmあるわけでございます。この道路は、主要幹線道路、あるいは幹線道路と相互に連絡しまして、都市内交通の円滑化を図る上で重要な路線ということでは、常に私ども認識をいたしておるわけでございます。

この環1の中で、現在5.8kmが改良をしておるわけでございますが、その後は、今現在、あと4カ所ばかりやっておるわけでございまして、市の方といたしましては、一つは内部橋の前後でございます。それからもう一つは笹川の、かつてのゴルフ場のありましたところの周辺に区画整理がございまして、その間約540m、これは市が今2カ所についてやっております。

それから県事業といたしましては、松本街道でございますが、ちょうど笹川通りを真っすぐどんと行っていただきまして、松本街道から、それから近鉄の湯の山線を越えまして、そして三滝川を越えまして、現在進めておる国道477号へ、ちょうど柳橋の上流になるわけでございますが、この間、県が今事業を進めていただいております。この延長にいたしましては、730mばかりあるわけでございますが、鉄道、川と、それから国道477号へタッチと、こういうことでございます。

もう一つは、垂坂町地内で富山線の方へ向けての間、延長約1,080mも、県におきまして、四日市鈴鹿環状線のバイパスというふうな名目でもちまして、これを今県の方で進めていただいております。

続きまして、国道477号のバイパスでございますが、ちょっと私先ほど申しましたように、現在、久保田橋から四日市インターに渡る間でございます。これをやっておるわけです。その間で5.3kmというのがございましたけれども、それはこの区間を指して、久保田橋からインターまでの間5.3kmということ、これが1期として順次進めていただいております。これは、ご存じのように一部供用も開始しております。今の県の考えでは、三滝川にかわる川島のところに神前橋という、ちょうど神

前橋から神前の地区市民センターへ行く南北の道路がございまして、そこから東については若干来年度にも食い込むかわからぬけれども、何とか来年早々には、今年度末、あるいは来年一部かかって、2車線の供用を開始はしていきたいと、こういうことで、今鋭意進めていただいております。さらに、これから西も残るわけでございますが、そういう形で、今鋭意事業中心でやっておるのはそちらと。それから西につきましては用地買収に入っていくと、こういう状況でございます。

それから、この四日市インターから第2名神のところにつきましては、先ほどから申しましたように、四日市インターアクセス道路として9km間が調査区間に格上げされたと、こういうことでございまして、今後調査、次に事業化というわけになりますので、今後とも一生懸命努力をしていきたいと、早期整備を図っていきたいと、かように思います。

それから、こういう形で、今未整備区間がたくさんあるわけでございまして、それにつきましては、今後いろんな同盟会を持ちまして、早期に整備を図るように一生懸命努力をしてみたいと、今後とも国、県、道路公団に整備を図っていただくよう要望していきたいと、かように考えております。

次に、4点目の生活道路の中でございますが、特にご指摘ございましたように、人にやさしい道、旧東海道はどうだと、こういうことでございますが、我々は、やはり人が安心して歩ける、老人や身障者の人がやはり安心して歩ける、こういう道が当然必要でございます。そういうようなところから、旧道を、ご提言ございましたが、これは大変以前からも旧道の整備というのは、この議会でもってたびたびご意見をちょうだいしております。我々もあの東海道全体を眺めた中では、非常に道路が狭い。特に側溝があり、電柱がありとか、線形的には確かに厳しいところがございます。これにつきましては、順次地元の皆さん方のご理解をいただきながら、側溝を改良して暗渠化するとか、それから電柱も、例えばご理解をいただ

くならば、民地側に入れていただくとかそういうこととか、それから舗装の改良と、こういうものを年次的に今後とも続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから次に、通学路でございますが、通学路は、先ほども申しおりましたように、一般に各学校関係者とPTAの方々に路線を指定していただきまして、教育委員会で調整をしておるところでございます。また、危険箇所等の改良や整備についても、学校関係者、PTA、自治会の協力を得て点検を行い、対処しているところでございます。

ご指摘の四日市多度線でございますが、これにつきましては、一応60mばかりを残しまして、ちょうど東側の区間で一部を用地の不整合の問題がありまして、550mばかりあるわけでございますが、伊坂台団地のところから伊坂の在所に抜ける道でございますが、これは四日市多度線という県道でございます、今までは歩道がなかったということで、これにつきましては、60mを残しまして今年度末には歩道整備ができると、こういうことで県の方、今努力をさせていただいております。

また、内部川の左岸道路でございますが、これにつきましては、現在、足見川と内部川の合流地点で、これもやっぱり同じく土地所有者との間の公図の問題、これがネックになりまして、実はこれにつきましては、69年ごろだと思ふんですけれども、内部中学校をあそこへ持ってくる時に教育委員会を持ちまして通学路の整備をしたわけでございますが、土地所有者の両方の土地の問題がいろいろございまして、いまだにその調整がつかなく、現状に至っておるということでございまして、これから、大分歳月もたっておりますので、今後一遍私の方でも、これも早く整備できるように努力はさせていただきたいと、かように考えております。

それから一つは、国道23号の、川越から塩浜地区の間を高架化したらどうかと、こういうご意見もちょうだいしておるわけでございますが、私ども、さきに述べましたように、国道1号あるいは23号の機能を分散させる

ために北勢バイパスを整備ということで考えを持っておりまして、できることであれば、これをまず優先していく方向になろうかと考えておるわけでございます。

しかしまた、一方では、この地域高規格道路の中で、四日市の湾岸を走る四日市湾岸道路というのが後方路線として国の方で指定をちょうだいしておるわけでございます。したがって、我々としては、この川越から塩浜の高架というよりも、まず北勢バイパスによって機能を分散させることが一番。さらには次には、この湾岸道路にシフトされるんではないかなと、これはまだ確定もしておりませんが、そういうふうな、この湾岸道路が将来的には亀山バイパス、第2名神の方へ行くのではなかろうかと、こんな感じを持っておりまして、この間の高架については、建設省としては非常に難しい問題でなかろうかと、これは私の推測もあるわけですが、そのような考えで、ちょっとご理解いただきたいと思います。

それから次に、最後になりますが、行きどまりの道路でございますが、まず中央通りでございますが、これは21年に都市計画決定がされたわけでございますが、西側に約800mが未整備になっておるわけでございます。この道路は、一番四日市でも幅員の広い70mの広幅員ということで、正直申しまして、大変な事業費を要するわけでございます。そういうことから、本年度、この整備効果調査、あるいは区画整理事業の導入等の整備手法についても今年度検討いたしておるわけございまして、今後どういう形で事業化するのがベターか、あるいは国の採択が得られるかということも踏まえまして、今後一遍事業化に向けて努力をしていきたいと、かように考えておるわけでございます。

次に、金場新正線でございます。ちょうど市役所の東でございますが、これにつきましては、37年に都市計画決定がなされたわけでございますが、橋北通り以北三重橋垂坂線の間が、羽津の道路でございますが、金場から来ておる道路でございますが、これが850mが未整備になっておるわけ

ございます。このうち、橋北通りから海蔵川までの間400mにつきましては、現在、西橋北土地区画整理事業の中の計画に入っておるということでございまして、この事業の中で取り組んでいきたいと、こういうふうにご考えておるところでございまして、また、それからさらに三重橋垂坂線については、それらの事業の進捗を見ながら、三重橋垂坂線を一般道路事業として整備を図っていききたいと、こういうふうにご考えておるわけです。

それから赤堀山城線、これも大変古うございまして、21年に都市計画決定されまして、現在、三滝川にかかっている堀木橋のところ国道365号に接続いたしまして、以北が未整備となっておることはご承知のとおりでございますが、海蔵川の右岸までの約700mは今現在末永・本郷土地区画整理事業の中で進めていただいておりますので、それで進めていくと。それから、それから先海蔵地区市民センターへの以西の中で、ご承知と思いますが、市道の阿倉川野田線の区間につきまして、460mは既に一部事業をやっております、センターから末永橋の間につきましては、それら区画整理事業、あるいは現在やっております赤堀山城線の進捗を見きわめながら、次の事業として取り組んでいきたいと、かように考えております。

それから、順番あれですが、塩浜波木線でございますが、これは37年に計画決定されまして、現在、県の総合医療センターまでの間については、ご承知のとおり供用しております、これから先につきましても、ちょうど水谷運輸の方へ行くわけでございますが、あの間大変人家が多うございますが、現在、県の方では用地買収、家屋移転に鋭意努力をいただいております、これも事業としては1事業として整備をしていただいておりますので、もう少し時間はかかるわけでございますが、南部丘陵公園の入り口の方までは整備はできるという形になるわけでございます。

それから最後に、堀木日永線でございますが、これも37年に都市計画決定された道路でございまして、これにつきましては、西新地久保田線、通常柳通りでございますから、笹川に至る間2,600mあるわけでございます

が、幅員は16mの路線でございますが、これにつきましても、松本街道から南の笹川通りまで約1,400mが未完成ということでございますが、このうちで笹川通りから天白川の左岸道路ですね、これにつきましても500mは平成3年度から事業着手しまして、本年8年には供用開始するようになっております。さらに、松本街道からその完了しつつある、8年から改良する天白川の間につきましては、平成8年度から事業をしていきたいということで、今年度から既に調査を進めていくと、こういう形で8年度事業化に向けて、現在努力をしておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（川畑義之君）登壇〕

○計画推進部長（川畑義之君） ご質問の6点目の地下駐車場の整備についてお答えを申し上げます。

まず第1点目の浜田地区側への出入り口の増設につきましては、株式会社ディア四日市により検討を行ってまいりましたが、建設費用と利用度合いの想定等を総合的に勘案した結果、農協会館前交差点の中央分離帯におきまして出入り口を増設する方向で設計変更を進めておるとのことでございます、市といたしましても、適切な対応であると考えますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目の株式会社ディア四日市の株主募集方法に関するご質問についてお答えいたします。

株式会社ディア四日市は、商店街整備等支援事業に基づく中小企業事業団の出資や無利子融資を受けるための、いわゆるまちづくり会社として設立の方向を目指し、資本金の構成につきましては、次のような要件がかかってきているわけでございます。

その第1は、出資者の3分の2以上が中小企業者であること。第2は、大企業が最大株主ではないこと。第3には、一つの大企業の出資額が出資総額の3分の1未満であること。第4が、大企業の出資額の合計額が出資

総額の2分の1未満であることであります。

したがって、まず設立当初の株主募集につきましては、まちづくり会社としての要件を勘案しながら、平成4年12月4日に開催されました発起人会におきまして、会社設立に当たっての発行株式総数を7,500株と定めまして、うち3,670株は発起人が引き受け、残りの3,830株を募集することと決定し、発起人の協議により、商業者を中心とした株式募集先の選定を行ったと伺っております。

その後の増資でございますが、都合3回、今日まで行っているところでございます。そのうち第1増資につきましては平成5年10月、第2次増資につきましては平成6年9月、第3次増資につきましては平成7年4月でございます。これらの増資につきましては、いずれも第三者割り当てによる新株式発行の方法により、株主総会の議を経まして割り当て先を決定しているとのことでございます。

ちなみに、現在までのところ民間からの出資総額が5億400万円となっており、当初の目標は達成されているものの、さきに述べました出入り口の増設等にかかわる費用の捻出やさらなる経営の安定化を図るために、最終的には民間からの出資目標を6億600万円と定め、さらに増資を図っていく予定であるというふうに聞いております。

○議長（野崎 洋君） 日置記平君。

○日置記平君 いろいろとご答弁を賜りました。特に、建設部長の方からは、私なりの道、多岐にわたってご答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

潤いのある四日市という町の建設につきましては、21世紀に向けて、経済と文化と生活の、この三つの環境について大きな夢を乗せるのは、間違いなく道であります。その道の観点から、私が一番最初に質問させていただきましたインターから港への道づくりを急いでほしい。その目的は、私たちの夢の一つでもあります中部新国際空港へ向けての環境づくりが、三

重県では四日市を発信基地とするのが当然の役目であるという考え方は、今も私は変わりません。その辺のところについて、総合的に早期に実現をする必要があるというふうなことを真剣に日ごろから考えているわけですが、この観点から市長のご所見を簡単にご説明をいただきたいな、このように思います。

豊田議員の方からも質問がありましたが、港づくりは百年の計というふうな表現もありましたけれど、一部の港についてはそうかもしれませんが、新しい方向を進んでいくのに、100年という数字ではとても長うございます。今やマッハの時代でございますから、その10分の1の10年という計画、そういう観点に立っていただかないと、この新しい四日市のまちづくりはできないというふうなことを発想の原点としてこれからのまちづくりに考えていただきたいというふうに思うんですが、その辺のところから、市長のひとつご所見を、簡単に結構でございますので、私が声を大にしました県内の他都市におくれはとってはならないというふうに思う、性急の道からそのようにお願いをいたします。

それから、北勢バイパスについては、いろいろとご努力をいただき、現在も進行中であるということでございますが、特に河原田から笹川までの間、これは当地区でもいろいろと質問の多いところでございますので、この辺のところについてももう少し具体的にご説明いただく面がありましたらお願いをいたしたい。

現状を見てみますと、采女の国道のバイパスの周辺、多少まだ用地買収についての交渉の問題点も残されておるように聞いておりますので、含めてひとつお願いを申し上げたいと存じます。

通学路につきましては、やはり多くの小中学校を抱えている本市といたしましては、全部が全市的に一挙に解決という方向にはいかないでしょうけれども、建設部といたしまして調査をしていただいた状況の中で、やはり順位をつけていただいて、早期に実現するものは早く予算化して解決の

方向に向かっていただきたいというふうに思います。

それから、生活道路の中でございますけれども、私もせんだって、質問に当たり、富田から采女の坂の上まで旧道を走ってみました。そうしますと、一部気がついたんでありますが、赤堀から日永の終わりまでの、ちょうど私も質問の中でも申し上げました、信号のない交差点、そのところの部分の前後、旧道だけの方ですが、前後20mぐらいは非常にうまく道路を改良していただいております。つまり、かまぼこ型であったところを全部掘削いたしまして、フラットになっていました。なおかつ、両サイドのU字溝にはふたがしてございました。そしてもっとうまく、なるほどなど思ったのは、電柱があります。電柱はU字溝から道路側に立っています。電柱をU字溝のセンターへ持ってきまして、そうするとU字溝はそこで行きどまりになりますから、U字溝をバイパスをつくるような形にして、そしてその上にふたをしている。つまり、その分だけでも約300～500mm幅ぐらいの拡幅ができたというふうなことになりますね。これは非常にうまく考えていただいているな。つまり、これが人にやさしい道路ではないか、こんなふうに思います。

確かに、交差点のところどころについては、そういう人にやさしい道路を十分考案した道路の一部改良をしていただいているように私は認めたわけです。これを全域にぜひ早くしていただきたいんですが、あれは多分そのような方向から改良していただいたんだと思うんです。それを先ずとやっていただく計画がおありになるかどうか、これについてもひとつ再度ご答弁をいただきたい。

それから、行きどまり道路でありますけれども、これは見ますと、計画決定が昭和20年代というのがありますね。20年代の坪当たりが幾らだったのか全くわかりませんが、例えば、その辺のところ坪当たり仮に1,000円だとしますと、平成7年度にはもう既に何百万というコストアップになっているわけです。これをいつまでかほっておきますと、一向に都市計

画が進まない。都市計画実行が進まないというふうな状況になっているわけです。例えば、この70m道路にいたしましても、行きどまり、あそこが今幾ら、何百万するんかわかりませんが、計画決定したときには恐らく何万円だったんじゃないでしょうか。この辺のところを見ますと、今予算を仮につけるなら、恐らくそれだけでも何千億というふうな形になろうかという、それをどんどん行き詰めていきますと、やはり計画も行き詰まってしまうのかなと。行き詰まり計画では、せっかく計画決定をしたにもかかわらず、しかも長期計画で立てたんならばいざ知らず、その計画決定されてからこの三十何年間の間というのはどんな形でこれを進めてきたのか。これは将来に向けて僕は非常に大きな問題だと思います。鋭意努力をしましょうという答弁をいつまでたってもしなければならぬ状況がこれから先も延々と続くというふうに心配してならないんですが、いずれにしても、私がこの行き詰まり道路をお尋ねしたのは5本であります。その順位をつけるなら、その5本を少しずつやっていくというのでは、いつまでたっても進展いたしませんので、例えば今、中部新国際空港への四日市の顔としての新しい産業を生むための必要な道路としては、やはりインターチェンジからCAT構想の方向への道路が僕は一番だろうと思うんです。そうなりますと、何十億の投資になるのかはわかりませんが、思い切った施策がここに講じられないと将来に禍根を残すことになるというふうに思います。基本的にひとつ、この辺をあわせて、市長、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

以上の点についてお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） けさほど私がお答弁を申し上げましたが、ちょっと抽象的でありましたので、おわかりにくかったかなと、大変失礼を申し上げたというふうに思っておりますが、今、国道477号、これをJR四日市駅の方へ持ってきて、JR四日市駅そのものを高架して港まで真っすぐ

抜いていくという道路につきましては、これは今日私どもが抱えている最重要課題だというふうに考えておまして、そういう仕事は私自身、入院中から、どうしてやっていったらいいかということを取り寄せて相談をいたしたところであります。幸い先ほど奥山助役の方からご答弁を申し上げましたような状況になってまいりましたので、できるだけ早くこれは実現をいたしますように、今日の課題として取り組んでまいり所存でございますので、ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） 私の方、いろいろ行き詰まりの道路でご指摘ございました。現在の本市で抱えておる都市計画街路につきましては、60路線ございまして、都市計画道路としては60路線ございまして、延長にしまして約208kmあるわけでございます。その中で計画幅員どおりに整備されたのが39.5%と、こういうことでございます。しかしながら、一部計画幅はないけども、2車線の道路ということで、暫定改良と、こういうものを入れますと、大体全体で63.7%ということで、全体に非常に遅れていることは周知のとおりでございまして、我々も常に街路の整備、都市計画道路の整備促進に全力を挙げておるような状況でございます。

それから、北勢バイパスの富山山城線から南はどうかというご質問じゃなかったかと思うんですが、確かに今、事業区間としましては国道1号の采女までが事業採択をいただいております。その中で富山線が今実質的に事業を進めておると。これにつきましては、国の一つの考え方は、やはりある区間を設定して集中的に投資して、一日も早くその区間の供用を開始して事業効果を上げると、これは建設省の一つの考えでございまして、そうなれば、当然その区間につきましても、できたときに東西の道路が実際にそういう北勢バイパスが入ってきたときに果たして道路が受けられるかどうかと、こういうことが一番大きなポイントになるわけでございまして、我々といたしましては、常に富山線から以南につきまして

も、早期に国道1号までの事業化をお願いしておるわけでございますが、現在の区間がようやく用地交渉に入る段階でございますので、現在の進捗を見きわめながら、重複しながら整備をやっていただくように、今後とも一生懸命努力をしていきたいと、かように考えておるので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、旧道のところでございますが、交差点改良ということも含めまして、信号も公安委員会をつけていただくということになりまして、あのような形に整備をしております、ああいう形で全体的に整備を図っていくというのが我々の考えでございます。ただ、ところどころによりましては、あのオープンの側溝によって車が人家へ来るのを阻止すると、こういう方々もおりまして、その辺をうまく調整をしながら、可能なところから、ああいう形のふたつきの側溝の改良、あるいは電柱を、苦肉の策でございますが、どうしても民地へ入らないために側溝の中に入れて側溝をバイパスで設けると、こういうふうな形で、旧道につきましては整備を今後とも進めていきたいと、かように考えておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 日置記平君。

○日置記平君 ご答弁ありがとうございます。

私もこの道シリーズにつきましては、奥へ行けば行くほど本当に難しい問題が山積しているんだなということがよくわかりました。先ほど申し上げましたように、計画決定されてからなぜこんなにも長期にかかるのかなという原因分析の一端も理解することができたわけではありますが、一番問題は用地買収というのが問題ではなからうかというふうに思います。個人のいろんな利権が絡んでまいりますので難しいとは思いますが、その難しくさせている一つの原因に、担当の方がやはりサイクルでポジションがかわられるという点も一つの問題を深くしていることになりはしないだろうかというふうに思います。一生懸命やって、一生懸命努力してくれた、その担当部の職員の皆さんが、皆さんが一様にグループが職場をかわるとい

うことはありませんけれども、一生懸命やったプロジェクトチームの皆さんの中で一部の方がかわってってしまうということによって、人がかわることによって、道に対する流れまで変わってしまう。つまり、土地を分けていただく方の、売ろうという、その計画のために計画をお立てになって買わせていただくそのお家の方が、人がかわることによって考え方まで変わると。つまり、売るという協力の考え方が売らないという非協力の考え方に変わるということも事実でありますので、この辺のところは、やはりリーダーシップをとられる部長として、特に長期的なプランニングである道路施策については十分に考えを改めていただかなきゃならないというふうに思います。売っていただく方も人ならば、買わせていただく担当の人も人であります。人と人とのつながりで調和がとれるわけでございますので、難しい問題もたくさんあるかと思いますが、そういった人間関係づくりについても真剣にご努力をいただきたいというふうに思います。

それから、市長の方から港についての若干のご答弁をいただきましたが、市長につきましても病上がりでもありますので、あえて余り深くご質問させていただきますのは何かと思いますけれども、やっぱり私は非常に心配をしております。中部新国際空港が実現に向けて着々と進められている中で、四日市は何もしていないんじゃないかというふうな市民の皆さんの不安の声がございます。これは事実であります。私どもといたしましても、何とかして四日市が総合的にすばらしい港として、人が集まる、物が集まる、世界から人が来てくれる夢のある港づくりに進めなければいけないという責任を感じております。そういったことからぜひ、ご答弁はこれ以上求めませんが、早期に向けての実現で、鈴鹿市とか、あるいは伊勢市とか鳥羽だとか伊勢だとかというふうな声ではなくて、三重県では四日市だけという焦点でこれからの目標に向かって進めていただく、これを強く要望させていただきます。私の今回の道シリーズの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔関連〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 ただいまの日置議員の質問の中で、地下の駐車場の整備についてもう少しお尋ねをしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、計画推進部長の方から、南側の出入口を農協会館のあたりに設けるということなんですね。そういうふうにお聞きをしたわけですが、あの辺信号をなくしていくというような案も示されておりますけれども、農協会館の前までトンネル工法で持っていくのかどうか、もうちょっと具体的なことをお教えいただきたい。

それとあわせて、昨年ですか、都市整備の特別委員会の中で、地下駐車場の地上の部分の整備を案としてお示しいただいて、その中でいろいろと委員の皆さんからの要望がありまして、その辺が、これたしか地下駐車場平成9年ですか、市制100周年に合わせておったと思うんですけども、地下駐車場のオープンもさることながら、それに伴う地上の整備も大変重要になるかというふうに思います。当然駅の顔ということですから、その辺のところ、そういった南側への出入口を設けることでどういうふうな変化を来すのか。また、いろいろそのときに意見がありました、デッキ方式とかせせらぎとか、そういったものがどういうような形で計画の中に組み込まれているのかを、お話しいただける段階でご説明いただきたい。

それと、地上整備がこの地下駐車場の建設にあわせて、同じスピードで進んでいくのかどうか、この辺の確認をしたいと思います。

今の3点、ご答弁お願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 計画推進部長。

○計画推進部長（川畑義之君） ただいまのご質問の第1点目でございますが、場所はどこにつくるかと、こういうお話でございますが、今のところ農協会館前の交差点の中央分離帯のところにつくると、こういう予定でございます。ということでディア四日市が検討し、私どももこれが適正

ではないかというふうに思っております。

今、議員のお話しにありましたように、いわゆる南側の歩道まで、当然トンネル、あるいは抜くということも考えられるわけでございますが、工法だとか利用等から考えれば、今の中央分離帯のところで出入り口をつくることでやむを得ないのではないかというふうに考えております。

それから2点目のお話でございます。平成9年度までのオープンで、いわゆる地上整備についてはどうかというお話でございますが、ディア四日市の駐車場につきましては平成9年を目指してやっております、それに伴いまして、この地上整備についてもあわせてやっていきたいという方向で考えております。

それから三つ目でございますが、せせらぎとか、あるいはデッキ方式とかいうことにつきまして昨年の特別委員会等々でもお話があったわけでございますが、今の、現在の考え方では、そのせせらぎ、あるいはデッキというものを今回の整備の中で直接的に入れるということまでは考えておりません。種々制約条件等もございまして、これについては、現在、補正予算の中で第1期分についてはお願いしているわけでございますけれども、その計画の中で、即デッキあるいはせせらぎというものを設けるということまでには至っていないという計画でございます。

○議長（野崎 洋君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 南側の出入り口が少しわかりにくいんですけれども、中央分離帯のところに出入り口を設けるということになりますと、それから車道を横断しなきゃいけないということになるんですね。たしかあの部分は信号をなくすというふうに聞いておったんですけど、信号はあそこに残るんですかね。その辺の確認を一つしておきたい。

それから、地上整備の件ですけれども、平成9年にあわせて完成目標とすることならば、もう2年ということですから、今もうこういう形でやりますよということをお持ちだというふうに思うんですけれども、その辺は

この場で示せというのは無理もありませんけれども、また別の機会に一度表面というか、地上の整備の内容をお教えいただきたい。これは要望としておきます。

それから、今のところデッキやせせらぎ等は取り入れないということですけれども、これは今のところ取り入れていないというふうにとめていいのか、平成9年に完成したものが未来永劫四日市の顔として玄関口に整備として残っていくんですよと、こういうことなのか、その辺の確認をいま一度お願いしたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 計画推進部長。

○計画推進部長（川畑義之君） まず、後者の方でございますが、せせらぎ、デッキ方式が平成9年の時点でできるかどうかということについては、これは今の当初の計画では入ってございませんので、これは入っていないということでございます。

それから、中央分離帯につきまして、中央分離帯の入り口につきましては、最終的にはあそこの信号はなくすという方向だというふうに私ちょっと記憶しておりますが、ちょっと待ってください。信号については、残すという形で、歩行者の安全というのを考えるという形で考えているというふうに理解しております。

○議長（野崎 洋君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 答弁よくわからない。

信号は、あの国道1号から駅までの間に1カ所残すということですが、あんな位置じゃなかったかというふうに思うんですけれども、まあこれは結構です。中央分離帯のところに出入り口を設けるならば、当然そこに信号がつかなければ、人の行き来はできないわけですから、そういう理解をしておきます。

それから地上の整備についてでありますけれども、どうも答弁があいまいでありまして、今のような答弁では、昨年の特別委員会何のためにやっ

たかということがわからない。その辺のところ、もうこの場では追及しません。改めて、また何かの機会を通じてご質問することにいたします。それまでにもう少し頭の中を整理しておいてください。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩をいたします。

午後 4 時 1 分休憩

午後 4 時 15 分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

瀬川憲生君。

〔瀬川憲生君登壇〕

○瀬川憲生君 本日最後の 6 番目ということで、大変皆さん方お疲れじゃないかと思えますけれども、いましばらくおつき合いのほどお願いをいたしたいと思えます。簡潔にご答弁さえいただければ、時間はそれだけ早く終われると思えますので、ご答弁の方よろしくお願ひしたいと思えます。

ということでお許しいただきましたので、今後の環境行政推進による問題点について意見を述べ、質問をさせていただきます。

当市の平成 7 年は 3 月に環境基本条例が制定され、そして 4 月に環境計画が発表されました。多くの市民が期待している環境施策が具体的な形で推進する年となりました。また、6 月には国際連合環境計画よりグローバル 500 賞を受賞という記念すべき年でもあります。

この意義ある年に 29 万市民が環境問題に新たな決意で取り組むことを、環境保全都市宣言を持って誓うことを期待したいと思っていましたその環境保全都市宣言が、快適環境都市宣言とより身近な親しみやすい宣言文となり、都市宣言が本議会で提案されました。環境行政の具体的で積極的な対応を歓迎するとともに、今後一層の努力、奮闘を期待したいと思います。

それでは質問に入ります。

最初に、環境権を当市の環境基本条例、環境計画の中に位置づけ、市民 1 人 1 人の権利としてとうとぶものであることを提案するものです。これまでも環境破壊問題が検討されるたびに、環境権が議論的となっておりましたが、いまだ社会的に明確な位置づけがなされていないのが現状です。しかし、環境権の必要性についてはだれしもが認識するところであります。そこで、環境権についてまず歴史的経緯をたどりながら、その重みに触れてみたいと思います。

この環境権という権利が最初に提唱されたのは昭和 45 年 3 月に開催された国際社会科学評議会の環境破壊常置委員会主催のシンポジウムにおいて採択された東京決議であるとされております。東京決議の中では、すべての人間は健康や福祉を侵す要因に災いされない環境を享受する権利と、将来の世代へ現在の世代が残すべき遺産である自然美を含めた自然資源を享受する権利を基本的人権の意思として有するという原則を法体系の中に確立するよう要請するとの決議がなされました。

この段階での環境権は、一つの権利としての体裁は整ったとは言えませんが、その後、当時の大阪国際空港訴訟を担当した弁護士さんによって、一つの権利としての理論的構成が整えられたと言われております。大阪弁護士会の資料によると、環境権は、日本国憲法の 13 条と 25 条によって二重包装された権利であって、環境を支配し、よき環境を享受し得る権利として構想されたものであります。そしてその権利を根拠として、みだりに環境を汚染し、快適な生活を妨げるものに対して、そのような行為の排除を請求し得ると主張されております。

ここで日本国憲法を確認してみますと、まず 13 条は、すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると定められ、この条文のうち、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が環境権の憲法上の根拠と考えられます。

また、25条1項では、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定され、第2項で、国はすべての生活部面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定められております。この公衆衛生の向上及び増進が良好な生活環境の維持に関することは明らかであります。当然のことですが、健康で文化的な最低限度の生活の実現に関連しますから、この項も環境権の憲法上の根拠と考えられます。

このように憲法25条から導き出された環境権は、その保護範囲として、健康で文化的な最低限度の生活を営む環境の維持改善と破壊の防止並びに健康で文化的な最低限度の生活を送り得ない状況にある環境の改善を含むこととなります。また、健康で文化的な最低限度の生活を侵害すると思われる公権力の行為を禁止するとともに、環境破壊行為の禁止に向けて積極的に施策の実施を、裁判を通じて請求する権利が与えられていると思われま

す。そこで、これまでの環境公害関連裁判の判例を調べてみますと、判例の大勢は環境権を裁判上実現し得る権利として承認するに消極的ですが、決して否定されているとは考えられません。最高裁判例の環境権の否定について言及は見当たりませんが、むしろ下級審の方では積極的に議論されているように思われます。このように司法の場での環境権との表現はいまだ見つかりませんが、しかし、最近の判断に変化が見られ、事実上認められたかの判例があります。

ことし7月に国道43号訴訟で最高裁判決が下され、その内容は、道路公害による沿道住民の精神的苦痛を認定して、住民に迫る被害が受忍限度を超えたと認め、健康被害に至らない生活環境の整備対応を国に求めた判決であり、これはさきに述べた環境権を念頭に置いた判決と受けとれます。環境を支配し、よき環境を享受し得る権利が環境権でありますので、環境行政推進上、非常に意義のある権利であります。

そこで、当市の環境基本条例に基づく環境計画の遂行、環境保全対策に環境権を位置づけ、根底に環境権を念頭に置いて遂行すべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、平成6年度の公害監視測定結果についてお伺いいたします。

全体に見て努力していただいていると思われる保全対策が、決して良との評価ができない数値であります。前年と比較すれば、微量とはいえ、悪くなったとの印象を与える結果ではないかと思えます。

まずは大気汚染について触れてみたいと思います。

大気汚染問題は、環境保全対策の中で最重要課題と言われており、特に移動発生源の対策には、これまでにない思い切った新しい対策が不可欠と思えます。特に、NO₂については県の環境保全目標値を超える地点があります。このことについては以前にも指摘しておりますが、依然として改善されないのが現状であります。このまま放置していくのか、もし対策を考えているのであれば、いつごろ、どのような改善策をお考えなのか、お伺いいたします。

SO₂については、過去の体験を生かし、低い数値を保つ改善努力が評価されます。

次に、光化学スモッグのデータに、被害を訴えたものとの項がありますが、この項を採用される被害程度はどの程度のものか。調査方法はどのような方法なのか、お伺いいたします。

浮遊粒子状物質については、今後かなりの改善対策が必要と受けとめますが、今後の対策についてお伺いいたします。なお、この浮遊粒子状物質にはディーゼル排気微粒子DEPが含まれているものとの解釈でよいのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、河川の水質汚濁について触れてみたいと思います。この調査はBODの測定結果の数値で判断するものですが、各河川によって差があるとはいえ、全体的な印象では汚濁は進んでいるとの判断となります。この汚

れの原因の一つに、各家庭から出る生活雑排水の影響が大きいと思います。その対策として公共下水道の早期の整備が期待されるものです。全体への普及はいましばらく時間がかかると聞いておりますが、どの程度かかるのか、公共下水道の今後の推進計画をお尋ねいたします。

また、これにかわる対策として、合併処理浄化槽の普及が挙げられます。年々順次利用者が増えているようですが、その対策として補助金制度が効果を上げているものと理解しております。市民の文化的な生活を求めながら、水洗化への志向にこたえるものとして、また身近な河川の浄化に役立つ合併処理浄化槽について、さらにより普及促進を図るための方策はどのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

3番目に、先ほど少し触れました国道43号訴訟判決、西淀川公害訴訟判決を踏まえた環境対策についてお伺いいたします。

7月5日に大阪地裁で西淀川公害訴訟の判決を、7月7日に最高裁で国道43号訴訟の判決がありました。この西淀川公害訴訟では、公害裁判史上初めて排ガスを呼吸器疾患などの公害病の原因と認定する画期的な判決となりました。住宅地が隣接する道路ではトンネル化やシェルター化、植樹帯や遮音壁設置などの対策をとっても効果が上がらなかった場合、判決では、それでも効果が上がらなかった場合は車線減や進入禁止など走行車両数自体を削減すべきだったと、対策の遅れや不十分さを具体的に指摘しております。

また、国道43号訴訟では、排ガス、騒音による被害について、健康被害にまで至らないものの、睡眠妨害など住民の受忍限度を超えていたと認定して道路管理者の落ち度を指摘し、賠償責任を認めた判決となりました。

道路から1日中発生する騒音や浮遊粒子状物質によって住民が精神的苦痛を受けていることを認め、こうした被害は道路の公共性を理由とした受忍限度内の考え方をせず、環境保全対策の徹底を指摘し、また、今までは考えられない司法判断であります。環境が極端に悪化し、生命に危機を及

ぼそうとしている現状での環境的生存権を認めるべき方向への判断は当然のことであり、公害裁判史上新たな1ページを刻んだとの評価ができます。

この二つの裁判は、今後の環境行政、道路行政、また開発行為に大きな影響を与えるものであり、今までとは判断基準を変えなければならないと思います。これまでのこのような公害訴訟は、経済性、公共性が重視され、経済的生存権が優先されることから、原告である住民側が敗訴する考え方が常識でありました。それでも、生活環境を侵され、苦痛に耐える住民は、まともな交渉手段ではらちが明かない。改善されない。それでは我慢できない、腹が立つ。やり場がない。最後の手段、負けてもいい、打つだけの手を打とう、それでないと死んでも死に切れない。これが訴訟を起こす原告住民の悲痛な願いであり、感情であったかと思えます。

しかし、今度のこの二つの裁判は今までの常識を覆し、環境軽視をとがめ、生存権や環境権を視点に置いた現実的な司法判断に変わってきたと考えられます。これらのことから、道路周辺に住む住民の生活環境や健康被害対策をなおざりにしてきた道路行政そのものが問われる時代となっております。また、公共性や公益性を理由に沿道住民に一方的な犠牲を強いる今までの道路行政のあり方は、もはや許されなくなりました。生存権や環境権を認め、環境重視の沿道住民を犠牲にしない道路行政を期待するものです。

そこで、このことを踏まえ、当市の道路行政の今後の考え方や対応をお伺いいたします。

まずは、以前から問題視され、いまだに手をつけていない国道23号の環境保全対策はどのようにされるのか、国に対してどのように要望されているのか、お尋ねいたします。

このような場合、先ほどの裁判では、根本的な対策をとらない国の姿勢は異常と指摘しております。このことについて、時の五十嵐官房長官は、「厳粛に受けとめたい。今後、関係省庁と環境対策に取り組みたい」と述

べられ、建設省の橋本道路局長は、「厳粛に受けとめている。この判決を踏まえ、早急に関係機関と協議し、一層の努力をしていきたい」と。また、道路環境課では、「今後、環境対策に万全を尽くしたい」との談話が報道されております。このことから、国の今後の道路管理、道路計画に大きな影響を及ぼし、特に、幹線道路については全国的に見直しや変更、また中止、再検討など環境重視の対応を早急にやらなければならない事態となってきております。

となりますと、四日市市内を通過予定の幹線道路である東海環状自動車道、第2名神自動車道、国道1号北勢バイパスの各計画は、経済の高度成長期に作成された資料をもとに計画されたものであり、この機会に再検討が必要でないかと考えますが、いかがなものでしょうか。この件に関して、既に国や県から何らかの通達や話し合いがなされたのか、お尋ねいたします。

私自身のかかわりの深い北勢バイパスを例に挙げて検討してみますと、この計画は経済成長期に利便性を追求して計画されたものであり、環境保全面では、環境影響評価書は作成され縦覧されましたが、準備書では間違い箇所、疑問箇所四十数カ所ありながら、担当者が訂正も解説もできない形式的に作成されたお粗末と言うべきものであり、正確に判断することができない調書でありました。このとき住民から出された意見書が1万1,000通を超えるページ数となりました。これは住民の環境保全に対する高い関心度のあらわれであったかと思えます。しかし、住民から出された意見は採用されず、理解のできる説明がなされないまま計画決定に至った経緯があります。いかにも環境軽視の計画決定であることから、この計画をこのまま進めると、道路は完成すれど環境軽視の欠陥道路となり、その時代に沿わないものになるのではと心配されます。

具体的に一例を挙げて説明してみますと、環境影響評価書の第9章で、大型車の混入禁止、通行制限をすべきとの環境保全を願う住民の意見に対

して、決定見解は、「地域住民の利便等を図るバイパスであり、大型車の混入禁止、通行制限等はできません」と明確に否定した内容となっております。地域住民が求める環境保全より、地域住民が求めている利便性を採用した計画となっておりますのがまず1点。

2点目に、このような交通規制について、先ほどの裁判判断を当てはめてみますと、いろいろ構造上の対策をとったが、効果が上がらなかった場合は、車線減や進入禁止など走行車両を削減すべきだと指摘しております。ですから、裁判所の判断では交通規制すべきであります。北勢バイパスの見解では交通規制はできませんとなっております。相反する見解で、今となれば計画内容に時代感覚のずれが感じられます。

このように高度成長時代の古い資料をもとに作成された計画であると考えれば、やむを得ないとは思いますが、経済優先から環境重視へと風向きが変わりつつある今日では、もはや通用しない内容となっております。このような計画をそのまま進めると、事業は完成することができますが、しかし、時代に合わない通用しないものをつくったこととなります。時は変化し、環境的生存権が尊重される社会傾向を考えれば、現在計画されているすべての事業を見直し、再検討すべきと考えます。いかがなものか、この変革期の総合的見直しについてご所見をお伺いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。ご答弁の方、よろしく願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 環境問題についてのご質問のうち、第1点目の環境権について並びに第2点目の公害監視測定結果についてお答えを申し上げます。

環境権につきましては、ご指摘のとおり、さまざまな議論がございますが、現在のところでは、損害賠償の根拠となるような実態的な権利として

法律上認められているわけではございません。しかし、今日環境問題が複雑多様化するとともに、地球環境という人類の生存基盤にかかわる問題となっておりまして、市といたしましては、理念的なものとして、本年の3月に制定をいたしました環境基本条例の前文の中に、私たちはすべて良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有すると、このようにいたしましたところでございます。

ご指摘をいただきましたように、今後取り組んでまいります環境計画の遂行、あるいは今からとってまいります環境保全対策には、環境に配慮をするということを念頭に置いて進めてまいらねばならないと、このように考えておりますので、ご理解を賜りとう存じます。

次に、大気汚染に関してでございますが、平成6年度の大気汚染状況の測定結果におきましては、昨年は大変な猛暑でございましたために、濃度が上昇をいたしました光化学オキシダントなどを除きましては前年度並みの状況でありまして、濃度的にもおおむね横ばいの状況で推移しているものと認識をいたしております。

この中で、特に窒素酸化物、それから浮遊粒子状物質についての対策についてのお尋ねでございますが、両物質とも自動車からの影響が大変大きい物質でございます。自動車公害に対します抜本的な対策といたしましては、例えばディーゼルの中・大型車に対するさらなる規制強化、あるいはまた、東京や大阪などの特定地域で実施をされております最新規制適合車への強制的な代替といえますか、交換、それから、日本のディーゼル燃料である軽油の税額については、世界的にも低税額とされてございますが、この税額をガソリンとの価格差を縮めるために、これを引き上げるということによってガソリン車へのシフトを図る、こんなような方法が種々言われておるところでございます。

しかしながら、自動車交通公害対策につきましては、広域的に考えなければならぬ問題でございまして、市がとれる対策につきましてはおのず

と限りがあるわけではございますが、市といたしましては、現在及び今後の大気環境の状況を見据えながら、引き続き低公害車の率先導入、あるいはまたその普及促進、また環境に係る教育、学習の場での啓発を行ってまいりたいと考えております。

あわせて、広域的な対応を図るためには、一昨年に発足をいたしました三重県自動車交通公害対策推進協議会の中で、自動車排出ガス規制の強化について国等へ要望いたすとともに、最新規制適合車への代替促進、あるいは物流の合理化やモーダルシフトの推進などについて検討をしていただくように強く働きかけをいたしておるところでございます。

次に、光化学スモッグの被害についてでございますが、一般的に光化学スモッグの被害と申しますと、ご承知のとおり、目がちかちかするとか、のどが痛いとかの症状でございます。一般市民の方や学校などからこうした症状を感じたというような連絡が市や県の方であった場合には、そのときの状況などをお聞きした上で、状況と申しますと、オキシダントの濃度などですが、被害としてカウントをいたしております。この際には、特に医師の診断、あるいは所見などをもとにしてカウントするというものではございません。

なお、浮遊粒子状物質の定義でございますが、空気中に浮遊する10ミクロン以下の微粒子ということになってございまして、お尋ねのディーゼル排気微粒子は10ミクロンよりはるかに小さい物質でございますので、当然のことながら、この浮遊粒子状物質の構成物質の一つというふうに考えておるところでございます。

最後に、合併処理浄化槽設置の普及促進につきましては、現在まで地区市民センターでの説明会を初め、自治会の勉強会などで普及啓発を行ってまいりまして、市民の皆さんには大方のご理解を得ているものだと考えております。今後は、市民の皆さんの要望が水洗化をした快適な生活に向けられている中、その実現ができるためには、公共下水道だとか、あるいは

農業集落排水施設、あるいはまた合併処理浄化槽、こういったものが種々ございますが、それぞれの長所を生かした、そしてまた地域に合った施設導入のあり方と、こんなことを関係部局が一つのテーブルについて検討をしよう、このように考えておるところでございます。

あわせて、合併処理浄化槽のさらなる普及啓発には浄化槽の適切な維持管理というような視点も加えながら対処をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 下水道部長。

〔下水道部長（馬淵貞夫君）登壇〕

○下水道部長（馬淵貞夫君） ご質問の公共下水道の今後の推進計画につきましてお答えいたします。

本市の公共下水道は、市の第6次基本計画及び国の下水道整備5カ年計画に基づき整備を進めております。平成6年度末の下水道普及率は35.4%であります。従来、北勢沿岸流域下水道北部処理区関連公共下水道と単独公共下水道で整備を進めてまいりましたが、平成7年度末には南部処理区についても供用開始が予定されていることから、南部処理区関連公共下水道についても、今後積極的に整備推進を図ってまいりたいと考えております。

また、公共下水道事業は市街地を中心に事業認可を取得し、整備を進めてまいりましたが、今後効率的な整備を進めるために、丘陵地の人口集中地域等に向けまして、国、県の承認を得ながら事業認可区域の拡大に努め、整備目標といたしまして、第6次基本計画の最終年であります平成9年度末には下水道普及率を40%に、また中期目標といたしまして、21世紀初頭には下水道普及率を50%まで引き上げる計画であります。

しかしながら、下水道整備には膨大な事業費と年月が必要であります。今後とも財源の確保に努めながら、生活環境の向上と河川等公共用水域の

水質保全に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 国道43号の訴訟判決を踏まえまして、四日市の国道23号の環境保全はどうかと、あるいは現在進めております第2名神、東海環状、あるいは北勢バイパスの考え方はいかかと、こういうことでございます。お答えをさせていただきます。

まず、国道23号の環境保全対策についてでございますが、昭和55年に公布された幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づきまして、本道路の大正橋から末広橋までの区間約1.2kmが昭和59年に沿道整備道路の指定を受けまして、これに前後して、現在できておりますように、建設省におかれましては、騒音低減のための路面整備や景観にも配慮した歩道の緑化、さらには交通管理対策としての時速40kmの速度規制等が行われておるわけでございます。

昭和62年の11月には、沿道整備道路指定区間の道路端から30mの範囲において沿道整備計画の決定、建築条例の制定を行い、土地利用の誘導や建築物の構造の制限を行うとともに、道路管理者である建設省及び本市により、既存住宅の窓、出入り口、壁等防音上支障のない構造とするための、現在まで94件の防音工事助成を行い、住居等の防音構造対策などを進めてまいったところでございます。

また、速度規制につきましても、運転手の方々が周辺環境にさらに配慮して走行していただくよう、建設省に対して標示装置を用いた啓発をしていただくようお願いをしているところでございます。

次に、第2名神自動車道、東海環状自動車道、一般国道北勢バイパスの幹線道路でございますが、人や自然に対する環境を十分に保全するため、ご承知のとおり、昭和40年代をピークとする種々の公害の問題の経験を通

じて、環境に及ぼす影響の事後対策から事前の防止対策を図る必要性から、幹線道路事業の実施に際しては、昭和53年に環境影響評価に関する当面の措置方針が出され、その後昭和59年の閣議決定を受けて、昭和60年には建設省所管事業に係る環境影響評価要綱が定められ、4車線以上10km以上の道路の新設等においては、大気汚染、水質汚濁、騒音等定められた環境要素について環境影響評価を行うことが義務づけられたわけでございます。

ご指摘にございましたように、国道43号及び併設する阪神高速神戸線は、43号が8車線、阪神高速が4車線ということで、合わせまして12車線の道路でございまして、日交通量はおおむね20万台と、こういうふうに巨大な道路で、環境影響評価の制度以前に建設された道路であるため、環境保全上著しい問題が生じたと思われるわけでございます。

国におかれましても、このたびの最高裁判例を深刻に受けとめ、国道43号及び阪神高速神戸線の道路交通騒音対策として、緑化や遮音壁の設置、低騒音舗装の敷設などの道路構造対策を初め、発生交通量の低減や交通流の分散、自動車単体対策などを骨子とした計画等を地元へ協議していくと聞き及んでおるところでございます。

なお、国道43号及び西淀川の訴訟判決を踏まえた第2名神、東海環状自動車道、あるいは北勢バイパスの各計画の再検討につきましては、現時点におきましては国からは何ら通達はございません。

幹線道路につきましては、環境影響評価の実施により、環境に与える影響を適切に予測、評価され、環境保全目標を守るため、必要に応じた対策を講じ、環境保全に十分配慮して事業が行われるものであります。

事業の実施に当たりましては、環境保全目標を守ることは、事業主体である建設省や日本道路公団に対してより一層の環境保全を強く要望してまいるとともに、平成3年6月の本議会における北勢バイパスの早期事業実施に関する決議を十分に踏まえまして、今後、市、また県と一体となって、景観への配慮を含めまして、より良好な環境に努めてまいりたいと、かよ

うに考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 瀬川憲生君。

○瀬川憲生君 ご答弁ありがとうございます。

それなりのご答弁と承っておきます。それで、私の今回言いたかったということは、やはり市長も、森議員に対するご答弁の中にやっぱり時代で社会情勢が変わってきているというような言葉があったかと思えますけれども、そのとおりで、やはりこういったことについても、経済重視から、環境配慮というような全体的な流れが世の中も変わってきているということ。それに対して、今後市の行政もどういふふうに対応していっただけのかということも私も言いたかったわけでございますので、それについて具体的な例を挙げて説明したということでございます。

そういうことでございますので、こういったことを配慮されて、ひとつ今後の環境行政は行っていただきたいなということでお願いしたいと思います。

それから、合併処理浄化槽、それから公共下水道推進、これは市民の方も非常に期待しておりますので、ひとつ思い切った対策をとっていただき、公共下水道普及率では21世紀初頭には50%ということを予測していただいておりますので、非常にこれも厳しい数字じゃないかなと実は思っておるんですけども、言いかえればもっと進めていただきたいなという気持ちもあるというふうなことでございまして、そういったことも含めまして、文化的な生活という一面もございまして、環境問題は別としても、こういったこともどんどん進めていただきたいということを申し添えて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日9月12日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時56分散会

会 議 録

第 3 日

(平成7年9月12日)

○議 事 日 程 第 3 号

平成 7 年 9 月 12 日 (火) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 谷 茂 生
小 川 政 人
葛 山 久 人
川 口 洋 二
川 村 幸 康
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
笹 岡 秀 太 郎
佐 藤 晃 久

佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森愼二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 藤原まゆみ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

収 入 役 栗 本 春 樹
 港 湾 審 議 監 梅 木 勇 二
 調 整 監 須 原 賢 治
 市 長 公 室 長 佐々木 龍 夫
 計 画 推 進 部 長 川 畑 義 之
 総 務 部 長 小 畑 廣 次
 財 政 部 長 野 呂 修
 市 民 部 長 南 部 和 雄
 保 健 福 祉 部 長 服 部 美 次
 商 工 部 長 米 津 正 夫
 農 林 水 産 部 長 赤 塚 宗 信
 環 境 部 長 玉 置 泰 生
 都 市 計 画 部 長 西 田 喜 大
 建 設 部 長 矢 田 禎 雄
 下 水 道 部 長 馬 淵 貞 夫
 消 防 長 島 村 隆
 病 院 事 務 長 谷 口 淳 一
 水 道 事 業 管 理 者 鎌 田 悟

教 育 長 丹 羽 武

代 表 監 査 委 員 長 谷 川 昭 彦

○出席議事説明者

市 助 助
 長 加 藤 寛 嗣
 役 加 藤 宣 雄
 役 奥 山 武 助

○出席事務局職員

事 務 局 長 有 竹 正 宏
 次 長 兼 議 事 課 長 伊 藤 千 秋
 議 事 係 長 井 上 紀 久 夫

主 事 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○副議長（伊藤正数君） おはようございます。野崎議長に代わりまして議長の職務を行いますので、よろしくをお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○副議長（伊藤正数君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。順次発言を許します。

田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 おはようございます。緑水会の田中でございます。通告に従いまして、三つの項目につき質問をいたしますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

第1の項目は、生活関連施策の充実と地方分権の推進についてであります。

つい最近の新聞に、来年度の国の予算編成について、各省庁の要求が出そろうたという記事が載っておりました。それによりますと、生活関連予算に重点配分を行うというのが予算編成の大方針でありました。どれだけ重点配分が行われたかを検証すべくまとめてみたと。生活関連と言われる項目のうちに、前年に比べ全体予算に占める割合が最も大きく伸びたものは下水道事業であった。しかし、その伸び率はわずか0.04%に過ぎなかった。改めて国の事業予算配分の硬直化が行き着くところまで行き着いてい

る感じだと、新聞の記事の要旨は以上のように報じられておりました。この記事を読みまして、私は何か、何と申しますか、やるせなさと言ったらいいのか、何とも言えない感じにとらわれました。同時に、このように固定的なやり方から抜け出すことができない中央省庁の人たちに、私たちの納めた税金の大部分の使い道を任せたくない、財源、権限をセットにした地方分権を強く求めていかなければならないと感じました。時代の進展とともに、また、地域が異なれば、国民、市民の求めるものは変わってくるのが当然であります。戦後50年を経て、日本は国民の努力により、一国の経済全体としては欧米に追いつき、世界有数の経済大国と言われるようになりました。その当然の帰結として、より豊かさの実感できる施策を求め、また、生活上の要求、何を豊かさとして実感するかも個人によりまして、また地域にもよりまして多様化してまいりました。したがって、全国一律的なこれまでと同じような税金の使い方では満足されるはずがありません。このようなことは、賢明な中央省庁の人たちにとりましては、自明の理でありましょう。さればこそ、予算編成の大方針として、生活関連予算に重点配分を行うことが打ち出されたものでありましょう。わかりきったことが実行できないところに問題の深刻さがあります。システムを変更して、地方分権の実現がどうしても必要と思われるゆえんでございます。そして、地方分権が必要というときの地方は、その必要性の大きな要素が多様化した国民のニーズに的確にこたえるためであるところから、中心となるのは、日常直接国民に接している市でなければならないと思います。

したがって、この地方分権の実現には特に市レベルからの地方分権を求める行動が必要と考えられます。既に国においても分権の必要性を一部認め、昨日笹岡議員からもそれへの取り組みについてご質問のありました中核市指定の制度など、地方分権の流れに沿った施策も幾つか散見されるところであります。これらに対しましては、可能な限り積極的に市と

しても取り組むとともに、さらに徹底的な財源と権限とをセットにした地方分権、これを求める行動をできるだけ多くの市と力を合わせて、強力に起こしていく必要があると考えますが、この点についてのご所見をお伺いいたします。

第2の項目は、公園・緑地の整備の進め方についてであります。

今さら申し上げるまでもなく、公園・緑地は都市にとって必要不可欠であり、きちんと整備され、管理が行き届いているときは、市民の心に安らぎを与え、町を愛する心をはぐくむことができる貴重な都市施設であります。特に、我が四日市市のように、生い立ちが城下町ではなく工業港湾都市である町にとりましては、極めて重要度の高い存在と言えます。

8年前、議員にさせていただいて初めて質問に立たせていただきましたときも、中央緑地につきましてその整備の問題を取り上げさせていただきましたが、今回はその後の変化も織り込みまして、中央緑地にまた加えまして、南部丘陵公園と諏訪公園につきましても、それぞれの現状の問題点ないし整備の方向と整備の進め方につきまして、私見を交えながら質問をさせていただきます。

まず第1に、中央緑地について申し上げます。中央緑地は8年前と比較いたしますと、外周の水路が整備され、周辺の環境がそのおかげをもちまして面目一新いたしております。また、特に緑地内南道路沿いの樹木が成長著しく、全体として緑の陰が大変深くなったように感じますし、枯れた木の除去、トイレの清掃も行き届いている様子が見えます。このように管理面の向上には担当者の方のご苦労が、その成果としてあらわれていると思われまします。しかし、一方施設面を見ますと、まず第1には、奥の方、東の方の噴水周辺並びに池の再整備、それから、トイレが大変壊れております。それから、車いすで回れる道路がございません。一部分しか通れないと思います。また、国道1号に面した入り口周辺の整備といった問題点に加えて、町の中心部に近く、電車の駅も近いという、この恵

まれた立地条件をフルに生かして活用するための整備、これが必要だと思われまします。条件を生かすための整備といたしましては、やはり四季折々の花が咲く緑地としてはいかがでしょうか。

大阪の花博覧会の盛会ぶりや、ごく最近では、岐阜県の可児市で行われました花フェスタが目標に倍する観客を集めた例を挙げてみるまでもなく、日本人が花を愛する国民性を持っているということは疑いもない事実と思われまします。緑地に美しい花を四季折々咲かせることができれば、大勢の市民の皆さんが楽しみにきてもらえる場になると、これは間違いないことと思われまします。

次に、南部丘陵公園について申し上げます。まず、北側の地区ですが、一つには、丘陵の北斜面、クリの木林からショウブ園、ウメの木林の帯にかけては、まだ小さなクリの木に大きなクリの実がたくさんっておりまして、樹間の散歩道からキャンプ場などの整備も行き届いておりまして、整備に尽くされました後藤長六先輩を初めとする皆さんの温かい気持ちや伝わってくる雰囲気を感じられます。

一方、家族連れでにぎわう芝生広場は、周辺の枯れ木が目立ち、その撤去と枯れた後への再植樹が必要と思われまします。また、同じ広場の芝生の補修が相当程度必要と思われる状態でございます。

次に、南部丘陵公園の南地区に目を転じますと、まず植え込みのツツジや植えられたサクラの木がもともと自生をしておりました雑草の勢いに負けて、大変気の毒な状況に見受けられるところが極めてたくさんございます。また、奥の方の林間の遊歩道は、よい雰囲気を所々持っておりますが、勾配の急なところは段差が大き過ぎて、ご年配の人にはなかなかきつ過ぎる、それからベンチの位置にも一考を要するところが幾つかございます。そういう状況でございます。

以上、申し上げましたとおり、中央緑地と南部丘陵公園につきましては、その設置の目的に照らしまして、なお相当の手を入れねばならないと思

ます。なぜならば、この項目の冒頭、公園緑地は市民の心に安らぎを与え、町を愛する心をはぐくむことができると申し上げましたが、十分な整備を行わず、荒れたままで放置いたしますと、逆に訪れる人にわびしさを与え、すさんだ心を育ててしまうことになるからであります。

したがいまして、今後の公園緑地の整備の進め方といたしましては、まず第1に、目標を、でき上がりの姿が明確になる全体計画をまず策定をする必要があると思います。このとき、真に安らぎを与えることができる公園緑地をつくるためには、ぜひ専門家の知恵の導入が必要だと思えます。それから、第2段階といたしましては、年次別の実行計画をつくる必要があると思えます。それから、それに従った着実な実行でございます。こういった手順を踏んで進めることが必要と考えられます。

この問題の最後に、諏訪公園について申し上げます。諏訪公園は一通りの整備を終わり、メンテの問題と思われませんが、気になっておりました東南の隅近くでございますサクラの木につきましては、8日付の地域版で詳細がありましたので、二番せんじは控えさせていただきます。貴重な経験として今後に生かしていただきたいと思えます。

また、この公園はまさに市の中心部に位置いたし、小さいながらも四日市の公園の顔とも言うべき存在であります。小さいがゆえになおさら花壇、植え込み、水の色、それからトイレに至るまで、常に美しくあるように、細心の注意を払ってメンテに当たっていただきたいと思えます。

以上、公園緑地の整備の進め方につきまして申し上げます。これらの点についてのご所見をお伺いいたします。

質問の第3は、塩浜地区の問題で、塩浜中学校の整備について、3点についてお伺いをいたします。

第1点は、近鉄電車の騒音対策であります。ご承知のとおり、塩浜中学校は学校用地の東端のラインが約4m幅の市道を間に挟みまして、近鉄名古屋本線と接しております。南端のラインは鈴鹿川の堤防に接しておりま

す。近鉄の線路は学校よりやや北側に位置する塩浜駅から鈴鹿川の堤防に向けて緩い上り勾配となり、鉄橋を越えて楠町地内へと延びております。線路と校舎との間には市道のほかに幅65m程度のグラウンドがあるだけで、電車の騒音を遮るものは何もございません。校舎は3階建てで2棟、東西の方向、すなわち近鉄線に対し90度の方向に教室が並ぶ配置となっております。このような位置関係にあり、加えて約240mの鉄橋が学校用地の東南角から南に向かってかかっていることもあり、通過する電車の騒音に悩まされ、授業にも支障を来しているのが実情でございます。この辺の事情をもう少し詳しく申し上げますと、最も影響の大きいのが、電車もいろいろな種類のものが通りますが、上りの特急電車でございます。これが鉄橋を越えて学校の真東に来る間、この間は南棟の2階、3階の教室では授業も中断せざるを得ない状況でございます。次いで影響の大きいのが下りの特急、上りの急行でございます。上りの特急ほどではございませんが、この騒音の程度はかなり気になる騒音と申せましょう。続いて下りの急行、上りの普通列車で、これも授業を受ける身からは気になる騒音でございます。

塩浜中学校が現在地に移転したのは昭和43年であり、当時から近鉄名古屋線との関係は続いているわけですが、近年、電車、特に特急列車のスピードアップと本数の増加によりまして、その影響は当時よりはるかに大きくなりまして、何らかの対策が必要であると考えられるに至っております。測定に基づく正確なデータを持たず、感じの話で恐縮でございますが、現在の近鉄の運行ダイヤと先ほど申し上げました騒音の程度とを組み合わせて申し上げますと、授業の行われるすべての時間帯を通じまして、1時間の間に一番影響の大きい上り特急は4回、15分に1回、授業が中断される勘定でございます。それとは別に、下りの特急は4本、上りの急行が3本、鉄橋を通過していくわけでございます。かなり気になる騒音は1時間の間に合計7回、約9分間に1度聞こえてまいるわけでございます。

これらに加えて、下りの急行と上りの普通電車が同じく1時間のうちに7回、約9分に1度、気になる騒音を発して通過してまいります。これらをすべて合計いたしますと、1時間のうちに18から19回、すべてが等間隔で通過していくとすれば、約3分に1度は3通りの騒音が響いてくるというのが現状でございます。この現状に照らして対策を考えてみますと、最も問題となる騒音は、電車が鉄橋通過時に発生するものであること、それから、堤防や線路と学校用地との間に空間がなく、かつグラウンドはこれ以上狭くすることは不可と考えられますので、まずは第1に、騒音を遮るには、窓際で防がねばならず、そのためには、校舎の南側窓のサッシを防音効果の高いアルミサッシに取り換え、あわせて6月、7月、9月の暑い時期の対策としては、教室にクーラーの設置が必要であると考えます。2年続いた暑い夏も終わろうとしておりまして、問題提起のタイミングが遅きに失した感もありますが、早急に騒音測定を実施して正確なデータを把握していただき、必要にして十分な対策をとる必要があると考えますが、この点につきまして、まずご所見をお伺いいたします。

第2点は、学校開放対策も兼ねた一部教室の改造でございます。

学校の施設開放につきましては、塩浜地区におきましても、三浜、塩浜の両小学校の建てかえに当たり、積極的に取り進めていただいております、感謝いたしておるところでございます。塩浜中学校におきましては、生徒数の減少によりまして、教室に一部余剰を生じていますが、学校開放の対策として、公的な外部から入りやすい半独立の教室がございます。これを地域からも希望があり、またクラブ活動や災害時の避難場所としても対応できやすい和室に転換を行い、一層の有効活用を図ってはいかがでしょうかと考えますが、この点につきましてのご所見をお伺いいたします。

塩浜中学校の問題の第3点は、運動場の拡大でございます。

塩浜中学校の運動場は総面積としましては、生徒総数に対する必要面積の基準を満たしているとは伺いましたが、実際に運動のできる場所の形は、

縦約100m、横約60mと、かなり細長い長方形をいたしております。そのため、一つには体育祭などで使用するトラックも細長い卵型となりまして、中学生としてはカーブ部分ではスピードを緩めなければ危険であり、思い切って走れないという状況でございます。また、野球はバックネット前のホームベースから左翼側のグラウンド端までの距離が50m程度しかとれない状況でございます、中学生といたしましては、極めて狭過ぎると考えざるを得ないわけでございます。また、テニスコートは一面でございますが、これは校舎の中庭にあるのでございまして、授業には使えないといった状況でございます、総じて不便な状態にあると申し上げざるを得ず、体育の授業並びに部活動にも大きな支障を来しています。形状の是正、拡大が強く望まれているところでございます。グラウンドの形状の是正ないし拡大を妨げている最大の障害物は、ほかならぬ校舎でございますので、抜本的な対策としては、43年に完成した現校舎の建てかえ時期にあわせてその高層化、または学校用地を拡張しての学校施設の再配置による必要があると考えられます。学校周辺の環境からいって、高層化には限界があると思われれます。また、学校用地に隣接した西側には、全く利用されておらず、また、管理も不十分な公共用地がございますので、これらを活用してこの問題の解決を図ってはいかがでしょうかと考えます。時間もお金もかかる大きな問題でございます。今から具体的な検討にかかる必要があると考えますが、この点についてご所見をお伺いいたします。

以上、通告いたしましたすべての諸点につきまして、質問をさせていただきました。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤正数君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第1点にお答えをいたします。

今日、地方分権、これは社会のいろんな事情が変化をしてきた、それぞれの地方自治体を中心になって行政を推進していかなければ、なかなか今

日的な時代の要請に行政がこたえるのは非常に難しい。従来は中央集権でございまして、国がほとんどすべてを握って、地方自治体はその国の方針に従って仕事をやっていくというような実態になっておるわけですが、行政組織が国、県、市あるいは市町村という3段階に分かれているわけございまして、できるだけ地方の発想を行政の施策の中に取り入れていくべきだという議論が近年非常に盛んになってまいりまして、いよいよそれが本格化しようといたしておるわけであります。この状況に基づきまして、既に自治省の方でもその方針を打ち出して早く地方分権を実現したいと、こういう考え方があるようございまして、そのために、県市長会・町村長会の方では地方自治のあり方について委員会を持つということ、この4月に第1回であります、発足をいたしました。委員会の構成が実はちょっと不思議なんです、市の方では九つの市が入っておりますし、町の方ではたしか13の町が入っておる。全部が入っているわけではありません。九つの市というのは、全体13市あるわけですが、北の方から言いますれば、亀山、久居、そして上野、鳥羽と、この四つの市が入っていない。どういうことでそういうふうに分けられたか、ちょっと私わかりませんが、この発足が4月27日でありまして、この委員会の会長は実は私が指名をされておるわけであります。委員会は、4月27日が第1回でありまして、あと10月、そして3月にやろうということになっておりまして、4月27日の委員会は、私自身が入院中でありましたので、欠席をいたしております。そこで、私が会長に多分選ばれたのかなというふうに思っておりますが、出ておりませんので、事情は詳しく知りません。ただ、そのときに、一応事務的にこの研究会をやろうということで、5月と8月に既に研究会を2回持ってやっておるわけであります。なお、さらに今年度中に3回、研究会をやって、研究会としての結論、研究会というのは課長レベルの打ち合わせ会でありまして、そこで結論をもって、この委員会に諮るという形になるのではないかというふうに考えております。

そういう状況で、県市長会・町村長会の方でも熱心にお取り組みをいただいておりますということでもありますけれども、先ほどちょっと冒頭に申し上げましたように、社会情勢の大きな変革ということがございますので、これからそれに合わせた行政の措置をそれぞれの自治体でやっていこうということでもありますけれども、私はこの間、知事と北勢の市町の首長が集まって懇談をやったときに、しみじみ感じたわけですが、各長の方々は、やはり地方自治をやらなきゃならぬ。しかし、職員全体にその能力がないから、研修会をやってくれという要請が強く各自治体の首長から出されておりました。確かに研修会が必要であります、同時に全部の長が能力があったとしても、職員に能力があったとしても、それを十分生かしていくだけの力があるか、力と言うのは財政力の問題でありますけれども、ここに極めて大きな問題があるかというふうに思います。したがって、言うべくしてなかなか実施の段階になりますと、それぞれ自治体側が自分のところでやらなきゃならぬことができない実情が出てまいります。そういうところは全部県がやってくれば、私は問題ないと思うんですけども、そうはいかないんじゃないか。

したがって、私は、やっぱり現状の広域市町村圏というのがあつてありますから、その広域市町村圏に属している自治体が、今申し上げたような職員の能力と力というものを結集できるような状況にまずもつていかなければならないのかなということを感じざるわけであります。例えば、簡単な話でありますけれども、広域的に今取り扱っております消防の問題、あるいは防災の問題等々があるわけあります。それらはそれでそれぞれの組合をつくるなり、あるいはどこか母都市に委託をするという形で今行政が行われているわけあります、そのことは、単に今行われているものだけでは私は不十分だろうと、そうすると、おのずと一つの方向を考えざるを得ないという形があるわけあります。これが非常に難しい。はっきり言えば合併であります。これは非常に難しいということでもありますか

ら、今後十分そういった面について検討をする必要がありはしないかな。あるいは、どの程度組織が違って助けることができるのか、こういう問題を抱えているということは、皆さん既にご承知のとおりであります。ただ、これは双方の意思が一致しないとうまくいかないわけでありますから、その辺の意思の疎通を十分図りながら、今後に向かって対処をしていかなければならないだろう。

したがって、この地方自治の分権ということについても、まず中核市を目指した基盤づくりをする必要があるかなというふうに考えているわけがあります。ただ、私は知事に対して、それぞれの自治体が何か考える場合にでも、すべてそれが広域的に指示ができるような方策をまず考えるべきだと思いうことを申し上げておいたわけであります。その背景は、私が今申し上げたような現状が各自自治体にあるということ踏まえて申し上げたつもりでありまして、後で「加藤さん頼むよ」と、こう言われたんですが、頼まれてもこれはなかなか難しい問題であります。したがって、今申し上げたようなことを前提にしながら、私自身は今後に対処してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ皆さん方におかれましても、格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。大変抽象的な答弁になりましたが、お許しをいただきまして、中核都市を目指して今後前進をしてみたいと、かように考えておるところでありますので、よろしくお願いを申し上げます、答弁を終わらせていただきます。

○副議長（伊藤正数君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（西田喜大君）登壇〕

○都市計画部長（西田喜大君） ご質問の第2点目、公園・緑地整備の進め方につきましてお答えいたします。

公園整備につきましては、第6次基本計画に基づきまして、年次的に整備を図っておるところでございます。平成6年度末現在の整備状況でございますが、269カ所、約230haとなっておりますが、市民1人当たりの公園

面積は約8㎡で、全国平均を上回っておるところでございます。整備されました公園も歳月の経過とともに一部老朽化が見られます。また、市民の自由時間の増大や高齢者の増加等を背景といたしまして、多様化、高度化する市民ニーズに対応する公園整備の充実が求められております。このため、南部丘陵公園、垂坂公園の両総合公園の整備のほか、住区基幹公園の整備及び既存公園の再整備に取り組んでおるところでございます。

まず、中央緑地につきましては、昭和49年度に公害防止事業団によりまして整備され、本市の公園緑地の顔と言うべき施設として今日に至っております。時代の流れによるニーズの変化などにより、再整備を検討しておるところでございます。特に中央緑地進入口の駐車場拡張とメインストリートの部分並びにJR関西本線寄りの緑のゾーンを静的レクリエーションゾーンといたしまして再整備の基本構想の策定を進めております。今後とも、この全体計画に基づき年次的に整備を行い、ご提言のように市民の皆さんが利用しやすく質の高い美しい公園としてまいりたいと考えております。

次に、南部丘陵公園でございますが、国補事業を主体といたしまして整備を図っておりますが、当地域の緑豊かな地域特性を生かした里山的な整備を考えております。しかし、大変面積が広いこともありまして、管理面での行き届かない面があることも否めません。そこで、地元ボランティアの方々のご協力を得ながら、管理面の充実を図り、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

諏訪公園につきましては、地下雨水調整池完成後、平成5年度より公園の再整備に着手いたしました。当公園のコンセプトといたしまして、水と光と音を中心とする洋風公園として、モニュメントの噴水をメインとする各種施設を整備配置いたしまして、本年7月、植栽の一部を除いてほぼ完成し、現在開放しているところでございます。そして、市内中心商業地の中の公園として、魅力ある憩いの場として、回遊性を持つ観点からも、当

公園の整備は地域の活性化及び地域住民の利便性確保に大いに資するものと考えております。

ご指摘のサクラのことでございますが、深く反省しているところでございます。これまでの公園再整備による環境変化の中で、特に駐在所の移設が大変大きな原因であったというように考えております。今後は公園南側部分の植栽計画の中で、移植などを考えておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。今後とも公園の整備につきましては、ご提言を踏まえまして、なお一層の努力をしまっているところでございますので、よろしくご理解、ご協力をお願いいたします。

○副議長（伊藤正数君） この際、理事者の方に申し上げます。残り時間が少なくなっておりますので、答弁は簡潔にされるようお願いいたします。

教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のございました塩浜中学校に係ります諸問題についてお答えをいたしたいと存じます。

塩浜中学校が近鉄の電車の線路沿いにあるということから、その騒音に困られておることにつきましては、以前からお聞きしておるところでございます。それに対しまして、私どもといたしましても、そういった騒音の一つであるレールの継ぎ目の問題もございまして、いわゆるロングレールに切りかえていただくといったような処置等について、以前にもお願いし、それを実現したところでございますが、最近はさらに鉄橋での騒音があるということで、鉄橋の横へ防音壁を取りつけていただけないものかの申し入れもしておったところでございますが、構造上無理という返事でもございました。

いずれにしましても、こういった同校の電車による騒音問題ですが、ただいまご発言がございましたように、この特急電車の増量であるとか、スピードアップ等によって、最近はさらに環境が悪化しておるというふうに

聞いております。そういったようなことを考えまして、近鉄側に改良を申し込んでも期待ができませんので、やはり自衛手段によって、これに対応していかなければならないと考え、本年度からとりあえず、最も騒音がきつい線路に近い東北の部分の特別教室の戸をアルミサッシへ切りかえを始めたところでございます。

また、先ほどご指摘がございました夏場に窓を閉めれば、かなりこれは騒音を和らげることができるわけでございますが、特に夏場における窓の問題がございまして。ということで、塩浜中学校が抱えておる特殊な問題ということで、今後この校舎東側教室について、そういった夏場における冷房等についても、検討を始めてまいりたいというふうに思いますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、教室開放を兼ねた和室の整備についてでございますが、これにつきましては、小学校において、学校の方針も聞く中で、一部和室改造を行っておるところでございますが、中学校におきましては、余裕教室の改良につきましては、まずコンピューター教室の確保といったような問題、あるいは教材室、生徒会室等として現在使用を行っておるところでございますが、こういった場合も、生徒数の今後の推移等を勘案して、現状のままの有効活用ということを原則としておりますので、この余裕教室があるとはいえ、直ちにそれを改良するということにもまいらない事情がございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

したがって、避難所の意味も含めての和室でございましたが、現在、塩浜小学校を改築中でございまして、小学校の方には和室を整備しておりますので、当分の間、こちらの方のご利用を地区としてお考えをお願いしたいものと思っております。

最後に、運動場の問題ですが、先ほどご発言ございましたように、授業を行う面積については基準を満たしておるわけでございますが、放課後におけるクラブ活動ということになりますと、若干狭いということは否めな

と思います。先ほどご発言がございました、いわゆる大里ポンプ場の土地のことだと思いますが、これは県の企業庁が大蔵省の東海財務局から借用して、工業用水の供給に要するための施設としてあるわけでございます。現在は全然、工業用水としては使用しておりませんが、これの取得について打診はしておるわけでございますが、企業庁といたしましては、将来の工業用水の不測の事態といったようなことも考え、現在これを手放す気は全然ないということでございます。それと、この土地は現在の運動場からすると、飛び地になっておりますので、先ほどご発言がございましたように、将来、塩浜中学校が老朽化し、改築を要するという時期がまいったときには、全面的な配置等の考慮も含めて、その時期に整備を行いたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（伊藤正数君） 田中 武君。

○田中 武君 ご答弁いただきましてありがとうございます。もう時間がありませんので、1番の点につきましては、中核市のご努力、これもお進めいただきたいわけでございますが、やはり本格的な分権につきましても、思いを同じくする市と力を合わせて、権限と財源、これを一緒に、本当に徹底的な分権が行われる方向に向かってのご努力もあわせてお願いをいたしたいと思っております。それが難しいということはよく理解できるところでございますが、大変必要なことでございますので、よろしくお進めをいたしたいと思っております。

また、公園の整備につきましては、はっきりお話がございましたが、ぜひ全体の姿をはっきり、こういう公園にこの程度整備するんだと、そういうはっきりわかるような計画をぜひおつくりいただきまして、そこにこれまでも活用しておられるかとも思いますが、さらに専門家の本当に専門的な目で、こういう公園がいいだろう、こういう緑地がいいだろうと、そういう中身にしていきたい。そのために費用がたくさんかかるものであれば、完成の年月はたとえ延びてもやむを得ないと思っております。ちゃん

としたものをつくるということは大変必要なことではないか。潤いと市民の心に温かみを持っていただくためには、ぜひ必要なことだと思いますので、そのあたりにいま一段のご配慮をお願いしたいと、そのように思います。

塩浜中学校の問題につきましては、クーラーの点につきましてご検討いただくということでございまして、大変ありがたいと思います。ぜひできるだけ早く実現いたしますように、よろしくご検討をお進めいただきたいと思っております。

また、学校用地の件につきましては、改築のときにご検討いただくということでございますが、やりようによっては随分早くから準備していかなければならないこともございますので、また現在手放す気持ちはないという県の意向というふうに伺いましたが、これも事と次第によっては交渉の余地はないわけではないと思われまますので、ぜひその点についての努力もあきらめてしまわないでお続けいただくようお願いをいたしたいと思っております。

以上、すべて要望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（伊藤正数君） 暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時4分再開

○副議長（伊藤正数君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 緑水会に入れていただきまして最初の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

第1の質問はごみの収集処理・焼却余熱利用でございますけれども、こ

の暑い夏に市民の排出したいろいろなごみを一生懸命に集めていただいております。清掃職員の皆さん、本当にご苦労さんでございました。このごみ問題について、私がかねがねいろいろと強い関心を持って見てきたところでございますが、たまたま去る7月の教育民生常任委員会の行政視察におきまして、福島市のヘルシーランド福島を、また8月の会派の行政視察で下関市のヘルシーランド下関を見学させていただきました。いずれの施設もごみの焼却余熱を利用しているのでございます。私はこの二つの立派な施設を目の当たりに、そして四日市市のごみ焼却施設やその余熱利用が皆無にひとしい実態に照らしてみると、実に寂しい思いにとらわれたわけでありまして、同時に、四日市市当局のごみ問題に対する姿勢や熱意について改めて不信や疑念を強く感じた次第であります。

ちなみに、福島、下関両市の人口は、四日市と余り変わらない、いわゆる人口規模で同格の都市であります。両市の財政力指数は四日市よりかなり低く、地方交付税の平成7年度当初予算計上額も両市は100億円を超えておりますが、四日市は不交付団体で、特別交付税が6億円計上されているに過ぎないというような実態からでも明らかでしょう。調べてみますと、ごみ焼却炉に余熱利用設備を設けて活用しているところは何も福島、下関両市だけに限りません。全国の自治体の、いわゆる可燃ごみの処理は、ほとんどが焼却炉による燃焼方式をとっております。少なくともここ10年余り前から多くの自治体が焼却炉の設備更新、改良時に余熱利用設備を設けて活用しております。

福島市でも、ヘルシーランド福島の熱源を供給しているあぶくまクリーンセンターの焼却施設は63年2月建設であります。また、もう一つのあらかわクリーンセンターの焼却炉、これは老人福祉センターの大浴場に余熱を供給しておりますけれども、昭和52年5月に建設したものです。下関市の場合も、ヘルシーランド下関の熱源を供給している環境センター奥山工場の220 t 炉の供給施設は昭和60年6月に着工して、62年8月に竣工した

ものでございます。そのときに、廃熱ボイラーも設備しておりますが、150 t 炉の場合は、昭和53年4月に着工して55年5月竣工、そして廃熱ボイラーは62年8月に着工して63年3月に竣工したものであります。また、昨年10月オープンした小牧市の温水プールに余熱を供給している小牧岩倉衛生組合環境センターの焼却施設は、昭和59年に稼働したものであります。当初から余熱を利用してセンター用の電力の発電をしているほか、小牧市老人福祉センターの風呂や、冷暖房にも利用してきたということですが、ごみの焼却量の増大で、このほど温水プールの建設、利用が可能となったということです。

さらに、田中武議員に見せていただいた埼玉県の越谷市など、4市2町で構成する埼玉県東部清掃組合の第2工場は、60年に稼働した150 t 炉2基の焼却炉に発電設備を設けて、1時間当たり2,500kwの発電を行い、場内使用電力2,200kw、そして残り300kwを売電しているということでもあります。特に最近では、環境保全、省資源、資源化の流れの中で、必ずというほどに焼却施設の建設には余熱利用施設を設けるようになっております。ごみ焼却炉、余熱利用設備等、処理施設の技術も著しく進歩し、可燃ごみの焼却余熱の熱エネルギーへの転換、利用の効率も大幅に向上し、焼却灰の大部分の再資源化も可能となり、埋め立て処分する可燃ごみの残渣も、その1%にとどめることができるようになってきているということでもあります。

埼玉県東部清掃組合の最近建設し稼働した第1工場は、その資料によると、ごみはすべて資源に、そして埋め立てゼロを目指してということで施設整備が行われたもので、ごみ焼却工場というより、エネルギー抽出工場ともいふべきで、ごみ処理施設とともに、大変注目に値すると言われております。

近隣都市の大垣市ほか19カ町で構成する西濃環境整備組合も平成3年3月に西濃環境保全センターを、さらに余熱利用の施設、屋内温水プール「ゆーみんぐ」を建設したということでもあります。県下でも亀山市や久居

地区広域衛生施設組合などが新しい処理施設の建設に向けて動き出したと報じられております。

こうした中で四日市の状況はどうでしょうか。四日市は3基の焼却施設のうち2基は昭和48年3月に設置したもので、既に22年もの使用で老朽化しており、焼却余熱の利用など、今日必要な機能を発揮し得ない旧式の設備であります。残る1基も昭和62年12月に増設いたしましたが、既設炉の機能以上のものではありません。この増設のときに、既に先進都市で焼却余熱の利用をしている中で、四日市でもその導入を求めるとい声が強く出されたわけでありませけれども、なぜか取り入れられませんでした。この間、ごみ焼却により生じた熱エネルギーをむざむざと放出して、炉の損傷等を理由にして、越谷市など多くのところでプラスチック系ごみは燃えるごみ火力発電の貴重な燃料だというような位置づけをして燃焼しているプラスチック系ごみを埋立処分にして、埋立処分場の寿命を縮めるだけでなく、土壌を汚染してきております。少なくともごみ焼却による余熱で、清掃工場用の電力の発電をしてきたならば、年間数千万円に上る同工場の電気代が節約できたであろうと思うと残念であります。

先般、敬老の日を前に、お年寄りの78歳から79歳までの方の敬老祝い金を廃止する方針が出されましたけれども、こうした経費節減を図るような道を十分講じていけば、こうした措置もとらなくて済んだらうと思って、二重の意味で残念であります。たった今、新しいごみ処理施設の建設計画の立案にかかりましても、新しい施設が稼働できるようになるのは六、七年先になるのではないかとされており。仮に焼却施設で余熱利用するとしても、その施設整備にさらに二、三年を要するのではないのでしょうか。果たして22年間も使ってきた、この二つの古い炉が、さらにこの先、6年ないし7年も使用に耐えられるのでしょうか。どう対策をとられるのですか、どうお考えになっておられるのですか。

他方、焼却ごみは、ごみ10%減量運動が進む中でも増えております。朝

日川越町組合立環境クリーンセンターのごみの本市の受け入れも、既に約束されているところだと聞いております。四日市の新しいごみ処理施設の建設時点であるということのようでございますけれども、それまでに北勢バイパス用地の買収等が進むならば、現施設での受け入れも迫られるのではないのでしょうか。いずれにしても、焼却すべきごみの量がさらに増えることは確実であります。こうしたごみ処理施設等の現状から、新しい近代的なごみ処理施設の建設が急務となっているにもかかわらず、その計画すら明らかではありませんし、この先、全く見えない状況にあります。市長は国際環境技術移転研究センター事業に力を入れられ、先ごろ世界的なレベルで環境の保全及び改善の分野において功績があったとして国連グローバル500賞を市長個人と本市が受賞したわけでありませけれども、市民生活に不可欠な、しかも足元からの環境保全にかかわるごみ問題の的確かつ積極的な施策をないがしろにしては、本末転倒のそしりを免れないと思います。本市の新しいごみ処理施設の建設に関して、私どもが承知していることは、第6次基本計画の廃棄物処理の項で示された範囲内のものでしかありません。第6次基本計画の中で、ごみ焼却施設の整備等の事業費として計上している11億1,300万円は、どのような全体計画に基づいたものであったのでしょうか、明らかにしていただきたいと思ひます。

その後の推移については、平成6年3月の定例市議会における宇野議員のごみ問題についての質問に対する市長答弁によって、県がRDFシステム導入について四日市が協力しないとできないから、ぜひ協力しろというような話にもなっている。平成9年度に新しい焼却炉をつくらなければならない問題もあるので、第三者も含めたチームによって、一番本市に適した方式の処理場をつくっていききたいというお考えを聞いたに過ぎませぬ。

そして、第三者も含めたチームとして、四日市市ごみ処理検討委員会が平成6年8月8日に設置され、検討が続けられているということですが、県のRDFシステム導入による発電構想の動向に左右され、その検

討に追われて、第6次基本計画の前提となつたごみ焼却施設の整備計画の推進が事実上ストップしているのではないのでしょうか。県のRDFシステム導入による発電構想については、去る9月6日に6年度から行ってきたところの調査報告書が発表されたわけでございますが、その導入には依然大きな問題があることが浮き彫りになったのではないのでしょうか。県はこれをもとに、市町村と一体となって積極的に推進するとしております。そして、14市町村、一部事務組合を核として、循環型廃棄物処理検討会議を設置して調査、結論を出すなどと言っております。北川知事も8月7日の記者会見で幾つかの自治体がRDF構想への不参加を表明していることに関連して、計画を見直しつづ慎重に取り組む姿勢を強調した。そして、RDFの研究は検討課題、環境政策の中で位置づけていくと話したと報じられております。また、RDF発電構想をめぐるのは、北川知事が8月、まず発電ありきではなく、環境行政を推進する立場でごみの固形燃料化を優先させる。発電部分が先行していた同構想の方針変更を表明した。これを受け、県環境安全部は同構想を市町村の廃棄物処理対策の立場から取り組んでいく考えだというふうな報道もございます。

しかし、私のような素人から見ましても、少し検討すれば、県のRDF構想は余りにも問題が多く、もはや本市がRDF構想にとらわれることはないと思うのであります。この際、はっきり不参加を表明して一日も早く四日市市民のためになる新しい焼却施設の建設計画をまとめ、実現に向けて大きく動き出すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

越谷市の担当課長は、RDFのようなごみのために新たなエネルギーを費やすことは必要ないというまで言い切っておるところもあるのであります。このRDF問題は前知事の計画したことであり、北川知事にとっては大変荷の重い困った問題になっているのだと思うのでございます。この重荷を外してやるためにも、四日市市が不参加をはっきり表明して、今申し上げましたように、焼却炉方式による新しい計画の推進に向けてばく進し

ていただきたいと思ひます。

既に先ほども触れましたけれども、河芸町や亀山市など四つの自治体組合が計画のおくれなどを理由に不参加を決めていると報じられているではありませんか。一体市当局は、県のRDF構想について、現時点でどのような見解を持っておられるのでしょうか。RDF、焼却方式との比較、そしてそのメリット、デメリットを早急に我々に示していただきたいと思ひます。それとも学者の意見を聞かないと何も言えないのでしょうか。何でも学者に依存する、こういう姿勢ではなく、市庁内のスタッフを信頼し、不十分ならば優秀なスタッフを採用して、そしてその中で十分検討していけるようにする、こういう体制も必要だなということを特に感じておりますが、現時点におきましても、庁内のスタッフの検討でその優劣が十分につけられると思うのであります。

そして、新しいごみ処理施設の建設に向けてのタイムスケジュールをどのように考えておられるのでございましょうか。ちょっと申し落としましたが、先ほどの四日市の新しいごみ処理方式をどうするかという点についても、学者などに依存せずとも、設計、提案制度を活用してやらせれば十分庁内のスタッフで優劣が決められると思うのであります。こうした考えを取り入れるお考えはないかどうかあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

私は、新しいごみ処理施設は、やはり焼却方式で余熱利用のための設備を初め、ごみの再資源化が最大限できる設備を設置して、埋め立て処分をゼロに近いようにすること、余熱利用は発電のほか、既に老朽化して建て直しが迫られている温水プールなど、多面的にわたって行うように強く求めたいと思うのでございます。ここで、その四日市の温水プールの更新についての取り組みについても伺っておきたいと思ひます。

この問題の最後に、プラスチック、ビニール系ごみの処理についてお尋ねをいたします。本市のプラスチック、ビニール系ごみは、年間二、三万

tにもなるということではありますが、事実でしょうか。事実だとすると、本市の埋め立てごみの半分前後を占めていることになります。これをなぜ焼却しないのか、理由を聞かせていただきたいと思います。いわゆる石油化学コンビナートの公害問題の余波で、プラスチック、ビニール系ごみの焼却をした場合の大气汚染負荷の増を避けるためではなかったのかと言われておりますが、いかがでしょうか。

ごみ焼却施設の排ガス施設に不備があつてのことでしょうか。だとすると、可燃ごみにプラスチック、ビニール系ごみが現在でも混入している事実があるわけですが、その分だけ本市のごみ焼却施設が大气汚染源となっているということになりますか、いかがでしょうか。

プラスチック、ビニール系ごみをいつまでも埋め立て処分をしていくことが環境保全、資源化が叫ばれる中で許されるのでしょうか。新しいごみ処理施設の建設を待つことなく、現施設の改良を行つても焼却処分する考えはないのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

次に、市制100周年記念事業のドーム型多目的スポーツ施設、四日市ドームに関してであります。

ドーム建設が進んでおるようでございますが、依然としてこのドーム建設に対する市民の批判が強いことに驚いております。このドーム建設に至る経過、それらの問題点は別にいたしまして、ここでアクセス道路等の問題について若干お尋ねをしたいと思つた。

市道霞ヶ浦4号線の拡幅延長工事に関してでございますが、地元に対する説明会で反対意見が出されたと聞いております。国道23号のバイパスにならないか、そういう心配があり、また、霞ヶ浦の住宅街に自動車がたくさん入って走る、住環境が破壊されると、こういうことのようにございます。地元調整に万全を期していただきたいと思いますが、どんな方策を考へておられるでしょうか。

国道23号と平面交差するために、交差点改良をあわせて行ったとしまし

ても、効果が疑問視されております。富山線とも結ぶルートの整備をぜひしていただきたいと思いますが、その実現の可能性はいかがでしょうか。

次に、市道羽津午起線の整備ですが、オープンまでに間に合うのでしょうか。

また、駐車場の問題でございますが、この点の整備計画、オープンまでに十分なものが確保されるのか、その見通しを明らかにしておいていただきたいと思つた。

次に、管理運営についてであります。ドーム建設それ自体も非常に不可解な、短期日の間に決められましたけれども、建設後の管理運営についてどういふようなシュミレーションを持ち、どんなふうになるのかについて、ほとんど何も我々議会にも説明がなされておられません。料金の設定もそうあります。一体どれくらいの収入があり、そしてまた、どれくらいの経費がかかるのか、それらについてやはりこの際明らかにしていただきたいと思つたのでございます。

ここに9月6日付の中日新聞のスクラップがありますけれども、名古屋ドーム東京で説明会、8日には大阪でも開くとあります。この名古屋ドームは平成9年春の完成に向けまして、今工事が進んでおるわけですが、1年半も前から既にもう料金設定して、そして、こういうふうにするというイベント企画会社なんかを集めて、そして、できた後の活用に万全を期すという努力を払われているわけです。名古屋ドームは、民間の企業の仕事ですし、ぬかりはないわけでしょう。しかし、行政がそうした面でぬかりがあつていいということではないと思つた。一体いつ料金設定ができ、関係規則、規定ができ、そしていつそういう営業活動をするんですか。オープンしてもあとはがららということでは、困るわけです。建設そのものに非常に無理があつたために、今なお担当部門ではハード面の対策に追われてしまつて、そうしたソフト面をどうしていくのか、手がつけられない状態かどうかはえるわけです。こんな状態がいつまでも続くこと

は絶対に許されません。ここで一体いつまでにそれを明らかにするのか、そして、どういう収支見直しを持つのか、それをどういうふうにして穴埋めしようとするのか、ここらも明らかにしていただきたい。

先日、前橋市を行政視察させていただいた機会に、前橋市のドームを見せていただきましたけれども、ここは競輪事業の中でドームを建設しているわけでございます。一般財源は何も、建設費の面でも、そしてまた維持管理の面でも投入していないという説明がございました。ドームの建設で売り上げも増えて、若い人、ご婦人等のお客さんも増えて、売り上げも増えて、今までのように年間20億円、30億円の一般会計の繰り出しも十分可能だと。ただ、今日の景気動向での売り上げ減の影響という問題も心配でないわけではないけれども、そういう状況だというふうに言われております。

四日市の場合、競輪の開催時には大きなイベントができません。したがって、こういう面での競輪事業の影響の問題とか、あるいは競輪で売り上げが四日市の場合も増えるだろうという期待も含めて、この維持管理に対する競輪事業会計からのかわり方も十分ひとつ考えたい。例えば、今競輪場が使っております駐車場、あれはどこの管理、どこの財産になってますか。あれをドーム関係というか、ドームの維持管理に当たる組織、これをどうするかという問題もございますけれども、そういうところの帰属にして、競輪場もその駐車場を借りる料金を払う。そして、ドームの維持管理費の中に、収入の中に入れ込む。例えばそういうふうなやり方なんかもして、そして、維持管理費の収支のバランスをとるようにしないと、大変なことになる。四日市のドームは長浜ドームを例に、一つの見本モデルだと言っておられますけれども、長浜の場合は、維持管理費が1億2,000万円余りですかね、平成5年度の場合、料金収入が3,000万円。四日市の場合、維持管理費が2億円を超えるだろう。そして、収入は2,000万円ぐらいしか入らないんじゃないかと、こう言われております。そういう試算

もあるということです。そうすると、1億8,000万円も年間ずっと一般会計から手当てしていかなければならない。1億数千万円は手当てしていかなければならなくなる。それもドームの稼働率が80、90%と非常に高くなっての話であります。こうしたところを十分考えて、対応していただかなければならない。

いずれにいたしましても、そうした維持管理についてのこれからの施策、対応を、もう議会にはっきりと示さなければならぬぎりぎりの段階に来ているし、営業活動の上から見てもぎりぎりの段階に来ている。このところをはっきりさせていただきたいと申し上げまして、第1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（伊藤正数君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） ごみの収集処理、焼却余熱の利用について種々ご質問を賜りました。ご答弁をさせていただきます。

まず、焼却余熱の利用につきましては、ご指摘のとおり、最近建設をされております焼却炉では、そのほとんどが温水プールだとか、あるいは園芸ハウス、あるいは老人憩いの家などへの給湯など、それぞれの地域性に合わせた熱利用を行っております。また、ごみの量がある程度以上の自治体では、ボイラー、タービンを設置いたしまして、発電をする例が多くございます。しかし、本市の北部清掃工場は、ご指摘賜りましたように、建設後20年以上を経過いたしました古い施設でございますので、現在、この工場での熱利用と申しますと、場内の暖房、それから給湯に利用をしているほかは、構造上これ以上のエネルギー利用ができないというような状況になってございます。

それから、プラスチックにつきましても、現在のところはお指摘のように焼却をいたしておりますが、プラスチックのごみの量は年間3万tにもということでございますが、これは埋め立てごみの6年度の実績の全体

が約2万t、1万9,000tほどでございまして、この埋め立てごみの中では家具、それから木くず、あるいは土石類と、こういったもの、それにまたプラスチックというようなことでございますので、量的に明確にトン数をはじき出してはございませんが、数千tというような状況ではなかろうかというふうに思っております。

このプラスチックにつきましては、現在の焼却炉の当初の設計が、いわゆるプラスチックは非常に発熱量が高うございますので、高発熱量のごみを焼くような構造になってございません。したがって、プラスチックを焼いていないという理由は、炉の保全上、それができないというような状況でございます。

しかしながら、余熱の利用あるいはプラスチックの取り扱いにつきましては、ご指摘いただきましたように、ぜひとも改善しなければならない事項ばかりでございます。現在の老朽化した清掃工場でこれに対処することは、ご答弁申し上げてまいりましたように困難な状況ではございますが、今後の更新計画の中では、ぜひともこれらの事項を解決していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

昨年より、学識経験者の先生方にもお願いをいたしまして、今ご指摘がございましたような、ごみ処理の検討委員会を組織いたしまして、本市に合ったごみ処理の方法の検討をいただいております。この中で県のごみ固形化燃料発電構想、いわゆるRDFでございますが、これにつきまして、本市に導入できるかについても検討をいたしております。現在までの認識では、ごみを資源としてとらえ、エネルギーとしてリサイクルするということが大変大きな意義がある。また、RDFにいたしますと、固形の燃料になりますものですから、その利用するところがごみの処理施設と離れておりまして、そこで使える、こういうようなメリットもございまして、大きな意義があるということではございますが、種々問題点も出てきてございます。本市がぜひとも考えなくてはいけない問題点ということでは、

現在国内で稼働しておるRDFの施設の最大のが富山県の砺波郡でことしになりましてから動き出しました1日の処理量が28tの施設であるのに対しまして、本市で採用するということになりますと、日量300t以上の施設をつくらなければいけない。すなわち10倍以上にスケールアップを一気にしなければいけない。こういうような技術的な問題、あるいはまた、精製されてまいります1日に150tほどの燃料が出てくるわけでございますが、これの輸送の問題、こんなような問題もございまして。現在では、このRDFの製造過程のみならず、輸送を含めましたシステム全体から見た技術だとか、あるいは運転管理、それから環境への影響、コストなどにつきまして、余熱利用を前提とした焼却する方法と比較をいたしまして検討をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、この清掃工場はご指摘賜っておりますように、非常に更新をすることが逼迫した問題となっておりますので、当委員会の取りまとめもことしじゅうに行いまして、あわせて市としてごみ処理施設の建設へ向けて関係部局が協力して進めていけるような体制を近々に整えまして、総合的に検討を開始し、早急に取りまとめをしていきたい、このように考えておるところでございます。

それから、現在の焼却炉でございますが、そのような形にいたしましても、ご指摘いただきましたように、完成するまでには年月がかかるわけでございます。七、八年というような時間がかかるんじゃないかと、環境アセス等々をやってまいりますと、そんな状況になろうかと思っております。それまでの間でございますが、今でも20年を経過というような古い施設でございますが、最善の維持管理について努力を払いながら、この焼却炉を維持していこう、こういうつもりでございます。

もう1点、基本計画の中で、11億1,300万円の内訳ということでございますが、基本計画の中では、平成6年度からごみの焼却、北部清掃工場の更新というような計画をいたしまして、これの中で調査研究あるいは基本

設計あるいは実施設計、一部建設着手に対する建設費と、このようなものを取りまとめまして11億円の計上をさせていただいたところでございます。

以上、答弁申し上げます、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○副議長（伊藤正数君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまごみの処理場に関連いたしまして、余熱利用ということで、温水プールに関するご質問もございましたので、その点についてお答えを申し上げたいと存じます。

ご存じのように、温水プールは現在も市民の健康、体力づくり等への関心が深まってまいっておる中で、大変人気の高いスポーツ施設の一つになってきておまして、現在、年間約7万人以上の人の利用をいただいております。しかしながら、温水プールは昭和49年に建設されておまして、それ以来21年間を経過し、老朽化が進むとともに、施設そのものも手狭になってまいっております。これまで施設の屋根防水やプールサイドの修理等、維持管理に努めてまいりましたが、本年度におきましては、プール槽あるいはボイラー、配管等の主要部分について耐久度の検査、点検を行っております、この結果は9月末にはそれが出てまいりますので、その調査結果を踏まえまして、次年度以降も温水プールの整備について研究検討を進めてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、温水プールの整備につきましては、遊びや楽しみを重視したレジャー型プールや、あるいは競泳に重点を置いた競技型プールといったように、施設内容や、あるいは施設規模をどうするかの問題を初めとして、附帯施設あるいは管理運営あるいは市周辺の同様な施設の整備状況等をも総合的に勘案していく必要があるかと考えております。また、温水プールの熱源といたしましても、先ほどから問題になっております余熱利用であるとか、あるいはボイラー式、ソーラーシステム、あるいは電力利用等いろいろございますが、ご提言をいただきました清掃工場の

余熱利用といった点も十分に念頭に置きながら、多方面からの施設整備について調査研究を進めてまいりたいと存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（伊藤正数君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 四日市ドームに関連しましてのアクセス道路につきましてお答えをさせていただきます。

ご質問にございましたように、また先般、議員説明会の中でも若干ご説明させていただきましたように、ドームのアクセスにつきましては、一つには、ドーム、競輪場の北側の信号機のついておる霞ヶ浦垂坂線の交差点から東側に競輪場の方へ入る道路を1本、もう一つは、南方面からは緑地公園から海蔵川に新たに橋をかけまして、午起の方向へ続いて橋北通りの方へ接続していく道路、もう一つは、中期的には現在新開橋でとまっております三重橋垂坂線を、今後中・長期的には国道23号への整備を図っていくと、こういうことで若干議員説明会の中でご説明をさせていただいたところでございます。

その中で、順次進捗状況をご説明させていただきますが、まず北側の霞ヶ浦4号線につきましては、ご指摘のように、当初は地元へおろした中では、交差点から東に向いて海岸堤防を肉づけしながら河口部の方で競輪場の方へ入っていくと、こういう一部の皆さんのご意見等も踏まえながら計画をしておったわけでございますけれども、霞ヶ浦町の地域の皆さん方からご指摘にもございましたように、それが将来的に国道23号の慢性化しておる交通渋滞の中でバイパスとして日常使われてくるんじゃないかと、あるいはそういうドームがつけられたときに、我々の生活道路へ車が頻繁に流れてくると、これは大変問題があると、こういうご指摘のように意見をいただいております。そうした中で、今後どうするかということでございますが、ご承知のとおり、あそこには名四国道沿いに海岸

堤防がございまして、また東にも海岸堤防があるわけですが、これは河川管理者であるわけですが、そういうことからいくと、早く競輪場の方へ入ることが望ましい。しからば、競輪場から早く近いところで海岸堤防を樋門に変えて、切り込んで乗り入れていくと、こういうふうなことは今我々が考えておるわけですが。

しかし、いずれにしましても、終局は決まっておるわけですが、何と申しましても、地域の皆さん方に何とでもご理解をいただきながら、また、時にはご協力もいただかなければならないし、また一部に用地の取得と、こういう点も出てまいりますので、今後ドームの完成までに整備を図ってまいりたいと、そういうことで、今後十分に地域の皆さん方のご意見は反映しながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、もう一つ、南側でございますが、これにつきましては、海蔵橋に一本橋をかけまして、議員説明会でも申し上げましたように、臨港道路を使ってということでご説明させていただきました。そういう中で、もう一方では、現在、午起ポンプ場がございまして、それから南に午起の雨水幹線水路と、これは下水道の計画の中では暗渠化させると、こういう計画も出てまいりました。そういうことも踏まえまして、またさらには、一部には羽津午起線という道路もあるわけですが、これの西側に雨水幹線水路がある。それから、この道路につきましては、現在区画整理との関係がございまして、区画整理との整合を図った中で対処していかんきゃならないと、こういう二面性も持っておりまして、これにつきましても、ドームの完成までに方向づけをしまして、時期に間に合うような形で整備を図っていききたいと、このように考えておるわけですが。

それから、もう一つは、富田山城線からの接続はいかがかと、こういうことで、意見は以前からもちょうだいしておるわけですが、恐らくその意見は霞ヶ浦大橋から緑地公園をぶち破って突っ込んだらどうかと、

こういうご意見だと私は思うわけですが、技術的に見ますと、かなりの投資をすれば不可能ではないというふうに思うわけですが、何せ霞ヶ浦大橋につきましても、国道23号の側道との交差に近いこと、それから緑地公園をぶち抜くということは、非常に難しい問題であろうと、このように考えておまして、我々としましては、それにかわるということ大変弱い形でございますが、現在霞ヶ浦の信号から国道23号で、富田山城線に側道というのがあるわけですが、若干あの中に、西側に道路用地が少し残っているような感じがいたしますので、これを少しでも広げまして、専用レーンとまではいきませんが、富田山城線の霞ヶ浦の陸橋の下の側道へある程度車線を拡幅して、少しでも緑地公園から富田山城線へ行けるようなスペースを確保していきたいということで、これにつきましては、建設省に対しましてお願いをしておるような状況でございます。

いずれにしましても、我々ドームにつきましては、あくまでもこの完成に合わせて、この2本の道路はどうしてもやっていかなければならないということで、鋭意進めておるわけですが、海蔵川の橋につきましては、本年度に発注をしていかなければ工期的には間に合わない、というふうな状況にあって、近く発注をするために一部調査をしておたわけですが、昨今いわゆる耐震性ということで、設計の見直しを一部やりまして、今設計を取りまとめるという状況でございます。そういうことで、いずれにしましても、今後とも誠意をもって地元の対応をしながら取り組んでまいりたいと、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（伊藤正数君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） ドームの管理運営につきましていろいろご指摘をちょうだいいたしました。名古屋ドームや前橋ドームのお話もご

ざいしましたが、名古屋ドームはご承知のように、純民間でございまして、プロ野球の開催を中心としたような、大変規模の大きいものでございますし、前橋ドームは競輪場の機能を一部持った、これもかなり規模の大きいドームでございます。私どもの今建設しております四日市ドームは、どちらかといいますと、こういったものとは機能的にもかなり違っておりまして、どちらかといえば、長浜ドームに近いような性格のものでございますので、こういうことで、原則的にご認識をいただきたいわけでございます。採算制について考えますと、いずれのやり方であっても、その採算性を十分に維持しなければいけない、そのために積極的にこれを追求するというのは、どこでも同じような課題であろう、そういうふう考えております。したがって、四日市ドームの場合も、いかにすれば最小の経費でできるだけ有効に利用をしていただけるかということが一番大きな課題になるわけでございます。現在のところ、これに要する経費というのは、人件費も含めまして年間約2億円ぐらいかかるであろう、そういうようなことを考えておるわけでございますが、使用料は普通のような利用の仕方であれば、3,000万円ぐらいの収入が求められるぐらいにしなければならないのではないか、そういうふう考えておるわけでございます。公共施設一般の収支のバランスから見ますと、若干低いような見通しが立っておりますが、いろいろできるだけ収益を上げるといふと語弊がございますが、必要経費を有効に賄うということから考えますと、いろいろなバリエーションを考えた使用の方法を考えなければならぬわけございまして、現在、その辺のところを他の施設の利用状況等も考えまして、検討を加えておりまして、これを経て、料金設定等について、またご提示をさせていただきたい、そのように考えておるところでございます。

ただ、四日市ドームは霞ヶ浦緑地内にございまして、野球場ですとか、あるいはプール等の運動施設ですとか、それから宿泊施設を持った競輪場がございます。したがって、そういったところと有機的な連携を図り

ながら、できるだけ有効に利用していただく、そういうふう考えておるわけございまして、従来の公共施設のように利用者が来るのを待つと、こういうことではなく、施設が最大級に利用されるようにいろいろな企画を積極的に行ったり、利用の売り込みを図ったり、こういうふうなこともしなければならぬと考えておるところでございます。

施設の管理は、組織的な面の管理の手法はどうするのかということは、これから考えていくわけでございますが、それまでの庁内的な準備体制については、現在も関係各課でやっておるわけでございますが、間もなくそれを専門に検討する体制が今後必要になってくるだろう、そういうふう考えておられて、そちらの方面での対応も考えておるところでございますので、いましばらくお時間をちょうだいしたいと考えておるわけでございます。

それから、駐車場につきましては、現在約3,400台の駐車が霞ヶ浦緑地内での可能台数でございますが、さらにこれを増設整備をするということにつきましては、周辺の環境の状況等を十分検討しながら対応したい、そのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（伊藤正数君） 小井道夫君。

○小井道夫君 ご答弁ありがとうございました。ドームの関係でございますけれども、料金設定あるいは収支計算した内容、その収入を増やす対策、そうした問題についていづろ示していただだけますか。これは早急にひとつ示すべきだ。庁内のそうした面での検討体制が今ごろ整ってきたというのも全く当局の責任者のご答弁としていただくことについては、驚きであります。ひとつ早急に示していただきたい、それはいつごろになるか、明らかにしていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、ドームにかかわる問題をいろいろ提起いたしました。道路の問題とか、あるいは収入の面での競輪事業とのかかわりの問題、十分ひとつ意見を取り入れていただけるような方向で努力していただきたいと思っております。

ごみ処理施設の問題ですが、今ご答弁を伺いましたけれども、RDF問題について、学者先生たちの検討の中から、これに参加していくという可能性は少しでもあるんですか。そういう内容になりつつあるんですか。先ほど質問の中でも申し上げましたように、あるいは今また、部長ご自身の答弁でもございましたように、どんな例があるのか、一番国内で大きいところでも、砺波のものでしかない。いつか宇野議員が指摘されましたけれども、新しいものに挑戦するのはいいけれども、大変大きな事業費が、焼却炉を新設していくということになれば、300億円も400億円も投じなければならない事業、それに匹敵するもので、まだまだ技術も確立されていない、いろんな問題がある。そして、固形燃料を四日市ではつくるだけで、県に持って行って、しかもその搬送料まで市が負担する。設備は市がつくらなきゃならない。場合によっては発電所の費用分担を求められかねない。できた発電は県の企業庁の収入になって、地元には何にも残らないなどと、いろいろ問題がある。それをなお、県とのかかわりでしがみついておりますか。そして、検討の過程で少しでも参加する可能性を残しておるんですか。もうここで見切りをつけて、はっきりと不参加表明はできませんか。そこらのところ、ちょっともう一度はっきりさせていただきたい。

それから、更新というのは逼迫しており、今年度中と言われましたか、私ちょっと耳が遠いので聞き漏らしましたが、ことしじゅうに結論を出す。それから、四日市のごみ処理施設をつくっても、七、八年かかる。私は控え目に六、七年と申したんですが、七、八年かかると、大変気の長い話ですね。それから余熱利用施設をつくる。まだ余熱利用施設を何にするかも問題ですが、仮に何かをつくるにしても、三、四年かかるとすると、私なんか目の黒いうちに見せてもらえませんか。それまで、今の老朽化して全国的にほとんど多くのところでプラスチックを燃やして地球環境保全、土壤汚染を防ぐ、省資源、エネルギー資源化と、こういうことが進んでおるのに、四日市は七、八年先まで、プラスチックはごみとして捨て続ける

んですか。これは何かの対策をとらないかんじゃないですか。何が国際環境技術移転研究センター、外国に技術を移転するどころの話じゃない。足元をちゃんと見てもらわなければ困るということが、本当のところではないですか。ここのところをもう少し真剣な態度、真剣な取り組み、熱意というものがびしっと我々に伝わってきてこそ当たり前だと思うんですが、いかがでしょう。

それから、温水プールです。新しいごみ処理施設が、仮に焼却炉を採用してやったとしても七、八年かかっておったら、これまた既に老朽して時代おくれになっている温水プール、場所も悪い、設備も悪い、これに焼却炉の余熱を利用するというにはなりませんね。それまでもたんでしょう。そうすると、ご提言を念頭に置いてとおっしゃったんですけれども、念頭に置かんでよろしい。別に考えねばならぬ。別に早くつくるということを考えなきゃならないんじゃないですか。そこらのところもはっきりしていただきたい。時間がありませんけれども、ひとつ簡潔にぱっぱと、まだほかにもお尋ねしたいことはありますが、私の時間配分も悪かったんでしょう。時間がなくなりましたので、簡潔にぱっぱと今のところお答えいただきたいと思います。

○副議長（伊藤正数君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） RDFの問題でございますが、大前提といたしまして、ごみの処理は市民生活に大変密着した問題でございます、一日たりともそれから逃れるわけにはまいりません。そのような観点から、RDFにつきまして、最終の詰めの段階に入っております。年内にははっきりさせ、県の方にも申し述べたいと、かような段階でございます。

それから、いわゆるプラスチックでございますが、ごみを焼却していく場合の余熱と、こういうことになりますと、余熱利用というのは、一番大きく効率的にやれる部分は、やっぱり発電じゃなからうかと、私どもの規模からいきますと、そのように思います。つきましては、発電だとかいう

ような、施設内でできてくる余熱の利用につきましては、完成と同時に余熱のシステムの方も完成をするというようなことになってまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

○副議長（伊藤正数君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 使用料はいつごろ決まるのかという話でございますが、使用料の決定というのは、使用料だけで決まるわけではございませんので、必要な経費をつぶさに検討した上で決めると、こういう進め方になりますので、今、実際に必要な経費というものを建設にあわせてつぶさに検討しておるところでございますので、できるだけ早急に決まりました段階でまたご相談させていただきたいと思っております。

○副議長（伊藤正数君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） RDFへの参加の可能性でございますが、何度もご答弁申し上げておりますように、今最終の検討段階でございますが、年内にはっきりさせ、年内に県の方へも申し伝えてまいりたいと、このように考えております。

○副議長（伊藤正数君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまご発言ございましたように、ごみ処理の余熱利用は一つの方法として考えておるといことでございまして、この9月末に出てくる非破壊調査、これによってまたそういった計画も考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（伊藤正数君） 小井道夫君。

○小井道夫君 RDFの参加の可能性、少しでも余地があるのかとお聞きしているのに、今の答弁では納得できません。

それから、市長公室長のお答えでも、今の教育長のお答えでも納得できるようなものではございません。私も時間をかけて、かなりいろいろ具体的な問題提起を突っ込んで質問させていただいたはずですが、もう少し熱意ある積極的な真剣な答えが欲しい。そして、責任ある答えが欲しい。強い

不満を申し述べて終わりたいと思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤正数君） 宇野長好君。

○宇野長好君 ごみの問題でございますけれども、今小井議員が言いましたように、僕も質問したんですけれども、ごみの収集をするのは手で選別しなきゃいかんということできたはずなんです。そこでもって、久居市の方は断念したと。県の方で話を聞くと、四日市が賛成しないうちは絶対できないというふうなお話は聞いておるわけです。皆さんの意見を聞いても、これ以上、住民の方たちにごみの収集の重荷をすべきじゃないということです。

それから、もう一つ、小井議員が聞いておるのに、プラスチックのごみは燃やすのか燃やさないのかという答弁もないと思うんですけれども、その2点だけお伺いしたいと思います。

○副議長（伊藤正数君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） RDFにつきましては、ことし動き出しました砺波のものは自動選別でございますが、ご指摘いただいておりますように、非常に手選別というようなことで、技術的にもおくれた部分がございます。その辺もことし、自動選別が動き出したということで、先般も職員を派遣いたしまして、その辺の確認もいたしてきたところでございます。その辺も踏まえて、今最終検討段階へ入ってきておるとい状況でございます。

プラスチックにつきましては、やはり現在、今ご答弁申し上げましたように、プラスチックをそのまま埋めるということについてはいろいろご指摘賜ったように問題があるかと思います。つきましては、プラスチックだけ処理をするのか、あるいはまた、プラスチックを混ぜて、例えば焼却あるいはRDFにしていくのか、これのどちらかの方法をとるべきかどうかというふうに考えております。いずれにしろ、プラスチックについては埋め立

て処理からは脱却をするべきというように考えております。

○副議長（伊藤正数君） 暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時1分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤原まゆみ君。

〔藤原まゆみ君登壇〕

○藤原まゆみ君 通告に従って順次質問いたします。

きょうは初めての一般質問であります。お聞き苦しい点多いと思いますが、どうぞお許しいただきますようよろしくお願いいたします。

まず第1点目は、地域保健医療情報システム導入について質問させていただきます。市川悦子議員から、平成4年3月と平成5年9月の2回、質問がございました。今回、私は、高齢化社会を迎える現在、行政と医師会との協力で、住民の健康づくりをシステム化するという観点から質問いたします。

先般、厚生省が発表したこのシステムの導入状況を見ますと、平成6年7月現在で38地域の自治体が稼働または計画、開発中です。1年前の平成5年から比べると、14自治体の増加で、先を争ってシステム導入しようとしているのがよくわかります。本市の高齢化率の伸びは12.8%から15.4%にと増加しつつあり、あと数年で急速なる高齢化時代に突入しようとしております。まさに人生50年時代ではなく、人生80年時代に適切に対応するのが行政の責務です。デメリットだけをとらえて、医療が大変だ、寝たきり老人をどうするなど騒ぎ立てるのはおかしいと思います。長寿社会を文句なくめでたい、だれもが長生きすることをありがたがる、そんな社会をつくらなければなりません。北欧では、寝たきり老人はいません。車いすや介助器具を使ってでもなるべく老人を動かし、寝たきりにさせない。

日本では寝かせきりにし、やがて寝たきりにさせているのが現状です。本当に幸せな老後とは、健康、生きがい、経済の三つがそろわなければなりません。行政はそれらがうまくいくようあらゆる側面からお手伝いしなければなりません。

私は、今回、このシステムの先進都市である加古川市を視察してまいりました。加古川地域は人口32万人ですが、このシステムについては142の医療機関のうち87%に当たる124の医療機関が導入しています。加古川地域情報システムのネットワーク化が今まさに花開こうとしております。ここにたどり着くまでには、行政、医師会、支援メーカーが共同でコンセンサスを得るため、市民ニーズアンケートと医療スタッフアンケートを何回も行いました。そして、3年間にわたるモデルシステムによる試行運用を経て、平成6年10月に地域内50カ所の医療機関でスタートすることができたそうです。地域住民の健康を守り、支援していくという一つの目標に向かって、医師会と行政が協調し、前向きに取り組んだ成果であったと医師会の会長が言われておりました。

さて、平成5年9月に地域医療情報システムの質問をしてはや2年の歳月が流れました。そのときのお答えでは、検討課題として、一つ、個人のプライバシーの保護、二つ、カードを使う市民自身の活用意識の問題、三つ目は医療機関の理解、協力が必要ということでした。1点目のプライバシーの問題について、私の経営している会計事務所は、3年前からNTTの電話回線を利用して、会計事務所とお客様のオンラインによるシステム化を行っております。システム導入時には仕事上、プライバシーの保護が最重要課題でございましたが、3年を経て、そんな問題よりもネットワークの発達により、会計事務所もお客様も常に同じ情報システムを共有し、瞬く間に変わる最新情報に価値観が変わってまいりました。しかし、今まで一度たりともプライバシーの保護が侵されたことはございません。加古川でもこの点についてお聞きしたところ、お互いの信頼関係に基づいて運

用し、お互いに助け合うことがルールで、がんじがらめのプライバシー保護では前進しないということでした。また、プライバシー保護に伴うトラブルは1件も起きておりませんとのお答えでした。

2点目のカードを使用する市民の活用意識ですが、現在はカード時代と言われるほど普及し、日常生活でカードを使用しない人はほとんどおりません。まして、自分の健康状態がわかるとしたら、肌身離さず大切にされることは間違いありません。加古川での市民ニーズ調査では、平成元年度でさえ、70%以上の方がICカードを持った方がよいと答えており、関心の高さをあらわしておりました。住民にその必要性を理解していただければ問題は何らないと考えます。

3点目の医療機関の理解、協力については、医師会としても2年前から病診連携を強く望んでおり、来るべき超高齢化社会を考えるとシステムの導入については真剣に取り組んでいく必要があるとお聞きしました。今かかりつけ医が問題になっても、24時間医療体制を行うとすれば、個人の開業医ではとても無理です。しかし、このシステムが導入されれば、地域全体が自然にかかりつけ医に早変わりします。本市の福祉を見たとき、老健、訪問看護センター、老人病院等、それぞれ独自で展開しており、行政のサービスも施設や在宅など、一つ一つがばらばらに動いていることが多いと思われれます。このシステムのオンラインを利用することにより、各部署の本来の機能が十分果たされることは間違いありません。医療は行政がしなくてもよいという考え方は、今や通用しません。加古川の木下市長は「このシステムを導入することは将来に向けての用地の先行取得のようなもの」とまで言い切っており、質の高い住民サービスを図ることを目指しております。本市もこのシステム導入に向けて一步を踏み出さねばならないと考えますが、ご所見をお聞かせください。

第2質問は、女性施策です。

第4回世界女性会議が中国の北京で開催されました。本市からも公募で

選ばれた女性市民ら15人の方が参加されました。その帰国報告会の様子が新聞に掲載され、女性の世界的な交流という貴重な体験を高く評価しておりました。今まさに世界じゅうが男女平等であります。このときに、符合するかのよう、女性課より念願の21世紀に向けての四日市市女性施策プランがつくられました。もう皆さんのお手元に届いていると思いますが、私も興味深く読ませていただきました。これは七つの重要課題について綿密な調査を経て、具体的なプランとして立てられました。その内容を紹介いたしますと、1、仕事と育児を支える条件整備、2、男女平等教育のすすめ、3、審議会等への女性の登用、4、女性のための施設整備、5、相談体制づくり、6、更年期女性への配慮、最後に、単身女性等への不利益の除去です。このプランには本市独自のものをつくりたいとの意気込みが随所に見られ、私は感動いたしました。一つには、市民の意見を丁寧に吸い上げたあとが多く見られます。二つには、実にさまざまな視点があり、まさに生きているプランです。三つには、とても具体的であり、これは即現実的で、現場の声をそのまま反映させています。四つには、推進をさらに強化しようとする意欲が伝わってきます。五つには、いろんな立場と異なった環境の人たちの意見があります。最後に、役所らしくなく、これは血が通っております。既に他市の女性施策の担当部署から、ぜひ送ってほしいとの声が寄せられているそうです。このプランの実現については、当然全庁体制で取り組まなければなりません、その意欲のほどをお聞かせください。

最後に、プランの柱の一つ、女性センターについてお伺いいたします。

女性のための施設整備では、女性カレッジ修了生を中心に企画グループが総案づくりをしました。きょうもこの方たちが傍聴に来てみえます。こんな女性センターがほしいと地域の地区市民センターを訪ねたり、先進地の女性センターを幾つか視察したりして一生懸命苦勞を重ねてまとめ上げたそうです。そして、四日市の女性センターの特色が見事に具体的に表現

されています。今まで女性センターの必要性がずっと叫ばれ続けてきましたが、ここにその夢のプランが具体化しました。とってもうれしいです。市長が平成7年に建築設計を固め、8年着工と具体的目標を示されましたが、ことしも既に半ばが過ぎようとしております。その後の進捗状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野崎 洋君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ただいまご質問いただきました地域医療情報システムについてと女性施策についてのご答弁を申し上げたいと存じます。

まず、質問の第1点目の地域医療情報システムについてでございますが、ご指摘のありました平成5年9月の定例議会で市川悦子議員のご質問に対するご答弁におきますシステム導入の際の問題点、これはご指摘ございました、三つあったわけでございますが、一つは、個人のプライバシーの保護の問題、二つ目は、カードを所有する市民自身の活用意識、三つ目が医療機関の理解、協力ということでございました。私ども職員を加古川市及び姫路市の方へも派遣し調査をいたしましたわけでございますが、その資料、検討結果を踏まえましてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、個人のプライバシーの保護につきましては、それぞれの先進地におきまして、いろいろな方策を講じられておられるようでございますが、行政機関と民間医療機関がオンラインで結ばれることによりまして、行政の持つ個人情報をごの程度まで開示すべきか、また、万一個人情報が漏洩した場合の責任の所在をどう定めるかといった問題がありまして、これにつきましては、いまだ完全確実な方策は確立されていないというのが現状ではなかろうかというふうに思っております。

それから、2点目のカードを所有する市民自身の活用意識についてでございますが、導入地の事例の中に、所有者がカードの交付後データの更新

を確実に行っておらず、カード活用の意識が十分とは言えない例も見られたということでございます。現在、各地で厚生省、通商産業省等のモデル事業としてカードやオンライン方式による保健医療情報の共有化のためのシステムの開発が行われておりますが、入力項目を独自にコード化するなど、現在のところそれぞれの自治体固有のシステムでございまして、自治体の境界を超えたデータの利用は不可能ということになっております。今日、住民の方々が他の自治体の医療機関を利用することは日常的でございまして、データの互換性が確保されてこそ、地域保健医療情報システムの利便性が発揮されるものというふうに考えておるところでございます。このようなシステム上の課題が残されておりますことから、現状では医師会と関係機関に対して働きかける段階には至っておりません。

そして、先ほどシステム上の課題について申し上げましたが、この点につきましては、厚生省におきまして、本年7月、コード機器の仕様等を含む情報システム等について規格、基準を定め、明らかにしていくとともに、産学官一体となった標準化機関を設置するなどして、標準化を進めていく体制を整備すべきであるという報告がなされております。これは保健医療福祉サービスの情報化に関する懇談会から提出されておると、こういうふうな段階でございます。

以上、検討結果といたしまして、本市といたしましては、地域保健医療情報システムの導入につきましては、もうしばらく実態調査、あるいはデータの全国的な標準化に向けての国の動向を初め、急速に進歩しつつございますコンピューター技術等の情報収集に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

次、2点目の女性施策についてでございます。これは二つあったかと思いますが、一つは、女性施策プランの推進、もう一つは女性センターの設置についてでございます。今北京におきまして女性に関する今世紀最大のイベントとして、第4回世界女性会議が開催されるなど、世界的に女性の

地位向上に向けての取り組みが行われております。このような中で、本市では、21世紀に向けて、男女共同参画型社会を実現するために、四日市市女性施策プランをまとめまして、性別にこだわることなく、男女がそれぞれの個性と能力を發揮して、家庭、地域、職場などあらゆるところで平等に参加し、責任を担っていく社会を目指しているところでございます。このプランは、市民や学識経験者の方々と構成いたします女性施策プランづくり懇話会で、女性を取り巻く七つの課題、先ほど議員の方から、七つの項目を列記いたしていただいたわけですが、この七つの課題につきまして、具体的に提言していただいたものでございまして、一人の女性の発想をどう施策に反映させるかという観点に立って、主婦の方、学生、市の女性職員など、1,300人を超える方々にこのプランづくりにご協力を賜ったわけでございます。今後、このプランをもとに具体的な施策を展開するに当たりましては、このような多くの方々の声を大切にしながら、全庁的な推進体制を確立していかねばならないというふうに考えておるところでございます。市の職員の意識改革を図ることはもとよりでございますが、プラン実現のための推進本部の設置、具体的推進とそのチェック機能を持つ課題別課長会議の設置、また、重点課題として指摘されましたファミリーサポートシステムなどについて検討を行う会議の開催など、現在検討をいたしておるところでございます。

さらに、市民参加による推進システムや、進捗状況チェックシステムにつきましても検討いたしておりまして、プランと具体的な施策との結びつきを市民の皆様方に理解していただけるような事業も展開してまいりたいというふうに考えておるところでございます。例えばでございますが、市民版の女性施策プランの発行、あるいは公開による女性施策プランづくりの懇話会等も計画していかねばというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、プランでご提言をいただきました声を大切に

いたしまして、具体的に機能する推進体制づくりに努めてまいりたいと存じますので、どうかご協力をお願いしたいと存じます。

次に、女性センターの設置についてでございます。本市といたしましても、市民の皆様の高まるニーズにおこたえするためにも、早期に実現したいというふうに考えております。ご承知のように、当センターの設置を予定しておりますD地区の再開発でございますが、諸般の事情によりおこなわれているのが現状でございます。このような状況の中で、第6次基本計画でも施設整備のための調査が位置づけられておりますように、平成6年度から8年度にかけまして、女性施策プランの中で女性グループの方々から調査、報告いただいたご提言を尊重しつつ、女性センターの具体像について研究をしてまいりたい。市役所のすぐ北隣への再開発、D地区でございますが、これの設置を念頭に置いて、建設に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。利用者の方々の利便性、また本市の独自性を持った施設となるよう検討してまいりたいと思っておりますので、どうか今後ともご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 藤原まゆみ君。

○藤原まゆみ君 ご答弁ありがとうございます。

第1質問の地域保健医療情報システムについてですが、この質問も3回目でございますので、もっと進歩的なお答えを期待いたしましたが残念です。できないことを並べるのは簡単でございますが、ここで、二、三、質問させていただきます。

真に四日市市民の健康の維持管理を考えるならば、具体的な行動に移し、大がかりなシステムについて準備委員会をつくる必要がありますが、どのようにお考えでしょうか。また、導入については、医師会との協力が一番のネックとなってきます。本当に取り組もうとお思いならば、医師会とのコンセンサスをきちんと確立していただく手はずを整えてください。公式

文書も取り交わしていただきたい。その意思はありますでしょうか。この2点についてお答えください。

第2質問の女性施策についてですが、本市も言うに及ばず、男女共同参画型社会がまだまだおこなわれております。天の半分の女性の人権を守りながら女性の地位向上の施策をあらゆる部署で徹底して推進していただきたい。また、女性センターの設置については、以前からD地区ということで推進が図られてきたところですが、この際、より一層のご努力をいただいて、一日も早く実現できますよう、よろしく願いいたします。

それでは、今再度ご質問させていただきました点につきまして、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 地域保健医療情報システムについて、準備委員会を設置し、医師会とのコンセンサスについての文書交換をしてはいかかかということですが、若干先ほどご答弁申し上げたことと重複するわけでございますが、私ども調査いたしました加古川での地域医療保健システム、それから姫路市保健医療システムでございますけれども、加古川の場合につきましては、これは通産省のモデル事業ということでございまして、もう一つの姫路市の場合は、厚生省のモデル事業で、加古川のオンラインシステムに対しまして、姫路の方はオフラインカードシステムということで、まだはっきりした確立した制度といえましょうか、確立した方策がモデルの段階でございます。そういうふうなことで、今申し上げましたように、厚生省の方で医療審議会の方からも、やはり全国的な統一にすべきというふうな意見書が出されているわけでございまして、やはりこの辺を見きわめる必要があるんじゃないかというふうに思っております。そういうふうなことで、私ども医師会との話については、役員との話の中では病診体制あるいは診診体制の中でも必要になるのではないだろうかという話は聞いておるところでございますが、正式にまだ医師会に申し込むに

ついて、私どもがちょっと消化し切れていない面がありますので、その辺も踏まえまして、今後医師会との協議にも入りたいというふうに思っておりますが、まだ前段で、私ども具体的にこのシステムの内容をお示しできるような状態ではございませんので、これができた段階において、医師会の方のご協力もお願いしたいというふうに思っておる次第でございます。

○議長（野崎 洋君） 藤原まゆみ君。

○藤原まゆみ君 お答えどうもありがとうございました。

今の答弁では私は納得しがたいです。加古川の情報センターの中村所長は、まず2,000万円の調査費を確保し、そこから始められたらどうでしょうかと、アドバイスしてくださいました。また、1年間の維持費は1人当たり1,000円ぐらいとお聞きしました。健康で1,000円かけるのと、寝たきりにして多くの医療費を使うのとどちらが得策か考えなくてもわかります。ここで真に市民の健康管理が一日も早くきちんとできることを要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩をいたします。

午後1時30分休憩

午後1時46分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

益田 力君。

〔益田 力君登壇〕

○益田 力君 質問いたします前に一言お断りをいたします。先ほど藤原議員が質問いたしました中身につきまして、若干でございますけれども、重複する点がございまして、これは全体の流れの中で省くことのできないものと考えております。重複いたしますことをお断り申し上げたいと思います。

それでは、通告をいたしております高齢者対策についてお尋ねをいたし

ます。

21世紀初頭には間違いなく超高齢化社会がやってまいります。本市の65歳以上の人口は平成7年4月現在で3万6,800人、高齢人口比率は12.8%に達し、今後も急ピッチに進行することは間違いのないものと思われます。

さて、高齢者にとって、楽しく充実した老後生活を送ることができれば、これほど幸せなことはありません。そのためには、健康でなければなりませんし、経済的な裏づけがなければなりません。もう一つは、生きがいが必要であります。この三つを基本とした施策がなされなければならないと思います。また、一口に高齢者といっても、その対応はいろいろあります。若い人も顔負けするほど元気に活躍している人、寝たきりになって家族や施設の介護が必要な人、経済的に十分自立できる人、何らかの援助が必要な人等さまざまであります。このように、高齢化の問題を考えるに当たっては、それぞれ事情の異なる人々にどのような制度の仕組みや施策の展開が適切であるかという個別、具体的な視点からの検討が必要であろうと思いますが、本市として、この高齢化の問題をどのようにとらえ、今後どのようにされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

従来から、福祉は保健福祉部でという定義づけで事がなされてまいりましたが、現在ですら対応し切れず、多くの課題が山積しております。ましてや、今後の超高齢化を考えますと、現行の体制ではなく、全庁的に取り組む必要があると痛感をいたします。道路、住宅、教育、商工など総合的な施策がなされなければなりません。その組織づくりを積極的にやっていただきたいと思いますが、いかがお考えか、ご所見をお伺いいたします。

次に、個々について三、四点お尋ねをいたします。

まず高齢者の生きがい対策についてお尋ねをいたします。冒頭申しましたように、生きがい対策は老人福祉施策の重要な柱の一つであります。本市におきましては、生きがい農園、老人憩いの広場整備の助成、老人クラブへの助成、ゲートボールなど老人スポーツの振興等々、きめ細かい施策

が着々と進められ、関係者のご努力に敬意を表するものであります。特に昭和55年8月に発足しましたシルバー人材センターでは、昨年度年間3億4,600万円もの契約高に達し、高齢者の方々の生きがいの拠点として立派な成果を上げておられるようであり、今後のますますの発展を期待している一人ですが、私は少し違った角度から、1点提案を申し上げたいと思います。

それは、仮称であります。シルバーマスター制度の導入であります。現在、シルバー人材センターで実施しております就労の機会を提供するというものではなく、高齢者のお一人お一人にもっと光を当て、長い人生経験で得た知識、技能、地位などを本市の貴重な財産として認定し、登録する制度であります。そして、それらの財産を地域活動の中で提供することにより、お年寄りみずからが社会の一員としての役割を自覚し、生きがいをも見出す、これがねらいであります。いろいろな分野での人材が埋もれているのではないかと思います。例えば、音楽、絵画、書道、短歌、俳句、舞踊、盆栽、園芸、生け花、民謡、民話、郷土史、古文書の読み方等々、高齢者お一人お一人の人材掘り起こしを地区市民センター単位で各種団体の方々に協力をしていただき、その人材の人たちに正式に認定書のようなものを交付するなどして、地域の中で活動していただき、若者などの交流の中で生きがいの場を広げていくこともこれからは必要ではないかと考えますが、この仮称シルバーマスター制度とも言うべき施策について、どうお考えになるか、ご所見をお伺いいたします。とともに、生きがい対策を今後どのようにされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、家賃補助制度の導入についてお尋ねをいたします。

近年特に市街中心部や周辺付近では古いアパートをつぶし、近代的なマンションに次々と建てかえられ、時代の流れとともに、さま変わりをする町並みの華やかさの陰で、悲痛な思いで泣いている人がいるということをおぼなりにしてはいないでしょうか。

先日、私の家にAさんという老夫婦が訪ねてまいりました。話を聞いてみますと、A夫妻が長年住んでいるアパートが建てかえられるので、立ち退きを迫られている。何軒もアパートを探したが、家賃が高くて生活ができない。何とかしてほしいと切々と訴えておりました。年金で細々と生活している経済力のない高齢者にとって、深刻な問題であります。何とかその家賃の差額分の補助をできないものでしょうか。この件につきましては、過去にも久保議員が同種の質問をいたしておりますが、その際の保健福祉部長のご答弁では、現在のところ、住宅施策としては緊急通報システムを設置した公的賃貸住宅を整備し、生活援助員が常駐するシルバーハウジングの導入について、今後検討していきたいとのことでありました。当然のことながら、超高齢化に向かって、年次的、長期的な計画のもとに、高齢者向け住宅の確保は欠くことのできない施策であり、積極的に取り組んでいただかなければなりません。この問題は立ち退きを命じられているという一刻を争う問題であります。あすにも立ち退かなければならないという高齢者の気持ちを思うとき、早急に対応すべきであると思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、住宅改造費補助金制度についてお尋ねをいたします。

本市には平成2年度に創設された四日市在宅重度身体障害者住宅改造費補助金制度がございますが、この制度は重度の身体障害者が日常生活を容易にするために、トイレ、浴室、台所、居間などを改造するとき、その費用の一部を助成するもので、その対象者は肢体障害1、2級の人で、前年度所得税額19万8,000円以下の世帯となっております。また、その補助基準は、対象経費の3分の2を補助、ただし40万円が限度とされております。ちなみに、平成2年度から昨年度までの5年間の事業実績を見てみますと、毎年度の利用者は10件前後で、合計54件、補助金総額1,500万円、そのうち65歳以上の利用者が25件となっております。これらの実績を当局はどのようにとらえておられるでしょうか。私は率直に申しまして、大変利用度

が低いと言わざるを得ません。この制度を導入している自治体は県下では本市のほか、東員町のみであり、大変前向きに取り組んでいただいている施策だけに残念でなりません。何とかならないものではないでしょうか。この制度導入から6年目を経過した今日、ここで一度見直す時期が来ているのではないかと思います。例えば、65歳以上の高齢者を対象とした助成制度を取り入れている自治体もあるわけですから、これからの高齢化を考えますと、本市の現行の制度に身体障害者手帳を持たない寝たきり老人と何らかの介助を必要とする高齢者も対象にすべきでありますし、また、助成額のアップ、所得制限枠などを検討すべきだと思いますが、どうお考えになっておられるのか、お尋ねをいたします。とともに、これに関連して、今後住宅改造に関する相談体制や改造後の指導體制をどのようにしていかれるのか、あわせてお尋ねをいたします。

最後に、訪問歯科診療の導入についてお尋ねをいたします。

高齢化の進展に伴い、年々在宅福祉の充実が図られてまいりましたが、つい見落としがちになるのが寝たきり老人の歯の検診と治療であります。健康を維持するための最も大切なことは、歯が健康でなければなりません。早期発見、早期治療が必要であります。しかしながら、寝たきり老人を歯医者者に連れていくことは大仕事であり、容易なことではありません。この問題を解消するために、介護者も対象に含めた訪問歯科診療をぜひとも導入していただきたいと、平成2年12月の定例会で私は取り上げ、質問いたしました。その際、当時の鶴飼環境部長から、極めて重要な課題であると考えているので、在宅サービスの一環として訪問歯科診療、また口腔衛生指導について歯科医師会の協力を得て、できるだけ早い時期に実現できるよう努力していきたいとの前向きな答弁をいただきました。平成3年度には、その調査費が計上されました。実現に向けての検討がされているとは思いますが、はや4年が経過いたしました。その後どのように取り組まれたのか、現状と今後の見通しにつきお尋ねをいたします。

なお、現在建設中の本町プラザにできます口腔保健センターは、この訪問診療の機能をもった施設なのかどうか、その中身につきお尋ねをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいま高齢者対策について5点ほどご質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

まず、超高齢社会に向けての総合的な高齢化対策についてお答え申し上げます。

ご指摘のように全国的にも高齢者が総人口の4人に1人という超高齢社会が到来することは確実視されております。そのような人口の高齢化の進行に対しまして、介護体制の重点的整備等を中心にして総合的な高齢化対策の展開を図っていくことが必要でございます。そこで、国におきましては、ゴールドプラン、さらには、新ゴールドプランを策定し、また、全国のすべての市町村において平成5年度に老人保健福祉計画が策定されております。本市におきましても、平成6年2月に老人保健福祉計画を策定し、総合的な高齢化対策の実施に向けて保健、福祉の充実を初めとし、教育、就労、地域及び都市計画の分野にわたって今後の取り組み方針を定めております。そして、この計画の総合的かつ確実な推進を図るために、全庁的な組織として関係部長で構成する推進本部を平成6年度に設置し、各分野の進捗状況のチェック及び協議を行っております。今後においてもこの推進本部を通して、総合的、全庁的な取り組みを一層強化し、社会全体として高齢者の方々の心安らぐ生活を支える福祉のまちづくりを推進してまいり所存でございます。

2点目の生きがい対策につきまして、お答え申し上げます。長い高齢期を生きがいを持って健やかに老いることは、市民一人一人にとって大切な

課題でございまして、そのためには健康、学習、ある程度の経済力、家族、仲間、仕事等が大切であると考えております。ご指摘いただきましたように、現在、保健福祉部におきましては、主に老人クラブの育成、高齢者の趣味と健康と生産の喜びを目的としました生きがい農園の運営、健康と親睦を目的とした老人憩いの広場の整備助成、また老人福祉センターやシルバー人材センターの運営管理に取り組んでいるところでございます。しかしながら、今後ますます高齢者の方々の価値観や生きがいといったものが多様化、個別化してまいるものと予想される中、教育委員会部局と一層連携を深め、今日の生きがい対策のメニューをより充実していくことはむろんのこと、高齢者のライフワークや地域の特性に即した新しい事業の開発に向けて、さらに努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の高齢者の住居明け渡しに伴う家賃の差額補助につきましてお答え申し上げます。

ご指摘のように、民間賃貸住宅にお住まいの高齢者が明け渡しとなりますと、新たに住みかえの民間賃貸住宅を探すのは、火災や健康等の管理者側の心配がございましてことから、大変困難であると理解しております。このような実情の中、多少なりとも健康に心配のある高齢者が新たにお住まいを求められる場合は、従来、個々の事情に応じて市営住宅への優先的入居や、食事、入浴や緊急通報等を備えたケアハウスや養護老人ホームへの入所等によりまして対応しております。また、今後は長寿化に伴い、高齢者自身も心身機能が低下してまいりますことから、安全で安心のある高齢者の住まいとして、高齢化対応の市営住宅やケアハウスの整備が肝要であると考えております。これらの整備を鋭意取り組んでいるところでございます。しかしながら、ご提言の家賃助成と生活援助員を配置した高齢者向け市営住宅、つまりシルバーハウジング制度の導入も含めて、高齢者の住宅等に関する実態調査を行い、高齢者の住宅対策という観点で推進本部に

において協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の住宅改造費の補助制度についてお答え申し上げます。

本制度は重度の身体障害者の方に在宅生活をより快適かつ容易に過ごしていただく、また介護される家族の方の介護負担の軽減に資するといったことを目的として平成2年より実施しております。本制度のさらに充実に向けて見直しを図ってはどうかというご提言でございますが、制度を実施して以来、実施状況を見た場合、先ほどご指摘のとおり、毎年10件前後の実績という状況にあります。対象者の範囲、補助の限度額、所得要件など、それぞれの設定が実情に適合しているのかどうかについて検討もしているところでございます。

少し具体的にご説明申し上げますと、まず対象者の範囲についてでございますが、本制度は特に移動の際に支障のある重度の障害をお持ちの方を対象とした制度と考えているため、現在のところ、対象は肢体障害の1、2級の方としております。しかし、3級程度の方も住宅環境が改善されれば、日常生活がより容易になることや、車いすの交付が3級以上の方を対象としておりますことを考え、まず対象の範囲を3級まで拡大してまいりたいと存じます。また、手帳を取得されていない方や高齢者の方を対象に加えることにつきましては、どの程度住宅改造が必要か、実態も調査し、その対応について今後検討してまいりたいと存じます。なお、寝たきりの方はおおむね1、2級に認定されますし、歩行などに支障のある虚弱な高齢者に対しては、日常生活用具給付事業の中で手すりや簡易スロープの設置ができることなどから、ほぼ対応できるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、所得条件については、現在所得税額が19万8,000円以下の世帯と制限を設定しております。この所得税額を寝たきりの方など重度の障害を抱えている5人家族、つまり夫婦、子供2人、寝たきりの方1人を想定し、

収入に置きかえますと、年収720万円程度になります。当面は現行制限額により実施してまいりたいと考えております。次に、補助の限度額でございますが、ご提案の趣旨も十分理解できるところでございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。住宅改造に係る相談につきましては、現在、重度身体障害者訪問診査事業の一環として、理学療法士、看護婦、ケースワーカーがチームを組み、対応しております。今後も相談体制の充実に当たっては、財団法人日本リフォームセンターが認定しております増改築相談委員の方々との連携も図りながら、その対応をしてまいりたいと存じます。本制度につきましては、在宅福祉に係る支援という観点から、重要な施策と考えており、今後も実態把握に努めながら、拡充に向けてさらに努力をしてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどをお願い申し上げます。

最後に、訪問歯科診療についてでございますが、ご指摘のように、平成2年12月定例会におきまして、益田議員からご質問をいただき、四日市歯科医師会の協力を得て、実現に努めたいというご答弁をさせていただいております。訪問歯科診療につきましては、国におきまして、診療報酬の改定や体系化により推進を図る方向にはございますが、これに対応していただいている歯科医療機関は市内でもまだ非常に少ない状況にあると推察しております。これは一般診療の中での時間確保の困難性や、在宅用の診療機材の確保、またそれに対する診療報酬等の問題があるかと存じます。ご質問にありましたように、平成3年度には訪問歯科診療等の先進地である東京都葛飾区や横浜市のほか、4県8市の調査を行いました。それぞれの自治体におきましては、独自に行政と歯科医師会との連携方式で実施され、また訪問診療と固定診療の併用で実施されている自治体もございました。そして、この調査結果を踏まえまして、今日整備を進めております口腔保健センターの機能として、休日の歯科緊急医療、障害者の固定歯科医療及び寝たきりの方を対象とした訪問歯科医療の機能を持たせることに

つきまして、歯科医師会の前向きな見解を得てきたところでございます。現在、保健行政といたしまして、口腔衛生の指導が必要な在宅の寝たきりの高齢者の方につきましては、保健センターの歯科医師や歯科衛生士が訪問して指導を行っており、診療の必要な場合は、対応していただける歯科医療機関を紹介させていただいております。

今後、市といたしましては、地域の訪問歯科診療体制を充実し、広く展開していくために、歯科医師会のご協力、つまり、学校保健や1歳6カ月児健康診査、健康教育等に加えて、休日や一般診療を割いてご協力いただく歯科医師の確保体制づくりをしていただく必要がございます。現在口腔保健センターの整備事業の推進に当たって、歯科医師会との協議を行っておりますが、歯科医師の確保の面から、まず既設の歯科緊急医療センターの機能と新たな障害者を対象とした固定式の歯科診療の機能でスタートすることにし、これに引き続いて、訪問歯科診療の実施に向けて努力をしまいたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。ご承知のとおり、本年は議会において高齢化対策特別委員会を設置いただいております。総合的な見地から調査研究していただいております。年度内にはほぼ最終的なご報告をいただける予定でございますので、今後も高齢者対策について、これらを十分踏まえ、取り組んでまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまの高齢者対策の中での生きがい対策の中で申されましたシルバーマスター制度のご提案を中心としてお答え申し上げます。

高齢者の方々が生き生きとして、それぞれの場所において活動されることは、私ども教育委員会といたしましても重要な課題として取り組んでまいっておりますのでございます。各地区市民センターの地域社会づくり

活動の推進のための重要な課題と位置づけをいたしまして、そういった高齢者の方々の人材リストの作成を行ったり、あるいは市民大学塾年クラスの修了生の方々の地域での活動をより活発にするために、ネットワークづくりであるとか、あるいは地域での人材として活用するための名簿づくりといったような作業を現在も進めているところでございます。

ただいま議員からご発言ございましたように、高齢者が生きがいを感じる場合の一つに他人から与えられるものを受け入れるだけでなしに、みずからが持つておる技能であるとか、あるいは知識を他人に与えることができる、そういった機会が得られるという喜びは、これまたひとしお大きなものがあろうかと存じます。そういったような意味をも含めまして、現在地区市民センターにおきましても、高齢者を講師に迎えた事業を実施したり、あるいは世代を超えた交流事業の実施に意を用いているところでございますが、市民の生涯学習を一層推進する上で今後高齢者の方々を含め、さまざまな分野の人々の人材情報を整理し、提供していく必要があるかと考えておるところでございます。

ただいまご提案をいただきました認定書の交付を含めたシルバーマスター制度のご意見につきましては、こういった文化、芸術あるいは技術、技能といったようなものの所有者であるという認定書を出すということになりますと、なかなかその認定の仕方といったようなものも難しいものが存在するかと存じますが、貴重なご意見の一つと受けとめまして、今後の高齢者の生きがい対策を検討していく中で参考とさせていただきながら、実施できる分野が見つかりましたら、順次それを実現してまいりたいというふうな姿勢でございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 益田 力君。

○益田 力君 ご答弁大変ありがとうございました。

最初の今後の取り組み方につきましては、総合的、全庁的な組織、推進本部で強化し、推進していくということではございましたけれども、それは

結構なことですが、推進本部がやはり保健福祉部が事務局という何ら今までの体制と変わっていないというような、保健福祉部が、言葉は悪いですが、旗を振っていくような形では、本当の意味での総合的、全庁的な取り組みには私は決してならないのではないかと、このように思います。これからの高齢化時代を考えると、これも言葉は悪いですが、にらみのきくセクションというんでしょうか、市長公室ぐらいの立場で専任のスタッフを二、三人置いていただきまして、財務、企画、人事に至るまで、あらゆる面で各部の調整が図れるような、そういう組織づくりをすべきであると思いますけれども、この点につきましては、ぜひとも市長の方からご答弁をいただきたいと思います。

次に、生きがい対策でございますけれども、シルバーマスター制度など、一応私の意図するところを理解していただいたと受けとめておきたいと思っておりますけれども、認定書の問題等含めて、今後検討していただくということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

私はこれからの高齢化社会というものを言葉で変えて申し上げますならば、やはり一人一人が人間としてのトータルな可能性を開花させる社会であり、生きがいの場を広げる全員主役の社会を築いていくということであろうと思っております。どうかそういった意味で、今後の生きがい対策のあり方、メニュー等、余り深入りできませんので、特別委員会等でしっかりもんでいただきまして、実のあるものとしていただきますようお願いをいたしておきたいと思っております。

生きがい対策の中でちょっとお願いをいたしたいことがあるわけですが、皆さんもご存じかと思いますが、本市には60歳から73歳ぐらいまでのお年寄りが中心となった四日市シニアソフトクラブというのがございます。これは毎年全国大会が行われるわけですが、全国大会で過去に5回も優勝しているというすばらしいチームがあるわけですが、このような人たちのため、今までは一スポーツ団体としてしかとら

えていなかったと思いますけれども、今後の高齢者の健康づくり、生きがい対策といった観点から、私は見直す必要があるのではないかと思います。他県におきましては、高齢者のお年寄りが優先して使えるような、そういうスポーツ広場等の整備がなされておりまして、大変成果を上げていると伺っております。本市の現状が、スポーツ施設等少ない中で、特に若者に占領され、お年寄りがそういった練習することもできないという状況でございます。やはり何と申しましょうか、ゲートボールだけがお年寄りのスポーツじゃないと思います。私は、このクラブのみのことを申しているわけではないのですけれども、やはり今後の生きがい対策という広い意味から、行政としてこういった方たちに場所の提供とか、助成金などをぜひとも検討していただきますように、この場で要望しておきたいと思っております。

次に、家賃補助制度につきましてはでございますけれども、大都市はともかく本市にはこの制度はそぐわないのではないかと、このように思われるかもしれませんが、私は決してそうではないと思っております。それはそれとしまして、実態調査を行っていただくということでございますので、どうかひとつ精力的に、早急に実態調査をしていただきまして、推進本部で協議をしていただきたいと思っております。

住宅改造費補助につきましては、現行制度の見直しとして対象の範囲は現行の1、2級から3級以上に利用拡大するという答弁をいただきまして、ありがとうございます。どうかこれにとどまることのないように、今後とも前向きに考えていただきますようよろしくお願いいたします。

訪問歯科診療につきましては、口腔保健センターにおいて、まず緊急歯科医療と障害者の固定診療をスタートさせていく、その次に、この訪問歯科診療を実現するために努力をしていくと、このようなご答弁でございました。いろいろと問題点があることはよく知っておりますけれども、もう提言いたしましたから5年近くになるわけです。ほとんど前進していないのが現状でございます。幸い歯科医師会の姿勢は前向きに考えていただい

ているということでございますので、早急に問題点をクリアしていただきまして、一刻も早く実現をしていただきたいと思います。目安として、いつごろ実現できるのか、お答えがいただければお願いいたします。

最後でございますけれども、福祉ではトップクラスの東京江戸川区の中里喜一区長でございますけれども、この方の高齢化社会というものに向かってこのようにやっていくという意気込みを、ちょうど6年前に出されました「痛快ワンマンまちづくり」という本の中から抜粋して紹介をしたいと思います。

それは、10年以上も前に日本に長寿社会がやって来ると言われたとき、戸惑いとか困惑で受けとめる人が多かった。政府、自治体など、行政の責任者たちがそうだ。どうしてなのか、長寿社会がやってくるということは、結構なことじゃないか。人間にとっておめでたいことではないか。だれもが長生きすることをありがたがる世の中にしよう、少なくとも我々江戸川区はそうして見せよう。これが中里区長さんの意気込みでございます。江戸川区は、相当、本市とは財政的にも違いますので、一概には言えませんが、やはり今後の高齢化社会に向かっていく上におきまして、これぐらいの意気込みで頑張っていたいただきたいことを心からお願いを申しまして、私の質問を終わりますが、市長からのご答弁と訪問歯科診療の実施がいつなのか、この2点だけご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） お尋ねがありました高齢者の対策で、福祉部福祉部と言わずに、全庁的な組織をとというお話がございました。私もその中の該当者の一人かなということを考えますので、非常に申し上げにくいと思うんですけども、本来いって、やはり高齢者問題というのは専門的な検討が必要だろうというふうに思いますし、そういった意味で私はやはり福祉が中心にならなきゃ施策の完全な案はつくれないだろうと、こういうふ

うに思っております。しかし、社会全体が高齢化していっておるわけありますから、そういった意味で、他の部は無関心でいいというわけにはいかなと思いますので、その辺をどう新しい組織をつくるかということを考えなければならぬというふうに思いますので、しばらくお時間をちょうだいいたしたい、しばらく時間をちょうだいいたしたいということですから、少なくとも年度末には発表できるようにいたしたい、よく研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） いつからかということでございますけれども、現在の段階では何年度からというふうなお答えはできるような段階には至っておりません。したがって、その準備が整い次第、またご協議を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩をいたします。

午後2時24分休憩

午後2時43分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、市長に質問いたします。

暑い8月が過ぎまして、9月に入りましたこの上旬、私は二つの大きな事件をショッキングに受けとめています。一つは、国内での坂本弁護士一家が遺体で発見されたことです。オウムの殺人者たちの残虐な蛮行に激しい憤りを覚えるとともに、坂本さんご一家に心から哀悼の意を表するものであります。いま一つは、国外のフランスによる核実験強行であります。日本時間の9月6日午前6時半、フランス政府は内外の強い反対の声に挑

戦し、南太平洋ムルロア環礁で核兵器実験を強行しました。私ども日本共産党は、中央委員会名で6日直ちにフランス・シラク大統領あてに抗議書簡を送りました。その書簡の中で、我が党は、フランス政府が核実験を強行した経過は核保有国の覇権主義の横暴の極致と言わざるを得ないと指摘し、フランス政府が今からでも今後の核実験続行を停止する措置を直ちにとり、核兵器の廃絶を求める世界平和の大道に立つことを強く要求すると結んでいます。世界の世論で抗議が広がる中、国内の自治体からも広島市長、長崎市長はもとより、多くの首長が直ちに抗議の意思を表明しているところです。日本政府はといいますと、中国に続いてフランスに抗議は行ったものの、商業マスコミからも弱腰、及び腰と評されるほどです。なぜでしょう。それは、歴代日本政府がアメリカの核戦略に全面協力し、アメリカの核の傘で守ってもらうといういわゆる核抑止力に頼る立場をとっている、そういう弱点があらわれているからにはほかならないと思います。核抑止力論は、世界平和に逆行するものであり、既に15年も前に国連事務総長が存在する最も危険な集団的な誤りと指摘をしておりますし、最近では注目する発言を中江要介元中国大使、政府の要人ですが、こう語っています。「核実験に幾ら反対してみても、核兵器の保有を容認する限り、地球上から核の脅威をなくそうという窮極の目的は果たせない。中途半端な核実験反対へのエネルギーを速やかに核兵器廃絶へのエネルギーに変質強化し、今や地球上に残存する核兵器のすべてを一日も早くなくするところに力を注ぐべきではないか」と、まさに正論であります。核兵器は容認してはならない兵器であり、廃絶するしかありません。私は、加藤市長が8月6日付でフランス大統領に対し、核廃絶と恒久平和への努力と核実験の中止を要請する旨の書簡を送っていることはよく承知をしています。それならば、なおのこと、この9月6日の核実験強行という事態に際し、市長は直ちに抗議の意思表示をされることは当然だと考えますが、いかが対処されたのかをお聞きします。あわせて、フランスに先立って強行された中国

の地下核実験に対しても、強く抗議をすべきだと思いますが、いかが対処されたのか、お聞きします。

さらに私は、中国への抗議というならば、本市が近く派遣する予定の天津市への公式訪中団はこの際中止をするぐらいの強い対応をもってしかるべきだと考えますが、市長はどう対処されようとしているのか、お聞きします。

次に、市制100周年記念事業に関してお聞きをいたします。

この9月市議会は四日市市の市制100周年までにあと2年と迫った時点で開かれています。私は、市当局が企画をし、記念施設やイベントを中心に巨額の市費を投入しながら行おうとしている100周年事業のあり方について質問をします。私ども市議団は、市制100周年を全市民レベルで、四日市という自治体の過去から現在に至る到達段階と問題点を明らかにし、市民こそ主人公のまちづくりを未来に向かって大いに進める契機とすべきだと考えています。言いかえれば、これまでの四日市市政が環境も地域経済も、港も、大開発優先と大企業奉仕を貫く姿勢であり続けてきたことから脱却して、弱い立場の市民が大事にされながら環境も地域経済も港も真に市民本意につくり直していく転換期にし得るときだと申せましょう。それだけに私は、2年後に迫った100周年事業は全面的な見直しが必要だと痛感をしています。以下、お尋ねをします。

第1に、100周年記念事業の計画と進行状況についてであります。昨年4月に明らかにされた100周年記念事業のマスタープランによりますと、主な内容は、ドーム建設と記念式典とメインイベント、地域イベントなどであり、2年後の8月を中心に数カ月間にわたって取り組まれることになっています。しかし、ドーム建設だけが突出して先行して取り組まれましたけれども、メインイベントなどの具体化は大変おくれっていて、これからという状況のようです。それならば私はこの際、大イベント主義による記念事業やゼネコン奉仕型のドーム建設はやめて、市民大勢が参加できて、

しかも巨費をかけず、簡素でいわば手づくりの事業を中心とする計画に全面的に見直しをしたらどうかと、この場から強く提唱するものであります。特に私は、市長に申し上げたい。9月1日の記者会見であなたは、事実上の引退宣言をしたと報道されました。そして、多くの市民がそう受けとめています。ところが、昨日の答弁では、進退についての結論は年末まで少し時間が欲しいなどとおっしゃいましたが、この際いさぎよく、次期は新市長にバトンタッチされたらいかがでしょうか。同時に、つけ加えるならば、100周年は新しい市長のもとで迎えるわけですから、あなたが計画したドームや大イベントなのですから、あわせて引っ込めていただくと、それも多くの市民が望んでいると私は申し上げたいわけであります。ともあれ、全面見直しの提唱を今行わせていただきました。どう受けとめられるのか、お聞きをいたします。

第2に、100周年事業の財政、財源についてお聞きをします。現在国内に、四日市市に大不況が続いており、市民の暮らしと営業に深刻な影響を与えています。相次ぐ異常円高は我が萬古焼業界の輸出部門に最盛期の実に4分の1以下の扱い高に激減させる事態をもたらしています。8日に発表された公定歩合の0.5%引き下げで、市民、庶民には、預貯金の利子がさらに下げられ、年金生活者、高齢者世帯に大きな打撃となっています。また、他都市での事件とはいえ、コスモ信用組合や木津信用組合など、金融機関の乱脈経営による経営破綻が相次いで表面化し、自分の預金は大丈夫かという金融不安も市民の間に広がっています。そういう経済の行き詰まり状況とも言える中で、本市の財政を取り巻く厳しい状態を直視するならば、これまた大変な事態だと申さなければなりません。市税収入を見ますと、とりわけ石油化学コンビナート企業を初め、大企業が軒並み赤字決算のゆえに、市財政にとっては減収続き、法人市民税はこの5年間の決算を見て見ましても、平成元年度103億8,000万円余でしたが、平成5年度は64億7,000万円余まで落ち込み、実に約40億円近い大幅な減収を余儀なく

されています。今年度の予算と施策を決定する中で、こんな声も聞こえてきています。市税収入が激しい中、ドーム建設に100億円近くつき込むので、新しい事業はおろか、福祉、教育を初め、各分野の事業に大きな影響は避けられない。こういう声を財政担当の職員が上げているわけです。市民にとっては、まさにゆゆしき事態であります。

市長に申し上げたい。ドームはつくって、福祉、教育予算カットなどとはもってのほかです。四日市ドーム建設に本体95億円、うち67億円は借金で、この償還計画は返済総額91億円で、実に12年間にわたって払い続け、多い年は10億円を超す支出となる大変な借金を背負う始末なのであります。加えて、中長期の周辺整備に約100億円であります。多くの市民が望んでいるスポーツ施設は、身近なところで使える施設や広場でありまして、それに逆行する巨費をかけるドーム建設は全くむだ遣いだと申せましょう。さらに、100周年の大イベント中心に、基金の10億円をつぎ込む計画だとすれば、合わせて約210億円の莫大な投資になります。大不況が進行している中で、多くの市民はこの投資に納得しないと私は思います。この財源と財政運用について、市長はどう市民に説明をなさるのか、この場でお示しをしていただきたい。

最後に、私は改めて100周年のためのドーム建設は中止をして、また、大イベント等を見直して、その財政を深刻な不況を打開する対策や大地震に備える防災対策の強化や、お年寄り、弱者への福祉充実など、差し迫った施策実行に大いに生かす、そのことこそ、全市民レベルで100周年を祝う最も望まれている事業ではないかと申し上げるものであります。市長の勇氣ある決断を強く求めるものです。

○議長（野崎 洋君） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） 既にご承知のとおり、本年に入りまして中国が5月15日及び8月17日に自国内で核実験を実施し、今後包括的核実験禁

止条約が締結される来年までにあと2回核実験を行うという報道がなされています。また、フランスも6月13日のシラク大統領の記者会見で、1992年4月以来中止している地下核実験を9月から南太平洋のムルロア環礁にある地下核実験場で来年5月までに計8回行うという発表がありました。国内、海外を問わず、国、地方自治体、民間レベルで核実験反対、即時中止を求める決議文、意見書の提出、不買運動等が行われていますが、本市の加盟いたしております日本非核宣言自治体協議会では、会長名で5月16日及び8月17日付で中国の李鵬首相に、6月15日付でフランスのシラク大統領あてに意見書を送付しています。8月5日に広島市で開催されました同協議会の総会では、フランスに核実験中止を求める意見書を会員自治体としてもフランスに対し送付することを決め、本市も8月6日付でフランス、シラク大統領あて、市長名で意見書を送付いたしました。その後、中国が8月17日に今年2回目の核実験を実施したことにより、中国に対しましても、フランスと同様の意見書を送付するよう、現在その準備をしているところでございます。

○議長（野崎 洋君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 100周年記念事業についてのご質問あるいはご意見等にお答えをいたしたいと思えます。

100周年記念事業の全体像、これは平成6年3月にお配りをいたしました基本計画書や広報紙でお知らせしたようなマスタープランに基づいて作業を進めてまいっております。このマスタープランは、市民や各種団体の代表など、100人の方々にご参画をいただきまして、100周年記念事業推進市民会議あるいは市議会の特別委員会におけるご提言の中から市として100周年にふさわしい行事、事業を選びまして策定をしたものでございます。事業の骨格は改めて申し上げますと、まず記念イベントの柱としては、本市の特性からいたしまして、環境、市、さらに港等をテーマにし

たものを考えておまして、また記念施設として霞ヶ浦緑地に建設を進めております四日市ドームでございます。そのほか、本市の歴史を振りかえり将来を展望できるような記念史の制作を進めているところであります。こうした事業を進めるに当たりまして、財政面を考えてみますと、100周年記念事業基金の造成というのは一応計画どおり10億円の積み立ては可能な見通しとなっておりますが、現下の経済情勢を見た場合に、税収入の増収など、完全な財政状況の好転が余り期待できないというような状況にあることは既にご指摘のとおりでありまして、当初の計画どおりの実施につきましては、現在さらに内容を精査いたしておるところでございます。

先ほどのご意見によりまして、こんなものはやめて、もっと福祉とか、そういったものの充実をやれと、こういうお話でございますが、せっかく100人委員会でご検討をいただき、そしてさらに市議会の特別委員会でもご検討をいただいた事業でございますから、私はできるだけそのご検討結果を尊重してやっていくのが私の仕事であろうと、こういうふうにしておるわけでありまして。現在、マスタープランに基づきます実施計画の策定を進めているところでありますが、そういった考え方でやっておりますので、原則的には総花的な事業展開を改めまして、真に必要な事業、行事を策定いたしまして、できるだけそういった事業が記念になりますように、私は実施をしまいたいというふうにしておるところでございます。

ご指摘をいただきました記念事業計画策定の段階から、既に市民参加を進めるべきとの点でございますが、現在、マスタープランに基づきましてイベント実施計画づくりを進めておりますが、間もなく市民や団体などによりましてテーマごとの実行委員会を組織いたしまして、細部にわたって検討を進めてまいりたいと思えます。さらに、策定を行いました各イベントの実施計画については、100周年記念事業計画としてご検討、ご承認をいただいた推進母体となります（仮称）100周年委員会を設立する予定になっておりまして、この委員会には市議会、市民代表の方、各種団体、関

係機関などのご参加をお願いしたいと思っております。また、このほか、記念イベントとしての地区イベントは市内各地区で住民の方々が中心になって独自に企画、運営をしていただくものでございまして、地区の特徴や特性を生かし、将来を明るく展望できるような催しを展開していただけたらと考えておるところでございます。

最後に、四日市ドーム建設に関しますご質問について、市制100周年の記念施設として市民が広くご利用できるような施設となるべく作成をいたしまして、建設費の一部にも市民や団体、企業などの広範なご協力を得て進めてまいりたいというふうに考えておる段階でございます。

なお、私の任期、今期いっぱい、私は頑張るつもりでありまして、その後の問題につきましては、昨日ご答弁申し上げたとおりでございます。これは私はいささかも変えるつもりはございません。私自身、一生懸命努めたいと思っておりますので、この上ともご支援のほど、皆さん方をお願いを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 1点目の核実験、中国、フランスへの抗議をしていただきたいという問題、中国へは意見書を今準備している段階というのは、ちょっとピント外れといいますか、1月もたっている中であわててというふうに聞こえました。やはり非核平和都市宣言を10年もしている都市の長としてこうした事態を機敏に、その日なり翌日に抗議の電報を打つ、そういう対応をしていただきたい、そういう点でひとつ苦言を呈しておきたい。そういう立場で、残り1年の任期を、平和の問題頑張ってください。私はそういうふうに申し上げておきたいと思えます。

それから、二つ目の100周年の件ですが、市長はよく聞いていただいている、私の質問を。やめよとは言っていないわけで、やめよというのはドームだけなんです。建設中止せよと、違約金を払ってでも今の時点なら基礎工事ですから、やり直し、出発はきくということを行っている

わけで、見直せと言っているわけです。そして、市長も言ってみえるように、税収入の増収や経済情勢の好転が期待できないから、巨額のものを使うということはいかかなものかというニュアンスで今、おっしゃった、そのとおりですよ。ですから、簡素で、広く市民の手づくりでやるという企画、それが例えばメーン的环境でも国際会議に9,000万円近く投入する予定じゃないですか。あと一つ、二つ企画もあるようですし、市の企画も、過去の4・4・4のバザール、1億円使っているじゃないですか。これよりもうんと大きな規模でしようというわけでしょう。さらに、宿場町を再現するなんて、これも億単位の金が要るじゃないですか。港、大型船のクルージング、これもお金がかかりますよ。こういうメーンの一つ二つ三つとってみても、積み重ねしていけば数億円という、こういうわずか1日、2日あるいは1カ月の間に数億円というのは、これはむだ遣いじゃないかと、こういうふうに申し上げているわけでありまして。

そういう意味で、不況が進行している中で、市民感情といたしましても、私が申し上げた趣旨で、大きく見直すべきだ。そして、本当に市民の皆さんが参加できる推進体制も近く100周年委員会や市民参加をもっと重視するということでしたが、100人委員会も提言をただけで音さたがないと、私の友人もその1人ですが、アイデアを出させてもらって、推進もかわらせてもらおうと思っていたけれども、なんの連絡もないと、批判的です。ですから、せっかくつくったそういう市民組織もとぎれたままで、あわててまた再組織し直すなんていうことは、いただけないわけでありまして、100人で足らなければ1,000人、そういう大きな規模で地域イベントもつくっていく、そういう推進体制をどう考えているのか、改めてご答弁いただきたい。100周年委員会の結成や、あるいは議会にこうした内容でいくというものを市民、議会にいつ示していただくのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 今、橋本議員がおっしゃられました100周年の行事、いろいろ申されたのは、当初のマスタープランに上げられた事業の内容でございます。確かに当時つくられたマスタープランというのは、3年前でございますから、まだ経済がこれほどまでには深刻になっていなかった時代でございます。そういった点でかなり元気のいい内容になっておったと思います。その内容もプレイベントを今年度から開くとか、そういうようなこともございまして、かなり長期にわたるような事業計画にもなっております。しかしながら、先ほど市長の方から申し上げましたように、経済情勢がこのようになってきた以上は、どのような格好でそれを具体化するということにつきましては、改めて考えなければならないと、そういうふうを考えておられて、できるだけ圧縮した内容にしたいと思っておりますが、少なくとも100年に1回の市制のおめでたい時期でございますから、市民の皆様が少なくともこういうことだけはやろうと、こういうふうなものに絞って行っていきたい、そういうふうにご考えておるところでございます。

それから、その事業の内容でございますけれども、100人委員会を今またあわててつくっておると、こういうふうなご指摘でございますが、初めにつくった100人委員会というのはマスタープランをつくるための100人委員会で、それはそれができた段階で終了いたしまして、それは冊子にして皆様の方にもお配りをしてあるわけでございますが、これは広報でもその直後にお知らせをしたところでございますので、ご承知いただいております。今後新しくつくる100周年の委員会というのは、このつくり上げた実施計画をある程度の段階からご参画、ご承認をいただいて、それをむしろ実施を円滑に進めていくための委員会、そういうような委員会でございまして、性格は全く違うものでございますので、あわててばたばたつくっておると、こういうことではございませんので、初めから予定どおりの委員会でございます。

ドームをやめたらどうかという話につきましては、市民の方々にもいろいろご意見を伺っておりますが、どうしてもそのドームでいろんな行事をしたいと、こういうことを大変今から計画をしておられるスポーツ団体の方もいらっしゃいますし、いろんな団体の方がいらっしゃいます。全く反対の方ばかりでございませぬので、そうした方々もいらっしゃるということをひとつよろしくご理解を賜りたいと思うところでございます。

○議長（野崎 洋君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 いくつも聞きたいことございますが、時間もございませんので、申し上げた点を留意していただいて、やはり大きく見直していただき、財源も本当に節約をして、市民全体で簡素で申し上げた趣旨で、いわゆる100周年にすべきだという点を強調しておきたいと思っております。

市のある幹部からこんな話を聞きました。ある幹部職員です。加藤市長は1日の記者会見で次期市長の三つの条件の一つに、貧乏を苦しめないと言われた。それは、よくよく考えてみると、市の貴重な財政を現市長が100億円もドームに使ってすっからかんになった。だから、次期市長は貧乏財政の中で耐えて頑張ってもらいたいと、そういうふうにご聞かされたがなというふうにごぼつんとおっしゃったわけです。あなたの足元からそういう厳しい皮肉が沸き起こるほど、このドーム建設強行は問題だと私は思います。不況が大変深まる情勢で、私は改めてドーム建設中止と、大イベント見直しを強く主張して質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づいて質問いたします。

第1点目は市の交際費、食糧費の問題についてであります。連日、官官接待について報道がなされておりますし、国民の多くが接待行政に対して大きな批判が盛り上がっております。昨日も四日市の官官接待に対する市

の考え方について質問がなされました。その答弁によると、行政運営をより円滑に進めるためには、国や県等との十分な意思の疎通を深め、かつ地域の実情がより理解されている必要があり、そのための方途の一つとして、必要最小限の範囲内ではある程度やむを得ないものとする。今後については、社会通念上妥当性を欠くことのないよう、十分に留意し、いやしくも市民からの誤解や不信感を招くことのないようにしたいとのことであります。しかし、官官接待など公費による飲み食いについては、市民に幾ら説明をしたところで納得するはずはございません。四日市でも平成5年度の交際費、食糧費について、情報公開条例に基づき資料を請求し、受け取りました。本来なら、交際費、食糧費にかかわる資料などは県議会並みに議会へ提出すべきであります。

その中で、交際費を見ますと、年間で28件、出席者242名、金額は約460万円となっております。これは1回当たり平均で、出席者8人、1回当たり16万4,000円でございます。1人当たりの費用は1万9,000円となっております。皆さんの中で、これだけの金額使って飲み食いされるはずはありません。食糧費は106件、出席者は766人、金額は678万円となっております、1回当たりの出席者7名、1回当たり6万4,000円使っており、1人当たりは8,800円となっております。交際費の中で特に特筆すべきは平成5年7月30日に、驚いたことに、9人でトータル60万円で宴会を開いております。その内訳については、うち秘書課負担分は28万円となっておりますが、料理が9人で35万円、また支出の中に音楽事務所に3万6,000円も支払っていることになっております。あるいは4月15日の宴会では、9人で21万5,000円の支出となっておりますが、花代と称して芸妓代が7万円支出をされております。また、6月17日の宴会でもそうでございますが、9人で宴会をし、21万6,000円の支出の中にも花代7万円が含まれております。このように、交際費の28件ほとんどが芸妓やコンパニオンを呼んでの飲食となっており、市民に幾ら説明したところで、公費で芸妓、コンパニオン

を同席させて接待することは理解できるものではありません。食糧費の中でも、これは芸妓、コンパニオンを呼んでいなくても、5月13日、4人で約10万円というものもあります。1人平均2万5,000円でございます。一体どこで飲んだのでしょうか。予算を取るために関係する部局の公務員を接待すれば、立派なわいろとなります。贈収賄罪適用の対象ともなります。これは接待する側が公務員であっても、関係ありません。仮に接待に予算獲得や補助金獲得などの目的、意図が全くないとしたら、全くの公費による飲み食いという私的流用、横領に当たるのではないのでしょうか。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、第1点は、ここ数年の交際費、食糧費を明らかにしていただき、その中で、飲み食いにどれだけ使ったのか、明らかにしていただきたいと思っております。

第2点目は、平成5年度の交際費460万円、食糧費678万円のうち、一体だれを接待したのか、国なのか、県なのか、その他なのか、この比率を明らかにしていただきたいと思っております。

第3点目は、昨日の答弁でも必要最小限と言われておりますが、何を基準にして必要最小限と基準を決められているのかどうか。また、接待するに当たって、国あるいは県、その他の接待の単価基準はあるのかどうか、あれば一体幾らなのか、明らかにしていただきたいと思っております。

第4点目は、国、県、その他を接待して効果があったのかどうか、明らかにしていただきたいと思っております。

第5点目は、先日の朝日新聞のアンケートの報道では、国の補助金制度が変わらぬ限り仕方がないと答えられていますが、だれがアンケートに答えられたのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

第6点目に、官官接待は厳正にやればいいのか、金額が少ないからいいというわけではありません。市長は官官接待をきっぱりやめるべきであります。どう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

第2点目は、老人福祉についてであります。ことしの予算議会で認めら

れたということで、ことしから77歳の老人への敬老祝い金が廃止され、来年は78歳、さらには79歳と、敬老祝い金がカットされるため、ことし77歳になった方は、80歳まで敬老祝い金をもらえなくなります。敬老祝い金をカットする理由が、苦しい財政状況の中で判断をした。高齢化率も12.8%が平成12年には15.4%となり、老人人口が増えることや、老人施策を充実させるために3年間で約2,500万円の77歳からの敬老祝い金を減らすということですが、これには幾つかの問題がございます。

第1番目には、3月議会で制度を変更するに当たって、議会に対して全くと言っていいほど説明がなされていないことでもあります。都合の悪いことはほっかむりをして、説明をせず、既成の事実をつくり、押しつけてくるというやり方は、議会を全く軽視したことがございます。市長、あなたはこんなやり方を指示したのかどうか、お尋ねいたします。指示していないとしたら、ことしは撤回して、再度議会にも十分説明して進めるべきであります。

第2番目は、苦しい財政状況だと保健福祉部長は言われます。何が敬老祝い金まで3年間で2,500万円カットしなければならないほど苦しい状況なのか、明らかにしていただきたいと思います。市民的批判の中で、ドーム建設で負担が大きくなり、財政が苦しくなったから、敬老祝い金をカットするというのですか。お尋ねをしたいと思います。

第3番目には、70歳以上のお年寄りは戦前、戦中、戦後と、大変苦勞して頑張っていたいて、今日の四日市を築いていただいた人たちであります。70歳以上の男女の比率を見ますと、男性が女性と比較して少なくなっております。これは1銭5厘の赤紙にかり出され、戦争にかり出されて犠牲となったからであります。74歳で男女の比率を見ますと、男性が588人、これに対して女性は1,046人、1.89倍となっており、男性が少なくなっています。80歳代においては、ひどいところは2.5倍の差がある。こんな状況であります。このように苦勞していただいた方々に対して、三重県一の

財政力を誇る四日市でありながら、民生費の1人当たりの金額は平成5年度決算では、県の資料によりまして、県下13市の中で10番目でございます。その中で敬老祝い金をカットするなど、まさに老人に冷たい市政と言わざるを得ません。

以上の点からも、敬老祝い金のカットについては、復活すべきであり、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） ご質問の官官接待の件についてご答弁申し上げます。

まず第1点目に、ここ数年の交際費と食糧費の内容を明らかにせよと、こういう話でございます。ただ、食糧費につきましては、需用費の中の細節ということになっておりまして、私の方の財務会計のシステム上、平成6年度の決算額だけしか把握ができないような仕組みになっておりますので、その6年度の決算見込み額というのは約4,250万円余と、こういうことでございます。これは一般会計でございます。次に、交際費でございますが、平成3年から平成6年まででございますけれども、決算額で平成3年度は2,200万円弱、平成4年度は1,880万円弱、平成5年度は1,700万円弱、平成6年度は1,510万円弱、これは見込みでございますが、そういったところでございます。この接待費の懇談会に支出した経費でございます。今の交際費の内訳でございますけれども、要するに接待費として支出したのは大体30%前後、それ以外は慶弔の関係経費ということになります。

それから、2点目の交際費、食糧費の内訳はどういったところに支出をしたかと、こういうことではありますが、これを金額の割合で申し上げますと、交際費につきましては、国がおよそ28%、県が14%、その他、これは各種団体等でございますが、58%、食糧費は国が21%、県が22%、その他57%、おおむねこういうことでございます。

それから、3番目の食事の接待の単価ということでございますが、これは東京で開催をいたしますと、非常に地元で開催するもの数倍になることもございまして、地元ではそれほどの金額になっておりますが、これもケースバイケースで、その都度秘書課の方で集中管理をして、接待をする相手を見て決めておるところでございます。

それから、接待の効果はどうかということでございますが、こういうのはお互いに意思の疎通をより図りまして理解を深めるということが目的でございますので、これまでも、それがどうしても必要であるというようなときにしか行っておりませんので、そういったところでご理解を賜りたいと思います。

それから、朝日新聞のアンケート報道でございますけれども、新聞に記載された内容は非常に全国的にまとめて掲載をしておりましたので、こちらの回答分がそのまま記載されていないというようなところもございまして、ニュアンスが若干異なっているところがございまして、だれが回答したかというよりも、これは四日市市がしたことでございます。

それから、最後に、官官接待をやめる気があるかどうかと、こういうことでございますが、これにつきましては、昨日の森議員に対してお答えをいたしましたことをご了解を願いたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの老人福祉についてお答えいたします。

ご承知のとおり、本市の高齢化は確実に進んでおり、現在の高齢化率は12.8%に及んでおります。既に老人保健福祉計画にもお示しいたしましたように、この計画の目標年度である平成12年におきましては、高齢化率は15.4%まで達するものと推計されております。この計画では、援護が必要な要援護老人は現在と比較しますと、およそ1.5倍に増大し、寝たきり老

人は在宅と施設を合わせて約2,800人、在宅の徘徊などの問題行動がある重度の痴呆性老人が約400人、虚弱老人が在宅と施設と合わせて約1,400人になるものと見込まれております。このような事態に対しまして、その介護体制を整備することが急務であり、高齢者の方が要介護の状態になられましても、社会全体として高齢の方々の心安らぐ生活を支える福祉のまちづくりを推進していくことが行政の責務であると強く認識しております。このような認識のもと、敬老金から介護対策へと財源配分をスライドさせていくということは、私どもといたしましても、敬老金を心待ちにしておられる77歳の方々の思いますと、大変苦しい決断でありました。そのようなつらい心情ではありましたが、介護対策の充実という観点から、対象者を77歳から3年間の経過措置を経て80歳以上とするとともに、100歳以上を3万円から10万円に増額させていただいたわけでございます。これに伴い、現在におきましても、ホームヘルプサービスや訪問入浴サービス等の介護対策においてサービスの強化充実に向け努力をしているところでございます。

ホームヘルプサービスでは、ホームヘルパーの派遣時間帯を9時から16時であったのを、必要に応じて8時30分から17時までの朝夕の時間延長をし、また必要に応じて土曜日や日曜、祝日の休日対応、複数回や長時間の対応など、介護実態に近づけるべく変更を行っております。

訪問入浴サービスでは、移動入浴車を1台増車し、月3回利用から月4回への利用増を図り、重度の寝たきりの方々に利用していただいております。施設整備におきましては、平成8年度開所に向け、特別養護老人ホーム80床、デイサービスセンター3カ所等、現在新設、増築で着工を進めております。このように、今後におきましても、さらに介護対策の充実に向け積極的に推進してまいりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 佐野光信君。

○佐野光信君 今保健福祉部長、いろいろ言われましたけれども、何一つ私

の質問に明確に答えておられないじゃないですか。結局、財務がドームで毎年10億円出すから、福祉削れと言われて、敬老祝い金を削ったんでしょう。先ほど言いましたように、70歳以上のお年寄り、本当に戦争で苦労して、この四日市を建て直すために努力してみえた、そういったことにまで思いも及ばない人が保健福祉部長で、本当に福祉が進むと思いますか。

ことし77歳になれる方は1,234人です。今76歳の方は1,333人、75歳の人が1,501名、74歳の方が1,532名なんです。3,000円だったら450万円の3、1,300万円か1,400万円あったらできるんじゃないですか。なぜ49年以来、せっかくお年寄りが楽しみにされているこの敬老祝い金を削る理由があるんですか。

市長、あなたにお尋ねいたしましたが、議会に出すときは都合の悪いことは黙っていて、予算が通ったからといって執行する、このやり方に対して、市長、あなたはどう思うんですか。昨年でしたか、あの信州ハムが伊藤ハムに変わるときに、議会にただの一度も説明がなかった。このことを指摘したら、市長は陳謝されましたよ。まさにこの内容のやり方と一緒にじゃないですか。これについて、市長、あなたの議会をなめたやり方に対して、はっきり答弁してください。

それから、官官接待ですけれども、何が最低限必要なのか、仕事に酒を飲んだら、これはだめだというのは、だれでもわかることです。意思疎通を図ると、しかも、交際費でいうと、国が28.5%、県が14%、その他各種団体と、各種団体に飲ませなきゃならないような弱味があるんですか。あるいは食糧費にしたって、国が20%、県が20%、あと残り各種団体、どんな各種団体に飲ませているんですか。そこら辺をきちっと明らかにしなきゃいかんです。外郭団体というでしょうけれども、物すごい変な資料を出して、これが外郭団体ですと言うだけでは、表に出せないような金を使ったらいかんです。みんなこれは市民が納めた貴重な税金なんです。それを軽々しく、公費によって、芸者やコンパニオンを上げて飲み食いを

る。助役は、この間の新聞を読みますと、6月のときに、今後一切芸者を上げるようなことをやらぬ。やってはならないと、こういう通達というのか、庁議で出されたそうですが、どうですか、その後、芸者、コンパニオンを呼んだ飲み食いは一切やっていませんか。市長みずからが、国に対しても、こんな飲み食いによって接待する、こういうことはやめるべきだ、こう要求すべきじゃないでしょうか。そのための市長会でしょう。市長の答弁を求めます。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 市長へのご質問であります。その前に私一つ申し上げるのを抜かしておりましたので、あえて今申し上げます。この交際費、食糧費の使い方については、いろいろご意見のあるところでございますが、その前に、四日市市におけます交際費とか食糧費というのは非常に厳格に行ってきたおると、こういうことは、私は財政部ですとか、東京事務所に勤務をいたしまして、ほかの団体の東京事務所のこういった経費の使い方の様子を見てまして、非常に四日市市というのは厳密にやってきた、こういうことはひとつご理解をいただきたいと思うわけでございます。

ちなみに、一度、交際費あるいは食糧費の総額が一般会計にどれぐらいの割合を占めるかということをお隣の他都市と比較をしていただいたら、その辺のことはよくわかるんじゃないか、そういうふうな思われです。先般も新聞に食糧費の各都市の市民1人当たりの単価が出ておりましたが、これを見ていただきましても四日市市が格段に低かったということをおわかりいただけたのではないかと思います。

しかしながら、そういうことであるから、この交際費、食糧費の執行がルーズになっていいということには決してならないわけで、これの使い方につきましては、先般も申し上げましたように、非常に厳密に行おうと、こういうことで、秘書課での集中管理ということをやっておるわけでござ

います。コンパニオンや芸妓の花代が多いのではないかと、こういうことは、ご指摘をいただきましたから、こういった点についてはできるだけ今後、こういった時世でもございますので、厳格、厳正に取り扱っていかねばならないと思っておりますし、助役の方からも強い指示が出ておまして、こういった点は今後庁内的にも十分引き締めてまいりたい、そういうふうを考えておるわけでございます。

ですから、巷間言われておりますように、非常にルーズな使い方をされておる都市もあるわけでございますが、四日市市がそれと全く同じであると、こういうふうなお考えは、ぜひやめていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 交際費であります。全部やめよというのは、いささか私は少しとっぴ過ぎるんじゃないか、ごく普通な状況で交際費を使うということであれば、私はそんなおかしな接待をする必要はないというふうを考えております。これはやはり、ある程度の人数、あるいはその場所等によりまして、必要な場合もあるかというふうに思います。こういうものを全くやめちまえということになると、やはり日本的な意思の疎通を欠いてしまうということがなきにしもあらずだというふうに思っております。大変そういった意味合いで、やめていいものならやめてしまえますけれども、現状では、私はいささか無理だなというふうに思っております。それがただならぬように、しっかり締めていくには、今のうちのやり方が一番いいと、そう私は考えておるわけであります。

○議長（野崎 洋君） 佐野光信君。

○佐野光信君 あかね、市長、あなたは官官接待で効果があったのかどうかということも答えることはできないんでしょう。そんなものだったら、やめるべきですよ。ぜひそれは今後、国に対しても、省庁は呼ばれる方だから、ただ飲みする方だから、やめるとは言えないでしょう。県も招待し

ておるから、市町村に招待してもらうのは当たり前だと思っている。こういう姿勢が皆さんの中にあつたら、大変恐ろしいですよ。結局、そのことが民間の業者に対する招待にやすやすと応じていく、こういう問題にも結びつくんですよ。だからこそ、官官接待の問題を含めて、飲み食い行政はやめよと、私は申し上げているんです。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 藤岡アンリ君。

○藤岡アンリ君 官官接待の問題で関連質問をいたします。

市長にもう一度お聞きをいたしますけれども、京都で嵯川府政のときに、実際に官官接待は一切やらなかった。しかし、国からの補助金は減ったということは聞いておりません。私は、特に夜、お酒を飲みながら実際にそんなまじめな話ができるのかということ、本当に疑問に思いますし、先ほどから額の多少を言っているらしいんですけども、ルーズな都市ではやるだろう、しかし、四日市は適正にやっている。しかし、適正であるかルーズであるかが問題ではなくて、こういうことをやるかやらないかということが今本当に、全国的な大きな疑問になっているわけなんです。例えば、平成6年の、先ほど食糧費と交際費の決算見込みですか、説明がありましたけれども、食糧費は4,250万円、それから交際費が1,510万円、足して、その中の30%が接待費に使われるということですから、計算しますと、1,728万円なんです。これだけを実際に減らす、そしてもう一つは、やはり市民の税金をそういうところに使わない、こういう毅然とした姿勢というのが、今市民の皆さんが待っているんです。どうぞ市長、もう1回答えてください。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 私がご答弁申し上げましたのは、日本の風習というものがあろうかと思っております。例えば、コンパニオンが大勢入ったという宴会、あるいはこちらが主催をしなきゃならぬ場合だってあり得ると思う

会 議 録

第 4 日

(平成7年9月13日)

んです。広い場所で、大勢の方々に来てもらって、理解をしていただくのが一番早い。例えば、港関係ですと、やはり港の利用者の方々をお呼びをすると、大体100人以上お集まりをいただく。そこで、港のセーリングをやるといことになりますと、後で乾杯をやらなきゃならぬ。そういう場合に、コンパニオンが何人か入ることはやむを得ないと、私はそう思っておるわけでありませう。官官接待であっても、それは同じような状況が、やはり東京と地方との間ではあるということでありませうので、私はそういった意味で、全くなしにしろということは無理じゃないかと、こう思ってお答えをしたということでございます。

○議長(野崎 洋君) 藤岡アンリ君。

○藤岡アンリ君 幾ら必要があろうとも因習であろうとも、悪いことは悪い、こういうふうには私に思いません。そして、昼間、勤務時間、これはもちろんそんな飲み食いしたらいけないことは明らかでありますけれども、それを夜やるということ、しかも、コンパニオンも事によっては必要である。これは6月に既に助役からも一応お話がありましたけれども、コンパニオンは使わないと、こういうふうには申し合わせをしたというのに、今の市長の答弁は、それは何ですか。

それから、いろんな団体にと言っていますけれども、その団体も明らかにされていない。今後は公表していただきたい、そういうふうに思いまして、それを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長(野崎 洋君) 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は明日9月13日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時47分散会

○議 事 日 程 第 4 号

平成 7 年 9 月 13 日 (水) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 88 号ないし議案第 111 号 …………… 質疑・委員会付託

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 谷 茂 生
小 川 政 人
葛 山 久 人
川 口 洋 二
川 村 幸 康
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
笹 岡 秀 太 郎

議 事 係 長 井 上 紀 久 夫
主 事 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○議長（野崎 洋君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 一般質問

○議長（野崎 洋君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

毛利彰男君。

〔毛利彰男君登壇〕

○毛利彰男君 おはようございます。市政クラブの毛利彰男です。1年生議員として初めての登壇です。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、1点目、行政サービス推進のためのマルチメディア化についてお伺いいたします。

情報化社会、それもマルチメディア社会が到来しつつあります。この分野における先進国アメリカでは、全土を光ファイバーで結ぶ情報スーパーハイウエー構想が打ち出され、2000年初頭には政府、企業、研究室、教室、図書館、病院などのネットワーク化が完成すると伺っています。

一方、日本でもNTTが2010年までに光ファイバーによるネットワークを全国の家庭まで敷設し、マルチメディア通信を実現すると明言していま

す。ここ三重県におきましても、北川知事が情報基地化構想を発表され、また、ことし7月には情報マルチメディア推進室が設置されるなど、マルチメディア社会到来の足音が近づいてまいりました。情報のインフォメーションハイウエーをいかに早くつくり、いかに豊かなマルチメディア社会を実現させるかが日本の経済、産業の行方を左右するとまで言われています。マルチメディア社会の到来、それはライフスタイル、ビジネススタイルなどの転換を、また、行政のサービス向上をももたらすなど、社会構造を根底から覆すものであらうとも予想され、その波及性ははかり知れないものであるようです。

しかし、その目指すところは、情報の自由化、平等化であり、市民一人一人の豊かで快適な生活でなければならないと思います。具体的には、日常生活に関するあらゆる情報、身近な情報、サービスが在宅のまま受発信でき、図書館の検索、病院サービス、在宅医療、生涯学習をも含めた遠隔教育、さらにはカタログショッピングなどあらゆる面での適用可能性を持つようです。我々が注目するところの行政サービスへの適用も消防、医療、福祉、水道、図書館あるいは窓口業務、情報公開、意見交換、さらには政治への直接参画など、すべての部門が対象となり、双方向のサービス向上が期待できるようであります。

そこで、お尋ねします。今後の推進についてですが、かつて本市は他市に先駆けてコンピューター導入を実現しているだけに、本件についても同様、時代をリードし、都市間競争に打ちかつための重要なテーマとして設定していただきたいと思います。市民へのよりきめ細かいタイムリーな双方向のサービスを目指し、今から専門職員の養成をも含めた産官学共同体制による十分かつ計画的な研究検討が必要ではないかと考えます。ときあたかも、四日市大学の環境情報学部増設についての予算が計上されていますが、マルチメディア推進のアドバイザーとして、寄与されんことを期待したいと思います。

以上、行政サービス推進のためのマルチメディア化について、その計画などをお伺いいたします。

次に、2点目でございますが、文化行政についてお伺いいたします。

今、文化の時代と言われております。では、なぜ今、文化なのか、その背景について少し考察してみました。戦後50年の節目を迎え、日本は今、あらゆる面で転換期を迎えています。バブル経済前の高度経済成長期においては、地方自治体も市民もその恩恵に浴し、物質的に豊かな生活様式を追求してまいりました。豊かな財源をバックに、いわゆる箱物行政全盛時代を享受してまいりました。しかし、バブル終焉とともに低成長時代を迎え、かつての景気は望むべくもありません。地方自治体においても急速に財源は厳しくなることが予想され、今までのような潤沢な収入を背景とした箱物行政では立ち行かなくなるのは明らかです。と同時に、豊かな生活の意味のとらえ方、価値観の変化を伴い、物質的なゆとり、豊かさから精神的なゆとり、豊かさに行政も市民もともに大きく転換しつつあることを今肌で感じます。市民のこれからの美徳とは何か、物を大切に、心を、人を大切にする、人の心に訴える、訴えられる、そんなものではないでしょうか。言いかえれば、ハードからソフトへ、そんな時代への大きな転換が今始まっていると思います。行政においても、ソフト面における文字どおりの文化的行政、すなわち少ない予算、人的配置で最大の効果を上げ得る人間性あふれるサービスを重視する、そんな時代への転換がテーマであるはずで、市民との新たな接点を文化性という目で模索する時代へまさに突入していることを強く感じています。文化を通じての精神的なゆとり、豊かさの創造、あるいは文化性を通じて、人の心を変えていく、人の心を大切にしていくということは、大変意義深く、市民に夢と希望を与える壮大な事業であると私は思います。そして、それこそがまさに文化行政であると思います。

では、具体的な要望、提案を申し上げます。

まず、文化振興について。市民は具体的にどんな文化を望んでいるのでしょうか。私は自分の乏しい経験からですが、やはり地域密着型、そして参加型の文化を望んでいると感じています。さらには、メディアを通さない、生の文化、人間的な温かさのある文化をも望んでいると思います。立派な箱物をつくって、中央から著名人を招く中央依存文化、見せてやろう文化はバブルとともに過去のものになりつつあります。市民は地元の文化、地元の文化人を大切に、地元の人のために活動する積極的な文化を待ち望んでいます。それにこたえられるだけの文化人、文化グループは四日市にたくさんあると思います。しかし、文化発信側の文化グループなどからは発表の場、活動の場が少ないという声を実によくお聞きします。意欲が十分あるにもかかわらずです。ここが私は問題だと思っています。四日市の文化のウイークポイントです。文化の発信と受信とがうまくかみ合っていないようです。情報の接点がないからだと思っています。私はこのところを行政にお骨折りいただきたいと思っています。文化発信側の活動希望の登録や受け手の希望、問い合わせができる、いわば文化のハローワーク的な窓口、システムをつくっていただいて、活動発表の場をセットしていただけたら、本当にありがたいと思います。文化振興における場所づくりのコーディネーター役を行政にお願いしたいと思っています。

それから、文化活動に人手、機材はつきものです。文化活動を支援してくださるボランティアがいれば、より内容の濃い活動が可能となります。そこで、文化ボランティアのネットワークづくり、機材の貸し出しシステムづくりについてもご検討いただきたいと思っています。

また、学校5日制が定着しつつありますが、この休日を利用して地域のさまざまな知識や体験を持つ方を講師にして、子供たちに伝統芸能の継承活動や文化教室、体験教室、自然教室などを開催していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

地域文化振興こそ四日市の文化レベル向上のキーワードです。行政の積

極的なご支援を期待してやみません。ご所見を伺います。

続いて、文化財保護、特に埋蔵文化財に絞ってお伺いいたします。

最近、県内の幾つかの埋蔵文化財に関する施設、発掘現場を見学する機会を得ました。発掘調査研究に携わる職員の方々の苦勞、情熱に触れ、また、実際に発掘現場で2000年の眠りから覚めたばかりの土器を手にした感動を通じて、やはり埋蔵文化財は未来に伝えたい郷土の大切な財産であるとの認識を持った次第です。ここ四日市におきましても、昭和35年の岡山古窯跡の発掘以来、出土品は膨大な量となっています。これら出土品の復元整理作業及び保管は現在、旧三重県理科教育センターを活用し、進められていますが、本建物は老朽化が著しく、毎年改修工事を実施しているような状況です。加えて、膨大な資料の保管状況はほぼ満杯状態で、考古資料の納められた整理箱がうず高く積み、市民の目に触れることなく、このままそれこそ埋蔵、死蔵されていくであろう現状には心が痛みました。発掘調査研究は単に過去を趣味的に回顧することではないはずで、人類の文化を知り、歴史を知ることが悠久の時間の流れの中で、今を知り、おのれを知り、未来を問うものでなければならないと思います。したがって、一部の研究者のためだけのものでなく、広く市民に還元されるべきものであることを忘れてはならないと思います。

さらに、数年後には四日市における埋蔵文化財の宝庫と予想される地域におきまして、東海環状自動車道、第2名神高速道、伊勢湾岸道路、北勢バイパス等の建設計画に伴う大規模な発掘調査が予定されているとお聞きしています。

そこで、これら発掘調査を円滑に推進し、考古資料の復元整理と保管並びに展示公開をも一元化できる埋蔵文化財センターの必要性を感じますが、いかがお考えでしょうか。また、これに伴う専門職員の増員、高度保存処理技術の習得など、計画的な対応も必要かと思えます。

さらに、市民還元の方法についても、例えば、体験発掘、巡回歴史講演

会、歴史的名所探訪、展示場所の検討など、一工夫お願いしたいと思えます。ご所見をお伺いいたします。

最後になりますが、行政の文化化推進についてお尋ねします。

行政の文化化とは、すべての行政施策を文化性を接点として、個性的で豊かな人にやさしいまちづくりあるいは市民へのサービスを行おうということだと思えます。ここでいう文化性とは、やすらぎ、ゆとり、思いやりなどの人間性、さらに地域性、創造性、美観性を指すことは申すまでもありません。本市におきましても、積極的に推進されており、ハード、ソフト両面に実践され、まことに喜ばしい限りであります。しかし、一般市民にとってはなじみの薄い言葉でもあり、実践例も余り知られていないようです。PR不足を感じます。

そこで、お伺いいたします。本市独自の実践例があればご紹介ください。さらには、今後どんな施策に取り組みられる予定でしょうか。また、今後の推進においては市民へのPRを積極的にし、アイデアを広く求めていただきたいと思えます。例えば、人にやさしい行政、こんなことをしてほしいコンテストなど、いかがでしょうか。当然、職員からも提案制度などで取り上げる姿勢を期待いたします。

文化化の推進はまだまだ緒についたばかり、行政自体の体質改善、体質革新を伴う行動実践であることをご認識いただき、今後も大胆かつ迅速に推進し、市民サービスの向上をお願いしたいと思います。

以上について、理事者のご所見をお伺いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず第1点の行政サービスのマルチメディア化につきまして、ご説明申し上げます。

マルチメディアにつきましては、近年いろいろなメディアを融合いたし

まして、複数の機能と付加価値を持った新しいメディアであるとして注目を浴びているところでございます。昨年5月には、郵政省の電気通信審議会により「21世紀の知的社会への改革に向けて」と題する答申で、特に全国への光ファイバー網の整備でありますとか、利用ソフトの開発、導入に関する提言があったところでございます。

ご指摘のように、マルチメディア社会の到来はライフスタイルに大きな変革をもたらす、そのように考えられておりまして、マルチメディア市場の規模も123兆円、こういうことになっておりまして、産業革命に匹敵するインパクトを与える可能性がある、そういう予測がされておるところでございます。そして、その波及効果も非常にはかり知れないと言われておりまして、特に高齢化社会に対応していく上でも高度な情報通信基盤の整備が求められているところでございます。

本市におきましても、昭和47年2月にコンピューターを導入いたしまして以来、行政の情報化に積極的に取り組みまして、まず税、給与計算等の大量定型事務や住民記録を中心とする窓口事務の電算化を行いまして、昭和50年代はバッチ処理といいます一括処理でございますけれども、これにより適用業務の拡大を図ってまいったところでございます。次いで、昭和60年代に入りますと、昭和61年の3月には郵政省からテレピアモデル都市の指定を受けたのを契機に、住民情報ですとか、財務会計オンラインシステムなどを構築いたしました。総合行政情報システムの基盤づくりを行ってまいりました。そして、地域の情報化に対応し、直接的な市民への情報提供手段としてニューメディア機器を活用したキャブテンシステムやケーブルテレビジョンの普及促進などに新たな取り組みを行ってまいったところでございます。そうした中で近ごろのマルチメディアの台頭となっているわけでございますが、今日、情報処理技術、電気通信技術の飛躍的な進歩を背景にいたしまして、マルチメディアを念頭に置きました地域情報化施策の推進というのは、これからの都市づくりの中で重要性

が非常に増してきている、こういうことは十分に認識しておりまして、今後行政に求められる大きな課題となっているというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、このような状況に対応いたすために、本年度から企画調整課、情報管理課、そういったところを中心となりまして、行政地域情報化に関する調査研究を開始したところでございまして、庁内での関係各課の検討ですとか、郵政省を初めとする関係各機関からの情報収集ですとか、意見交換等を行ってございまして、こうした中で双方向性ですとか、ネットワーク化というマルチメディアの特性を生かした行政サービスのあり方、あるいは地域情報化に関する基本的な方向づけ、こういったことを今後進めてまいりたいと考えておるところでございます。特に、地域の情報化に当たりましては、情報化に関する三つの第三セクターを四日市市は持っておりまして、北勢インフォメーションサービス、それからCTY、三重北勢ソフトウエアセンター、こういったところを有機的に活用いたしまして、市民が直接自由に情報の受発信ができる、そういうふうな方策を具体的に検討してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

それから、文化行政の中の行政の文化化というところでございまして、お話がありましたように、物の豊かさに合わせまして、心の豊かさを我々が求めるようになってまいりましたが、それとあわせまして、もっと身近な例といたしまして、地方自治ですとか、地域の個性の大切さということが非常に強く再認識されてきておるわけでございますが、同時に、行政のあり方も文化的な視点で見直す必要がますます大切になってきておるところでございます。

本市の文化行政の本格的な取り組みと申しますのは、昭和59年4月に文化行政推進プロジェクトチームというのを設置したことに始まりまして、翌60年には文化行政推進会議というものにこれを改組いたしました。各課に文化主任を配置したり、職員の意識改革に重点を置いた研修ですとか啓

発冊子の発行等に取り組んでまいったところでございます。また、平成元年度の新基本構想のスタートとともに、文化のまちづくり、こういうタイトルを設けまして、これを総合的かつ体系的に推進していくために、四日市市文化行政基本指針というものを策定いたしまして、より一層の意識向上を図ってまいっております。

さらに、こうした文化行政の推進とともに、私ども行政に携わる者自身が文化意識を強く持って、さらにその高揚を図る、こういうことが肝要でございまして、各課におきましては、こうした指針をもとにいたしまして、行政の文化化推進事業計画を年度ごとに策定しておるところでございますが、全庁的に身近なところから文化的な視点で業務を見直して、ハード面あるいはソフト面双方から文化化事業の推進を積極的に努めてきたところでございます。特にハード面につきましては、いろいろ目に触れるところもございまして、ご承知おきのところがあるかと思いますが、ソフト面につきましては、例示的には消防音楽隊によります行政のPRでございまして、それから、本市出身のアーティストによりますクラシックですとかジャズ、シャンソン等のコンサートの開催を図書館で行った、「リフレッシュコンサート」という名前で行っておりますが、こういうことをやっております。あるいは小牧の市民会館等では、地元のバンドによります人権啓発コンサート、こういうようなものも行ってございまして、ソフト面ではなかなか市民に知られていないという先ほどご指摘もございましたが、ソフト面でもそういったような地域の文化化事業というものをそれぞれ進めているところでございます。

行政の文化化の基本は、まず構成員となっております私ども職員の意識が絶えず人間的であろうとする志向性を持つことに置かれておると、こういうふうに言われておるわけでございますが、まさに行政そのものの文化性を高めることが何よりも必要と考えられております。こういう考え方に基きまして、文化意識の向上、さらにその土壌づくりをますます充実を

させまして、実効性をさらに高めていくために、これからも職員向けの勉強会でありますとか、あるいは講演会、啓発冊子の発行等、継続的に行ってまいりたいと考えております。

特に、先ほどご指摘がありました、行政そのものの文化化というのがなかなか知られていないと、こういうご指摘がございましたが、こういったことにつきましては、ご指摘のような状況がやはりあるというふう認識をしておりますので、今後とも積極的に市の職員にはもちろんでございまして、市民向けにも十分なPRを図っていきたく思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま議員から文化行政にかかわります種々のご提言をいただきましてありがとうございます。

まず、第1点目の文化振興についてでございますが、現在文化課におきましては、地域におきます文化芸術鑑賞事業に対しまして助成を行ったり、あるいは文化団体による手づくりのふるさと音楽会を実施したり、郷土の文化再発見の機会づくりにも努力しておるところでございます。また、四日市文化振興財団におきましては、市民みずからの手づくりで上演されます市民オペラ上演への援助を初め、創造的な事業を含めた自主事業を提供しているほかに、各地区市民センターにおきましては、地域の人材を活用いたしました事業も実施しているところでございます。こうした機会を通じまして、文化団体あるいは人材、活動状況等の情報の収集に努めているところでございますが、文化グループであるとか、あるいは市民の文化ニーズにつきましては、極めて重層的であり、また流動的な面がございまして、なかなかその実態の把握はしにくい実情もございまして、ご提言の趣旨は、市民文化の一層の振興には大切なことであると考えますので、今後各地区市民センターあるいは四日市文化振興財団あるいは四日

市文化協会等の関係団体と連携を図る中で、ご提言の趣旨の可能性についても鋭意研究を進めてまいりたいと存じているところでございます。

また、文化活動を支援するボランティアの養成組織化に関する件につきましても、確かに文化活動を円滑に、またより効果ある演出のためには、それを支えるボランティアの方々の適切な行動を得られる組織があれば、まことに結構なことだと存じております。ただ、一口に文化グループと申しましても、現実にはグループそのものの持つ性格であるとか、あるいは芸術、技能の程度であるとか、さらには人間関係等々も含めまして、種々難しい問題もあろうかと存じます。また、要求されておるボランティアの内容等、微妙な調整も必要となってくるものと考えますし、ただ単に人数をそろえたらいいという、そういう需給関係だけではまずい点多々あると考えますので、今後生涯学習センター機能の一つとして、考えまして、文化グループや、そういった支援団体の調査研究あるいは整理といったような、そういう作業もご提言の趣旨を踏まえながら研究をしてまいりたいと存じます。

次に、学校5日制の休日の活用に関する件でございますが、学校5日制はご存じのように、平成4年9月から開始をされまして、現在月2回実施となったのでございまして、一応安定した状況のもとで推移をしておると思っております。本来、学校5日制の休日の活用につきましては、児童、生徒自身が計画を立て、あるいは家族との話し合いを進める中での家族計画等を中心として、それぞれが有効な過ごし方ができるよう現在も児童、生徒には機会をとらえ指導をしているところでもありますし、また、保護者会等を通じて、理解を求めているところでもございます。しかし、一方そうした休日利用をさらに有効にする方法として、地域の子供会であるとか、あるいは少年スポーツ団、あるいはPTA、自治会等々の協力を得る中で、ただいまご発言のありました高齢者や、あるいは地域文化人、さらには有識者とか技術を持っておる方々等を講師とかあるいは指導者として

迎えての催し物であるとか、あるいは体験学習等の開催について、現在も各地区ごとに随時開かれているところでございますが、今後より一層の充実を図ってまいりたいと存じますし、また、そういった人材登録制の採用とあわせて、登録制といえますか、そういった問題につきましても、現在一部では実施を始めておりますが、さらに充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、3点目の埋蔵文化財に関する点でございますが、まず1点目の埋蔵文化財センターの建設についてでございますが、現在、発掘担当者は本庁舎、それから文化財整理作業所、それと発掘現場という3カ所で仕事をしていますのでございます。そのために、時間的なロスとか、あるいは仕事の連続性の面で確かに問題があろうかと存じております。現在の文化財整理作業所は出土遺物の展示スペースもございませんし、また、地理的な条件も余り恵まれていないということもございまして、復元された遺物を市民に十分公開することが困難な状況にございます。このようなことから、将来的には、ただいま申した地理的条件も視野に入れながら、整理作業所と展示が同一施設で行えるような、そういう埋蔵文化財センターの建設についても検討をしてまいりたいと考えております。

2点目の発掘作業員についてでございますが、この調査員につきましては、今後とも年度ごとの仕事量を勘案いたしまして計画を今立ててございます。特に北勢バイパスを初めとした、いわゆる幹線道路の作業とともに、発掘作業量も膨大になってくることが予想されております。そういった作業量を現在、計算いたしまして、それに見合う人員配置については、計画を立て、年度を追って充実してまいりたいというふうに思っております。さらに、調査員の採用に当たりましては、専門的な知識とか技術を身につけていただくために、採用後もそういった専門的な研修等につきましては、受講できる機会を与えるなどして、この人たちの技術の習得向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の埋蔵文化財の普及とかあるいは公開についてでございますが、現在も資料価値の高い一部のものにつきましては、市立博物館において展示を行っているところでございます。また、発掘作業が終了した遺跡の中で、価値の高いものについては、いわゆる現場説明会というものを催しておるわけでございまして、現在も関心のある多くの市民がこの説明会には参加をしていただき、深い関心を示しておっていただくところでございます。文化財の整理作業所の問題でございますが、現在ここは整理をし復元あるいは保管を中心としておりますので、先ほど言いました条件もございまして、現在は展示公開の場となっていないのが現状でございますが、ただ、専用の展示スペースがないからできないということではなく、いろんな機会とか場所も考えながら、特に博物館の1階のロビーもございまして、あそこの有効な利用ということも十分視野に入れながら、今後そういった展示方法についても研究をし、実施をしてまいりたいと存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 毛利彰男君。

○毛利彰男君 ご答弁ありがとうございました。私の指摘させていただいた、あるいは要望させていただいた、ほぼ全面にわたりましてご認識いただきまして、本当にうれしく思っています。少し反省と、また要望とございますか、お話しさせていただきたいと思います。

まず、マルチメディアの推進でございますが、これはお金も時間も人も随分かかるということです。そういうプロジェクトを組んでいただくというお話をいただきまして、本当にうれしく思っています。バラ色の将来とございますか、それもお話ししていただきまして、こういう形になっていきますと、職員の配置とございますか、そういうことも少し考えていかなければならないんじゃないかというふうに思います。例えば、窓口業務で今、印鑑証明とか、ああいうのがすべて在宅でできるということになりますと、窓口に見える職員の方が要らなくなります。さらに、いろんな仕事がこな

されていきますと、市役所には大型のコンピューターと市長1人だけということになって困りますので、要員の配置についても、また長期的に考えていただきたいと思います。

それと、このマルチメディア化の推進において、一つだけお願いしたいことがございます。これは、高齢者あるいは障害者への配慮をいただきたいということです。こういう社会が到来しても、端末機が使えなければ、何の機能も果たさないわけです。したがって、そういう意味での設計思想を十分取り入れて推進していただきたいというふうに思っています。

それから、2点目の文化振興の方ですが、これも随分温かいお答えをいただきまして、うれしく思っていますが、まず、文化振興の方では、そういう窓口のシステム、これを急いでつくっていただきたいということをお話ししたんですが、时期的なもの、あるいは資本についてのお話が少しございませんでしたが、それと、生涯教育センターの建設に合わせたいという話も伺ったわけでありまして。やはり今、そういうシステムとか窓口が欲しいということをご理解いただきまして、例えば、文化課とか、地区市民センターに行けば、文化団体あるいは文化人の登録がしてあって、すぐに問い合わせなんかができるような形で、ぜひ人材登録について早めていただきたいというふうに思っております。

また、今キャブテンシステムというのがありますので、そういうものに登録を入れれば、身近にそういう接点がドッキングができるんじゃないかというふうに思っています。この辺の検討もひとつお願いしたいと思います。

それと、学校5日制のところですが、これは最近の新聞ですけれども、文部省の方から補助制度ができるというのが載っておりました。文部省は来年度から地域の大人が先生となり、学校などの施設で子供たちを相手に実施するさまざまな休日の体験活動に対して補助金を出すことを決めたということになっています。概算要求に約3億5,000万円盛り込む方針、こ

これらの計画そのものは47都道府県教育委員会内に新設する企画委員会で市町村教委や学校などと相談しながら具体的な実施計画を策定すると、これに対して文部省が都道府県を通じて補助することになるということで、補助制度も来年からできるということでございますので、積極的な実施をお願いしたいと思います。

それから、埋蔵文化財の方ですが、センター建設についてもご配慮いただくということで、大変うれしく思っています。できますれば、歴史ゾーンといいますか、水、緑のある、そういう地域に体験発掘もできて、そして縄文時代の生活も体験できて、そういう土器も焼けて、そして縄文の食べ物も、ドングリの粉のやつですか、そういうものが食べれるというような、いわゆる自然あふれる歴史体験ゾーン、そういうものをつくっていただくとうれしいなと思っています。

それから、展示のことで、博物館のロビー等、今ご提案いただきましたが、本当にそういう方向で、さらには総合会館のロビーとか、そういう身近なところでいつでもできると思いますので、月がわりといいますか、月ごとにテーマを定めていただきまして、そして、そういう展示をやっていたらありがたいなと思っています。

それと、埋蔵文化財に関するところで一つ、発掘に要する経費の負担についてですけれども、遺跡は国民の共有財産であるわけですが、公共用地、公共道以外はすべて原因者負担ということになっております。この制度は地域開発の足かせとなる場合もありまして、何らかの補助制度があればいいというふうに思っております。しかし、これは市の問題だけじゃなしに、県そして国との関係もあると伺っておりますので、今後の課題としてご検討いただきたいなと思っています。

それから、文化化の方ですが、大変心強く感じまして、本当にありがたいと思っています。今後も精力的に取り組んでいただきたいというふうに思っています。ソフト面でも、消防音楽隊とか、アーティストのジャズコン

サートとか、小牧の人権啓発活動とかいうことで、随分取り組んでおられる姿勢を感じまして、うれしく思っています。三角屋根をつけたから文化化だということではなしに、やはり今さっきおっしゃったように、私も主張しましたように、ハードからソフトという意味で、お金をかけずに知恵で人のために優しくしていくと、そういう観点でぜひ今後とも推進いただきたいと思っています。

それから、文化課の文化分掌についてもご提言申し上げます。先ほど申し上げましたように、文化行政というものの重要性につきましては、皆さんご認識いただいていると思いますけれども、組織がどうあるべきか考え直さなければならない時期にあるんじゃないかと思っています。で、ご提案ですけれども、市長部局への移行といいますか、こういう方面についてもご検討をいただきたいというふうに思っています。

最後になりますが、四日市の文化を考える上において、よく皆さんからは四日市は文化不毛の地じゃないかと言われるんですけども、私は決してそうは思いません。私は文化不毛じゃなしに、意識不毛だと思います。四日市は歴史的に文化あふれる地域でありまして、新しい文化もたくさん育っていると思います。そして、今回の質問を通じて感じたことですが、文化をめぐる討論は、その性質上、庁内でも世代間あるいは専門間の感覚のずれが非常に大きいことも知りました。しかし、討論によって、相互理解を生み出すということも知ったつもりです。行政と市民間におきましても、カウンターのあちらとこちらで無機的に行われるということではなしに、市民と職員が同じ方向で隣同士の肌のぬくもり合いを感じながら、ともに勉強していくことが本当に大切だということを感じたつもりです。

本日の質問を契機に、私も今後とも精いっぱい勉強していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時45分休憩

午前10時58分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中森慎二君。

〔中森慎二君登壇〕

○中森慎二君 おはようございます。市政クラブの中森でございます。2期目の当選をさせていただきまして、初めての登壇ということになりました。心機一転頑張っておりますので、ご答弁の方もよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、4点ほど順次質問をさせていただきたいと思っております。今回の質問につきましては、私どもの身近な問題を中心に3点ほど、そして最近の社会情勢に関するところ1点ということで、質問させていただきます。よろしく願いしたいと思います。

まず1点目、交差点における道路照明設備について質問をさせていただきます。

車社会の現在、毎日全国のどこかでとうとい人命が交通事故により奪われています。私の身近でも、ことしの3月、私の友人の1人が大変痛ましい交通事故に遭遇をして、残念ながら死亡することになりました。事故の内容は、午後8時ごろ、市内の通称柳通りの信号のある交差点で横断歩道を横断中に、信号無視と思われる車にはねられ、脳挫傷により翌日の未明に亡くなりました。30歳という大変若い命が、これからというときにピリオドを打たなくてはならなかったわけでありまして。交通事故はさまざまな条件が重なり発生するものだと言われています。もちろん、第1にはドライバーのモラルであり、運転技術であると考えられるわけですが、一方、道路の構造であったり、各種安全施設の整備により、事故を未然に防ぎ、

あるいはまた、最小限の被害にとどめるなどのハード面の整備が重要であることは、私が今さら申し上げるまでもないと思っています。

私は今回の交通事故を通じて、夜間の交差点事故ということで、短絡的な考え方になるかもしれませんが、こんなことも考えてみたりしました。それは、交差点がもう少し明るくて、車から被害者の発見がもう少し早ければ、もっと軽傷で済んだのではないかと、あるいはその事故自身が未然に防ぐことができたのではないかと、希望的観測も含めての話でありますけれども、ふだん何げなく通過しています交差点の道路照明というものについて、改めて考えてみる機会を得ることができました。つまり、交差点の安全を確保するための道路照明の設置基準は、何によりどのように定められ、国道、県道、市道で求められる照度、明るさですけれども、これに違いがあるのだろうか。そして、四日市の市内において、それらの現状はどうなっているのかということでもあります。

道路照明施設の設置基準をいろいろと調べてみましたが、道路法の第30条に基づく道路構造令第31条において定められているようでありまして。技術的な基準としては、道路照明施設設置基準、建設省の方から出ている基準でありますけれども、それによって実際の設置がなされています。この基準によりますと、国道、県道、市道としての区分はなく、大きくは高速自動車国道、そしてそれ以外の一般国道等というふうに二つに大きく大別をされています。道路照明の手法としては、大きく三つの手法があります。連続して照明灯を設置する連続照明と、交差点、横断歩道など、局部的に照明灯を設置する局部照明、及びトンネル内に設置をしますトンネル照明に分類をされています。この中で、交差点に関する局部照明の設置基準は、一般国道等、つまり高速自動車道以外においては、信号機の設置された交差点または横断歩道あるいは夜間の交通上特に危険な場所において、原則として道路照明施設を設置するものとする明記されています。信号機の設置されていない交差点または横断歩道については、必要に応じ、道路照

明施設を設置するものとするということになっています。つまり、信号機のある交差点、横断歩道には、原則として道路照明をつけなさい、そして、信号機のない交差点、横断歩道には、必要があればつけなさい、こういったルールになっているのが現状であります。

それでは、次に、それらに求められる明るさの基準についてであります。道路の分類と道路の沿道の外部条件、つまり町並みが続いている、あるいは田園地帯である、こういったような外部の条件により、多少異なりますけれども、路面上の1㎡当たりの平均輝き度、少し専門的な単位になりますが、1.0から0.5カンデラとなっています。ルクスに換算をしますと、15ルクスから7.5ルクスぐらいというふうに言われています。

そこで、お尋ねをいたしますが、本市において、この道路照明施設設置基準に定めている信号機の設置された交差点、または横断歩道において、照明設備の設置状況はどのようになっているのでしょうか。また、必要とされている照度は確保されているのでしょうか、お答えください。

そして、必要とされる照明設備の設置状況が仮に不十分だとしたら、それらの今後の対応についてお考えをお示しいただきたいと思っております。

次に、2点目として、防犯街灯の補助基準の見直しについてお尋ねをいたします。

防犯街灯は、皆様ご存じのとおり、夜間の犯罪の発生を防止して公共の安全に資するため各自治会みずからの負担において設置されています。そして、この設置費用の一部に対して、現在補助がなされており、補助限度額は設置費用の半額とし、1灯当たり1万4,000円が限度となっています。現在、市内の防犯街灯の設置総数は1万9,500灯余りであり、毎年の新設件数は1,000件程度となっていると伺っています。今回、私がこの問題を質問させていただく背景には、先ほど質問いたしました交差点における道路照明施設との関連性を強く感じ、質問に至ったわけであります。どうということかというふうに申しますと、この防犯街灯の補助基準が定められた

時代、昭和30年の前半だというふうにお伺いをいたしました。現在のよ様な車社会ではなく、あくまで暗い夜道を少なくして、犯罪の発生を未然に防ぐことであつたと思っています。しかし、私たちの生活道路にまで車が走る現在、防犯街灯の使命も、犯罪の発生を未然に防ぐだけのことから、歩行者や自転車などを交通事故から守る機能へと大きくシフトしているのではないのでしょうか。つまり、生活道路の交差点付近に設置されている防犯街灯は、交通安全上の道路照明としての機能が大変大きく、設置費用に対しての補助制度のあり方も見直す時期ではないかと考えるわけでありませう。

そこで、各自治会から申請をされている防犯街灯への補助請求に対して、交差点付近など、交通安全上必要と認められる箇所への設置に対しては、自治会負担をなくし、全額公費にて設置してはと考えるわけですが、ご所見をお聞かせください。

次に、3点目として、歩行者横断用信号設備についてお尋ねいたします。

車社会の到来とともに、信号を設置した交差点は年々増加をし、現在市内には370カ所余りの信号機つき交差点があるとお聞きいたしておりますが、市内の信号機つき交差点を見ても、車両用の信号機はあっても、歩行者用信号設備がない交差点を数多く見かけます。特に三滝通りや柳通り、あるいは西浦通りのような道路幅が広く、歩道も確保されている道路と、道路幅員が狭い道路とが交差する交差点において、道路幅員が狭い道路側に歩行者用信号機が未設置の箇所が多く見られるわけですが、それらの箇所において、危険な箇所がたくさんあるのではと考えるわけがあります。私の通勤途上においても、そのような交差点があり、もう少しで自転車と接触しそうなこともありました。道路幅が広く歩道も確保されている道路の場合、歩道上を自転車が走行するケースが多く、その自転車は対面する歩行者用信号機のみを判断基準として走行する場合があります、そこに信号機が設置されていない場合、車両用の信号機が赤であつて

も、そのまま直進してくることがあります。また、特に危険な条件としては、本線の信号機の変わる直前あるいは直後というところではないかと思えます。このように歩行者用信号機の未設置交差点には、事故に至らないまでも、多くの危険が隠されているのではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、これらの信号設備にはある一定の基準に基づき、設置の有無を決定していることと思えますが、どのような判断基準となっているのか、お尋ねいたします。

次に、四日市市内において、歩行者用信号の未整備交差点は何カ所ほどあり、それらの交差点のうち危険度の高い箇所の解消についてはどのようなお考えで公安委員会等へ働きかけているのか、お教えてください。

次に、最後4点目として、銃・テロ社会における救急体制についてお尋ねをいたします。

昨年からことしにかけて、小銃、つまり銃を使用した凶悪、悲惨な事件により、一般の市民が犠牲となったり、サリンガスなどによる無差別殺人など従来では考えることができなかった事件が私たちの身近なところで次々と発生している現状がありました。昨年1年間の全国の銃の押収量は1,747丁で、ことしは6月までで既に昨年の同期より133丁多い931丁を押収していると言われてます。その中で特筆すべき点は、暴力団関係者以外からの押収が全体の4分の1を占めていると言われてます。つまり、従来特定の人を持っていると言われていたものが、ある意味では隣の人も持っている可能性が出てきたということではないかと思えます。

ことしの7月、東京都八王子市のスーパーにおいて、アルバイトの女子高校生2人を含む3名の射殺事件がありました。この事件は、皆さん方も記憶に新しいことと思えます。無抵抗に近い女性に至近距離から発射する手口から、その残虐非道さは過去に例を見ないものと、多くの市民の方を震え上がらせた事件であったと思えます。このように一般市民が犠牲者となった事件が相次ぎ、先月3日には、札幌市のホテルでの宿泊客が隣の部

屋から発射された短銃により、足を負傷した事件も発生し、幸い命に別状はなかったものの、私たちの生活のすぐ隣には実態のつかみ切れていない銃社会がすぐそこまで来ているのではないかと考えるのは、私一人ではないと思えます。

このように銃による事件が多発する中、昨年の11月、千葉県松戸市において、女子学生がアルバイト先のファミリーレストランで強盗に銃撃をされ、2週間後死亡した事件がありました。この事件の特筆すべき事柄は、アルバイトの女子学生が銃によって撃たれたということだけではなく、事件直後、彼女を病院に搬送した同市消防局の救急隊員の搬送処置にあります。どういうことかといいますと、現場に駆けつけた救急隊員は、当初、負傷した彼女の傷が擦過傷、つまりすり傷のように見え、意識もあり、出血も少なかったことから、銃で撃たれたとは知らずに、症状から判断をして、とりあえず二次救急の病院へ搬送いたしました。しかし、診察の結果は頭に銃弾があり、手に負えないということで、三次救急の市立病院へ再び搬送し、到着したのは事件発生から1時間40分後だったということがあります。もちろん頭に銃弾が入っている状態からして、この処置の遅れのため、彼女が死に至ったとは考えにくいとのことでありますが、緊急を要する搬送において、結果だけを見れば、決して好ましい状態ではなかったと思えます。しかし、この場合、単純に救急隊員の処置を責めることができるでしょうか。銃によるけがであるとの判断ができなかった、銃によるけがの経験がない人が傷を見て、弾が当たった傷かどうか判断ができない、このことから発生した事象だと私は思います。今回の事例はごくまれなケースとして判断し、片づけてしまうのも一つかもしれません。しかし、今後この四日市においても、いつこのような事件が発生してもおかしくない現状において、このことは貴重な警鐘として、救急隊員の方々に受けとめていただきたいと思い、質問に取り上げさせていただきました。多種多様化する救急業務を担って見える救急隊員の皆さんにとって、また、新た

な対応が迫られていることを認識し、適切な対処をするため、その種の教育も必要ではないかと考えますが、消防長の立場として、このことをどのように受けとめ、今後の救急行政にどのように反映すべきとお考えかをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 第1点目の交差点における道路照明についてお答えを申し上げます。

道路照明施設につきましては、道路照明施設設置基準に基づきまして、原則的には信号機のある交差点または横断歩道、長大な橋梁、夜間交通上特に危険な箇所、また交差点、橋梁、踏切、道路の線形が急激に変化する場所、あるいは駅前等大規模な公共施設に接続する道路には必要に応じて照明施設を設置するものと、こういう定義がなされておるところでございます。私ども市といたしましては、この基準に基づきまして、交通量の多い信号交差点や交通事故の多発交差点を重点として、現在鋭意照明灯の設置に努めておるところでございます。

現在、公安委員会が決めました横断歩道でございますが、ちょうど路面に白い線で書いてある箇所でございますが、市内には1,178カ所、1交差点に二つあるところも四つあるところもございますので、それを入れまして一つで1カ所ということですので、1交差点に四つあれば4という計算になるわけでございますが、そういうことで、市内には1,178カ所、横断歩道の設置がなされておるところでございますが、我々としましては、その大部分につきましては、照明灯は設置しているというふうに認識しておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、照度という面につきましては、その設置状況につきましては、正直言って、明確に把握していないというのが現状でございます。

また、照度につきましては、前にも申しましたように、設置基準の中では400ワットの水銀灯を基本として、主要幹線道路には大体1から0.5カンデラといひまして、ルクスで7.5ルクスでございますが、そういうふうな7.5ルクス以上に定めているということで、それに基づいてつけておるわけでございます。おおむね道路照明は、車道の場合は8mのポールでおおむね水平で15mぐらいのところを7.5ルクスと、こういう状況でございます。そういうことでつけておるわけでございますが、そのつけた場所によりましては、周辺の住環境や農作物の被害等、沿道の土地利用に配慮して設置をしておると、こういうことでございます。しかしながら、照度につきましては、設置後、街路樹が生い茂っているとか、また周辺の状況変化により部分的に言われました7.5ルクスの基準にそぐわない点も 確かに見受けられるのではなからうかと、このように認識しておるわけでございます。したがって、私どもといたしましては、今後は市内の交差点の交通状況や照明灯の再点検をいたしまして、車両や歩行者の多いところから順次照明施設の整備を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） 2点目と3点目のご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、1点目の防犯街灯設置の補助制度の見直しにつきまして、ご答弁申し上げます。

防犯街灯は、先ほどのご質問にありましたように、夜間における犯罪の発生を防止し、公共の安全に資することを目的に自治会の負担で設置されておるわけございまして、交通安全上の目的で市が設置しております道路照明とは性格が異なっております。交差点におきます道路照明につきましては、先ほど建設部長の方から答弁がありましたように、周辺の住環境

等を考慮しながら、交通安全上必要なところに市において設置し、市が維持管理を行っているものでございます。防犯街灯につきましては、議員ご指摘のとおり、住民の自主的な防犯活動の一環として、自治会で設置していただいております。市はその設置経費の2分の1を補助するとともに、年間電灯量の75%を補助しておりますが、ご質問の設置の補助率につきましては、その目的から設置場所を特定することなく、必要に応じて設置されるものでございまして、場所によって補助率に差をつけるということは、防犯街灯という性格上難しいかと考えております。交差点の照明につきましては、今後とも住民の皆さんのご要望をお聞きしながら、できる限り道路照明として設置できるよう建設部と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

2点目の歩行者用横断信号設備についてでございます。

信号機の設置につきましては、ご承知のとおり、公安委員会の権限でございますが、平成7年3月31日現在で、市内には368カ所の信号交差点がございます。信号機数でございますが、1交差点で四つついておったり、三つついておったりするものを全部含めまして、2,079基となっています。そのうち歩行者用信号機は1,040基設置されております。信号機の整備状況は、住民、関係行政機関からの意見、要望を参考にしながら、その場における道路の幅員とか車線数、交差点の間隔等、道路構造の問題、それから交通の流れ、交通の量、いわゆる交通環境の問題、それから人家等の密集状況、学校、公共施設、娯楽施設等、沿道環境の問題、それに交通事故の発生状況等を現地調査し、交通事故の多発箇所、道路の新設あるいは改良、各種の開発事業及び大規模施設の建設等に伴う交通量の増加が予想される箇所、通学路等、横断歩行者の需要が多い箇所を優先して、その必要性、緊急性を判断して、予算に応じて設置されると承知しております。歩行者用信号機につきましては、問い合わせましたところ基準はないようでございますが、高齢者、通学児童等の交通弱者対応の必要性和、車両用の

信号では歩行者の安全性が担保できない場合には、住民等からの要望により設置できるとのことですので、危険箇所については、警察署へ申請し、公安委員会へ要望してまいりたいと考えております。今後は、新規の信号機の設置要望についても、歩行者の安全対策を考慮し、公安委員会と協議し、歩行者用信号機についても要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 4点目の銃・テロ社会における救急体制についてお答えを申し上げます。

最近、一般市民を巻き込み、けが人も出たという銃による凶悪事件が多く発生して、社会不安が高まっているということについては、よく承知をいたしておりますが、このようなことから、今後四日市消防としても、銃によってけが人が出たという事件現場への救急出動の機会があることは当然予測しなければならないというふうに考えております。

ご質問の、現在の救急隊員に対する教育についてであります。全国的には一般教育の中で、銃による傷痕、傷の状況ですが、こういったことについての教育というのは、いわゆるカリキュラムとしては取り入れられておりません。しかし、救急救命士については、少ない時間ではありますが、特殊災害の中の一つとして、銃による傷に関しての教育を受けておられて、一応の知識は身につけておるというふうに考えております。

ご参考までに申し上げますと、過去、四日市消防が銃による救急患者を取り扱った実績としては、記録に残っておるのは、幸いにして1件でございます。平成2年に川越町地内で銃の発砲事件により負傷した救急患者1名を搬送した例が1例あるだけであります。

ご指摘の松戸市の例は、私どもの経験からすれば、極めて特異なまれなケースだと思いますけれども、謙虚に他山の石としてとらえて、今後学問

的専門知識の修得、さらには、でき得れば経験のある医師から、例えば警察医と言われる医師の中には既に診断の経験をされた方も何人か見えますので、こういった医師から研修を受けるなどして、救急隊員個々人の観察能力を高め、搬送する救急医療機関をどこにするかといった選択判断に誤りのないようにするために、必要な教育を推進してまいりたいと、こう考えております。

○議長（野崎 洋君） 中森慎二君。

○中森慎二君 それぞれご答弁をいただきましてありがとうございました。

まず1点目の交差点における道路照明施設の件についてであります。この質問をさせていただく前に、私自身、市内の照明設備がじゃあどうなっているのかということで、照度計を持って市内を歩いてきました。測定するに当たっては、比較的整備をされているところがいいのではないかとということで、西浦通りを中心に約20カ所ほど照度計を持って実際の測定をしてみました。素人の私が測定をしましたので、数値的にはそんなにシビアなものではないというふうにご理解をいただきたいと思うわけですが、ちょうど赤堀地内にありますダイヤパンさんから堀木橋まで約10カ所ほどの交差点信号がございました。そこのところを測定してきたわけですが、10カ所のうち一番明るかったのは、中央通りとの交差点、ここは地中化工事に伴って、照明灯が新しくなっておりまして、照度的には100ルクス程度ありまして、大変明るい交差点でありました。そして、最も暗かったのは、西浦通りの近鉄湯の山線の高架下の交差点、1ルクスということでありました。この数値だけで私は物を言うつもりは決してありません。10カ所の交差点を見渡す中で、基準としている7.5ルクスを超えていたのはわずかに2カ所しかありませんでした。これは私の測定ですので、場所によって多少の誤差もありますし、そういうことは理解をいただきたいと思うんですけれども、こういうことを見ても、かなり整備をされているというふうに思っている市内中心部の幹線道路であっても、そういう

実情だということからすると、これは市内全域で考えてみると、かなり厳しい状況にあるのではないのかなということを感じたわけであります。

その中で、私、余り夜の町を歩いたことはないんですけども、照度計を持ってずっと歩いてみました。大変気づくことがたくさんありまして、今回の質問の意義はそこにあったのかなという思いもしたことがあるんですけども、それは何かといいますと、せっかく信号交差点に立派な照明灯が整備をされているんです。だけど、ついてないんです。球が切れているのか、たまたま故意に切っているのか、それはよくわかりませんが、そういうところがあるからこそ、照度も低くなっているということが実情として一つはあるんです。

それから、もう一つは、交差点一つを見ても、東西南北の四隅によって、照度、明るさにすごくアンバランスがあるんです。これは照明灯の設置場所あるいは設置基数によって当然違うのは十分わかるんですけども、余りにも格差がある交差点が現実にあります。照明灯がなくて、その前にあるコンビニの照明で助けられているというような交差点も現実がありました。このことから、部長の答弁の中にも、実情をぜひ調査をするというようご答弁がありましたけれども、ぜひ早急にそれらの実態について調査をしていただきたいと私は思います。その調査に当たっては、どれぐらいの時期をめどに調査をしていただくのかということに合わせて再度お答えをいただきたいと思うわけですが、確かにたくさん数があります。しかし、もちろん職員の方、日ごろの業務大変お忙しいことと私は思っていますので、すべて職員の皆さんの手でということだけではなくて、委託をして調査をするという手も私はあると思うのです。しかし、一つだけ私は職員の方にも数カ所だけでもいいから、職員の方自身で現場の測定も一度やっていただきたい。市内の現状はこういうことにあるんだということも認識をした上で、これからの照明設備の設置あるいは改修ということの認識をしていただきたい、こういうふうに思っていますので、それら

についてぜひ再度ご答弁をいただきたいと思っています。

それから、もう一つ、市内には国道、それから県道、もちろん市道ということで、三つの道路があります。国道は建設省の管理だから、県道は三重県の管理だからということで調査をしないということではなくて、市内全域的にすべての信号交差点をぜひ調査をしていただきたい。その結果、国道の部分に問題があるのであれば、建設省の方へ、県道に問題があるのであれば三重県の方へということで、調査のデータをもとにして意見具申をぜひしていただきたい、このように思うわけです。その件について、再度お聞きをしたいというふうに思っています。

それから、防犯街灯の件ですが、市民部長からお話がありました。おっしゃること、私すごくよくわかります。生活道路であっても、交差点付近ならば、道路照明として扱ってもらえばいいじゃないかと、そのとおりだと思います。しかし、道路照明として例えば自治会から要請をして、じゃすぐにつくでしょうか、それが。私はなかなか実現されにくい問題じゃないかと思うんです。それよりも、防犯街灯は各自治会の自治会長さんは日ごろからたくさん扱ってみえます。もちろん業者さんとのつながりも持ってみえます。そういった中で、欲しいとき、リアルタイムに危険を回避するために、適切な場所に設置ができる、一つの制度ではなかったのかなと私は思っています。そういった意味で、財政的な面の苦しさも私よくわかります。しかし、今防犯街灯1基つけるのに、大体1万5,000円から2万円かかると言われています。これは条件によって多少違いますが、仮に2万円かかったとして、現在の制度でいきますと、2分の1の補助ですから、1万円市が負担をして、残り1万円が自治会の負担ということで設置をされています。

ちなみに、平成6年度の自治会からの要求があったのは、新設として約1,000基です。それに伴う補助額は約900万円、1,000基で900万円ですから、1基当たり1万円はいてないということですが、仮に1万円補助をして

いたとしても、この1,000基のうち3分の1、約300基が、私が今提案をした生活道路付近の交差点付近に必要なものだと、300基必要だとしても、1万円掛けて300基で300万円です。平成6年度の900万円の補助額に対して300万円の上積みになるわけです。この額が大きい小さいかを私はここで論議をする気持ちは全くありません。加藤市長どうでしょうか。平成9年の市制100周年に向かって、明るく安全なまちづくりを目指していく。市民の多くの皆さん方の足元を明るく照らしていく、一つの施策として、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うんです。ドームの建設もあります。関連の道路整備もあります。たくさんのお金をかけて整備をしていただきますが、一方で、そういった市民の皆さん方の生活に密着した部分でもぜひ取り組んでいただきたいことだと思いますので、ぜひ市長の方からご答弁をいただきたいと思います。

それから、歩行者用の信号設備についてであります。これはすべて信号をつけることは本当に大変だと私は思っています。市内の交差点に信号機がついているのか、あるいはついていないのか、このことを交通安全対策課の方は実際はまだ現状をつかんでみえないと私は思います。今まで調査も余りされていなかったのではないかと思うんです。ただ、私が言いたいのは、信号機を設置したときの条件から、例えば5年あるいは7年たった現在において、周りの環境というのはやっぱり刻々と変化をしてきている。つけたときには歩行者用の信号機は必要でなかったかもしれない。しかし、現状においては必要な箇所もたくさんあるんじゃないか、そういう目で現場を見ていただきたいと私は思うわけです。そういった意味で、この部分についても、ぜひ実態調査を一度やっていただくべきではないかというふうに私は思っています。公安委員会と調整をしていく中でも、市内の実態を十分つかんでおれば、話の説得力もあり、じゃこの部分は本当に必要なんだなということで認めていただく部分も大変多いのではないかと私は思います。ぜひそういった意味で、一度調査をしていただくことに

いて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、4番目の銃・テロ社会における救急体制ですが、今消防長の方からご答弁をいただきました。私が質問したい部分について、よく意を酌んでいただいたと思っていますけれども、ぜひその種の研修会も実施をしていただきたいと思います。

松戸市においては、消防職員にそこの種の研修をしていくという旨のお話をして見えました。ただ、まだ実際にはやられていないということなんです。四日市においてもぜひ実施をしていただきたいと思っています。

あわせて、質問には触れませんでした。サリンとか有毒ガスに伴う対処も発生する可能性があります。これはもちろん被災者の方を迅速に救済することも大切ですが、救急隊員みずからの命も守っていただくという観点の中から、そういった意味の教育もぜひあわせてやっていただきたい、このように思いますので、これは要望にとどめますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、再答弁の方、よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） 道路照明でございますが、市内には、国道、県道、市道合わせまして路線にしまして約6,370ぐらいの路線があるわけでございます。また、実際の三つの道路を入れますと、1,930kmと、こういうふうにあるわけでございます。私ここではっきりしておきたいのは、交差点というふうになりますと、大変数多くございます。道路が2mの道路に1mの道路とか、2m同士とか、3mと2mとか、非常にたくさんあるわけでございます。そういう中で、いま一つは、信号のある交差点の横断歩道、これにつきましては、早急に調査をして、照度等も含めて調査をさせていただきたいと、こういうふうを考えております。もちろん、国、県に対しても、合わせて要望して善処させていただきたい。

また、もう一つは、防犯灯を交差点にと、こういうご意見ございました

が、私はこの交差点をもう少し道路管理者が行う交差点と防犯灯としてお願ひする交差点とを分類することが必要ではなからうかと、こういうふうを考えておりますので、この点につきましては、ちょっと時間をいただきまして、その辺を明確にした上で、やはり道路管理者としてすべき交差点においては道路管理者が道路照明として設置すると、あと狭い道とか地域によっては、交差点であっても、防犯灯で今後とも対応していただきたい点もあろうかと思っておりますので、この辺につきましては、今後関係部と調整をしながら対処してまいりたいと、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 防犯灯は、それぞれの地区の自治会の管理ということになっておりまして、今おっしゃるように、交差点も含めて考えなければいけない、あるいは防犯灯でありますから、地域の事情とよくマッチした状況でつくらなきゃならぬということだと思ひますので、それぞれの地域の方々と十分連絡をとりまして、どうするかを立案してまいりたい、こういうふうには思ひます。

○議長（野崎 洋君） 市民部長。

○市民部長（南部和雄君） 信号機の件でございますけれども、交通安全対策課の方では凶面に落として把握はいたしておると思ひますが、ご指摘の点につきましては、一度調査を早急にやられたというふうには考えております。特にご指摘のありました広い道路と狭い道路のいわゆる交差する地点の歩行者用の信号等を念頭に置きながら、一度実態をきっちり把握したい、こんなふうには考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎 洋君） 中森慎二君。

○中森慎二君 それぞれご答弁ありがとうございました。

私の質問させていただいた趣旨については、それぞれご理解をいただいたものと理解をさせていただきます。ただ、先ほど建設部長も触れられま

したが、防犯街灯は市民部、道路照明は建設部ということで、従来、そのような部署を割っての設置をしてきました。しかし、それぞれ住んでみえる住民の方々においては、道を明るく照らしていただく照明具という位置づけの中での考え方であるというふうに思っています。そういったことで、部局を越えての調整もいろいろあろうかと思いますが、住民の人から見れば、必要なところを迅速に設置をしていただければ、そして、できれば市の方でつけていただくのが一番ありがたいわけですが、場所によってはそういった補助制度の見直しも含めて取り組んでいただきたいという趣旨のことでありますので、ぜひそれぞれの部局独立での考え方ではなくて、それぞれ横断的な調整をしていただいて、実施に向かってぜひとも進めていただきたい、このように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩をいたします。

午前11時43分休憩

午後1時1分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 それでは、通告に従いまして順次質問させていただきますが、今回は特にこの議会でも話題になっております市制100周年が間近に控えておりますので、これを機に、もう一度本市のまちづくりを空洞化という社会問題を通して考えていただきたい、そういったことが1点と、台風シーズンを前にしております。そして、この夏、韓国あるいは北朝鮮の方でも大きな水害が起きております。たまたま高気圧が日本の上空を張りめぐらしておりましたので、影響がなかったわけですが、いつそういった大きな災害が起きるかもしれませんので、そういったことも含めまして、

治水における河川事業に関連しまして、順次質問をさせていただきます。

それでは、1点目のまちづくりと中心市街地の空洞化に関連して質問をさせていただきます。

東京、大阪など大都市への人口集積は、大都市圏をさらに大きくしてまいりましたが、同時に中心部の人口の減少と、外周部での著しい人口増加をもたらしました。いわゆる人口のドーナツ化現象でありまして、中心部の人々が外周部へ転出をし、なおかつ地方からの流入人口が外周部に集中するようになったためであります。そして、ドーナツ化現象が人口だけでなく、町そのものを空洞化してしまうという大きな社会問題を引き起こしていることは、皆さんご承知のことと思います。しかし、このような現象は大都市での問題であり、このような四日市のような地方都市には余り関係のないものと考えられていたわけでございます。事実、この四日市の人口推移や人口動態を見ておられますと、昭和60年によろやく転入と転出の人口が逆転をして、年間数100人の転入増となっておりますが、ここ十数年、年間2,000人前後の自然人口増加でしかなく、ほかの都市から本市に人口が集中してきているということはないわけでございます。

しかし、本市におきましても、最近のモータリゼーションの発達などによりまして、地域内及び地域間の移動はごく普通の状態となっております。既存の市街地でありました臨海部や中心部より郊外の大型団地や宅地開発の進む丘陵地へと住みかえが起っておりまして、また、それに伴い、郊外に大規模なショッピングセンターなどが相次いでオープンする一方、中心部の店舗は次第に活気を失っており、町の特色や魅力がなくなりつつあります。そして、住みかえなどによる人口の郊外流出によりまして、町の衰退が急速に進む、いわゆる空洞化が中心部やその周辺部の地域で起きているわけでございます。結果といたしまして、これまで築いてきました社会資本も現状では効果的に活用されていない面も多々あらわれてきておりまして、深刻な問題となっております。例えば、人気のない公園や空き

教室の目立つ学校などは、その一つの例ではないかと思えます。さきの中部東小学校と納屋小学校の統廃合などもこの顕著な例ではないかな、そんなふうに思っております。また、これまでそういった社会資本の整備の公共投資が大幅に予算を増やし、実施をされてきたわけです。そして、国道を初め各幹線道路が整備改良されまして、インフラが充実強化されることはもちろん各都市にとってはよいことではあるわけですが、そういった事業により、町の様相が一変してしまう、そういったことは、本市におきましても、名四国道等により経験済みでございます。ただただ道路をつくることだけを考えて、地域の人の流れや、あるいは景観、また沿道利用機能などは全く観念にない、そういったケースであり、長い伝統のある町が分断をされ、寂しい町になっているわけです。

このような状況を踏まえまして、これからのまちづくりはいかにあるべきかについて、4点ほど伺いたいと思います。

まずは、中心部への人口回復への対策はどのように考えてみえるのか、伺いをしたいわけです。先ほど空き教室の例を出しましたが、確かに本市全体の子供の数は減少しているわけですが、特に中心部周辺の小学校の子供の数は10年前と比べてみましても、軒並み2割から3割減少をしております。一方、内部や川島などでは約20%、桜小学校となりますと2倍以上の生徒の数が増加をしております。これをみましても、空洞化あるいはドーナツ化の現象がわかると思うわけです。しかし、唯一中心部の周辺の浜田小学校におきましては、確かに昭和63年度までは生徒数が減少し続けていたわけですが、平成元年を境に徐々に増えてきておりまして、本年度は10年前の生徒数と変わらないほどになってきているわけです。もちろんいろんな要素があることとは思いますが、校区内に住宅や、あるいは都市型のマンションが増えてきたことも大きな要因の一つではないかと思っております。事実、そういったところの子供が増えている、そんなことを伺っておるわけでございます。そういうところからも、中心部やその周辺地域

への住宅の確保や建設の促進、そういったものが中心部への人口回復対策により一層これから重要になるものではないかと考えております。例えば、特定優良賃貸住宅制度などの既成の制度の積極的な活用を市民の皆様に促していく、また、特に若い方は利便性の高い中心部へ住みたい希望はあるわけです。しかし、公共住宅において、そういった若年世帯向けの住宅が中心部にない、あるいは名古屋市やあるいは豊田市などで行われておるんですが、新婚世帯向けの住宅への家賃補助とか、あるいは住宅資金の低利貸し付け、利子補給、そういった制度もこの四日市には今のところないわけでございます。また、そういった若い方、新婚世帯向けに、住宅そのものを提供する、そんな例も最近では全国で見受けられております。そして、空洞化をいたしました中心部の空き家を一たん市が買い取り、そしてそのまま提供している、そんな例も最近聞いております。また、公共施設や公共交通などの利便性の面から、母子家庭あるいは父子家庭の方や、障害のある方などもできれば中心部やその周辺に住みたい、そういった方も多いわけです。しかし、経済的な理由から、なかなか難しいように伺っておりますので、そういった方への低家賃での住宅の提供、そういったものも含めて考えていかなければならないと思えます。

以上のような点も含めまして、中心部やその周辺地域への住宅の確保や建設の促進について、本市においてはいかにお考えをいただいているのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、2点目ですが、中心部やその周辺地域に住んでいる人たちにとりましては、地域に長く伝えられました風俗や習慣が伝統として伝えられるような町の形態あるいは維持や整備も必要かと考えます。例えば、これまではお年寄りの方が歩いていけるところに、その町のコミュニケーションの場があったはずですが。それはおふる屋さんであったり、八百屋さんであったりするわけですが、そういった歩いていけるところにコミュニケーションの場であります伝統的な商業地がなくなってきているわけです。も

もちろん、店舗や商業施設におきましては、市街地を選ぶのか、あるいは郊外立地をするのか、それは店舗の経営者の方ご自身が選択すべきことではあるわけですが、まちづくりサイドに立ちまして、少し長期的に見ますと、郊外立地ばかりが進んでしまうと、どうしてもその地域の特色や魅力もなくなってしまい、市民生活は統一的なパターン化をいたしまして、地域自体の活力が失われていく、そんなふうには言われているわけです。ですから、今後も積極的に各地域の特色ある行事や、あるいはお祭、また伝統的な商業施設である市場など、長年にわたる市民生活と結びつきの深い地元資源、いわゆるストック、そういったものの新たな見直しをしまして、新たなコミュニケーションの場として生かしていく工夫が必要ではないかと考えるわけですが、この点についてのお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

3点目は、社会資本のあり方についてお伺いするわけですが、一時期約4万人の人口が本市中心部にはあったというふうになっております。しかし、今や約2万5,000人へと人口が減少してきたことにより、過疎化、高齢化が進み、町の衰退が急速に進んでいるわけです。しかし、社会資本におきましては、単純に考えてみましても、その人口4万人に対応できるようなものが既にあるわけでございます。しかし、先ほども小学校の生徒数の減少を例に出しましたが、住みかえなどにより、単に中心部やその周辺地域の子供が少なくなった、そういったことで学校や幼稚園を統廃合をしていく、また反対に子供の数が多くなったから、そういった理由で郊外の方へ学校などをどんどん新設をしていく、こういうようなまちづくりで本当によいのか、そういったことを続けていては、空洞化がますます加速をしていくと考えられますし、税金の二重投資となっているのではないのでしょうか。もちろん、住みかえ等によりまして、人口が増えた周辺部の各地域には十分なインフラの整備は欠かせないわけでございます。しかし、それ以上に、中心部の既存の社会資本の活用も含めまして、快適な都市基

盤施設や生活環境の一層の整備促進が必要かと考えますが、こういった点も含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後の4点目ですが、ここ十数年間の本市の人口推移を見てみますと、単なる自然増加に過ぎないことは先に申し上げましたが、第6次基本計画策定時に推計された総人口におきましては、計画初年度の平成6年度には0.7%の増を推計されたわけです。しかし、実際には0.6%の増加でしかなかったわけでございます。ですから、このまま従来の市内における住みかえ需要対応型の郊外への住宅開発やコンビナートなどの第2次産業依存型のまちづくりを続けるとするであれば、目標年次の平成9年に29万5,000人を見込むことは少々無理ではないかな、そんなふうと考えられます。もちろん目標とします30万都市並びに今回の議会でも出てきております中核市指定までには随分時間がかかるのではないかと、そんな懸念をしているわけでございます。

30万都市実現に向けての活力あるまちづくりの推進には、前段で申し上げました本市市民の人口の定住化を図ると同時に、県外を含めた他都市からの流入人口を増やす必要がある。そんなふう考えるわけです。幸い本市臨海部などでは、中部新国際空港のアクセス港を目指すとともに、今後の魅力ある港湾開発を考えますと、非常にポテンシャルの高い地域でございます。また、伊勢湾岸道路、第2名神自動車道、東海環状自動車道などの高規格幹線道路の整備計画も臨海部から内陸部にかけてこの四日市地域を取り囲む形で整備されようとしておりまして、今後他の都市からの流入人口も大きく期待ができるはずで、ですから今からその受け入れ体制を整えるためにも雇用拡大の図れるような産業構造への転換も必要でありましょうし、先に申し上げました住宅政策なども思い切ったものが必要かと考えております。こういったところからも、今後どのような政策をもって目標人口達成及び今後の人口増を目指すのか、また、次の第7次基本計画においてこういった思い切った構想が打ち出せるのかどうか、お考えをお

聞きしたいと思います。

大きな2点目は治水におけます河川事業に関連してご質問申し上げます。

本市域内を流れる主要河川の状況は1級河川が7河川と天白、鹿化川などの2級河川が9河川ありますが、本市は地形的に見まして、平地部は総じて地盤が低く、市街地ではほとんどの川が天井川となっております、過去に幾度となく水害が発生していることは皆さんご承知のことと思います。ですから、これまで年次的に河川改修事業の積み重ねを行うことによりまして、治水安全度はある程度の水準までは向上してきているわけですが、主要河川の整備促進を初め、市の管理河川の整備はもちろん、下水道の雨水排水対策の推進なども本市の地形的特質からくる水災害に対する不安に対処するためには依然として重要な課題となっていることは言うまでもございません。

特に、本市の管理河川及び排水路は、大部分が国、県が管理をしている主要河川であります。1、2級河川の支派川となっているために、整備促進に当たりましては、国、県の整備計画と整合性のとれた水系別の整備と管理に努めていく必要があります。しかし、台風や集中豪雨などによりまして、大きな水害を招くおそれがあるのは前段で紹介いたしました市域内を流れる主要河川であり、また多くは下流流域であります。事実、伊勢湾台風や昭和49年の集中豪雨での洪水によりまして、甚大な被害をこうむったのは主要河川下流流域の方が多く、そのときの忌まわしい記憶が台風シーズン前などになりますといまだに思い起こされるとおっしゃって見えます。主要河川の整備並びに管理につきましては、国、県が行っているわけで、本市におきましても、治水対策上から整備促進を心がけていただいております。本当に感謝をしているわけでございます。しかし、何度も水害に遭っております下流流域付近の住民にとりましては、梅雨時や台風シーズン前になりますと、どうしても降雨時の河川の水量やそのときの河川の状態、また上流からの土砂の堆積などに非常に敏感になられるわけなんです。

通年では、上流より空き缶やごみなどが下流へ流れてきておりましたまっている、そんな状態も目についたりするわけです。しかし、河川が天井川という構造上から危険でありますので、市民参加による河川の清掃、そういうわけにはいかないわけでございます。

そこでお伺いしたいわけですが、本市域内を流れる主要河川で、そういった河川につきましては、堤防の除草や通常の河川の清掃、また堆積をいたしました土砂のしゅんせつなど、通年、適時行う必要のある事業等の管理につきましては、国や県との間で委託契約を結び、一元的に本市において行えるような、そんな体制も考えていく必要があるのではないかと思います。午前中も中森議員の方からご質問がありましたが、国の事業だから、あるいは県の事業だからということではなく、例えば、同じようなケースで国道や県道などでは四国の徳島や高松などにおきましては、街路樹の緑化や清掃管理などは国や県との間で管理委託契約を結びまして、もちろん経費は国や県から受け取っている。そういった例もあるわけですから、河川管理におきましても、十分国あるいは県と協議の余地はあるかと考えますが、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目ですが、本市の都市化の進展は目覚ましいものがありまして、内陸部の丘陵地等におきましては、急速に開発が進められております。また、平成4年の生産緑地法の改正によりまして、市街化区域内農地の宅地化ということで、7割近い農地が市街地からなくなってしまったことも、皆さんご承知のことと思います。当然開発によりまして、丘陵地等の樹木は少なくなり、そして、田んぼも少なくなってしまったわけです。ご存じのように、樹木や農地におきましては、その保水能力などによりまして、洪水などの水災害を防ぐ大切な役割があるわけですから、少なからずとも以前よりもまして河川流域での保水、遊水機能の低下が懸念をされるわけです。ここ数年間の降雨時の河川の状態を見ておりましたも、ほんの数時間の集中豪雨でありましても、あっという間に下流部の水量が上がってま

います。これも近年の気象状況の変化だけではなく、先ほどの開発行為や農地の減少なども少なからず影響しているものと思いますし、昔では考えられないスピードで増水してくる、そういった市民の方が言われますのも、あながち気のせいばかりではないように思います。

したがって、大規模な開発等に対しましては、適切な土地利用を誘導するとともに、無秩序な開発を規制していくことは当然であります。特に治水対策として、雨水排水に関しましては、量的に余裕のある調整池の設置はもちろんであります。積極的な植樹等も基本とした保水、遊水機能の確保が必要であるとともに、流域における河川改修についても、総合的な治水対策の推進が必要だ、そういった視点での取り組みが急務と考えられます。

そこでお伺いをするわけですが、公共、民間を問わず、開発整備の際には規模の大小にかかわらず流域河川の保水、遊水機能の低下に大きく影響を与えるわけですから、雨水排水の調整池の設置は当然のこととしたしまして、その容量あるいは機能など、また取りつけ道路や空地、特にすそ野などへの十分な植樹も必要であろうかと思いますし、透水性のある道路施工など、治水への安全対策に関し、十分な監督指導をしているのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

また、調整池や浄化槽などの河川への排水や放流に関しましては、法的には開発許可がおりた時点での周知、そういったことでよいわけですが、実際は排水、放流箇所の地元の自治会に対しまして、排水同意を得ることにより承諾された、そういうことになっているわけでございます。しかし、前段から申し上げますように、影響を受ける程度というものは、下流部へ行くほど大であります。ですから、排水、放流箇所より下流の流域住民への事前の周知も当然必要であると思いますし、場合によっては、同意を得ることも必要ではないかと考えるわけです。事実、鹿化川におきましては、現在、上流部において行われております土地区画整理事業など

の開発によりまして、雨が降ったり、降雨時には土砂の流出などにより、泥水となって流れてきておりまして、下流域住民の皆様はそういった川の様子の変化によりまして、初めて上流部でそういった開発が行われていることを知るに至るわけです。ですから、今後の治水や、あるいは水質汚濁等の面においても、ますます不安にかられる、そんなふうに聞いております。

こういった点も踏まえまして、今後の開発などによる雨水や浄化槽等の河川への排水や放流について、今後どのように対応されていくのか、そういった点についてご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 第1番目のまちづくりと中心市街地の空洞化に関連してということについてご答弁を申し上げます。

本市の中心市街地におきます都市基盤整備というものは、かなり充実をしております。行政の投資効率を考えました場合、それが空洞化のままで十分に使われていない、こういうことにつきましては、非常に非効率な状況になっております。したがって、これら中心市街地への定住促進を図るということは非常に重要なことではございまして、積極的にこれは推進しなければならない、そのように考えておるところでございます。

ただ、本市におきましては、中心市街地と申しますと、周辺4町を含めました四日市地域あるいは北勢全体を包含しました四日市都市圏の中核拠点としての位置づけをしておるわけでございまして、単に居住機能だけが充実をすればいい、こういうふうなものではなくて、中枢管理あるいは業務機能、それから広域商業機能、文化、交流、交通、インフラ機能、こういったものが高質でかつ複合的に集積しなければならない地区であろう、そういうふうなことを考えておるところでございます。

また、本市のように広大な市域を有しております都市では、内陸部を初め幾つかの主要開発拠点というものができてくるわけでございまして、そういった地域の特性に合った良好な住環境の整備を進めていく必要もあるわけでございまして、そういった中で、中心市街地におきます居住空間を形成すると、こういうことに当たりますとは、そういった地域にどのような方々が住んでいただくのが一番いいだろうか、こういうふうに住んでいただく方の対象というものをある程度明確にしていく必要もあるのではないかと、そういうふうにご考えておるわけでございます。

過去の市内のこれまでの住みかえ動向などを見ますと、大きな流れとして、中心市街地から丘陵部へと移っていく動きが長期にわたって続いているわけでございますが、そうした中で、本市といたしましては、中心市街地におきます、こういった場合は、例えば名古屋へ通勤される市外在住者の定住化促進を進めていったり、あるいは都市型生活を好む若い世代ですとか、あるいは便利な住環境で快適な生活を送りたい、こういうシルバーリタイアメントといえますか、高齢者の方々の居住特性、こういったものを見きわめた受け皿づくり、こういうふうな方向に誘導していくのも一つの方向だろうかと、そういうふうにご考えておるところでございます。

既に第6次基本計画の中でも、中心市街地におきましては、商業再開発も含めました再開発事業等の促進によりまして、人口の増加と定住化を図ろうとしております。また、中堅勤労者の公的住宅需要に対しましては、特定優良賃貸住宅制度の導入を図ろうとしておりまして、こういった事業を今後積極的に推進していこうとしておるところでございます。

ご指摘がありましたように、都市というのは人口政策のみで拡大していくものではございませんで、生活を送るための生活基盤ですとか、あるいは楽しい生活環境が整って初めて住んで楽しい魅力ある都市ができ上がるわけでございます。したがって、中心市街地のみならず、本市の各地域には古い歴史と伝統が根づいているわけでございまして、祭りですとか、

さまざまな習慣ですとか、それから、「市」などが各地で開かれておりまして、こういったものが、やはり四日市らしさを実感できる人間味のあふれる町をつくる要素ということでございますから、これは当然に振興を図っていく必要があるだろう、そんなふうにご考えております。

今後、第6次基本計画が9年度に終わりますと、第7次の計画の策定に今後入るわけでございますが、基本的にはこれまでの第6次基本計画を踏襲していくこととなりますけれども、ここで考えなければならないのは、従来は社会資本の整備というものは、人口動態に合わせて整備を行っていたと、こういう一面がございましたが、しかもこれが大部分でございましたが、今後は社会資本の投資効果を考えまして、既存の社会資本の整備状況に合わせた人口の動態を政策として取り入れていく、こういうことは当然必要になってくるだろう、そういうふうにご考えております。

特に、人口政策の一つとして、家賃補助的なお考えがございましたが、現実の問題として、こういった家賃補助的な政策というのは、特に非常に地価が高くて、しかも空洞化が極めて著しい、東京23区などではよく導入されておる政策でございまして、これを本市に導入した場合はどうかと、こういう話でございまして、確かに住みかえ定住というのは、促進はされるであろうと期待をするところでございますが、やはり本質的な定住化につながるのかどうか、こういうところには若干の不安な部分もあるわけでございまして、そういった点は、今後地価の動向もかなり著しいところもございまして、そういった動向も見きわめながら、少し検討したいと思っているわけでございますけれども、とにかく人口が早く30万に到達しなければならないという大命題がございまして、新しい計画の中ではそういった極めて効果的な方策が見つければ積極的にそれを取り入れていくようにしたいということで、今後そういった方面のことを積極的に考えてまいりたいと、そう思っている次第でございます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 2点目の治水における河川事業に関連いたしまして、市内の国、県の河川の草刈りやしゅんせつを市の方で一元化したらどうかと、あるいは調整池等の洪水抑制の基準はどうなっておるか、また、三つ目には、これらの開発に伴いましての河川流域の住民への周知と、こういう三つの点についてお答えをさせていただきます。

先にも述べられましたように、本市内には国が管理する1級河川は鈴鹿、内部川の2河川で、延長が12.6kmあるわけでございます。また、県が管理する1、2級河川は内部川とか朝明川、三滝川、海蔵、天白等、14河川ございまして、延長にしますと103.8kmあるわけでございます。また、市が管理しております準用河川あるいは普通河川は、94河川で、延長にいたしまして119kmばかりあるわけでございます。この中でご質問のように、これらの国、県の草刈り、しゅんせつ等の一元化ということでございますが、現在のやり方といたしましては、我々道路、河川等も含めまして、地区要望会の中でご要望をお聞きしながら、国、県の要望につきましては、それをまとめまして、市の方からそれぞれの管理者に対しまして副申をつけて出向きまして、内容を説明して、順次要望をしていると、こういうことでございます。

そういうところから、一つには、一元化ということも一つの方法ではあるかと私も考えるわけでございますが、やはり何といいましても、河川状況を特に熟知しているそれぞれの管理者が維持管理を行うことが最良であるかと、このように考えるところでございます。

次に、調整池等洪水抑制指導の基準でございますが、開発による雨水流出量が下流に影響が生じないように、現在の中では開発面積が1ha以上、かつ洪水調整容量が500t以上の開発行為については、洪水調整池の設置を義務づけておるところでございます。また、1ha以下の場合でありましても、地域によって非常に弱いところということで、地域の特性により調

整池の設置を指導いたしておるような状況でございます。また、開発後の植樹等につきましては、開発に伴う保水や遊水機能確保のために、植樹等は有効な手段でございまして、開発基準では開発面積の3%につきましては、公園等緑地の確保を義務づけておるところでございます。

また、開発基準の中で、それらとともに、公園とかあるいは道路等の透水性の舗装等につきましても、指導をお願いしておるような状況でございます。

それから、開発に伴う放流の河川下流への周知でございますが、現在のところは開発に伴いまして、やはり影響が大きい農業用水路等、利権者の関係者に周知を指導しておると、特にその河川の水利権のある関係の農業用水路とか、そういうものがございまして、そういうものにつきましては、周知を指導しておりまして、全般的には洪水調整池の洪水抑制措置を実施することにより、洪水の危険を回避することから、放流地点、一般には第1次放流先の地区というんですが、放流地点での周知を指導しておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 土井数馬君。

○土井数馬君 それぞれご答弁ありがとうございました。

まず、まちづくりと中心市街地の空洞化に関連しましての質問ですが、1点目の中心部への人口回復の対策につきまして、市長公室の方から社会資本は充実しているが確かに効率が悪い、そんなご答弁をいただきました。私も単に、住居政策を進めていだけで本当の中心市街地の空洞化が是正されるのか、そんなふうには考えていないわけでありませうけれども、先ほど申し上げましたのは、市長公室長もおっしゃって見えましたが、どのような人を対象に中心市街地の定住化を図るのか、そういったところで、先ほども申し上げましたが、若い方などは、できればおっしゃっていただきますように、利便性の高い中心部で生活はしたいわけなんです。しかし、経済的なこともありまして、なかなか難しいというのが現状でありますから、

住宅の確保や建設の促進を図りながら、若い方に一定期間、例えばマイホームの購入資金をためる期間といいますか、例えば5年とか10年間でいいわけですが、その一定期間だけは若い方が中心部で生活のできるような、しやすいような、住宅に関しては市で援助をしていく、そんなふうなターゲットの絞り方もできるんじゃないかということなんです。そして、その後は若い方が中心部に住宅を建てて、そこに定住してもらえば、もちろんそれにこしたことはないわけではありますが、郊外へ住みかえを行ってもらってもよいわけで、その後にもまた新たな若い方が中心部で生活をする、こういうサイクルであれば、住む人自体は変わっていくわけでありすけれども、中心部の人口自体は回復をしていくんじゃないか、そして、町自体も活気を取り戻せるんじゃないか、そんなふう考えているわけでございます。

ですから、どの方でも中心部で定住をしてくれ、そういうふうな考え方をしているわけじゃないわけでありまして、先ほどもシルバー・リタイアメントという難しい言葉が出てきておったんですけども、そういった高齢者の方が利便性の高い中心部にも住めるように、そして、先ほど申し上げました母子家庭の方とか父子家庭の方、あるいは障害のある方などは、できれば利便性の高い中心部で生活がしたいわけでありすので、そういった点も含めて、今後そういった方なども中心部で生活ができるような十分な施策も含め検討いただきたいと思うわけでありす。その点について、もう一度市長公室長の考え方だけお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、2点目の地元資源、いわゆるストックの活用ですけれども、ご答弁にありましたが、市場などは本市にとりましては、非常に四日市らしさを実践できるものであるから、どんどん振興していこう、そのようなご答弁をいただきましたので、ぜひ先ほど言いましたコミュニケーションの場、そういった意味も含めて、援助をしていただきたい、そんなふう考えております。特に中心市街地周辺などは高齢化、過疎化が進んでおりま

すので、既存の社会資本の活用も含め、お年寄りの方が先輩市民として地域の重要な伝統や習慣を守り続けられるような、そんな高齢化社会対応型の快適な都市基盤整備なども促進をしていただきますように、この点についてはお願いをしておきます。

3点目の社会資本のあり方については、2点目のご答弁とも重なるようでありすけれども、十分に活用されていない面もあるということで、これから活用あるいは再生をしながら、生かしていく工夫もしていただける、そんなご答弁をいただきましたので、くれぐれも税金の二重投資とならないような先を見据えたまちづくりをお願いしておきたいと思ひます。

4点目の今後の目標人口の達成及び第7次基本計画におきましては、第6次基本計画を踏襲していく、そんなご答弁をいただいたわけでありすけれども、県外含めた他都市からの流入人口ということになれば、当然隣の名古屋圏などを見据えた構想が必要になってくるかと考えておりますので、例えば名鉄線のJRの乗り入れ、そんなことも視野に入れていってもいいんじゃないかな、そんなふう考えておりますし、また港、それからJR、中心部あるいは郊外へと、21世紀に向けて新交通システムなんかも、やはり考えていく、そんな時期ではないかというふう考えておりますが、第7次基本計画の構想においては、ぜひそういった思い切った構想を打ち出していただき、それと同時に、既存の社会資本を大切にしまちづくりを進めていただく、この点もご答弁にありましたが、私からもお願いをしておきたいと思ひます。

また、そういう構想の整備あるいは実現といいますのは、先ほど言いました高規格幹線道路などの大規模なプロジェクトが動き出すときに非常に大きなチャンスが来ると思ひますので、ぜひ時期を逸しないような、前向きな構想をよろしく願ひしておきたいと思ひます。

2点目の治水における河川事業に関連しましてですが、主要河川の管理につきましては、ご答弁によりますと、現在は地区要望などをまとめて県

や国の方へ上げていただいているということなんですけれども、特に河川の管理なんかは専門家、詳しい方がやはりいいんじゃないか、そんなふうなご答弁だったように思うわけですけれども、実際に水害に遭われている流域住民の方といいますのは、川の状態なんかを一番よく実情を存じ上げているわけですから、通年、しゅんせつあるいは清掃というのは適時行ってほしい、そういった地域の方の声がやはり一番大切じゃないか、そんなふう考えるわけです。何度も繰り返しますが、国の事業だから、県の事業だから、そういった考えではなく、ぜひ県道、国道で十分な協議が図られている場所もあるというのであれば、そういった同じテーブルについてご協議をいただくこともお願いをしておきたいと思えます。もちろん、河川などの天然資源の保全などは広域事務ということで県の管轄になっておりますので、すぐにというわけにはいかないかと思えますけれども、とりあえずは県の方の予算枠の拡大、こういったものをぜひお願いしていただきたいわけですが、この点について、そういったことをお願いしていただけるかどうか、この辺は再度お聞きをしておきたいと思えます。

しかし、さっき申し上げましたように、河川の構造上、市民の皆さんで掃除できないような場合もありますし、下流流域の土砂の堆積などが今十分な体制をとられているというふうにはとても考えられませんので、事業の内容、規模におきましては、市で管理した方がいいケースなども十分見きわめていただいて、そういった点も含めて協議についていただきたい、そんなふう考えておりますので、お願いをしておきます。

それと、開発によります排水や放流の下流流域住民への事前の周知につきましては、場合によっては同意も必要ではないかと私申し上げたわけですが、先ほどのご答弁で余り明確な答えがなかったわけですが、特に民間の場合は、指導監督といいますが、法的には拘束力がないわけですから、なかなか指導いたしましても民間の方の予算的に難

しい、そういった場合もあり、なかなか植樹あるいは透水性のある道路なんかを施工してもらうのは実際は難しいようなお話も聞いております。しかし、開発時の治水対策に関連しましては、冒頭でも申し上げましたが、四日市の地域的な特性から見ましても、非常に大切なこと、そんなふう理解をしておりますので、どうか条例とまでは申しませんが、一定の物差しを市の方で準備をさせていただいて、そういった民間の方へも指導していただく、そんな方法も必要ではないかと考えておりますけれども、この点について、もしお考えがあれば聞いておきたいと思えます。

そういった開発工事等の周知あるいは同意となりましても、下流域まで周知したらどうだと、私も簡単に申し上げますけれども、非常に広範囲になってまいるわけですから、大変だろうと思えます。しかし、開発計画そのものは、事前に市の方で随分前からわかっているんじゃないかと思えますので、水害に対して一番敏感な下流流域住民の方には、せめて市として何らかの方法で周知の徹底をお願いしたいと思えますので、この辺は要望にとどめさせていただきますが、先ほどの2点と、前段のまちづくりについてのご答弁をいただけたらと思えます。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） お話にありました中心部へ若い方々が住めるようなまちづくりと、こういうことですが、確かに住宅政策というのは、一番基本になるわけですが、それにあわせて、若い方々が住んで魅力を感じるようなまちづくりもあわせて織り込む必要があるであろう、そういうふう考えております。具体的な施策というのはこれからの話になるわけですが、特にハンディキャップを持たれた方が中心部で住まれることは、確かに便利な面もございましょうが、あるいはそうでない面もあるかもしれないと思えますし、その辺のことはよく慎重に検討させていただきたいと思えます。とにかく、中心部で社会資本が十分に活用されていないというのは事実でございますので、先

ほど申しあげましたような、住むのにふさわしいと考えられるような方々を対象にして、この政策を新たにつくり上げていけるものはつくり上げていきたい、そのように考えるところでございます。

それから、同時に、ストックの活用もそういった政策にあわせました振興策というものは、これまで以上に続けていく必要があるだろう、そのように思っております。

それから、ちなみに県外からの流入人口のお話がございます、これが一番四日市のウイークポイントになっておるだろう、そのように考えております。今諏訪新道で高層の再開発住宅がいろいろできておりますが、郵便局の前にできた大きいマンションも、それから今、諏訪新道の以前の岡本総本店の跡地につくっておりますマンションも、入居者あるいは入居申し込み者は市外から申し込まれた方がいずれも35%程度、しかも県外からの方10%程度と、こういうことになっておまして、そういった点が四日市市として若干人口政策上、弱いところであろうかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） 河川の維持管理の強化ということでございます。これにつきましては、国、県、もちろん市も含めまして、今後ともより一層きめ細かな維持管理ができるように、国、県におきましても、早速強く要望してまいりたいと、かように考えておるところでございます。来年度に向けまして、まだそういうことで、要望していきたいと、こういうふうに考えております。

それから、もう一つ、保水能力を保つような開発行為に指導ということでございますが、これにつきましては、私の方の関係部局、また全体的に他都市との、こういう保水のための開発に対するウエート、指導にとどめるのか、義務づけるのかという点もあろうかと思っておりますので、これにつきましては、関係機関とも調整しながら、他都市の実情も踏まえながら、検

討してまいりたいと、かように考えるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございます。

1点目のまちづくりと中心市街地の空洞化に関連いたしましては、さきの答弁で都市型のマンションがどんどんできているようではありますけれども、そういった四日市におきましては、若い方への家賃補助などは余り効果がない、そんなふうなご答弁もあったように思いますけれども、そういうふうにせっかく都市型のマンションができるのであれば、先ほど申しあげました若い方への住宅施策、そういったものも含めて十分またご検討いただきたい、そんなふうにご答弁もあつたように思っておりますので、これはご要望にとどめておきます。

いずれにしましても、中心市街地やその周辺部への人口回復の対策をとらないと、空洞化そして町の荒廃化といったものがどんどん進んでいくんじゃないかと考えますので、十分な研究と対策を立てていただきますように、お願いをしておきます。

それと、市長公室長おっしゃって見えましたが、住宅政策ばかりではなく、各種産業の活性化による、やっぱり雇用機会の増大なんかも必要であるかと思っておりますので、冒頭に申しあげましたように、産業構造のこれから改革というか、見直しなんかも含めてご検討いただければ、そんなふうにご答弁もあつたように思っております。どっちにしましても、この四日市をどんな町にしていくのか、四日市のまちづくりのつくり手の主張というんでしょうか、そういったものを明確に出していただき、構想を進めていただきたいな、そうすれば、画一化したパターンの町ではなく、魅力のある、活力ある、そんな町になるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いをしておきます。

それから、河川の管理につきましては、事業の内容や規模によりまして強く要望していただくということですが、実際、私の近所の天白あるいは鹿化川などにおきましても、直接地元の住民の方が県の合同庁舎の

方へもお願いに行ったり、また市の方にもお願いに来たりしているわけですが、国道1号付近のあたりを見ましても、全く土砂がそのまま堆積している。その上に草などが繁茂をしている状態です。早急に対応していただく、台風シーズンが目の前に来ておりますので、後からしまったということのないように、県の方に強く指導を要望していただいて、対応していただくようお願いをしておきます。何度も言いますが、下流流域住民の方にとっては、本当にすぐそばの河川、非常に気になりながら生活をしているわけですので、そういった点も十分お考えをいただいて、今後の対応をしていただきたいと思います。

長くなってしまいましたが、この辺で私の質問を終わらせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 小林博次君。

○小林博次君 せっかくきちっとした質問に水を差すような関連質問をしますが、今ご質問した、例えば市街地の空洞化の問題についても、単に中心市街地だけが空洞化をするんじゃないで、例えば高花平のように新しい団地をつくっても、20年もすると空き家がいっぱい空洞化してしまう。ですから、総合的な住宅政策なり総合的な施策が市の方でまず検討されて、それに当てはまるようなまちづくりがされていないところに、今日の問題があるんじゃないか、こんなふうに思うわけです。ですから、その辺は第7次基本計画を仮に平成8年から立案されたとしても、従来の延長線にとらえてあったとすると、結局はさいの河原で、空洞化はとまらない。ただ、たまたま民間開発があれば、住宅ができて、子供が増えると、こういうふうなことでしかないと思うんです。ですから、そのあたりをかなり強く指摘をしたと思うんですが、市の方で、今市長公室長がずっと答弁されていますが、これは2部分担でいくと、ひょっとして計画推進部あたりの仕事になるのか、企画の仕事になるのか、どこになるかわかりませんが、もう

ちょっと答弁の仕方があるんじゃないかと、こんなふうに思うわけです。

それから、もう一つ、河川の問題で、一元的な管理をしてほしいなど、これは縦割り行政でそれぞれ場所によって違いますが、しかし、少なくとも一定の市の方の政策をもって、そこに住民の要望を聞いて、政策実現していくというスタイルがないと、国へ行って、きのうも問題になっていましたが、10万円の接待費を使って、1億の補助金をとろうかというふうなことにしかならぬわけですから、そのあたりをもうちょっときちっと、住民から要望されるということではなくて、自分たち市の方としての政策を出してほしいなど、こちら辺ちょっと、両方ともご答弁いただきたい。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） とりあえず私の方でお答えさせていただきます。ちょっと話が長くないようにしますが、そもそも四日市市の住宅というのは、コンビナートの開発に合わせて、当時基本的なマスタープランができましたのは、職住分離ということで、内陸部への開発を行う、こういうことで、高花平を一番初めの団地として市の開発公社が団地開発をやっていたわけでございます。したがって、四日市の地価が近辺の地域に比べて比較的安いというのは、そういった政策的な住宅開発が進んでいたために、そういうことになっておるわけでございます。そういった住宅が老朽化して、陳腐化もしてきておるわけでございますから、そういったところの再利用ということは当然考えられなければならないと思います。それから、公営住宅の入居につきましても、入居するにふさわしくないといったら語弊がありますが、市営住宅にお入りいただかなくてもいいような層も当然あるわけでございますから、そういった方々の持ち家政策も当然図っていく。空いた公営住宅はまた別途フルに利用すると、こういうふうな、それぞれの世代とか、それぞれの所得層に合った住宅の利用を総合的に考えていく必要があるのではないかと、そういうふうにご考えておるところでございます。口でいうのは簡単でござ

いますが、それを実際の政策として具現化するのは非常に難しいところがございますけれども、何も手をつけないでおいたのではいけないことがございますから、新しい総合計画を策定する中では、できる限り具体化できるような方策を考えてみたいと、そういうふうに思っております。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） 国の河川、県河川につきましても、私どもが管理しておるような立場に立ちまして、常に今後維持管理の状況を見ながら、必要に応じて、県、国に要望してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（野崎 洋君） 小林博次君。

○小林博次君 空洞化対策の問題について、気持ちはわかります。しかし、もうちょっと実態をきちっと調べた上で、理解した上で、その地域地域に生きるような有効な誘導政策のようなものを総合的に編み出してきてほしいと、こんなふうに要望しておきます。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩をいたします。

午後1時58分休憩

午後2時16分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告に従いまして質問をいたしますけれども、今議会最終の質問者でございまして、皆さん方連日お疲れでございますので、議員の皆さん方、適当に目を閉じていただいて結構でございます。理事者の方々はしばらく我慢をしていただきたいと思います。いずれにいたしましても、暫時おつき合いを願います。

最初に、四日市東インターチェンジの大規模開発についてであります。

本市は平成9年に市制100周年を迎えますが、この間、戦災なりあるいは風水害あるいは公害等々幾多の試練に見舞われましたけれども、そのたびに全市民が一丸となってこれを克服し、今や豊かな自然に恵まれ、かつ臨海部や内陸部の工業立地や中心部の商業機能の集積等、経済的活力にも比較的富んだ中部圏の一翼を担う中核都市として大きく発展をしております。しかし、我が国の人口のピークが2010年ごろに、また高齢化が2020年ごろにピークに達する等、今後の社会経済情勢を考えますと、本市の将来は決して明るいとはばかり言っておられないのでございます。全国の津々浦々に張りめぐらされました高速交通網や情報網の高度化、充実が進んでいく中、都市間の熾烈な競争が始まり、地方都市にとっては現在の力を保持し、高めていくことが非常に困難な時代が目前にやっけてまいっております。

私は、本市がこのような厳しい状況を乗り切り、現在の活力を維持、増進していくためには、人口の定住、増強対策の重要な柱の一つといたしまして、総合的かつ計画的な開発整備を効率的に推進していくべきだと考えております。幸いにも本市には多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想、いわゆる三重ハイテクプラネット21構想の重点整備地区に内陸部の鈴鹿山麓リサーチパークと鈴鹿山麓ハイブリッドスクエアが位置づけられておりますほか、東海環状自動車道や第2名神自動車道等の高規格の道路網が本市を包みこむ形で計画をされている等、好条件に恵まれております。今こそ、これらの好条件をフルに活用いたしまして、地域の特性を踏まえたかつ環境に十分配慮をいたしました開発計画を積極的に展開して、本市の活性化に努めていくべき時期であると考えております。

このような思いを念頭に置きながら、三重ハイテクプラネット21構想の重点整備地区であります鈴鹿山麓ハイブリッドスクエア区域内に計画をされておりますところの四日市東インターチェンジ周辺の大規模開発計画であります、いわゆるYOP21計画であります、当該計画区域は交通の

利便性がよいことから、従来から開発ポテンシャルが非常に高い場所でありましたけれども、土地所有者の合意形成を得ることが難しい等の理由でなかなか本格的な開発が実現しにくい状況が続いておりましたことはご承知のとおりであります。しかし、平成4年に民間開発業者8社、あとから6社になり、現在4社になっておりますけれども、共同開発計画YOP21計画の予備協議書が提出されたとお聞きし、早く念願の大規模開発が軌道に乗ることと熱い期待をいたしておったのであります。当該当地区は、大矢知、八郷、両地区にまたがる本市にとりましては数少ない残っておりますところの貴重な開発適地であります。本市や関係地区の将来の発展に寄与できる開発でなければなりませんし、周辺地区の道路や排水等の公共施設が十分に整備されていないことから、既成の地区の環境を十分に配慮した適切な開発であることも非常に重要なことであります。また、計画区域内には現在操業をやめておりますけれども、産業廃棄物処分場跡地の活用問題もあります。今回提出をされました予備協議のような大規模開発はこれらの諸問題をすべて解決することができる理想的な土地利用方策であると考えていたのであります。

しかし、予備協議書が提出されてから約3年を経過いたしましたけれども、まだ具体的な動きは何一つありません。バブル経済の崩壊後の厳しい経済状況なので、民間業者が積極的に事業を展開しにくい状況が続いていることは理解はできますけれども、だからといって、このまま計画だけで具体的な事業進展のない状態を続けていってよいとは思いません。土地所有者の中のかなりの方々がこの開発計画に貴重な土地を手放しまして協力を惜しまない意向を持っておみえになりますけれども、開発計画の話は聞こえてくるけれども、一向に具体的な進捗状況がないことから、地元関係者といたしましては、期待よりもむしろ不安が高まっている状況であります。ご承知のように、北勢バイパスの事業が進展しつつありますし、富田山城線の無料化の実現も近い時期であります。また、第2名神自動車道の

工事のつち音も聞けるのもそれほど遠い先ではありませんし、待望の公共下水道や都市水路事業が下流部から順調に延びてきている現状を考えますと、今この時期に四日市東インターチェンジ周辺地域の土地利用実現の方策を十分に検討し、後年に悔いを残さないようにしていきたい、これが私の願いであります。市の積極的な指導、支援を強く期待しているところでございます。

以上のような経緯と現状を踏まえまして、四日市東インターチェンジ周辺の開発について、次の数点お尋ねをいたします。

1点目は、市は当初の計画どおり民活による開発の意思があるのかどうか、本音をお聞きいたします。

2点目は、今は亡くなられましたけれども、東部長当時に指名をいたしました民間業者デベロッパーが当初8社、6社、4社と現在となっておりますが、この業者が本当に開発をやる気があるのかどうか、再確認をして、見直す必要があると思うがどうか。

3点目は、業者の見直しと同時に、公的な団体からデベロッパーとして参画させてはどうか。

4点目は、開発面積は約138haという広大な面積であります。この広大な面積を一度に工事を実施することは無理があると思いますので、他地区の開発でも行っておりますように、第1工区、第2工区、第3工区というように合意形成が得られ、熟度が高まった箇所から逐次開発していく方策の方が開発全体を促進することになると思うがどうか。

5点目は、開発協力関係者や地元民の中には産業廃棄物処理場跡地の利用状況を注目している方々がたくさんおります。したがって、垂坂平津線の道路の西方約88haをまず進めるべきであると思うがどうか。

6点目は、土地所有者の中には開発と区画整理とを混同している方々があるやに聞きます。これは市の開発に対する指導のまずさによるものと思われる。今までどのような指導をしてきたのか。開発と区画整理の区別

をこれからどのように指導していくつもりなのか、お尋ねをします。

以上、6点についてご答弁を願いますが、答弁を予測するに、考えますとか、検討しますというような言葉が出てくるやに考えますが、この問題は当時生まれた赤ちゃんが今ランドセルを抱えて学校に通っているというような年数を経ていますので、考えます、検討しますの答弁は一切要りません。イエスカノーの答弁でひとつよろしくお願いを申し上げます。

次に、人事院勧告についてであります。申すまでもなく、人事院勧告制度は労働者に認められましたところの労働3権、すなわち団結権、団体交渉権、争議権が、公務員にとりまして、争議権については制限をされていることから、その代償措置といたしまして導入された制度であります。公務員給与について、その適正さを維持するため、人事行政に関する専門的中立機関である人事院の判断にゆだねることとしているものであります。人事院勧告は法律上は国または地方公共団体を拘束するものではありませんけれども、制度の趣旨から十分に尊重されるべきものであります。過去におきまして、昭和57年度に一度だけ勧告が見送られた年度がありましたけれども、それ以外の年度においては勧告を尊重して完全実施を基本として対応してきていると私は理解をいたしております。

既にご承知のとおり、本年度の人事院勧告は、去る8月1日に人事院が国会と内閣に対しまして一般職国家公務員の平成7年度の給与については4月1日にさかのぼり平均0.9%引き上げるように勧告をいたしました。この勧告内容は、勧告制度が始まった昭和35年以降、最低の勧告率でありました昨年の1.18%を下回る史上最低の勧告率となっております。昨今の経済情勢なり民間の春闘相場を反映しての判断であると思っておりますので、その内容につきましては、とかくは申しませんが、さきに申しましたが、過去の例、人事院勧告の制度の趣旨に基づき、本年度についてもまだ政府、国会の決定がなされていないので若干早いかもしれませんが、市として完全実施をされると思っておりますが、ご所見をお尋ねいたします。

もう1点の質問は、本市に勤務をいたしますところの嘱託職員、臨時職員の待遇改善についてであります。

嘱託職員、臨時職員についての待遇改善は、ここ数年来、長期勤続に伴う加算額を初めといたしまして、給与額の引き上げを初め、退職金の見直し、有給休暇の改善など、理事者におきまして特段の努力を払っていただいております。そのご努力に対しましては敬意を払うものでございますが、しかしながら、嘱託職員、臨時職員には一般職員にある定期昇給はなく、人事院勧告による適用もない状態であります。ただ、人事院勧告を準用して見直しをしておるというように理解をいたしておりますが、反面、これらの職員の業務内容を見るに、特に嘱託職員については、一般職員に比べまして、その仕事ぶりはまさるとも決して劣らない職員がたくさんお見えになります。また、職場によりましては、制度上、土曜日、日曜日を休むことなく出勤いたしまして市民サービスに頑張っておりますことはご承知のとおりであります。ただ、OBの嘱託職員にありましては、年金との併給もありますし、比較的安定をしていると思われませんが、それ以外の嘱託職員、特に40代、50代のこれら職員につきましては、今回のような低率の改定率の年度にあつては、その準用では十分な給与改善にはならず、非常に厳しい環境にあると考えられます。

ちなみに、これら嘱託職員の給与は、月額15万円余でありまして、日額に直しましても1日5,000円余りであります。これらの状況を踏まえ、ぜひとも思い切った給与昇給についてさらなるご努力を強くお願いするところであります。理事者のご所見をお尋ねいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） ご質問のとおり、四日市東インター周辺の地域は三重ハイテクプラネット21構想の重点整備地区でございまして、鈴鹿山麓

ハイブリッドスクエアに指定されております。四日市オムニプラザ、略称 YOP でございますが、YOP21 計画は同重点整備地区内の大矢知、八郷両地区にまたがります約 140ha の区域を民間業者が共同で開発しようとする大規模計画であり、本市の策定いたしました土地利用構想、スパイラルタウン四日市構想と整合を図り各種の機能が相互に補完し合いながら発展する新しい都市づくりを目指した複合的な住宅開発でございます。本開発計画の経緯でございますが、四日市東インター周辺は東名阪自動車道や港湾流通機能拠点である霞ヶ浦地区と結ぶ富田山城線に隣接するなど、優れた交通結節機能を有することから、開発のポテンシャルが非常に高く、従来から数多くの開発計画が企画されておりました。特に平成元年から 3 年にかけて開発業者 8 社から予備協議が個々に提出されたところでございますが、開発区域が競合し、地元が混乱するような事態が生じたことから、8 業者に対して共同開発を市が指導したところでございます。この 8 業者が話し合いの結果、最終的に 6 業者で共同開発をしようというような趣旨が基本合意され、成立し、ここ平成 4 年 7 月に 6 社グループから新しい計画でございます四日市オムニプラザ、YOP21 計画、これは富田山城線から北側の区域でございます。この大規模開発予備協議が提出されたところでございます。その後、関係地区に計画の説明を行うなど、開発の実現に向かって検討してまいりましたが、バブル崩壊後の厳しい経済状況の中で共同開発は遅々として進展しないまま平成 5 年から 6 年にかけて、またこの 6 社のうちから 2 社が撤退するという厳しい状況が続いており、現在に至っておるわけでございます。そこで、残った 4 業者は新しいメンバーの参画も含め、共同開発の推進体制を整え、住民の皆さんとの協議に入りたい意向でございます。

一方、関係地区の状況でございますが、大矢知、八郷のうち、特に大矢知地区におきましては、土地開発委員会が発足いたしておりまして、体制づくりがなされております。また、土地所有者の意向を把握することが肝

要であるとの認識のもとに、委員会みずから地区内外の土地所有者に対しまして、開発に関する意向調査を実施されておるところでございます。市といたしましては、今後その結果をお聞かせ願って、協議検討を行い、開発に対する地元の方々の考え方を調整してまいりたいと思っております。

次に、本市の当該地域の開発に対する基本的な方針でございますが、まず第 1 に、民間主導型の開発であること。第 2 といたしまして、複合的な土地利用計画であること。第 3 といたしましては、既成市街地への影響が非常に大きいと考えておりますので、公共施設、特に道路や排水は周辺の施設と一体的に整備ができる開発であり、原則的にはミニ開発は抑制をしていく。第 4 番目といたしまして、大矢知、八郷の長年の懸案事項であります産業廃棄物処分場跡地利用も包含した開発であるということ等でございます。基本的には大規模一帯開発を誘導していく方針でございます。しかし、当該区域は積極的に土地利用を誘導していくべき地域でございますが、開発を進めていくためには、原則的には当該地域の土地所有者の意向がまず大事であり、関係する地区の皆さん方の考え方が重要であると認識をしております。今後土地開発委員会で行われております意向調査の結果を尊重しつつ、自治会を含む地域関係者の理解と熱意を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

そこで、まず第 1 点目の民活による開発についてでございますが、本地域は開発ポテンシャルが高いところから、今後とも民間主導型の開発を誘導してまいりたいと考えております。

第 2 点目の開発業者の見直しについてでございますが、さきに申しましたように、開発業者 8 社それぞれから開発区域が競合、事前協議が提出され、地元が混乱したということから、共同開発を指導したわけでございますが、結果 6 業者、バブル崩壊に伴って 2 社撤退で 4 業者ということで、現在協議中でございます。これらにつきまして積極的に取り組む意向のある業者を選定していかなければならないと考えておるところでございます。

す。

第3点目につきましては、第1点目にお答えいたしましたように、基本的には民間主導型の開発を指導していく方針でございます。

第4点目の工区を分け、順次開発していく点につきましては、基本的には一体開発を誘導していく方針には変わりはありませんけれども、現実的には100haを超える区域を一括開発することは非常に困難であることも十分認識をいたしております。そこで、本地域の抱えている諸条件、例えば既成市街地への影響を最小限に抑制するため、道路、排水等は周辺施設と一体に整備しなければならないなどの実情を勘案し、まず全体の開発計画とその推進方策を決定した上で、熟度の高まった区域から順次開発していく方法等の検討もしてまいり所存でございます。

また、第5点目の、まず垂坂平津線以西の区域から開発すべきであるのご意見についてでございますが、同区域には大矢知、八郷の長年の懸案事項の産業廃棄物処分場跡地利用問題があり、採算性も考慮しながら有効的な跡地活用を図った開発を積極的に推進していく区域であります。第4点目で申し上げましたように、本地域の特性を考えますと、土地所有者や大矢知、八郷、両地区の関係者の皆さんと十分に協議しながら、まず全体の開発計画の推進方策を見定めることが重要であり、その結果を踏まえて進めていかなければならないと考えております。

最後に、第6点目でございますが、意向調査を分析している土地開発委員会におきまして、さまざまな意見交換がなされているようであり、ご質問のように混同されている方々も見えるかもしれません。しかし、先ほどから申し上げておりますように、四日市オムニプラザ、YOP21計画は、開発許可制度による民間開発計画であり、その趣旨で業者を指導して今日に至っておるものでございます。本市といたしましては、今後とも関係者の指導と皆さんの理解と熱意の高揚を図り、開発誘導していく方針であります。

以上、ご質問の6点についてお答えをいたしました。本地域は有機的な交通結節機能を備えた数少ない貴重な土地であり、本市の将来を見据えた土地利用を図っていかなければなりません。しかし、北勢バイパスや富田山城線の無料化の進捗状況を考えますと、今後ミニ開発を凍結してスプロール化を防止し、適切な土地利用を誘導していくことがますます困難になってくることが予測されますことから、早急に開発方針を明確にしていかなければならないと考えております。しかし、土地利用を図るためには、原則としてまず土地所有者や関係地区の意向が尊重されるべきであります。幸いに現在、地区におきまして土地所有者の意向調査が行われておりますことから、その結果をお聞かせ願って、地区の皆さん方と一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、よろしくご協力とご理解をお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 総務部長。

（総務部長（小畑廣次君）登壇）

○総務部長（小畑廣次君） 第2点目の人事院勧告につきまして、2点ほど質問を受けておりますので、回答いたしたいと思います。

まず第1点目の人事院勧告でございますが、この制度の趣旨については今議員の方から申されましたとおりでございます。本年度におきましても8月1日、一般職の職員に関する法律の適用を受ける国家公務員を対象に、国家公務員の給与と民間の給与水準を均衡させることを基本といたしまして、給与について0.9%、平均3,097円の引き上げを勧告したところでございます。本市におきましても、独自に人事委員会を設けているところではございませんので、民間事業従事者の給与等を考慮いたしまして、定める職員の給与につきましては、従来から国の人事院勧告を尊重して、原則的に実施を前提として対処してきたところでございます。したがって、本年度におきましても、国会における動向があるわけでございますが、これまでのような形で対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願い

緊急申し入れでも、また、3月と6月の議会の質問でも、一刻を争って市がやるべき対策があるとして、幾つかの提言も含めて市当局にお示しをし、その着手を迫ってきたことは、市長初めよくご承知のことではありますが、例えば、市の公共建築物の耐震チェックとその補強策、これは直ちにやるべき対策の一つだと思うんですが、端的に申しまして、この市庁舎はどうか、さらに地区市民センター、そして避難所となる小中学校施設はどうか、老朽化している古い建築物も多くチェックが必要であります。私はすべて一挙になどは申しませんが、まず最も古いものから、とりあえず第1次分としてでも、この9月補正で対策費が計上されてしかるべきではなかったのかと申し上げたいわけです。

ちなみに、きょうから開会された県議会には、県のこの面での対策費が耐震調査費として保健福祉施設機関関係で7,400万円、教育施設費関係で4,200万円計上されていると聞いておりますし、昭和55年以前の施設チェックから早急に取り組むことが明らかにされています。本市でのこの面の対策費をつけていく点はどうか検討されたのか、お聞きをいたします。

次に、同じく総務費のうち、グローバル500賞受賞記念事業費850万円についてお聞きをいたします。私はこの850万円が受賞に伴う海外渡航費や記念式典やレセプション費などの全経費かと思っておりましたら、そうではないと、総額で1,900万円の支出になるということがわかりました。このうち約1,300万円ほどが受賞に伴う海外渡航費であり、また300万円が一晩のレセプション費用だと聞きました。市民感覚からすると、えらくこの二つで多額の費用をかけたもんだなという声が聞かれております。その点で、この2点を詳しく内訳をご説明いただきたい。

第4款衛生費に移ります。

保健衛生費に（仮称）三重北勢健康増進センター整備事業費が1億円計上されています。これは実施設計の予算ということですが、このセンター建設の中身は、8月21日の議員説明会でも一議論あったところであります。

その際、我が党の佐野議員から、この施設には応急診療所を組み込むべきだと申し上げたのですが、これから設計に取りかかるに当たって、その点はどう位置づけられたのか、お聞きをいたします。

○議長（野崎 洋君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 議案90号のうちの総務費、防災の関連についてお答えをいたしたいと思っております。

防災対策費、特に地震対策費につきましては、先ほどの阪神・淡路大震災の教訓を受けまして、本市においても防災対策について種々検討を重ねてきたところでございますが、地震災害に強いまちづくりのためには、地域の災害危険性を把握するための防災アセスメントの実施、あるいはまた地震被害想定の実施等は不可欠のものと考えているところでございまして、そういう意味におきまして、この予算の中でお願いをしているのは、防災アセスメント等は災害の誘因、素因、あるいは履歴、さらにはまた土地利用の変遷を考慮して総合的に、あるいはまた科学的に地域の危険性を把握する必要があるのではないかと、そういうことで、まず地震対策費の今お願いをしております補正予算については、この分をお願いしたところでございます。

さらに、ご指摘の1,000万円の事業費の問題でございまして、これにつきましては、機材、備品も含んで各センター等に配備をしたいと、こう考えているところでございまして、さらに今議会の方でも防災対策特別委員会を開いていただいておりますので、その中でもいろいろなご指摘、ご助言をいただいておりますので、これらの基本調査とともに、国の地震対策特別措置法を受けまして、地震防災緊急事業5カ年計画というのがございます。その中で、地震災害に強いまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） グローバル500賞の受賞に关します経費についてご説明申し上げます。

ご承知のように、グローバル500賞と申しますのは、国際連合環境計画、ユネップと言われておりますが、そのユネップから環境の保全及び改善の分野において功績のあった個人または団体に対して贈られるという大変名誉な賞でございます。この賞を本年度、日本では四日市市と市長にいただいたわけでございます。当然、本市の環境改善につきましては、これまで市民の皆様や企業の皆様など多くの関係者の方々の大変なご苦労やご努力があったから、このよい環境が取り戻せたわけでございまして、したがって、この受賞は確かに四日市市と市長が直接にはもらわれたものではございますが、本質的には市民みんながもらったと、こういうふうなことであろうと、そういうふうに市長も受賞のときにコメントをしておりましたが、そういうことであらうと思っております。したがって、そういうことを市民の皆様にも広く知って、ここまで来たぞという認識を持っていただくということで、その報告会とレセプションを開催いたしましたわけでございます。

確かに、まだ公害患者も残っておられますし、なお、これまでの経過にはいろいろ苦しい、非常につらい出来事もいろいろあったわけでございますが、少なくともここまで来たということについては、一つの評価をいただいたということでございますので、そのことにつきましては、きっちりと報告をさせていただいて、そのお披露目の式典をさせていただいたと、こういうことでございます。この式典にはユネップの方からリリア・カサノバという上級企画官ですとか、近藤次郎中央環境審議会の会長もお見えになりました。それから、環境庁、通産省、それから地元国会議員の皆さんですとか、四日市市民を代表しまして、もちろん本議会の方からもご参画をいただきましたし、地域の自治会、各種団体、この団体の中には四日

市公害認定患者の会、それから磯津公害患者の会の皆さんも同じように駆けつけていただきました。全部で約220名のご出席を賜ったところでございます。

ご質問の補正予算の内容ということでございますが、委員会の前でございますので、今度議案として上げさせていただいておるその内容だけにとどめて申し上げますと、表面的な要求金額でございまして、実質的な支出金額ではございませんが、旅費等で440万円、式典レセプションに要した経費として300万円、記念パンフレット作成経費として110万円というようなことで一応要求はさせていただいておりますが、実際にほかの経費を切り詰めて執行をいたしておりますので、そういった経費の細かな流用につきましては、委員会の中でまたご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのご質疑の衛生費に係る（仮称）三重北勢健康増進センターについてお答え申し上げます。

さきの議員説明会におきまして、塩浜緊急医療センターの利用実績をご報告させていただきましたが、今後の利用状況や周辺の医療機関の状況も踏まえながら、公害患者の会など関係機関と協議し、検討をしてみたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 地震対策費ですが、県の補正予算が一步先んじていることをご紹介します。市の対策はゆっくりしているというふうに私は思うんです。問題だと思えます。あの阪神大震災のような地震がこんなふうに語られている、1,000年に1回だとか、しばらくないと、これは専門家の方に言わせるとデマだと言うんです。そんなデマを信じてもらっちゃいかんということが神戸でも、あるいは四日市の職員の中でも聞いたことがあります。

ますが、神戸でも四日市でも流されているようですけれども、惑わされてはいかんと、専門家の一致したご見解は、兵庫にことしないとは断言できないと言われているわけです。四日市はまして東海大地震が必ず起きる地域の伊勢湾に生きているということですから、一刻を争って対策を組むという観点で関係委員会で議論していただきたい。

それから、グローバル500賞ですが、特にレセプションで1人1万円以上、220人で300万円の多額な飲み食い費を一晚で使ったと、これは昨日の佐野議員の接待行政を改めよという観点で一つお考えもいただきたいし、受賞を市民に返していくという仕事をもっとあったんじゃないかと、広報活動などであるんじゃないかというようなことも私は思います。その点を委員会でも議論を深めていただきたい。

それから、衛生費の、このセンターの件ですけれども、市長公室長も8月21日に塩浜病院の歴史的な経過を触れて、一つの医療のとりでとおっしゃって、私もそう思います。それだけに、この建設した施設の中に、応急診療所としての一定の役割を長期に果たすことができると考えるわけでありまして、この点をぜひ関係委員会でも審査を進めていただきたい。

以上、3点にわたって申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（野崎 洋君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 提案された議案のうち4点につきまして質疑をいたします。

第1点目は、議案第89号平成6年度四日市市水道事業決算認定についてお尋ねをいたします。

6年度決算では、差引資金残額が当初の財政計画よりも1億1,678万3,000円増の7億8,839万5,000円となっております。こうやってみますと、財政計画と今回の決算、これを比較いたしますと、幾つかの違いが出てきております。給水収益は財政計画と決算を比較いたしますと、2億6,198万3,000円の減となっております。ところが、支出の面では、1億8,098万

1,000円の減収となっているわけですけれども、収益的収支の差引損益では、財政計画よりも3,896万4,000円の減となっております。このように、給水収益の2億6,000万円余りの収益減と比較いたしますと、差し引き損益の影響が3,896万4,000円の減と、非常に小さくなっております。この中身を見ますと、支出の中で人件費で財政計画と比較いたしますと、8,396万4,000円少なくなっており、工事費では8,230万7,000円少なくなっております。あるいは支払い利息でも2,568万4,000円と少なくなっております。この三つだけでも支出分が財政計画と比較いたしますと、1億9,195万5,000円からの減収というのか、少なくなっておるわけでございます。また、前年度資金残高も財政計画よりも1億2,622万4,000円と多くなっております。この財政計画において、今申し上げましたように、人件費、工事費、支払利息の三つが少なくなっているわけですけれども、この三つの支出について、過大に見積もっていたのかどうか、あるいは工事費などにおいては、当然やるべき工事をやらなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、今回の決算を見て、今後の見通しについて、どう検討されたのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、議案第96号四日市市公共下水道条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

今回、公共下水道使用料が約26%余り値上げを提案されておりますが、今回、県が公共下水道工事に対して初めて補助金を出すようになったようではありますが、その額について、この財政計画の中に計算に入れられているのかどうか、また、その補助額は一体幾らなのかお尋ねをしたいと思います。

議案第98号工事請負契約の締結についてでございますが、小牧地区コミュニティ・プラント建設工事を12億5,248万円で熊谷組と契約しようとするものでありますが、総事業費は一体幾らなのか、また、このコミュニティ・

プラントの内容を教えてください、今後この方式が一般的に公共下水道がこない地域に導入されて普及されていくのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それと同時に、農業集落排水事業との違いについても教えてくださいと思います。

議案第108号委託協定の締結について、お尋ねをいたします。

日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事を日本下水道事業団と3億1,900万円で契約しようとするものでありますが、ご存じのように、日本下水道事業団は、業者だけでなく、事業団が主となって談合を行ってまいりました。なぜこのような問題のある日本下水道事業団に委託をするのか、お尋ねをいたしたいと思います。

二つ目には、このくらいの事業であれば、当然市の職員も十分能力があると思います。なぜ市が設計し、市が入札を行わないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（鎌田 悟君）登壇〕

○水道事業管理者（鎌田 悟君） 議案第89号平成6年度の水道事業決算に関しまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

現行の財政計画は、平成6年度から平成9年度までの4カ年間にわたります事業運営に必要な資金の確保を図るものでございますが、その初年度でございます平成6年度の決算は昨年夏の全国的な異常渇水によります節水あるいは経済状況の影響もございまして、料金収入といたしましては、財政計画に比べまして、ご発言ございましたように約2億余円の減収になったところでございます。しかしながら、収益的収支全体といたしましては、財政計画に比べまして若干の減少にとどまったところでございますが、財政計画策定時点との差につきましては、人件費、ご指摘ございましたが、変動要素がございました関係、あるいはまた、経費削減等の企業努

力もいたしまして、収益的収支全般といたしましては、約3,900万円の減少にとどまったというところでございます。本年度に入りましても、7月までの雨続きの状況もございましたし、配水量の伸びが非常に少のうございまして、財政への影響につきまして懸念をいたしておるところでございます。今後、見通しにつきましても、現在の経済環境の状況から見ますと、急速な展開が望めない状況でございます。自然的な影響を受けることも多うございますので、不透明な面もございませけれども、財政計画等、現在の予算執行につきまして十分留意しながら、健全財政の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 下水道部長。

〔下水道部長（馬淵貞夫君）登壇〕

○下水道部長（馬淵貞夫君） 初めに、議案第96号四日市市公共下水道条例の一部改正の議案質疑についてお答えします。

お尋ねの県費助成は下水道の普及率やジャンプアップ事業の県費助成制度でございますが、この制度は三重県の下水道普及を図るために各市町村の公共下水道事業の面整備に必要な単独事業費の投資に対しまして助成されるものでございます。助成の内容につきましては、過去の市単独事業の平均値を上回る今後の市単独事業の地方債の元利償還金に対しまして、市の財政力指数に応じた一定の率を乗じたものでございます。現在、国の第8次下水道整備5カ年計画の策定中でございまして、今後の投資事業について確定されておりませんので、今回の料金改定の歳入の中には反映しておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。しかしながら、国の第8次下水道整備5カ年計画の案に合わせて、今後市単独事業費が決定する中で県費助成制度を十分に活用してまいりたいと考えております。

次に、議案第108号委託協定の締結についての議案質疑にお答えいたします。

日本下水道事業団が発注する下水道処理施設の電気設備工事に関しまし

て、独占禁止法違反の行為が行われ、重電メーカー9社と事業団の元職員が関与していた事実があるとして、刑事告発がなされているなどの事件が発生したことは、まことに遺憾でございます。ご質問の事業団への委託の必要性については、下水道の設計、施工等については、高度の技術力が必要であります。特に終末処理場等の建設には、土木、建築、機械、電気等の各部門の専門知識を総合する必要があります。さらに、これらの建設事業は、下水道において設計工事の監督監理等は一定の専門的な資質を有する職員に行わせることを必要とする規定が設けられております。

また、市の実力でこれらの工事に対応できないかのご質問でございますが、臨時的業務量増大に対しまして、増員は困難であります。現在のところ、施設の更新、改築事業に全力を注いでおりまして、施設の建設に対応できる状況ではございません。しかしながら、施設建設に対応する技術力の向上に対しましては、研修会等への積極的な参加を図ってまいりたいと考えております。

日本下水道事業団では、再発防止はもとより、二度と疑惑を招くことが生じないよう本年8月1日の建設省特別監査結果に伴う建設大臣からの改善措置事項を踏まえ、具体的な改善策を作成いたしまして、既に実施に移しております。また、日本下水道事業団では、今後の委託事業の執行に万全を期しておりますことから、継続的な本工事につきましては、技術的に精通している当事業団に委託し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのコミュニティ・プラント建設工事についてお答え申し上げます。小牧町地内において実施しようとするコミュニティ・プラント建設工事は、厚生省所管の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条及び同法施行令21条に基づくし尿処理施設を建設する国庫

補助事業でございます。したがって、先ほどの農業集落を主とする農業集落排水とは異にしております。対象地域は北勢沿岸流域下水道北部処理区でございますので、下水道が布設されるまでまだまだ相当の年数を必要といたします。このことから、市といたしましては、同和対策事業の一環として、生活排水の改善を図る住環境整備事業として取り上げ、本年度より3カ年の計画で実施するものでございます。今般、当建設工事について12億5,248万円で請負契約者と仮契約を締結いたしましたので、この議会にお諮りをしている次第でございます。

それから、総事業費は約16億円で3カ年ということで考えております。よろしくご理解を願いたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 佐野光信君。

○佐野光信君 時間もございませんので、ぜひ今提起した幾つかの問題でございますので、関係委員会で審査をよろしく願います。

○議長（野崎 洋君） 藤岡アンリ君。

〔藤岡アンリ君登壇〕

○藤岡アンリ君 議案第111号快適環境都市宣言について質疑をいたします。

快適環境都市宣言についてお尋ねをいたしますが、市長、宣言の中に、市民、事業者、行政が一体となって、二度と公害を起こさないと決意のもと、こう述べられております。この宣言は、もう公害はなくなったから、これからも二度と公害を起こさないとということでしょうか、ご説明ください。

私は、この宣言文を読んだときに幾つかの疑問を持ちました。今から24年前、1972年7月24日、四日市公害ぜんそく訴訟、米本判決が出されまして、公害は行政と企業の責任ということが明らかになりました。行政も企業も裁かれたことをどう一体検討されるのか、公害をなくす施策をどう進めたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

公害はなくなったから、宣言をするのであれば、34年もたっていますけれども、34年たっても、今までのような施策では公害は依然として起きていることを、大気汚染測定結果から述べたいと思います。平成6年度の測定結果を見ますと、NO_x、窒素酸化物では、三重県の環境保全目標、これは年平均値で見ますと、磯津局とか美浜小学校局で0.04ppmをオーバーをしている、こういうふうに出ております。目標値が達成されていないことを示しているわけです。

ここで、それでは、目標値が0.04ppmを下回れば安全かといえば、パーフェクトな化学的裏づけはない。また、この0.04ppmという国の環境基準はもともと0.02ppm以下であったものを1978年に0.04ppmから0.06ppmゾーン内またはそれ以下と基準を甘くし、県も四日市もこれに準じていることも問題であります。これを日平均または1時間値の最大値で見ますと、測定値は驚くほど高濃度が記録されています。環境のよい四日市商業高校周辺で見ましても、日平均値が0.034ppm、1時間値の最大値が0.076ppmとなっています。年平均が低いからといって安心できる状態ではありません。このコンビナート企業が吐き出す公害のために、二十数年の長い間、言葉には尽くせないほどの苦しみを背負ってきた公害患者の方が快適環境都市宣言を一体どう受けとめられるかという問題です。公害患者数の推移を見ますと、1965年……。

○議長（野崎 洋君） 藤岡アンリ君に申し上げます。発言は議案質疑の範囲内にとどめられるよう注意いたします。

○藤岡アンリ君 公害認定制度ができて208名が認定をされていますが、その後、ずっと増えまして、そして1987年には四日市市長、そして三重県知事、楠町長が国に認定制度廃止に同意する意見書を提出して、公害患者の新規認定が廃止をされました。このように、それから認定がされないことによって、患者が少しずつ減ってきたんですけれども、認定しないから新しく患者が増えない、ぜんそくが治ったから……。

○議長（野崎 洋君） 藤岡アンリ君に再度申し上げます。発言は議案質疑の範囲内にとどめられるよう注意いたします。

○藤岡アンリ君 患者が減ったのでもない、このようなことから、ぜひともこの快適環境都市宣言というのは、公害はもうなくなったのだからと聞いたら、公害患者の皆さんは本当に大変だと思われるのではないのでしょうか。私は、そういう二つの疑問を持ったわけですから、これについてぜひとも説明をしていただきたいと思います。また、宣言の冒頭のさわやかな大気をこの四日市によみがえらせてから宣言を提案されるのが当然ではないか、こんなふうにも思います。

以上で発言を終わります。

○議長（野崎 洋君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 議案第111号快適環境都市宣言についてのご質疑に対して、ご答弁申し上げます。

快適環境都市宣言は、いわゆるご指摘いただきましたように、公害問題がなくなったから、この際、都市宣言をしよう、かような考え方のものでございませぬ。環境問題が複雑かつ多様化しております今日の状況の中で、まさに市民の皆さん、それから当然工場である事業者の皆さん、そしてまた、行政が一体となって積極的に環境を考え、自主的に問題解決に取り組むことによって、公害のない、自然と調和した快適な環境を保全または創造していこうと、こういうような観点で都市宣言を行うということでございます。今日まで公害裁判の判決以来、二十数年を経ておりますが、その間の努力というものにつきましては、また委員会の席でご説明を申し上げたいと、かように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 藤岡アンリ君。

○藤岡アンリ君 今、公害がなくなったからではない、こういう認識のもとにお答えがございましたので、この快適環境都市宣言というのは、私は

ほかの都市もずっと調べてみましたけれども、名張でこれと同じような宣言をしておりますけれども、名張と四日市では随分状況も違うと思うんです。やはり四日市は、公害の町であった、町である、そういうようなことを基本において、快適環境都市宣言というものが、やはり公害をなくしていくという立場できちんととらえられて、しかも行政や企業の責任もきちんと踏まえた上で、こういう宣言をされるというふうにしていただきたいと思えます。これまた、委員会の方でご討議をいただけたと思えますけれども、よろしくお願いをいたします。

○議長（野崎 洋君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

なお、議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）のうち、歳出第10款教育費第1項教育給務費につきましては、四日市大学学部増設対策特別委員会に付託いたしますので、ご了承願います。

○議長（野崎 洋君） 次に、9月11日までに受理いたしました請願は既にお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は明日午前10時から、四日市大学学部増設対策特別委員会は9月20日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

陳情につきましては、2件提出がありました。既にお手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（野崎 洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月26日午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時51分散会

会 議 録

第 5 日

（平成7年9月26日）

○議 事 日 程 第 5 号

平成 7 年 9 月 26 日 (火) 午後 2 時開議

- 第 1 議案第 88 号ないし議案第 111 号 …………… 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第 2 議案第 112 号 公平委員会委員の選任について…………… 説明・質疑
討論・採決
- 第 3 委員会報告第 4 号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第 4 発議第 13 号 中国、フランスの地下核実験に抗議し、
核兵器廃絶と恒久平和実現の働きかけを求める意見書
の提出について …………… 説明・質疑
討論・採決
- 第 5 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 谷 茂 生

小川政人
 葛山久人
 川口洋二
 川村幸康
 久保博正
 桑原勇
 小林博次
 笹岡秀太郎
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武行
 田中俊睦
 谷口廣馬
 土井数正
 豊田忠二
 中森慎夫
 南部忠洋
 野崎茂
 橋本昭雄
 長谷川善元
 濱口記平
 日置浩治
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 藤原まゆみ
 古市元一

益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

○出席議事説明者

市助	長役	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
収	入	奥山武助
港	湾	栗本春樹
調	審	梅木勇二
市	議	須原賢治
計	整	佐々木龍夫
画	室	川畑義之
推	長	小畑廣次
進	部	野呂和雄
部	長	南部美次
務	長	米津正夫
政	長	赤塚宗信
財	長	玉置泰生
市	長	西田喜大
保	長	矢田禎雄
健	長	馬淵貞夫
福	長	島村隆一
祉	長	谷口淳
部	長	鎌田悟
商	長	
工	長	
部	長	
農	長	
林	長	
水	長	
産	長	
部	長	
環	長	
境	長	
部	長	
都	長	
市	長	
計	長	
画	長	
部	長	
建	長	
設	長	
部	長	
下	長	
水	長	
道	長	
部	長	
消	長	
防	長	
長	長	
病	長	
院	長	
事	長	
務	長	
長	長	
水	長	
道	長	
事	長	
業	長	
管	長	
理	長	
者	長	

教 育 長 丹 羽 武

代 表 監 査 委 員 長 谷 川 昭 彦

○出席事務局職員

事 務 局 長 有 竹 正 宏
次 長 兼 議 事 課 長 伊 藤 千 秋
議 事 係 長 井 上 紀 久 夫
主 事 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午後2時1分開議

○議長（野崎 洋君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は41名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 議案第88号ないし議案第111号

○議長（野崎 洋君） 日程第1、議案第88号平成6年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第111号快適環境都市宣言についての24件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いをいたします。

石川勝彦君。

〔総務委員長（石川勝彦君）登壇〕

○総務委員長（石川勝彦君） 総務委員会に付託されました関係議案につ

きまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入につきましては、別段異議はありませんでした。

歳出につきましては、第2款総務費において、通学路の整備等のため交通安全施設等整備事業費が計上されておりますが、今後とも他部局、関係機関との緊密な連携のもと、歩道を初めとした通学路の整備に努め、児童、生徒の安全確保に万全を期するよう強く要望いたしました。

また、議案に関連して、依然、交通事故が後を絶たない状況から、今後ともより一層の交通安全思想の普及啓発に努めていくよう要望いたしました。

なお、一部委員から、グローバル500賞受賞の披露式典等の経費支出について反対意見がありました。

第4款衛生費の関係部分につきましては、別段異議はありませんでした。

第8款土木費のうち、第4項港湾費につきましても、別段異議はありませんでした。

同じく土木費のうち、第5項都市計画費の関係部分につきましては、中央通り街路整備事業費の追加計上であり、現在進められている地下駐車場の整備にあわせて、街路の整備を順次行おうとするものであります。

当委員会といたしましては、中央通りは本市の玄関口であり、多くの人と車が集まることから、交通安全対策、交通渋滞対策等について、バス停の位置、信号機の設置等に配慮するなど、関係部局、関係機関と緊密な連携をとりながら、利用者の利便性の向上に努めていくよう要望いたしましたほか、地下駐車場出入り口、駅前広場の整備計画等を含めた中央通り全体の整備構想を示すよう要望いたしました。

第9款消防費につきましては、消防本部指令装置改修工事の入札差金に

よる減額について当初予算額との開きが大きいことから、理事者の説明を求めたところであります。

理事者からは、「今回の改修工事に際しては、財団法人日本消防設備安全センターに見積もりを依頼するなどして、平成7年度当初予算として3億8,100万円を計上していたところであるが、指名競争入札の結果、業者間の競合等により2億7,810万円で落札され、1億円余の入札差金が生じたところである」との説明がありました。

当委員会といたしましては、今回の減額補正は経費削減の面からは好ましいことではありますが、工事の施工に当たっては、当初計画どおりの工事内容の質の確保に向けて、管理監督に万全を期するよう要望いたしました。

また、一部委員から、消防分団車庫の移転について今回の移転が駐在所の移転によるものであることから、関係当局に対しても応分の負担を求めていくべきとの反対意見がありました。

第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第91号平成7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第94号四日市市職員賞じゆつ金条例の一部改正について、及び議案第95号四日市市消防団員賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部改正についての、以上の3議案につきましても、別段異議はありませんでした。

議案第107号につきましては、消防緊急通信指令施設の設置について、指名競争入札により工事請負契約を締結しようとするものでありますが、業者間の入札金額に大きな開きがあることから、理事者の説明を求めたところであります。

理事者からは、「今回の落札価格は、入札前に設定した最低制限価格を上回るものであり、異常なダンピングとは考えられず、また、落札業者は資本規模も大きく、他市においても数多くの実績がある業者であり、工事

内容の質の確保もできるものと判断し、契約を締結しようとするものである」との説明があり、先ほどの議案第90号の中でも申し述べましたように、工事の施工に当たっては、管理監督に万全を期するよう要望し、これを了としたところであります。

議案第109号公有水面の埋立てに係る意見について及び議案第110号字の区域の変更につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第111号快適環境都市宣言についてであります。本件は、地球的な視野に立ち、良好な環境の保全と創造を図ることを目的として、快適環境都市宣言を行おうとするものでありますが、環境行政は市行政全般にわたることから、関係部局が一丸となって取り組んでいくとともに、開発と自然環境の保護との調和、窒素酸化物の削減等、行政、市民、事業者が一体となって総合的な環境行政の推進を図っていくよう要望いたしました。

また、当宣言は、これまでの公害のまちとしての本市のイメージを払拭していく絶好の機会ともなることから、今回の宣言を契機に、本市のPRに向けて積極的な取り組みを行っていくよう要望いたしました。

なお、一部委員から、当宣言は時期尚早であるとの反対意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（野崎 洋君） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

土井数馬君。

〔教育民生委員長（土井数馬君）登壇〕

○教育民生委員長（土井数馬君） それでは、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会におけます審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分のうち、歳出第3款民生費についてであります。

第1項社会福祉費のうち、福祉施策調査研究費につきましては、西南総合福祉センター改築のための基本構想を策定しようとするものでありますが、当施設は市街地から離れた場所に立地していることに加え、施設規模や設備内容も十分ではなく、高齢者の利用や敷地面積等を考えた場合、現在地での再整備は不適当ではないのか、そういった意見も出されましたことから、移転も含めた施設整備の方向性について理事者の考えをたじたのであります。

理事者からは、「当施設は年間で約2万人の利用があり、高齢者以外にも各種サークル活動などに使われている。基本構想の策定については、現在の利用者のニーズなども含めて総合的に判断するものであり、移転は困難な状況であると思われるが、検討課題の一つとして調査していきたい。施設整備についても、高齢者を初め多くの市民が利用しやすい施設となるよう福祉機能の充実に積極的に取り組んでいきたい」との説明がありました。

当委員会は総合福祉センターの名にふさわしい、幅広い市民が利用できる施設整備に向けて、立地、設備内容等について十分な調査検討を行い、その実現に努めるよう強く要望するとともに、基本構想が策定された段階で当委員会に報告するよう求めた上で、これを了としました。

また、施設整備を進めるに当たりましては、当施設を活動拠点としている障害者団体等と十分な話し合いを行っていくべきとの意見がありました。

民間社会福祉施設等整備助成事業費につきましては、本年7月に社会福祉法人四日市福祉会が開設した精神薄弱者更生施設に対する建設費補助であります。今後同様のケースの場合には法人認可の際の県の経営分析だけに頼るのではなく、設置主体について市としても十分な分析を行うべきとの意見がありました。

また、議案に関連しまして、今後障害者施設でのショートステイ機能の充実を図るとともに、デイサービス事業の実施により、施設職員が地域コーディネーターの役割を果たすよう指導すべきとの意見がありました。

第2項児童福祉費につきましては、地方版エンゼルプランの策定に関連をして、少子化傾向が進む中で、子育てのための経済的負担を軽減する観点から、保育料の減額に努めるべきとの意見がありました。

次に、歳出第4款衛生費のうち、第1項保健衛生費中、保健センター関係部分についてであります。

（仮称）三重北勢健康増進センターにつきましては、過去の特別委員会の調査研究の過程で出された提言や議員説明会での指摘、要望事項を踏まえたトータルな施設整備を図るとともに、建設費の負担割合、用地の取り扱い、管理形態等について、本市の意見が十分に反映されるよう引き続き県との協議に積極的に取り組んでいくことが強く求められるところであります。

当施設では健常者のための医学的検査及び体力測定に基づく健康増進機能のほか、軽度の中途障害者等を対象とする身体機能を維持、回復するためのスペースについても整備が計画をされていますが、議案に関連して、障害児を対象とした機能訓練施設の早期設置を求める意見がありました。

また、一部委員から、公害患者の地元での医療を確保する観点から、緊急医療センターを入れた施設にすべきとの意見がありました。

次に、歳出第10款教育費の関係部分についてであります。

本市には数多くの有形、無形の文化財が存在しており、本市の歴史や風俗を物語る貴重な文化遺産として保存、伝承が求められているところであります。

しかし、地域によっては、高齢化や人口減少に伴い、文化財の維持管理の負担が大きくなっていることから、市の指定文化財の補修費用に対する助成拡充を検討するとともに、地域に根づいた文化を保護、育成する観点

から、指定を受けていない文化財や民俗芸能についても助成対象に含めることを検討するなど、より積極的な支援を行っていくよう要望いたしました。

また、議案に関連をいたしまして、開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査について、発掘に要する費用が開発者負担となっていることから、発掘調査費の助成についても検討すべきとの意見がありました。

このほか、移動天文車の利用について、積極的なPRを行っていくべきとの意見がありました。

議案第98号工事請負契約の締結につきましては、小牧地区コミュニティ・プラント建設工事に係る請負契約の締結議案であります。

本件については、既に地元住民に対し、工事概要の説明を行い、工事に対する理解と協力を求めたところでありますが、今後はより早い時期に説明を行うべきとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託をされました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（野崎 洋君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

日置記平君。

〔産業公営企業委員長（日置記平君）登壇〕

○産業公営企業委員長（日置記平君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第88号平成6年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

平成6年度事業におきましては、事業収益124億8,584万1,332円、事業費用128億8,532万5,267円、差し引き3億9,948万3,945円の当年度純損失

を生じております。

理事者からは、「平成6年度事業においては、入院、外来患者数ともに、若干減少したものの、医療の高度化に伴う診療単価の伸びもあって、事業収益は5年度に比べ増収となったところであるが、高速画像処理システム等最新鋭医療用機器の導入や外壁の整備に加え、人件費を初めとする義務的経費の増高により、純損失を生じた。また、国の医療費抑制策のもと、診療報酬の改定率が低率にとどまったことや、医療費については消費税が非課税とされている中、医薬品等の購入に際しては、相応の消費税負担を余儀なくされることもその要因の一つに挙げられる」との説明がありました。

当委員会は、本議案の審査に当たっては、病院長の出席のもと、広く医療現場の声を含めて、種々議論を行ったところでありますが、前年度を上回る純損失を計上するなど、病院事業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、消費税非課税による影響や国の一般会計繰入基準をも考慮しながら、一般会計と公営企業会計との負担の適正化について、さらに検討を加えていくとともに、事務事業の効率化により、時間外勤務手当の削減に努めるなど、経営基盤の安定に向け、なお一層の取り組みを行うよう指摘いたしました。

また、昨今の医療の高度化、医療ニーズの多様化に適切に対応していくため、医師の採用に際しては、従来にも増してその資質を勘案し、優秀な医療スタッフの確保に努めるとともに、医師研修をさらに充実させていくなど、医療サービスの向上にも十分意を用いるよう指摘いたしました。

そのほか、病院建物の総合管理業務委託について、地元業者に特段の配慮を行うべきとの意見があったほか、減価償却費計算方法の定率法への移行、震災時におけるマニュアル策定について、意見がありました。

次に、議案第89号平成6年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

平成6年度決算は、事業収益80億3,354万1,314円、事業費用72億8,645万6,589円、差し引き7億4,708万4,725円の当年度純利益が生じております。

理事者からは、「平成6年度事業においては、事業収益の大宗を占める水道料金収入において、給水戸数の伸びが見られたことや、本年度からの料金改定により利益が生じた。しかしながら、本年の全国的な異常渇水による節水と先行き不透明な昨今の経済状況の影響もあって、財政計画どおりに料金収入の伸びが見られず、厳しい財政事情となっている」との説明がありました。

当委員会といたしましては、今後の水需要についても、経済の急速な好転が望めない中、天候による自然的条件にも影響を受けることもあって、当初の計画量を見込めず、平成12年度を目標年度とする第4期拡張事業の円滑な事業の執行にも支障を来すことが懸念されることから、今後とも経営基盤の安定を図る上で、三重用水にかかわる受水費軽減に向け、関係機関に対する働きかけを引き続き強力に行っていくよう指摘いたしました。

また、配水管の移設等受託工事に際しては、下水道整備計画等今後の工事計画の綿密な把握のもとに、その執行に努めるとともに、職員の時間外勤務手当削減の方策について検討を行うなど、効率的な企業経営にも十分意を配するよう指摘いたしました。

あわせて、さきの市立四日市病院事業決算に対する指摘事項と同様に、水道事業会計においても一般会計と公営企業会計との負担の適正化について検討を重ねていくとともに、職員の年齢構成に基づく計画的な退職引当金の積み立てに努めるなど、長期的な展望に立った財政基盤の確立に向けて、なお一層の努力を払うよう指摘した次第であります。

そのほか、給水工事にかかわる路面復旧に際しては、関係部との連携を図りながら、その工事に万全を期すべきとの強い意見があったほか、未給水家庭の対応、国の一般会計繰入基準の拡充、給水工事業者組合のあり方

について意見がありました。

なお、本件につきましては、一部委員から反対意見がありました。

次に、議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分のうち、まず歳出第6款農林水産業費についてであります。

今回の補正の主な内容は、国、県の補助事業の確定に合わせたものでありますが、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意による農産物輸入の増大や本年11月には新食糧法が施行されるなど、農業を取り巻く環境に大きな変化が見られる中で、本市農業の一層の振興を図っていくため、地域農業の中核的担い手となる農業後継者の育成、確保に特段の取り組みを行うよう要望いたしました。

歳出第7款商工費につきましては、中小企業振興資金貸付金の追加計上及び輸出関連等円高対策資金保証料補給金等の計上であります。依然として景気の動向が弱含みで推移している中、今後ともあらゆる機会を通じて、当制度の積極的なPRに努めていくよう要望いたしました。

また、議案に関連して、本市の代表的な地場産業である萬古焼の円滑な内需転換を図るため、その販路開拓になお一層の取り組みを行うよう要望いたしました。

歳出第14款第1項農林水産施設災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも認定及び原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 次に、建設委員長にお願いします。

中森慎二君。

〔建設委員長（中森慎二君）登壇〕

○建設委員長（中森慎二君） それでは、建設委員会に付託をされました

関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の歳出第8款土木費の関係部分についてであります。

第2項道路橋梁費につきましては、豊かでゆとりのある社会の実現の一環として、人にやさしい道づくりを基本理念とする公共施設整備事業が推進されておりますが、高齢化社会の到来に対応するとともに、交通安全対策を図るため、橋梁整備にあたっては、その形状に十分配慮すべきとの意見がありました。

また、道路整備工事完了後の早期供用開始及び民間の開発行為に付随して行われる住宅宅地開発関連道路整備促進事業に係る市の費用負担の軽減について、意見がありました。

次に、第3項河川費についてであります。身近な水辺環境の再生を図ろうとする堀川菖蒲園整備事業につきましては、本市で初めての本格的な菖蒲園の整備であり、整備後の維持管理を地元住民が行うなど地域社会づくり推進の上で大いに期待されることから、住民主導による実施体制を充実強化するため、行政の支援体制についても万全を期すよう要望いたしました。

また、当事業の継続性を担保するため、その執行に当たっては、国からの予算の裏づけによる財源の確保に努め、一貫性のある創意工夫を凝らした整備を実施するよう要望いたしました。

第5項都市計画費の関係部分につきましては、南部丘陵公園や垂坂公園など、豊かな自然と調和のとれた魅力ある公園づくりが進められているところでありますが、公園本来の機能整備とあわせて、周辺施設の環境整備や交通安全対策にも配慮するなど他部局との連携を一層密にし、市民が真に利用しやすい利用者の観点に立った総合的な整備に努めるよう要望いたしました。

近鉄四日市駅北口ふれあいモール改修事業につきましては、市民が集い、憩えるスペースの確保や活用方法について意見があったほか、駐車場案内システムの今後の整備指針について意見がありました。

第6項公共下水道費及び第7項都市下水道費につきましては、別段異議はありませんでした。

第8項住宅費につきましては、モータリゼーションの進展に伴い、一家に1台は乗用車を保有している現状や、また良質な住宅及び居住環境の形成を図る観点から、今後の市営住宅の整備に当たっては、駐車場やふろがまの設置を住宅と一体的に整備すべきとの意見がありました。

歳出第14款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

なお、当委員会は現在既に年度の半分が経過をしようとしており、今回の補正予算においても相当額が計上されていることから、今後の予算の執行及び工事の進捗においては、特段の努力を払うよう要望いたしました。

議案第92号平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）及び議案第93号平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第96号四日市市公共下水道条例の一部改正につきましては、公共下水道事業の一層の推進を図るため、下水道使用料について負担の適正化を図ろうとするものであります。

理事者からは、「下水道整備は都市の基盤整備であるとともに、住民からの整備要望も非常に強いものがあり、重点的に整備を行わなければならないところであるが、下水道事業には多額の費用を必要とすることから、その財源確保が重要な課題となっている。汚水に係る維持管理費相当額は100%使用料収入で賄い、資本費についても対象経費の一部を徴収しているものの、充足率が低下し、一般会計からの繰り入れに頼っており、市財政にも大きな負担となっているのが現状である。こうしたことから、使用

料算定期間を3カ年とし、負担の公平と健全な財政運営を図るとともに、資本費の充足率を高めるため、平成8年1月から、平均26.3%の値上げ改定を行おうとするものである。今回の改定により、標準的な一般家庭において1カ月30㎡を使用した場合、現行の2,120円が2,670円となり、1カ月で550円の負担増となる」との説明がありました。

また、一部委員の「料金改定の時期を延伸してはどうか」との意見に対しましては、理事者から、「污水整備費の財源として借り入れた地方債の増加に伴い、その元利償還金である資本費も膨張してきている。また、昨今の経済情勢や天候不順などで使用水量が伸びず、資本費の回収率が低下し、平成7年度末には約6.3%にとどまるとの予想がされていることから、一刻も早い改定を行いたい」との説明がありました。

当委員会は料金の改定による市民生活への影響が大きいことにかんがみ、下水道使用料と浄化槽及びし尿くみ取り料金との比較あるいは近隣他都市の下水道使用料との比較などを初め、污水处理経費に対する今後の課題のほか、資本費充当率等について慎重に検討を行ったところでありますが、公共下水道特別会計の健全化を図るとともに、公共下水道事業の一層の整備を推進するため、利用者に応分の負担を求めることはやむを得ないとの観点から、今回の下水道使用料の改定を了とした次第であります。

また、当委員会は、下水道使用料の改定と今後の公共下水道の整備推進を図るには、市民の理解と協力を得ることが何よりも肝要であると考え、また改定時期も迫っていることから、料金改定に至った経過と、その改定内容、理由などについてわかりやすい資料の作成に努め、広報やパンフレットなどを通じて、早急に市民に対しPRしていくよう強く要望いたしました。

さらに、本市の水洗化可能区域における接続戸数割合をあらわす水洗化率は82.2%で、残り17.8%に当たる6,162戸の家屋が未接続であり、このうち接続義務期間の3年を経過した戸数が約2,400戸存在しております。

水洗化率の向上は投下資本の早期回収による経営の健全化並びに資本費の回収にもつながることから、今後水洗化率の向上を強力に推し進めていくことが有効な手法と考えられます。このため、未水洗化の原因究明に努めるとともに、助成制度の拡充を図るなど、より実効性を備えた施策の構築に向けて積極的に取り組むよう要望いたしました。

議案第97号市道路線の認定につきましては、現況を正確に把握した上で、より充実した委員会審査を行うため、今後関係議案には最新の図面を添付してしていくよう強く求めたところであります。

議案第99号ないし議案第106号工事請負契約の締結についての8議案につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第108号委託協定の締結につきましては、日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事を日本下水道事業団に委託しようとするものであります。

理事者からは、「先ごろ日本下水道事業団が発注する工事に関して、刑事告発がなされるなど、事件が発生したことはまことに遺憾である。しかしながら、本件は一連の継続委託事業であり、事業団内部においては再発防止とともに具体的な改善策を作成し、既に行っていることから、技術的に精通している当事業団に委託し、事業の推進を図りたい」との説明があり、当委員会はこれを了とした次第であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（野崎 洋君） 次に、四日市大学学部増設対策特別委員長にお願いいたします。

田中 武君。

〔四日市大学学部増設対策特別委員長（田中 武君）登壇〕

○四日市大学学部増設対策特別委員長（田中 武君） 四日市大学学部増設対策特別委員会に付託されました議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、歳出第10款教育費第1項教育総務費についての当委員会の審査の経過と結果並びに、これに関連する調査研究の結果をご報告申し上げます。

県下随一の人口の規模を持ち、産業と文化の両面にわたって、バランスのとれた総合産業都市を目指す四日市市にとって、高等教育・試験研究機関の設置は必須の要件であり、特に学術文化の面でリードしていく4年制大学の設置は市民を初め各界各層の長年の願いでありました。このような本市の要請を受けて、文部省の指導のもとに新しい設置形態であった公私協力方式の先駆けとして、昭和63年4月に既存の学校法人暁学園を经营主体とする四日市大学が経済学部だけの単科大学として開学されたのであります。その後7年余の年月が経過し、この間に1,400人を超える卒業生が送り出されてまいりました。また、かねてから本市の個性を生かした特色のある学部の増設が懸案となっておりましたが、今年度に入り、四日市大学が（仮称）環境情報学部の設置構想の取りまとめを行い、学部増設に向けた取り組みが具体化してきたことから、去る6月定例会において、当特別委員会が設置されました。そして、（仮称）環境情報学部の増設にかかわる問題全般について4回の委員会を開いて集中的に論議するとともに、久喜市・東京理科大学と藤沢市・慶応義塾大学の視察も実施し、他地域における大学と地方公共団体とのかわり方や先進大学の実情を調査してまいりました。あわせて、大学関係者の出席を求めて協議会を開催し、学部増設という一つの大きな節目に当たって、新学部の将来と地域との関係に関する基本的な考え方を確認したところであります。

それでは、まず、当委員会が論議いたしました四日市大学の学部増設に係る主な課題についてご報告をいたします。

まず最初に、大学設置による本市並びに周辺地域への波及効果について

であります。学部増設実現後の大学設置による本市並びに周辺地域への波及効果としては、計算上ではありますが、学生の生活費を中心として毎年18億円余に上る経済的波及効果に加えて、四日市市のイメージアップにつながり、新しい都市型文化が創出されるなどの効果も期待できるのであります。したがって、求められている支援の評価については、新学部の設置を長期的な視点でとらえながら、本市並びに周辺地域にもたらす波及効果を勘案し、いわば将来への投資として長い目で見守っていく必要があると考えるものであります。

次に、新学部設置の必要性についてであります。今、大学は冬の時代と言われています。18歳人口は1992年の205万人をピークに、年々減少を続けており、全国の大学では優秀な学生の確保に向けて文字どおり生き残りをかけた激しい競争が繰り広げられています。委員からは、大学経営が楽観を許さないこの時期に、新学部を設置するのは大きな冒険ではないかとの意見も出されたのでありますが、四日市大学の関係者からは「入学試験の応募者もかなりの数に上っており、現在のところ、財政面での不安はないが、1学年の定員が少ないことに加えて、経済学部というポピュラーな単科大学では、いずれ財政的に苦しくなることが予想され、生き残りのためにも、新学部設置による定員増が必要である。また、この機会を逃すと学部増設がますます難しくなると思われるので、大学財政が安定しているうちに将来を見据えた対策を講じる必要がある。環境情報学部は全国でも2番目という数少ない学部であり、しかも、本市のアイデンティティを生かした特色のある学部なので、経済学部以上の応募者が見込まれ、財政面での安定化に寄与するとともに、四日市大学の全体的なレベルアップにもつながると確信している」との説明がありました。

当委員会は、本市並びに四日市大学の将来を展望するとき、今後学部の増設がますます困難になる中で、将来性のある新学部を設置して今後の大学をめぐる厳しい情勢を乗り越えるとともに、さらに一層の発展を図ろう

とする大学側の姿勢を理解し、魅力にあふれた新学部の設置に向けて格段の努力を重ねていくよう要望いたしました。

次に、新学部の将来性についてであります。大学経営が極めて困難な時代に新学部を設置するからには、大学発展の柱となるような将来性のある学部にしていく必要があります。この問題に関連して、当委員会は、先進の慶応義塾大学の現状を視察してまいりました。同大学の環境情報学部は、今春2回目の卒業生を社会に送り出したところではありますが、確かな学部運営の基本理念と、立派な指導教官、意欲にあふれる大勢の学生が集まり、将来の発展についても十分期待できる様子がうかがえました。四日市大学で計画されている新学部、(仮称)環境情報学部は、環境問題を地球環境、社会環境、メディア環境の三つの側面からとらえ、地球上のすべての環境を視野に入れて解決していく幅広くバランスのとれた人材の育成を目指しています。そして、先進の慶応義塾大学の優れたところ、学ぶべきところは積極的に取り入れながら、その上に四日市公害を契機として、環境改善へのたゆみない努力を続けてきた四日市市の独自性を加味し、情報処理を基礎的手段として、問題の発見から解決に至るまでのプロセスを総合的にとらえることのできる人材の育成を目標としています。この目標が実現できるかどうかは大学運営の責任者の持つ基本理念と指導体制によるところが極めて大きいと思われるところから、さきの協議会の中心的話題の一つとして、その考え方を確かめたのであります。協議会では、これらの点について、大学関係者の新学部設置にかける熱意を十分感じ取ることができ、またこのような理念に基づいて育成した人材は社会のニーズにも合致した人材でもあると思われ、厳しい状況の中ではありますが、今後の懸命の努力によって、新学部の持つ将来性は大いに期待できるものであると考えられます。

次に、四日市大学を名実ともに四日市の大学としていくための方策についてであります。地方公共団体と私立学校法人とが協力して大学を設置す

る公私協力方式は、私学であることの特性と、本市のバックアップから生まれる公的性格を兼ね備えたものとして、開学当初大きな注目を集めました。しかし、今後四日市大学をより一層公私協力の実を上げ、地域とともに発展していく大学としていくためには、日ごろから大学と市とのコミュニケーションをより一層緊密化していく必要があります、その具体的方法として、既に設置されている四日市大学運営協議会をさらに充実させていくことを強く求めました。この結果、理事者から、第1には協議会において論議する事項を合意事項、協議事項、報告事項に分けて整理する。二つには市、市議会及び暁学園選出委員数をそれぞれ同数とする。第3には、同協議会の幹事会についても、より実務的な問題を協議できるようにするために、構成メンバーを変更する等を骨子とした改正案が示され、当委員会はこの改正案を了といたしました。

また、四日市大学と周辺地域が一体となったまちづくりを進めていくことが四日市市のさらなる発展につながるとの観点から、大学周辺の環境整備により一層努めていくべきであると考えられるものであります。

次に、地域住民や市民により開かれた大学としていくための方策についてであります。四日市大学においては、これまで公開講座の実施、大学施設の開放、各種審議会等への教員の参画などを通じて、地域住民や市民に開かれた大学としていくための努力が払われてきましたが、必ずしも十分に地域に開かれた大学とは言いがたいものであります。しかし、先ごろ完成した図書館機能を超えた情報基地としての四日市大学情報センターを初めとして、今後順次整備される予定の施設や学内ネットワーク、インターネットで得た情報についても広く市民に開放していくとのことでありより一層地域に密着した開かれた大学としていくことは、生涯学習環境の整備充実を求める市民の声に積極的にこたえるものとして評価するものであり、来るべき21世紀に向けて、マルチメディアを有効に活用するための条件整備について、今後大学側とも十分協議を重ねていく必要があると考

えるものであります。

このように、一步一步地域への貢献が改善されていく中で、大学周辺の住民から、下宿生のごみの出し方や学生が所有する自動車の駐車問題など、社会人としてのモラルの向上を求める苦情が寄せられていることは大変残念なことであり、このような周辺地域の問題をないがしろにして、開かれた大学を語ることはできません。

そこで、当委員会は、一つには、大学による学生の生活面での指導をより一層強化する。二つには、四日市大学と大学の近接地域の住民とがコミュニケーションの場を持つことを強く求めたのであります。このような当委員会の意向を受けて、理事者からは、「大学による学生の生活面での指導をより一層強化するとともに、四日市大学側のトップと近接住民で構成する連絡調整会議を新設したい」との説明があり、これを了といたしました。

また、協議会の場においては、大学関係者からこれまで学生に対する指導が不足していたことに対する率直な反省や今後地域の人々とのコミュニケーションを重ねていきたいと決意を確かめたのであります。

次に、学部増設に必要な費用の総額についてであります。新学部設置に伴う校舎建設費、情報センター建設費、土地購入費、学部増設関連諸経費は、総額30億円に上る見込みであります。文部省の審査の過程で教員の増員等を求められる可能性も残しております。この学部増設に必要な費用の総額30億円について、その節減のための努力が十分行われたものであるかどうかをただしたのでありますが、理事者からは、「何回も協議を重ねて節減できるものは節減する努力を行ってきており、類似施設への支出状況と比較しても、十分な検討と努力を加えた結果であると思われる」との説明があり、これを了といたしました。

次に、大学を誘致する際の他都市における地元自治体の支援についてであります。平成5年4月に開校した東京理科大学経営学部の場合、地元自治体である久喜市が土地取得費相当分として30億円を補助したほか、大学

周辺の道路、下水道整備に要した経費も含めると総額で約50億円に上ることでありました。また、平成2年4月に環境情報学部と総合政策学部を開校した慶応義塾大学の場合は、地元の藤沢市は財政面での直接の支援はしていませんが、大学関連都市基盤整備に約50億円を投じてきたとのことでありました。さらに、近隣の鈴鹿市では、平成3年4月に開校した鈴鹿医療科学技術大学と平成6年4月に開学した鈴鹿国際大学に対して、用地費を含めそれぞれ24億円を補助しております。

以上で、当委員会が論議してまいりました四日市大学の学部増設に係る主な課題についての報告を終了し、引き続き、議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分についての審査の経過と結果をご報告いたします。

今定例会に提案されている四日市市の支援内容については、理事者から、「新学部設置に必要な費用は現時点で総額30億円に上る見込みであり、本年度分の3億円を含めて、平成12年度までの6年間で15億円を限度として学部増設に要する経費の2分の1を補助していきたい」との説明がありました。当委員会は、今後の問題として、四日市大学が大学院や他の新しい学部を将来設置する場合の市の支援について、理事者の考えをただしたのであります。

理事者からは、「支援の是非について、現時点での仮定の内容で結論を出すのではなく、具体的な構想が出された段階で、議会の意見も聞きながら決定していきたい」との説明がありました。

委員からは、市の支援は今回限りにすべきではないかとの意見も出されたのでありますが、当委員会といたしましては、将来、大学院や他の新しい学部を設置する場合の市の支援については、そのときの社会経済の情勢や市の財政状況あるいは四日市市にとって真に必要な否かを考慮した上で、慎重に結論を出すべきであると考えているものであります。

また、学部の設置に関する問題については、今回充実が図られる四日市

大学運営協議会の合意事項として、明確に位置づけられていることから、まず、同協議会において十分論議を尽くしていく必要があると考えます。さらに、支援の是非について、議会で十分な論議ができるようにするために、今回の学部増設の際の反省点を踏まえて、できるだけ早い時期に議会に対して提案するよう強く要望いたしました。

このほか、四日市大学は四日市市と暁学園の両者の公私協力方式により設立されたことについて、暁学園が学校案内等を通じて受験生や一般市民に広くPRしていくよう求めたところであります。

以上の経過により、当委員会が設置されて以来、重ねてきた調査研究も踏まえた結果、付託されました関係議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、6月定例会から今定例会までの短い期間ではありましたが、四日市大学の学部増設をめぐる問題につきまして、当委員会が精力的に行ってまいりました調査、検討、審査の結果をご報告いたしました。ご協力をいただいた関係者の皆さんに心からお礼を申し上げますとともに、理事者におかれては、当委員会の審査の中で、各委員から出された意見、要望の趣旨を十分おくみ取りいただいた上で、今後の市政運営に当たられるようお願いいたします。

最後に、四日市大学が今後予測される厳しい状況を乗り越えて、公私協力の実を上げ、地域に愛される大学として期待どおりの発展を続けていかれることを心から祈念いたし、四日市大学学部増設対策特別委員会の審査報告といたします。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩をいたします。

午後2時56分休憩

午後3時12分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党四日市市議団を代表いたしまして、今定例議会に提案された24議案のうち、市民生活を守る立場から問題のある6議案について反対をするものであります。

まず、議案第89号平成6年度四日市市水道事業決算認定についてであります。昨年は一昨年と比較すると大変暑い日が続き、全国的な水不足の中で、節水意識が高まり、四日市でも水需要が伸びず、収益も財政計画よりも下回ることになりました。しかし、水道局の皆さんの大変な努力によって、トータル的には差し引き資金残高が7億8,839万5,000円と財政計画よりも1億1,678万3,000円の増額となっています。このことは大いに評価をするものであります。しかし、財政計画と決算を比較してみると、財政計画を過大に見積もっていたのではないかと思われる点もあり、認めがたく反対をするものであります。また、この決算では、21%強の値上げと3%の消費税を市民負担とされたものであり、県水の受水費をもっと引き下げさせたならば値上げをしなくても済んだものではないかと思ひ、反対をするものであります。

次に、議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正予算では、不況の中で中小企業振興資金融資貸付金が組まれています。折しも本日は伊勢湾台風36周年目の記念日でご

ざいます。大災害や大地震対策事業などが組まれております。これらの市民生活を守るべき多くの補正予算は評価をし、賛成するものであります。しかし、この補正予算の中で、今日の経済情勢の中で、むだを省き、市民生活を守る予算にしていく上で、問題のある予算が組まれているため、その部分については反対をするものであります。

一つには、グローバル500賞受賞記念事業費850万円の支出であります。このグローバル500賞に関する予算は総額1,900万円であり、その内訳は旅費6人分で1,300万円、レセプション400万円等となっております。今日の不況のもと、市税収入は減少し、福祉の敬老祝い金がカットされています。このようなときこそ、受賞に行く人の人数を少なくするか、レセプションをもっと質素に行うべきであり、この予算に反対をするものであります。

二つには、消防費のうち常磐分団の車庫移転に伴う1,300万円の支出の問題であります。常磐の派出所がセンターの用地内に移転することにより、分団車庫の汚水管等の問題があったにせよ、今急いで1,300万円もの金を使って車庫を移転させる必要はなく、反対をするものであります。

次に、議案第92号平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）と議案第96号四日市市公共下水道条例の一部改正についてであります。公共下水道の工事費が増えてくる中で、住民に維持管理費のみならず、資本費の25%を負担させるため、公共下水道料金を平均で26.3%値上げしようとするものであります。今日の不況の中、受益者負担論による大幅な料金値上げは認めることはできず、反対をいたします。今後とも水洗化区域内の水洗化率をもっと上げることや、県が新たに設けた下水道普及率ジャンプアップ事業の補助金内容を改善させ、補助金を増やし、取り組みを強められることを強く要望いたします。

次に、議案第106号委託協定の締結についてであります。日永浄化センター第3系統の機械・電気設備工事を3億1,900万円で日本下水道事業団と契約をしようとするものであります。日永浄化センターは、過去一貫

して日本下水道事業団と契約を行ってまいりました。ご存じのように、日本下水道事業団は大手電機会社9社と一緒に談合を行い、入札価格が調整されております。日本下水道事業団の発注をめぐって、東京高検がことし6月に9社を独占禁止法違反などの罪で起訴しております。9月23日の各紙の新聞報道によりますと、市民オンブズマンも、県に監査請求をすると同時に近く四日市でも監査請求し、却下されたならば、裁判にもという報道もなされております。このような事業団と委託契約を結ぶのではなく、四日市でも十分能力があると思うし、市独自に発注すべきであり、この委託契約に反対するものであります。

次に、議案第111号快適環境都市宣言についてであります。四日市では、1972年、公害裁判で公害発生企業のみならず、行政も厳しく裁かれました。その後、公害をなくす取り組みがなされましたが、公害裁判で裁かれた亜硫酸ガスについては、企業の負担金問題もあり、各企業とも積極的に取り組んでまいりました。しかし、二酸化窒素については取り組みが消極的で、国の基準はクリアしたとはいえ、県の基準については、クリアしておりません。国が公害指定地域を解除し、市も賛成してまいりました。また、今回グローバル500賞をもらったということで、もう公害はなくなったとばかりに快適環境都市宣言を行おうとしています。いまだに公害患者が701名見えます。また、二酸化窒素の県の基準も達していないということからも、快適環境都市宣言は時期尚早と言わざるを得なく、反対するものであります。

○議長（野崎 洋君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第89号平成6年度四日市市水道事業決算認定について、議案第90号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、議案第92号平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）、議案第96号四日市市公共下水道条例の一部改正について、議案第108号委託協定の締結に

ついで及び議案第111号快適環境都市宣言についての6件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定及び可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（野崎 洋君） 起立多数であります。よって、本件は認定及び可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた18件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定及び可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定及び可決されました。

なお、これをもちまして四日市大学学部増設対策特別委員会は審査を終了いたしましたので、ご了承願います。

日程第2 議案第112号 公平委員会委員の選任について

○議長（野崎 洋君） 日程第2、議案第112号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第112号は、本市の公平委員会委員のうち、来る10月10日をもって任期満了となります杉本雅俊氏を引き続き選任いたしたいと存じ、提案す

るものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

それでは、ただいま公平委員会委員に同意いたしました杉本雅俊氏からごあいさつがありますので、よろしく願いいたします。

〔杉本雅俊君入場〕

○杉本雅俊君 ただいまご同意いただきました四日市公平委員会委員の杉本雅俊でございます。どうもありがとうございました。

これまで2期8年にわたり地方自治体における人事行政の公平さということを担当する制度として、今まで勉強し、かついろいろな経験させていただきました。この経験を生かして、再度4年間頑張りたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

〔杉本雅俊君退場〕

日程第3 委員会報告第4号 請願の審査結果について

○議長（野崎 洋君） 日程第3、委員会報告第4号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第13号 中国、フランスの地下核実験に抗議し、核兵器廃絶と恒久平和実現の働きかけを求める意見書の提出について

○議長（野崎 洋君） 日程第4、発議第13号中国、フランスの地下核実験に抗議し、核兵器廃絶と恒久平和実現の働きかけを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 発議第13号中国、フランスの地下核実験に抗議し、核兵器廃絶と恒久平和実現の働きかけを求める意見書の提出について発議者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

当市議会は、去る8月17日に中国の核実験に抗議、フランスの核実験再開に反対する要望書を政府に送付したところではありますが、その後、核実験の中止を求める国際世論の高まりを無視し、中国、フランスで相次いで地下核実験が強行されました。そこで、政府に対し、改めて意見書を送付し、中国、フランスの両国政府に核実験の実施を強く抗議し、今後再び核実験を行うことのないよう働きかけていくとともに、世界で唯一の核被爆

国として、すべての国における核兵器廃絶と世界の恒久平和実現に向けてさらに一層の努力を行っていくよう求めていくものであります。どうかよろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野崎 洋君） 日程第5、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務委員会、教育民生委員会及び産業公営企業委員会の各委員長から、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

お諮りいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

○議長（野崎 洋君） この際、ご報告いたします。

さきの6月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果

について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承を願います。

○議長（野崎 洋君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成7年9月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後3時29分閉会

地方自治法第123条の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	野 崎 洋
四日市市議会副議長	伊 藤 正 数
署 名 議 員	田 中 俊 行
署 名 議 員	土 井 数 馬

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成7年9月定例会会期日程

9月5日(火)	午前10時開会 議案説明
6日(水)	休 会
7日(木)	
8日(金)	
9日(土)	
10日(日)	
11日(月)	午前10時開議 一般質問
12日(火)	午前10時開議 一般質問
13日(水)	午前10時開議 一般質問 議案質疑、委員会付託
14日(木)	各常任委員会
15日(金)	休 会
16日(土)	
17日(日)	
18日(月)	産業公営企業委員会・建設委員会
19日(火)	休 会
20日(水)	四日市大学学部増設対策特別委員会
21日(木)	休 会
22日(金)	
23日(土)	
24日(日)	
25日(月)	
26日(火)	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決 追加議案説明、質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(7. 8. 29)

◎9月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 一般質問

(1) 発言順位・発言時間

- ① 新政クラブ 1時間 ② 政友クラブ 3時間20分
 ③ 緑水会 2時間40分 ④ 公明 1時間40分
 ⑤ 日本共産党 1時間 ⑥ 市政クラブ 2時間
 ⑦ 市民クラブ 2時間

3. 通告(受理)期限

- (1) 一般質問 9月5日(火) 午後2時まで
 (通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 9月11日(月) 午後4時まで
- (3) 請願 9月11日(月) 午後4時まで
- (4) 議員提案による意見書発議案
 9月11日(月) 午後4時まで
- (5) 討論・その他 9月21日(木) 正午まで

議決事件一覧表

[市長提出議案] (25件)

議案名	議決結果
議案第 88号 平成6年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認定
議案第 89号 平成6年度四日市市水道事業決算認定について	認定
議案第 90号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 91号 平成7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 92号 平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 93号 平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 94号 四日市市職員賞じゆつ金条例の一部改正について	原案可決
議案第 95号 四日市市消防団員賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部改正について	原案可決
議案第 96号 四日市市公共下水道条例の一部改正について	原案可決
議案第 97号 市道路線の認定について	原案可決
議案第 98号 工事請負契約の締結について <small>一 小牧地区コミュニティ・プラント建設工事一</small>	原案可決
議案第 99号 工事請負契約の締結について	

議案第100号	－長太雨水1号幹線築造工事－ 工事請負契約の締結について	原案可決
	－阿倉川汚水1号幹線管渠布設工事 (その2)－	原案可決
議案第101号	工事請負契約の締結について	
議案第102号	－河原田東汚水1号幹線管渠布設工事－ 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第103号	－桜汚水1号幹線管渠布設工事(その3) 工事請負契約の締結について	原案可決
	－朝明ポンプ場下部土木(ポンプ井)築造 工事－	原案可決
議案第104号	工事請負契約の締結について	
	－日永浄化センター2系終沈污泥掻寄機設 備工事－	原案可決
議案第105号	工事請負契約の締結について	
	－午起ポンプ場電気設備工事－	原案可決
議案第106号	工事請負契約の締結について	
	－常磐ポンプ場電気設備工事－	原案可決
議案第107号	工事請負契約の締結について	
	－消防緊急通信指令施設設置工事－	原案可決
議案第108号	委託協定の締結について	
	－日永浄化センター第3系統機械・電気設 備工事－	原案可決
議案第109号	公有水面の埋立てに係る意見について	原案可決
議案第110号	字の区域の変更について	原案可決
議案第111号	快適環境都市宣言について	原案可決
議案第112号	公平委員会委員の選任について	同意

〔議員提出議案〕 (1件)

議 案 名	議決結果
発議第13号 中国、フランスの地下核実験に抗議し、核兵器廃絶と恒久平和実現の働きかけを求める意見書の提出について	原案可決

〔請 願〕 (2件)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	
5	7.9.11 受理 定住外国人の地方参政権を 求めることについて	四日市市朝日町11-6 韓国民団三重県四日 市支部 団 長 斐 守 得	継 続
	小林 博次 谷口 廣睦	総 務 委 員 会	
6	7.9.11 受理 生活保護の受給者を差別し、 医療を受ける権利を侵害す る医療券方式を健康保険証 のような医療証に改善する	四日市市河原田町3898 四日市生活と健康を 守る会 松 川 栄 太 郎	継 続

ことを求めることについて	
佐野 光信 橋本 茂	教育民生委員会

一般質問通告一覧表

順序	氏 名	要 旨	ページ
(9 月 11 日)	1 新政クラブ 森 真寿朗 (発言時間60分)	1 市長の記者会見報道に関連して 2 本市の官官接待と食糧費について 3 市営住宅の建設省入居基準見直しに伴う本市の住宅政策について 4 河川と水路のネットワーク事業について 5 高齢者人材バンク設立について 6 鈴鹿山麓レジャー施設計画に関連して	18
	2 政友クラブ 桑原 勇 (発言時間40分)	1 地区割の見直しについて 2 防災訓練と対策について	36
	3 政友クラブ 豊田 忠正 (発言時間60分)	1 四日市港の振興策について (1) 港の沿革 (2) 四日市港の将来像 (3) 陸上の交通アクセス 2 亀山製絲工場(室山工場)	47

(9
月
12
日)

		の保存について	
4	政友クラブ 笹岡秀太郎 (発言時間40分)	1 都市提携の現状と課題 2 「中核市」の指定に向けて	64
5	政友クラブ 日置記平 (発言時間60分)	1 四日市市総合計画基本構想 について (1) 道路全般 (2) 地下駐車場整備	76
6	緑水会 瀬川憲生 (発言時間50分)	1 環境問題について (1) 「環境計画」推進の根底 に「環境権」を (2) 平成6年度の公害監視測 定結果 (3) 最近の公害裁判判決から 考える、環境保全対策は	100
7	緑水会 田中武 (発言時間50分)	1 生活関連施策の充実と地方 分権の推進について 2 「公園・緑地整備」の進め 方について 3 塩浜地区の問題について (1) 塩浜中学校の整備 ① 近鉄電車の騒音対策 ② 学校開放対応も兼ねた	118

		一部教室の改造 ③ 運動場の拡大	
8	緑水会 小井道夫 (発言時間60分)	1 ゴミの収集処理・焼却余熱 利用について 2 四日市ドームに関して (1) アクセス道路等の問題 (2) 管理・運営	133
9	公明 藤原まゆみ (発言時間60分)	1 地域医療情報システムにつ いて(ICカード) 2 女性施策について	156
10	公明 益田力 (発言時間40分)	1 高齢者対策について (1) 今後の取り組み (2) 生きがい対策 (3) 家賃補助制度 (4) 住宅改造費補助金制度 (5) 訪問歯科診療	165
11	日本共産党 橋本茂 (発言時間30分)	1 市長の政治姿勢を問う (1) 中国、フランスの核実験 再開に抗議を (2) 市制百周年記念事業は真 に市民本位に見直しを -とりわけドーム建設は直 ちに中止を-	179

(9
月
13
日)

12	日本共産党 佐野光信 (発言時間30分)	1 市の交際費・食糧費について - 官官接待はきっぱりやめよ 2 老人福祉について - 特に敬老祝い金カットをめぐって	189
13	市政クラブ 毛利彰男 (発言時間60分)	1 行政サービス推進のためのマルチメディア化について 2 文化行政について	204
14	市政クラブ 中森慎二 (発言時間60分)	1 交差点における道路照明設備について 2 防犯街灯設置の補助制度の見直しについて 3 歩行者横断用信号設備について 4 銃・テロ社会における救急体制について	220
15	市民クラブ 土井数馬 (発言時間60分)	1 街づくりと中心市街地の空洞化に関連して 2 治水における河川事業に関連して	236
		1 四日市東I. C. 周辺の大	

16	市民クラブ 古市元一 (発言時間60分)	規模開発について 2 人事院勧告について (1) 人事院勧告の対応 (2) 嘱託職員、臨時職員の対応	258
----	----------------------------	---	-----

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 橋本茂 (発言時間15分)	1 議案第90号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第2号) 歳出 第2款 総務費 第4款 衛生費	269
2	日本共産党 佐野光信 (発言時間15分)	1 議案第89号 平成6年度四日市市水道事業決算認定について 2 議案第96号 四日市市公共下水道条例の一部改正について 3 議案第98号 工事請負契約の締結について -小牧地区コミュニティ・プラント建設工事- 4 議案第108号 委託協定の締結について	274

		一日永浄化センター第3 系統機械・電気設備工 事-	
3	日本共産党 藤岡アンリ (発言時間15分)	1 議案第111号 快適環境都市宣言について	279

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第 90号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 衛生費(教育民生委員会に付託した部分を除く)

第8款第4項 港湾費

第5項 都市計画費中都心整備課関係部分

第9款 消防費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第 91号 平成7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第 94号 四日市市職員賞じゆつ金条例の一部改正について

議案第 95号 四日市市消防団員賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部改正について

議案第 107号 工事請負契約の締結について
-消防緊急通信指令施設設置工事-

議案第 109号 公有水面の埋立てに係る意見について

議案第 110号 字の区域の変更について

議案第 111号 快適環境都市宣言について

○ 教育民生委員会

議案第 90号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第4款第1項 保健衛生費中保健センター関係部分

第10款 教育費(特別委員会に付託した部分を除く)

議案第 98号 工事請負契約の締結について
-小牧地区コミュニティ・プラント建設工事-

○ 産業公営企業委員会

議案第 88号 平成6年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 89号 平成6年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 90号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第14款第1項 農林水産施設災害復旧費

○ 建設委員会

議案第 90号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費(総務委員会に付託した部分を除く)

第14款第2項 土木施設災害復旧費

議案第 92号 平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第 93号 平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号)

議案第 96号 四日市市公共下水道条例の一部改正について

議案第 97号 市道路線の認定について

議案第 99号 工事請負契約の締結について
－長太雨水1号幹線築造工事－

議案第 100号 工事請負契約の締結について
－阿倉川汚水1号幹線管渠布設工事(その2)－

議案第 101号 工事請負契約の締結について
－河原田東汚水1号幹線管渠布設工事－

議案第 102号 工事請負契約の締結について
－桜汚水1号幹線管渠布設工事(その3)－

議案第 103号 工事請負契約の締結について
－朝明ポンプ場下部土木(ポンプ井)築造工事－

議案第 104号 工事請負契約の締結について
－日永浄化センター2系終沈汚泥掻寄機設備工事－

議案第 105号 工事請負契約の締結について
－午起ポンプ場電気設備工事－

議案第 106号 工事請負契約の締結について
－常磐ポンプ場電気設備工事－

議案第 108号 委託協定の締結について
－日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事－

○ 四日市大学学部増設対策特別委員会

議案第 90号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款第1項 教育総務費

中国、フランスの地下核実験に抗議し、核兵器
廃絶と恒久平和実現の働きかけを求める意見書

人類史上初の原子爆弾が広島・長崎に投下されて、今年で50年を迎えました。被爆された方々は、核兵器の脅威を身を持って体験するとともに、今もなお放射線障害によって多くの方々が苦しんでいます。

今後、人類がこのような悲惨な経験をしないため、核兵器を廃絶し、恒久平和を早期に実現させていくことが私たちに課せられた責務であり、本市においても、昭和60年3月25日に非核平和都市宣言を行っているところであります。

しかるに、去る8月17日の中国に続き、9月6日にはフランスが南太平洋のムルロア環礁で地下核実験を強行しました。このことは、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす行為であり、さらには核実験の中止を求める国際世論にも耳を貸さぬ暴挙と言わざるを得ません。

よって、政府におかれては、中国、フランス両国政府に対して、核実験の実施を強く抗議し、今後再び核実験を行うことのないよう働きかけていくとともに、世界で唯一の核被爆国として、すべての国における核兵器廃絶と世界の恒久平和を実現するため、さらは一層の努力を行っていくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

平成7年9月26日

四日市市議会

議長 野崎 洋

関係省庁宛

(内閣総理大臣、外務大臣、自治大臣)

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、別紙のとおり報告します。

平成7年9月26日

総務委員長 石川勝彦
教育民生委員長 土井数馬
産業公営企業委員長 日置記平
建設委員長 中森慎二

四日市市議会

議長 野崎 洋 殿

総務委員会

○ 納税貯蓄組合について

納税貯蓄組合は昭和26年に制定された納税貯蓄組合法に基づき、税金を容易かつ確実に納付するため日ごろから納税資金を貯蓄することを目的に、納税者が一定の地域や職域等を単位として、任意に設立された納税協力組織である。

しかしながら、納税貯蓄組合法が制定された当時と現在では、社会、経済状況は大きく変化しており、これまで納税貯蓄の奨励、納税意識の高揚に大きく貢献してきた反面、時代にそぐわない種々の問題点が指摘されているところである。

特に、同法では「国及び地方公共団体が交付する補助金は組合が使用した当該費用の額をこえてはならない」と規定しているにもかかわらず奨励金の交付額が事務費実費額を超えているケースも多く、全国各地でそのあり方について問題が提起されている。

当委員会は、こういった状況に鑑み、納税貯蓄組合の現状を調査・研究するとともに、今後の改善策についても種々の検討を加えたところである。

1. 本市の納税貯蓄組合の現状

本市の納税貯蓄組合の現状は、平成6年度末現在で396組合、19,273人となっており、個人の市県民税（普通徴収分）及び固定資産税の全市賦課合計件数に占める割合（納税貯蓄組合加入率）はわずかに約17%となっている。

これまでの納税貯蓄組合員の納期内の納付実績を見てみると、平成6年度では約94%であり、市税全体の納付率83.8%を大きく上回っている。

本市では、現在これらの組合に対して、納税奨励規則に基づき、各納付期限内に納付された市税の納付金額に応じて、毎年度奨励金を交付しており、その額は平成6年度で約4,480万円となっている。

なお、本市の納税貯蓄組合には、市独自の連合組織がなく、各々の組合が直接三重郡4町を含めた三泗地区連合会に加入している。

奨励金の使途については、自治会への繰り入れ、単位組合の事業費・会議費等が主であるが、納税意識の高揚のための啓発活動は、組織内だけの活動に止まっているものが多い。

さらに、本市の納税奨励規則では納税者が20人以上集まれば組合を設立でき、奨励金の算出基礎を納付額としていることや、組合の納期内納付率が90%以上の場合に奨励金が交付されることなどから、高額・優良納税者だけの組合になっていく傾向があり、組合加入率の低下を招いている一方で、奨励金の総額は増加している。

また、特別徴収となるサラリーマンの納める市県民税は、組合員でも奨励金の対象とならないなどの矛盾がある。

2. 今後の改善策について

税を取り巻く経済環境は円高による国内産業の空洞化等長期の景気低迷により、極めて厳しい状況にある。

このため、市税全体の収納率は年々低下傾向にあり、平成6年度は市民税の特別減税が実施されたにもかかわらず、95%に止まっている。

本来、納税は国民の義務であり、行政側からの督促なしに市民が自主的

に納付することが望ましいことは言うまでもないが、現実には期限内に納付されるのはサラリーマン等の特別徴収分を含めても83.8%にすぎず、平成6年度中に発付された督促状は10万件を超える現状にあり、今後ともより一層の納税思想の高揚のためのPR活動が必要である。

納税貯蓄組合の改善策として理事者からは、「納税者の17%にすぎない納税貯蓄組合員と奨励金の交付を受けていない残りの一般納税者との間で生じている不公平感を緩和するため、今年度から従来の納付奨励金を半額に減額するとともに、維持奨励金については廃止したところであり、今後3年間で現行制度は廃止したいと考えている。その後は、特別徴収者も含めた全納税者を対象に自治会を中心とした新しい納税協力組織を設立し、新組織に対して納期内納付の件数や口座振替での納付件数に応じて奨励金を交付していきたい。」との提案がなされたところである。

当委員会としては、現行制度を見直すことについては、異論のないところであるが、今後の改善策については、各委員から種々の提言がなされたところであり、その概要は次のとおりである。

- 自治会活動は多種・多様化しており今以上の負担にならないよう配慮するとともに、自治会とは別の組織を検討すること。また、活動内容については、具体的に明示すること。
- 奨励金の交付に当たっては、滞納者が特定できたりしてプライバシーの侵害につながる恐れのないよう、奨励金の算出方法に配慮すること。また、奨励金の交付目的についても明確にしておくこと。
- 納税思想の普及に当たっては、住民の啓蒙活動に期待するだけでなく、行政が主体となってより一層の納税意識の高揚を図ること。また、啓蒙、啓蒙活動の中心的役割を担える納税協力員等の新設を検討すること。

このほか、新組織の必要性についても種々の議論が行われたところであり、当委員会としては、これまでの議論を参考に理事者に再考を求め、さらに議論を重ねていく必要があることから、引き続き閉会中の継続調査事

項として取り上げることとしたい。

教育民生委員会

○ 生涯学習施設の整備について

近年、学校教育に対する過度の依存や学歴社会の弊害が指摘されており、従来の学校中心の考え方から脱却し、人々が生涯を通じて自己啓発を続けることが求められている。

また、週休二日制の普及による自由時間の増大や高学歴化などを背景に人々の学習意欲は大きな高まりを見せており、ハード・ソフト両面にわたる生涯学習環境の整備を求める声が強くなっている。

このような中で、本市においては、これまで行われてきた生涯学習の課題を明らかにし、体系的に施策を展開するため「生涯学習推進計画四日市プラン」を本年3月に策定したところであるが、今後、生涯学習を全市域に拡げ、定着させていくためには学習活動の拠点となる施設の一層の整備を図っていく必要がある。

そこで当委員会は、「生涯学習施設の整備について」を閉会中の調査事項に取り上げ調査研究を行った。

1. 本市の生涯学習の取り組みと施設の状況

本市においては、地区市民センターでの各種学級・講座や教育部門が行う市民大学など多くの生涯学習の取り組みが実施されているが、多様な住民ニーズを十分に満たしているとは言えない状況にある。

また、市民の学習要求が高度化・多様化する中で、既存の関連施設では対応しにくい専門的な学習内容もあらわれており、様々なレベルに対応した学習機会を提供していくことが求められている。

一方、学習施設については、地域における学習活動の拠点である地区市民センターのほか、活動内容に応じて各種の生涯学習関連施設が利用されており、最近では学校活動に支障のない範囲で小学校の余裕教室の開放も

進められている。

しかし、設備スペース、施設数の面からも十分とは言えない状況にあり、今後、市民一人一人が自主的な選択によって快適に学習活動を行っていくためには、関連施設の量的な整備を進めるとともに、施設や組織等の有機的連携を図っていくことが課題となっており、これらに対応するため中核施設が必要となっている。

2. 今後の施設整備について

生涯学習は、市民の自主的な選択により、生涯を通じて行われるものであることから、市民ニーズに対応した利用しやすい施設整備が望まれる。

このような観点から各委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・ 生涯学習センターについて、建設候補地の選定など具体的な構想を早急に策定するとともに、管理運営などソフト面についても十分な研究を行うこと

また、施設整備に当たっては、利用する市民の利便などを十分に考慮して建設場所の選定を行うとともに、身近な場所で学習できる施設についてもあわせて整備を進めること

- ・ 地域における学習活動の拠点である地区市民センターの施設拡充を進めること
- ・ 生涯学習活動の中で障害者の自己学習、交流活動に対して一層の支援を行うこと
- ・ 各種施設の利用を促進するため、市民に対して施設の設置目的や設備内容などについて十分なPRを行うこと

また、小学校の施設の開放状況について地元市民への周知に努めるとともに、中学校の施設開放についても検討すること

- ・ 各種文教施設の整備に当たっては、長期的な視点に立って施設の配置場所を検討すること
- ・ 生涯学習推進のためには指導者の確保と資質向上が不可欠であること

から、指導者育成への取り組みを強化すること

- ・ 生涯学習関連施設のネットワーク化に備え、地区市民センターの夜間
- ・ 休日対応を充実させること
- ・ 生涯学習社会の構築に向け、関係部局間の連携を一層強化するとともに、新たな推進体制の整備を検討すること

このように、今後本市の生涯学習施策を効果的に推進していくためには、全市的な学習活動・情報発信の拠点となる生涯学習センターの早期整備を図るとともに、ネットワーク化も視野に入れた既存施設の整備・拡充を進めていく必要がある。

当委員会は、行政が市民の自主的な学習活動を積極的に支援することにより、市民一人一人が人生を有意義で生きがいのあるものとしていくとともに、学習を通じて身につけた知識や経験が地域や社会に還元されることによって、本市が基本構想に掲げる「豊かな心をはぐくむ教育・文化のまちづくり」がさらに推進されることを強く望むものである。

産業公営企業委員会

○ 医療サービスの向上について

昨今の医療を取り巻く環境は、高齢化社会の急速な進展による疾病構造の変化、生活水準の向上等に伴う医療ニーズの多様化など大きな変化が見られている。

こうした医療をめぐる社会経済の変化に的確に対応し、将来にわたって安定した医療サービスの提供に努めていくため、地域の中核病院として市立四日市病院の果たす役割はますます重大なものとなっている。

一方、市立四日市病院を初めとする地域医療の状況に目を向けて見ると、昨年10月にオープンした県立総合医療センターでは、一般の開業医と密接な連携をとりながら診療を行う、いわゆる病診連携システムが導入されており、こうした新しい医療システムの今後の動向が注目を集めているとこ

ろである。

当委員会は、生涯にわたる健康管理が従来にも増して重視される中、市立四日市病院が市民により質の高い医療サービスを提供していくことが、ひいては本市が基本構想に掲げる「健康で心のかよう福祉のまちづくり」につながるとの観点から、「医療サービスの向上について」を閉会中の継続調査として取り上げ、当院において取り組まれている医療サービスの現況を精査するとともに、医療サービスの一環として当院での導入が検討されている病診連携に焦点を当てて調査・研究を行った。

1. 主要医療サービスについて

(1) 現況

現在、市立四日市病院で取り組まれている主要な医療サービスのうち、まず医療機能サービスの面においては、精神内科、腎臓内科等の専門外来診療が実施されているほか、高度な医療機器の導入や救急医療体制のさらなる充実に向け鋭意取り組みがなされているところである。

また、昨年6月から従来の人間ドックをより細分化した専門ドックとして脳ドックが実施されており、予約制により毎月10名程の利用が見られるところであるが、今後とも医療ニーズがますます多様化する中で、新たな専門ドックの分野についても研究を行っていく必要があると考える。

次に医療関連サービスの面から捉えて見ると、在宅療養患者に対する医師の指導、訪問診療・訪問看護等在宅療養の推進が図られているほか、メディカル・ソーシャル・ワーカーによる医療相談業務、糖尿病教室等各種教室が開催されている。

そのほか、栄養相談・調理実習の実施や自主グループ活動への支援が行われている。

このうち、医療相談については、毎年6千件近くの相談件数で推移していることに加え、その内容も広範多岐にわたるなど、相談業務に寄せる患者の期待は相当なものがあると思われる。

こうした患者のニーズに対応していくためには、現行の相談室はかなり手狭になってきており、十分なスペースの確保が図られるよう検討を重ねていくことが望まれる。

(2) その他

以上が市立四日市病院での医療サービスの概要であるが、さらなる医療サービス向上の見地から、厚生省が強力に推進する方針を打ち出している医薬分業の導入についても引き続き検討を行っていく必要がある。

また、入院患者へのテレビの貸出し、さらには院内の施設改修など、よりきめ細かな患者サービスに留意されるよう、今後ともあらゆる機会を通じて研究を行っていくべきである。

2. 病診連携について

(1) 概要

病診連携とは、地域の病院や診療所がそれぞれの機能の分担と連携を図ることにより、住民が身近な地域で病状に応じた適切な医療を受けられるようにすることであり、その代表的な方法としては中核的病院における高度・高額機器の共同利用や診療所医師のための専門外来の利用・病床の確保、中核的病院が行う症例検討会・研修会等への診療所医師の参加などが挙げられる。

なお、病診連携は診療所医師の紹介先病院における診療への関わり方によって、診療所医師主導型のフル・オープンシステムと病院医師主導型のセミ・オープンシステムに分けられている。

(2) 他病院の状況

フル・オープンシステムの導入は多治見市民病院、市立長浜病院等少数であるが、セミ・オープンシステムは名古屋市、新潟市、横須賀市等多数の病院において実施されている。

また、少数ではあるが、フル・オープンシステムとセミ・オープンシステムの併用を行っている病院もある。

県下では平成3年1月より国立三重病院において、平成7年1月より県立総合医療センターにおいて、いずれもセミ・オープンシステムの病診連携が行われている。

(3) 歩み

昭和23年に制定された医療法でオープンシステムの方向づけが示され、昭和44年市立小樽病院において自治体病院として初めてオープンシステムが実施された。

平成4年に医療法が改正され、病診連携の積極的推進業務が盛り込まれたことを受けて、翌5年に厚生省は「病診連携推進事業実施要綱」の策定を行った。

県においても「病診連携システム事業」として、県下5医師会に病診連携の具体的実現を目指した研究を委託したところである。

(4) 今後に向けて

病診連携は在宅医療システム推進の中で地域医療との密接なつながりをもたせるだけでなく、大病院での外来診療が飽和状態にある中、混雑解消の一助にもなり得るものとしてその推進が叫ばれているものであるが、当システムの実施に際しては、医師会との調整はもとより院内に専用の病診連携室を設ける必要があるなど解決すべき課題も少なくない。

こうした課題等を十分加味しながら、病診連携が真の患者サービスの向上につながるよう、今後ともあらゆる角度から引き続き検討を重ねていく必要があるが、最終的に市立四日市病院において病診連携を実施する場合には、当システムの趣旨について広く市民の理解と協力を求めていくことが肝要である。

3. 終わりに

医療はあくまでも患者中心に行われるものであり、常に時代のニーズに応える医療サービスを提供することが大切である。

こうした観点のもとに市立四日市病院においては種々の医療サービス向

上策や病診連携の導入に鋭意検討がなされるなど、当地域の医療体制の充実に積極的に取り組まれているところであるが、今後なお一層高齢化時代に適応した医療体制を整備するとともに、一般病院としての使命を果たすため、努力しなければならない。

そして、市立四日市病院を核として、予防から社会復帰そして終末医療までを包含した新たな地域医療のあり方を確立しなければならないと考える次第である。

当委員会は、これら21世紀を見据えた医療システムの構築に向けて、市立四日市病院としても関係部局との連携を図りながらさらに検討を重ねていくとともに、患者動向を見ながら施設の増築についても研究を行うなど、今後とも医療サービスの向上はもとより、時代の要請に応える医療ネットワークづくりを視野に入れた取り組みになお一層の努力を払われるよう強く望むものである。

建設委員会

○ 水辺空間の整備について

かつて河川は日本の豊かな四季の巡りの中で、常に人々の心や暮らしにうるおいと安らぎを与え続けてきた。

しかし、都市化や地域開発の急速な進展の中で、水害から市民の生命・財産を守るという機能に重点を置いた河川整備が進められてきた結果、河川はその豊かな自然とうるおいを失いつつある。

近年、水辺空間を都市域などに残された身近な自然との触れ合いの場として、また、豊かな自然を育む場として見直そうという機運が強くなってきており、人間生活と調和のとれた自然豊かな川づくりに対する社会的要請は強いものとなっている。

このため、これまでの治水面に重きを置いた河川整備に加え、今後は河川環境の整備・保全や水辺空間の有効利用等、まちづくりと一体となった

水辺空間の整備を図ることが求められている。

本市においては、昭和62年度に建設省が創設したふるさとの川モデル事業により三滝川の環境整備に取り組むとともに、四日市市環境計画の中に水辺環境の整備を位置づけるなど、安全でうるおいのある水辺空間の創出を図るため、積極的に事業を推進しているところである。

当委員会は以上のことを踏まえ、本市における水辺空間の整備について調査・研究を行った。

1. 本市の河川空間の利用現況について

(1) 河川法の占用許可による利用実態

市内の河川では、鈴鹿川5件、三滝川8件、矢合川1件、海蔵川4件、部田川1件、朝明川7件、計6河川で26件の利用がなされており、主に運動広場や子供広場として利用されている。

(2) 河川空間利用の問題点

河川は降雨時にその流域内の雨水を安全に流下させるための施設であり、このため河川構造令による厳しい制限が課せられることから、駐車場の確保や公衆便所等休息施設の設置ができず、設置できる施設も移動可能な仮設ネット等簡易なものしかできない。また、設置されている施設は河川両岸の高水敷を利用していることから、洪水による被害を被りやすく、その維持管理に多大な費用と労力を費やしている。

2. 河川環境整備事業のメニューについて

国や県が実施している河川環境整備事業には、以下のようなメニューがある。

(1) 国の制度

① 多自然型川づくり事業

特に生物の良好な環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する必要のある川を整備する。

② 桜づつみモデル事業

周辺の自然的、社会的、歴史的環境等との関連から堤防の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る必要のある川を整備する。

③ ふるさとの川モデル事業

市町村のシンボリック河川で、特に周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る必要のある川を整備する。

④ その他の事業

河川と水路のネットワーク事業、魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業、マイタウン・マイリバー整備事業、都市清流復活総合モデル事業、まほろばの川づくりモデル事業、ラブリバー制度等がある。

(2) 県の制度

① ふれあいの水辺空間整備事業

河川の持つ多面性機能の保全・育成を図り、今後特に周辺の景観や地域整備と一体となった河川整備を行い、良好な水辺空間の形成を図る必要のある三重県の管理河川を整備する。

② 河川美化ボランティア活動推進事業

地域住民等のボランティアによる河川環境の美化及び保全に寄与する草刈り及び清掃等の作業を支援することにより、ボランティア活動の拡大及び河川愛護意識の高揚を図る。

③ フラワーオアシス推進事業

河川の高水敷等の水辺に四季折々の花木を植栽し、憩いとうるおいに満ちた水辺環境を作り、もって住民の河川への親しみを培い、住民とともに河川の良好な維持とうるおいある河川空間の形成を図るため、ボランティア活動を行う団体に支援を行う。

3. 本市の取り組みについて

本市においては、ふるさとの川モデル事業により、三重県と合同で三滝川の環境整備事業に取り組んでいるほか、市単独事業として平成6年度に準用河川部田川において、ひも状接触材（バイオコード）による河川の直接浄化を施工したところである。

今後の取り組みとしては、「多自然型川づくり事業」として準用河川朝明新川において生態系保全護岸整備、準用河川萱生川及び古城川において親水空間の整備、都市小河川足見川において生態系保全及び親水護岸整備が、また準用河川十四川において河川浄化施設整備が、準用河川堀川下流においては身近な水辺環境再生事業として（仮称）「堀川菖蒲園」の整備等が予定されている。

4. まとめ

調査・研究の過程において各委員から出された意見の概要は次のとおりである。

- ・ 河川敷における水辺空間整備を推進するばかりでなく、近鉄四日市駅からJR四日市駅にかけてせせらぎを設置するなど、市街地における親水空間の整備にも積極的に取り組むこと
- ・ 市民に河川をもっと身近なものとして感じてもらえるようにするため住民参加型のイベント等を実施するとともに、ボランティア活動の拡大や河川愛護意識の高揚を図るための啓蒙・啓発に努めること
- ・ 人工的なコンクリート護岸整備にとどまらず、快適で良好な護岸環境を創出するため、水を浄化する環境護岸などの整備手法を積極的に導入すること
- ・ 他市の事例も参考にしながら河川の浄化に努め、蜚や魚等自然生物が生息できる川として再生し、子どもたちがそれらに直接手を触れることのできる場を提供すること
- ・ 区画整理手法によりまちにせせらぎを演出するなど、他部局との連携を一層密にし、総合行政の中で一体的な空間整備の創造に努めること

- ・ 水辺空間における橋梁の建設に当たっては、安全性を第一義に考え、その上で景観等にも配慮すること
- ・ 整備メニューの一つである「桜づつみモデル事業」を活用し、内部川に桜づつみを設置するなど、市南部にも桜を楽しめ市民の憩いの場となる河川敷を創出するべく建設省に働きかけること

当委員会は、水辺空間が水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会にうらおいを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用の面でも重要な役割を果たしているとの認識に立ち、治水施設の整備と水辺空間の整備をまちづくりの中で一体的に実施していくことが、水害による被害の軽減と地域の生活環境の向上に大きく寄与すると考えるものである。

このため、各委員から出された意見を十分に踏まえ、河川事業の大きな使命である水害から市民の生命・財産を守るという治水対策を図りつつ、緑あふれる情趣と個性ある美しい水辺景観を形成し、まちの誇りとなるようなうらおいある水辺空間の創出を通じて、快適な生活環境の創造に一層の努力を払われるよう強く望む次第である。

常任委員会の閉会中の継続調査について

総務委員会	納税貯蓄組合について
教育民生委員会	重度障害者の現状と課題について
産業公営企業委員会	競輪事業について